

この法令は、電子政府の総合窓口 e-Gov (<http://www.e-gov.go.jp/index.html>) サイトのうち、「法令検索」から法令名の用語索引をし、検索されたデータから日本語を忠実に抽出し、その後、日中高齢化対策戦略技術プロジェクト事務局により中国語訳を追加したものです。翻訳以降の改正有無については、同サイト内「日本法令索引」のリンクから改正履歴をご確認ください。また、提供している情報は、ご利用される方のご判断においてご使用ください。できるだけ正確な中国語情報の提供を心がけておりますが、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、日中高齢化対策戦略技術プロジェクト事務局及び JICA は一切の責任を負いかねます。

本法令以电子政府综合窗口 e-Gov (<http://www.e-gov.go.jp/index.html>) 网站为对象，采用在“法令检索”栏下以法令名称用语检索的方式，如实提取检索显示的日语数据，并由中日养老服务政策及产业合作项目办公室进行中文翻译。关于翻译后是否曾经修订，请在该网站的“日本法令索引”链接确认修订历史记录。对于此处提供的信息，请利用者自行判断使用。我们致力于提供准确的中文信息，对于在使用过程中造成的不利后果，中日养老服务政策及产业合作项目办公室及 JICA 恕不负责。

介護保険法

介護保险法

(平成九年十二月十七日法律第百二十三号)

(1997年12月17日法律第123号)

最終更新：平成二十八年五月二十日公布（平成二十八年法律第四十七号）改正

最終修订：2016年5月20日公布(2016年法律第47号)改正

第一章 総則（第一条—第八条の二）

第一章 总则（第一条—第八条之二）

第二章 被保険者（第九条—第十三条）

第二章 受保人（第九条—第十三条）

第三章 介護認定審査会（第十四条—第十七条）

第三章 护理认定审查会（第十四条—第十七条）

第四章 保険給付

第四章 保险给付

第一節 通則（第十八条—第二十六条）

第一节 通则（第十八条—第二十六条）

第二節 認定（第二十七条—第三十九条）

第二节 认定（第二十七条—第三十九条）

第三節 介護給付（第四十条—第五十一条の四）

- 第三節 护理给付（第四十条—第五十一条之四）
- 第四節 予防给付（第五十二条—第六十一条の四）
- 第四節 予防给付（第五十二条—第六十一条之四）
- 第五節 市町村特別给付（第六十二条）
- 第五節 市町村特別给付（第六十二条）
- 第六節 保険给付の制限等（第六十三条—第六十九条）
- 第六節 保険给付的限制等（第六十三条—第六十九条）
- 第五章 介護支援専門員並びに事業者及び施設
- 第五章 护理援助专业人员及机构及设施
- 第一節 介護支援専門員
- 第一節 护理援助专业人员
- 第一款 登録等（第六十九条の二—第六十九条の十）
- 第一小節 登記等（第六十九条之二—第六十九条之十）
- 第二款 登録試験問題作成機関の登録、指定試験実施機関及び指定研修実施機関の指定等（第六十九条の十一—第六十九条の三十三）
- 第二小節 登記考试出题机构的登记、指定考试实施机构及指定培训实施机构的指定等（第六十九条之十一—第六十九条之三十三）
- 第三款 義務等（第六十九条の三十四—第六十九条の三十九）
- 第三小節 义务等（第六十九条之三十四—第六十九条之三十九）
- 第二節 指定居宅サービス事業者（第七十条—第七十八条）
- 第二節 指定居家服务机构（第七十条—第七十八条）
- 第三節 指定地域密着型サービス事業者（第七十八条の二—第七十八条の十七）
- 第三節 指定地区緊密型服务机构（第七十八条之二—第七十八条之十七）
- 第四節 指定居宅介護支援事業者（第七十九条—第八十五条）
- 第四節 指定居家护理援助机构（第七十九条—第八十五条）
- 第五節 介護保険施設
- 第五節 护理保险设施
- 第一款 指定介護老人福祉施設（第八十六条—第九十三条）
- 第一小節 指定护理老年人福利设施（第八十六条—第九十三条）
- 第二款 介護老人保健施設（第九十四条—第一百十五条）
- 第二小節 护理老年人保健设施（第九十四条—第一百一十五条）
- 第六節 指定介護予防サービス事業者（第一百五條の二—第一百五條の十一）
- 第六節 指定护理预防服务机构（第一百一十五条之二—第一百一十五条之十一）
- 第七節 指定地域密着型介護予防サービス事業者（第一百五條の十二—第一百五條の二十一）
- 第七節 指定地区緊密型护理预防服务机构（第一百一十五条之十二—第一百一十五条之二十一）
- 第八節 指定介護予防支援事業者（第一百五條の二十二—第一百五條の三十一）

- 第八節 指定护理预防援助机构（第一百一十五条之二十二—第一百一十五条之三十一）
- 第九節 業務管理体制の整備（第十五条の三十二—第十五条の三十四）
- 第九節 业务管理体制的建设（第一百一十五条之三十二—第一百一十五条之三十四）
- 第十節 介護サービス情報の公表（第十五条の三十五—第十五条の四十四）
- 第十節 护理服务信息的公布（第一百一十五条之三十五—第一百一十五条之四十四）
- 第六章 地域支援事業等（第十五条の四十五—第十五条の四十九）
- 第六章 地区援助事业等（第一百一十五条之四十五—第一百一十五条之四十九）
- 第七章 介護保険事業計画（第十六条—第二十条）
- 第七章 护理保险事业计划（第一百一十六条—第一百二十条）
- 第八章 費用等
- 第八章 费用等
 - 第一節 費用の負担（第二十一条—第四十六条）
 - 第一節 费用的负担（第二十一条—第四十六条）
 - 第二節 財政安定化基金等（第四十七条—第四十九条）
 - 第二節 财政稳定基金等（第一百四十七条—第一百四十九条）
 - 第三節 医療保険者の納付金（第五十条—第五十九条）
 - 第三節 医疗承保人缴纳款项（第一百五十条—第一百五十九条）
- 第九章 社会保険診療報酬支払基金の介護保険関係業務（第六十条—第七十五条）
- 第九章 社会保険医疗费用支付基金护理保险相关业务（第一百六十条—第一百七十五条）
- 第十章 国民健康保険団体連合会の介護保険事業関係業務（第七十六条—第七十八条）
- 第十章 国民健康保险团体联合会护理保险事业相关业务（第一百七十六条—第一百七十八条）
- 第十一章 介護給付費等審査委員会（第七十九条—第八十二条）
- 第十一章 护理给付费等审查委员会（第一百七十九条—第一百八十二条）
- 第十二章 審査請求（第八十三条—第九十六条）
- 第十二章 审查请求（第一百八十三条—第一百九十六条）
- 第十三章 雑則（第九十七条—第二百四条）
- 第十三章 杂则（第一百九十七条—第二百零四条）
- 第十四章 罰則（第二百五条—第二十五条）
- 第十四章 罚则（第二百零五条—第二百一十五条）
- 附則
- 附則

第一章 總則

第一章 总则

（目的）

(目的)

第一条 この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。

第一条 为了向随年龄增长身心发生变化并因此而引发疾病,进入需要护理状态,且需要入浴、排泄、进食等护理,机能训练、看护、疗养管理及其他医疗服务者,提供必要的医疗保健服务及福利服务,以维护其尊严,使其尽己所能自立进行日常生活,本法基于国民共同连带责任理念建立护理保险制度,并就保险给付等必要事项进行规定,以达到提高国民医疗保健水平,增进社会福祉的目的。

(介護保険)

(护理保险)

第二条 介護保険は、被保険者の要介護状態又は要支援状態（以下「要介護状態等」という。）に関し、必要な保険給付を行うものとする。

第二条 护理保险应就受保人的需要护理状态或者需要援助状态（以下称“需要护理状态等”），实施必要的保险给付。

2 前項の保険給付は、要介護状態等の軽減又は悪化の防止に資するよう行われるとともに、医療との連携に十分配慮して行われなければならない。

2 实施前款的保险给付旨在减轻需要护理状态等或者防止恶化,同时必须充分考虑到与医疗之间的协作。

3 第一項の保険給付は、被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、被保険者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者又は施設から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

3 实施第一款的保险给付时,必须结合受保人的身心状况、所处环境等,根据受保人的选择,由多样化的机构或者设施综合且高效地提供合适的医疗保健服务及福利服务。

4 第一項の保険給付の内容及び水準は、被保険者が要介護状態となった場合においても、可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮されなければならない。

4 第一款保险给付的内容及标准必须考虑到即使受保人处于需要护理状态,也尽己所能地在自己家中自立进行日常生活。

(保険者)

(承保人)

第三条 市町村及び特別区は、この法律の定めるところにより、介護保険を行うものとする。

第三条 市町村及特別区应依据本法规定，实施护理保险。

2 市町村及び特別区は、介護保険に関する収入及び支出について、政令で定めるところにより、特別会計を設けなければならない。

2 关于护理保险相关收入及支出，市町村及特別区必须遵循政令规定设立专门款项。

(国民の努力及び義務)

(国民的努力及义务)

第四条 国民は、自ら要介護状態となることを予防するため、加齢に伴って生ずる心身の変化を自覚して常に健康の保持増進に努めるとともに、要介護状態となった場合においても、進んでリハビリテーションその他の適切な保健医療サービス及び福祉サービスを利用することにより、その有する能力の維持向上に努めるものとする。

第四条 为了预防自身进入需要护理状态，国民应自行察知随年龄增长而产生的身心变化，时刻努力保持和增进健康，即使进入需要护理状态，也应积极利用康复及其他合适的医疗保健服务及福利服务，努力维持、提高自己的能力。

2 国民は、共同連帯の理念に基づき、介護保険事業に要する費用を公平に負担するものとする。

2 国民应基于共同连带责任理念，公平地负担护理保险事业所需费用。

(国及び地方公共団体の責務)

(国家及地方公共团体的职责)

第五条 国は、介護保険事業の運営が健全かつ円滑に行われるよう保健医療サービス及び福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

第五条 为了使护理保险事业健康且顺畅地运营，国家必须制定相关政策并采取其他必要措施，确保医疗保健服务及福利服务的提供机制。

2 都道府県は、介護保険事業の運営が健全かつ円滑に行われるように、必要な助言及び適切な援助をしなければならない。

2 为了使护理保险事业健康且顺畅地运营，都道府县必须提出必要的建议并提供适当的援助。

3 国及び地方公共団体は、被保険者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、保険給付に係る保健医療サービス及び福祉サービスに関する施策、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止のための施策並びに地域における自立した日常生活の支援のための施策を、医療及び居住に関する施策との有機的な連携を図りつつ包括的に推進するよう努めなければならない。

3 为了让投保人尽可能在习惯居住的地方尽己所能自立进行日常生活，国家及地方公共团体必须努力将涉及保险给付的医疗保健服务及福利服务相关政策、预防或减轻需要护理状态等或者防止恶化的政策，以及就地自立生活的援助政策与医疗及居住相关政策有机地联系起来，并致力于综合推进。

（認知症に関する調査研究の推進等）

（推进老年痴呆症相关调查研究等）

第五条之二 国及び地方公共団体は、被保険者に対して認知症（脳血管疾患、アルツハイマー病その他の要因に基づく脳の器質的な変化により日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態をいう。以下同じ。）に係る適切な保健医療サービス及び福祉サービスを提供するため、認知症の予防、診断及び治療並びに認知症である者の心身の特性に応じた介護方法に関する調査研究の推進並びにその成果の活用に努めるとともに、認知症である者の支援に係る人材の確保及び資質の向上を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第五条之二 为了向投保人提供涉及老年痴呆症（因脑血管疾病、阿尔茨海默病及其他原因，脑部发生器质性变化，记忆功能及其他认知功能退化，已达到影响日常生活程度的状态。下同）的妥善医疗保健服务及福利服务，国家及地方公共团体应致力于推动老年痴呆症的预防、诊断与治疗以及与老年痴呆症患者身心特点相结合的护理方法的调查研究，并对其成果加以充分运用，同时采取必要措施确保从事老年痴呆症患者援助工作的人才及其能力提升。

（医療保険者の協力）

（医疗承保人的协助）

第六条 医療保険者は、介護保険事業が健全かつ円滑に行われるよう協力しなければならない。

第六条 为了使护理保险事业健康且顺畅地运营，医疗承保人必须提供协助。

（定義）

（定义）

第七条 この法律において「要介護状態」とは、身体上又は精神上の障害があるために、入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部又は一部について、厚生労働省令で定める期間にわたり継続して、常時介護を要すると見込まれる状態であって、その介護の必要の程度に応じて厚生労働省令で定める区分（以下「要介護状態区分」という。）のいずれかに該当するもの（要支援状態に該当するものを除く。）をいう。

第七条 本法中の“需要护理状态”是指，因为身体上或者精神上存在障碍，预计入浴、排泄、进食等日常生活的全部或部分基本行为，在厚生劳动省令规定的期间，将会处于需要持续进行常态护理的状态，并且其需要护理的程度属于厚生劳动省令规定的分类（以下称“需要护理状态分类”）之一（属于需要援助状态的除外）。

2 この法律において「要支援状態」とは、身体上若しくは精神上の障害があるために入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部若しくは一部について厚生労働省令で定める期間にわたり継続して常時介護を要する状態の軽減若しくは悪化の防止に特に資する支援を要すると見込まれ、又は身体上若しくは精神上の障害があるために厚生労働省令で定める期間にわたり継続して日常生活を営むのに支障があると見込まれる状態であって、支援の必要の程度に応じて厚生労働省令で定める区分（以下「要支援状態区分」という。）のいずれかに該当するものをいう。

2 本法中の“需要援助状态”是指，因为身体上或者精神上存在障碍，预计入浴、排泄、进食等日常生活的全部或部分基本行为，在厚生劳动省令规定的期间，将需要持续援助以减轻需要常态护理的状态或者防止恶化，或因为身体上或者精神上存在障碍，预计在厚生劳动省令规定的期间，处于难以持续维持日常生活的状态，并且需要援助的程度属于厚生劳动省令规定的分类（以下称“需要援助状态分类”）之一。

3 この法律において「要介護者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

3 本法中の“需要护理人员”是指符合下列各项任何一项者。

一 要介護状態にある六十五歳以上の者

一 处于需要护理状态的六十五岁以上者

二 要介護状態にある四十歳以上六十五歳未満の者であって、その要介護状態の原因である身体上又は精神上の障害が加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病であって政令で定めるもの（以下「特定疾病」という。）によって生じたものであるもの

二 处于需要护理状态的四十岁以上且未满六十五岁者，致使其进入需要护理状态的身体上或精神上的障碍，是由随着年龄增长产生的身心变化所致疾病，并且属于政令规定的疾病（以下称“特定疾病”）所引发的。

4 この法律において「要支援者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

4 本法中の“需要援助人员”是指符合下列各项任何一项者。

- 一 要支援状態にある六十五歳以上の者
- 一 处于需要援助状态的六十五岁以上者

二 要支援状態にある四十歳以上六十五歳未満の者であつて、その要支援状態の原因である身体上又は精神上の障害が特定疾病によって生じたものであるもの

二 处于需要援助状态的四十岁以上且未滿六十五岁者，致使其进入需要援助状态的身体上或精神上的障碍，是由特定疾病所引发的。

5 この法律において「介護支援専門員」とは、要介護者又は要支援者（以下「要介護者等」という。）からの相談に応じ、及び要介護者等がその心身の状況等に応じ適切な居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービス又は特定介護予防・日常生活支援総合事業（第百十五条の四十五第一項第一号イに規定する第一号訪問事業、同号ロに規定する第一号通所事業又は同号ハに規定する第一号生活支援事業をいう。以下同じ。）を利用できるよう市町村、居宅サービス事業を行う者、地域密着型サービス事業を行う者、介護保険施設、介護予防サービス事業を行う者、地域密着型介護予防サービス事業を行う者、特定介護予防・日常生活支援総合事業を行う者等との連絡調整等を行う者であつて、要介護者等が自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的知識及び技術を有するものとして第六十九条の七第一項の介護支援専門員証の交付を受けたものをいう。

5 本法中的“护理援助专业人员”是指向需要护理人员或者需要援助人员（以下称“需要护理人员等”）提供咨询服务，及与市町村、居家服务机构、地区紧密型服务机构、护理保险设施、护理预防服务机构、地区紧密型护理预防服务机构、特定护理预防和日常生活援助综合机构等进行联络协调等，使需要护理人员等能够根据其身心状况等利用合适的居家服务、地区紧密型服务、设施服务、护理预防服务或者地区紧密型护理预防服务或特定护理预防和日常生活援助综合事业（第一百一十五条之四十五第一款第一项 a 规定的第一类上门事业、同项 b 规定的第一类护理日托事业或同项 c 规定的第一类生活援助事业。下同），并且被授予第六十九条之七第一款的护理援助专业人员证书，具有援助需要护理人员等自立进行日常生活的专业知识和技术者。

6 この法律において「医療保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。

6 本法中的“医疗保险各法”是指下列法律。

- 一 健康保険法（大正十一年法律第七十号）
- 一 《健康保険法》（1922 年法律第 70 号）
- 二 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）
- 二 《船员保险法》（1939 年法律第 73 号）
- 三 国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）

- 三 《国民健康保険法》（1958 年法律第 192 号）
- 四 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）
- 四 《国家公務員共済組合法》（1958 年法律第 128 号）
- 五 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）
- 五 《地方公務員等共済組合法》（1962 年法律第 152 号）
- 六 私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）
- 六 《私立学校教職員共済法》（1953 年法律第 245 号）

7 この法律において「医療保険者」とは、医療保険各法の規定により医療に関する給付を行う全国健康保険協会、健康保険組合、市町村（特別区を含む。）、国民健康保険組合、共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団をいう。

7 本法中の“医疗承保人”是指，依据医疗保险各法规定进行医疗相关给付的全国健康保险协会、健康保险组合、市町村（含特别区）、国民健康保险组合、共済组合或日本私立学校振兴与共済事业团。

8 この法律において「医療保険加入者」とは、次に掲げる者をいう。

8 本法中の“医疗保险投保人”是指下列人员。

一 健康保険法 の規定による被保険者。ただし、同法第三条第二項 の規定による日雇特例被保険者を除く。

一 《健康保険法》规定的受保人。但是，同法第三条第二款规定的短期雇佣特例受保人除外。

二 船員保険法 の規定による被保険者

二 《船员保险法》规定的受保人

三 国民健康保険法 の規定による被保険者

三 《国民健康保険法》规定的受保人

四 国家公務員共済組合法 又は地方公務員等共済組合法 に基づく共済組合の組合員

四 基于《国家公務員共済組合法》或《地方公務員等共済組合法》的共済組合的成员

五 私立学校教職員共済法 の規定による私立学校教職員共済制度の加入者

五 依据《私立学校教職員共済法》规定加入私立学校教職員共済制度者

六 健康保険法 、船員保険法 、国家公務員共済組合法（他の法律において準用する場合を含む。）又は地方公務員等共済組合法 の規定による被扶養者。ただし、健康保険法第三条第二項 の規定による日雇特例被保険者の同法 の規定による被扶養者を除く。

六 《健康保険法》、《船员保险法》、《国家公務員共済組合法》（包括在其他法律中的准用）

或《地方公务员等共济组合法》规定的被扶养人。但是，《健康保险法》第三条第二款 规定的短期雇佣特例受保人的同法 规定的被扶养人除外。

七 健康保険法第二百二十六条 の規定により日雇特例被保険者手帳の交付を受け、その手帳に健康保険印紙をはり付けるべき余白がなくなるに至るまでの間にある者及び同法 の規定によるその者の被扶養者。ただし、同法第三条第二項 ただし書の規定による承認を受けて同項 の規定による日雇特例被保険者とならない期間内にある者及び同法第二百二十六条第三項 の規定により当該日雇特例被保険者手帳を返納した者並びに同法 の規定によるその者の被扶養者を除く。

七 依据《健康保险法》第一百二十六条 的规定领取了短期雇佣特例受保人手册，且该手册尚有粘贴健康保险印花的空间者及其同法 规定的被扶养人。但是，获得同法第三条第二款 但书规定的批准且处于同法 规定的不属于短期雇佣特例受保人期间者及依据同法第一百二十六条第三款规定交还了短期雇佣特例受保人手册者及其同法 规定的被扶养人除外。

9 この法律において「社会保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。

9 本法中の“社会保険各法”是指下列法律。

一 この法律

一 本法

二 第六項各号（第四号を除く。）に掲げる法律

二 第六款各项（第四项除外）所列法律

三 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）

三 《厚生年金保険法》（1954 年法律第 115 号）

四 国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）

四 《国民年金法》（1959 年法律第 141 号）

第八条 この法律において「居宅サービス」とは、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売をいい、「居宅サービス事業」とは、居宅サービスを行う事業をいう。

第八条 本法中の“居家服务”是指上门护理、上门入浴护理、上门看护、上门康复治疗、居家疗养管理指导、日托护理、日托康复治疗、短期寄宿生活护理、短期寄宿疗养护理、特定设施入住者生活护理、福利设备租赁及特定福利设备销售，“居家服务事业”是指提供居家服务的事业。

2 この法律において「訪問介護」とは、要介護者であって、居宅（老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十条の六 に規定する軽費老人ホーム、同法第二十九条第一項 に規定する有料老人ホーム（第十一項及び第二十一項において「有料老人ホーム」という。）

その他の厚生労働省令で定める施設における居室を含む。以下同じ。)において介護を受けるもの(以下「居宅要介護者」という。)について、その者の居宅において介護福祉士その他政令で定める者により行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって、厚生労働省令で定めるもの(定期巡回・随時対応型訪問介護看護(第十五項第二号に掲げるものに限る。)又は夜間対応型訪問介護に該当するものを除く。)をいう。

2 本法中の“上门护理”是指护理福利士及其他政令规定的人员,向居家(包括《老年人福利法》(1963年法律第133号)第二十条之六规定的低收费养老院、同法第二十九条第一款规定的收费养老院(第十一款及第二十一款中的“收费养老院”)及其他厚生劳动省令规定的设施的居室。下同)接受护理的需要护理人员(以下称“居家需要护理人员”)提供的厚生劳动省令规定的入浴、排泄、进食等护理及其他日常生活上的照顾(属于定期巡访和随时上门护理看护(仅限第十五款第二项规定的内容)或夜间上门护理的除外)。

3 この法律において「訪問入浴介護」とは、居宅要介護者について、その者の居宅を訪問し、浴槽を提供して行われる入浴の介護をいう。

3 本法中の“上门入浴护理”是指访问居家需要护理人员的住处,提供浴缸并协助入浴的护理。

4 この法律において「訪問看護」とは、居宅要介護者(主治の医師がその治療の必要の程度につき厚生労働省令で定める基準に適合していると認めたものに限る。)について、その者の居宅において看護師その他厚生労働省令で定める者により行われる療養上の世話又は必要な診療の補助をいう。

4 本法中の“上门看护”是指护士及其他厚生劳动省令规定的人员,在居家需要护理人员(仅限主治医生认为其需要治疗的程度符合厚生劳动省令规定标准的人员)的住处向其提供的疗养护理或者医疗辅助。

5 この法律において「訪問リハビリテーション」とは、居宅要介護者(主治の医師がその治療の必要の程度につき厚生労働省令で定める基準に適合していると認めたものに限る。)について、その者の居宅において、その心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために行われる理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションをいう。

5 本法中の“上门康复治疗”是指在居家需要护理人员(仅限主治医生认为其需要治疗的程度符合厚生劳动省令规定标准的人员)的住处,以维持恢复其身心机能为目的进行的,帮助其自立进行日常生活的物理治疗、作业治疗及其他必要的康复治疗。

6 この法律において「居宅療養管理指導」とは、居宅要介護者について、病院、診療所又は薬局(以下「病院等」という。)の医師、歯科医師、薬剤師その他厚生労働省令で定める者により行われる療養上の管理及び指導であって、厚生労働省令で定めるものをいう。

6 本法中の“居家疗养管理指导”是指,医院、诊所或药店(以下称“医院等”)的医生、牙医、药剂师及其他厚生劳动省令规定的人员对居家需要护理人员进行的厚生劳动省令规定的

療養管理及指導。

7 この法律において「通所介護」とは、居宅要介護者について、老人福祉法第五条の二第三項の厚生労働省令で定める施設又は同法第二十条の二の二に規定する老人デイサービスセンターに通わせ、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行うこと（利用定員が厚生労働省令で定める数以上であるものに限り、認知症対応型通所介護に該当するものを除く。）をいう。

7 本法中の“日托护理”是指，让居家需要护理人员前往《老年人福利法》第五条之二第三款厚生劳动省令规定的设施或同法第二十条之二规定的老年人日托服务中心，在该设施进行厚生劳动省令规定的入浴、排泄、进食等护理及其他日常生活上的照顾及机能训练（仅限利用名额超过厚生劳动省令规定的人数的日托服务中心，符合老年痴呆症日托护理的除外）。

8 この法律において「通所リハビリテーション」とは、居宅要介護者（主治の医師がその治療の必要の程度につき厚生労働省令で定める基準に適合していると認めたものに限る。）について、介護老人保健施設、病院、診療所その他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、当該施設において、その心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために行われる理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションをいう。

8 本法中の“日托康复治疗”是指，让居家需要护理人员（仅限主治医生认为其需要治疗的程度符合厚生劳动省令规定的标准的人员）前往护理老年人保健设施、医院、诊所及其他厚生劳动省令规定的设施，以维持恢复其身心机能为目的在该设施进行的，帮助其自立进行日常生活的物理治疗、作业治疗及其他必要的康复治疗。

9 この法律において「短期入所生活介護」とは、居宅要介護者について、老人福祉法第五条の二第四項の厚生労働省令で定める施設又は同法第二十条の三に規定する老人短期入所施設に短期間入所させ、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことをいう。

9 本法中の“短期寄宿生活护理”是指，让居家需要护理人员在《老年人福利法》第五条之二第四款厚生劳动省令规定的设施或同法第二十条之三规定的老年人短期寄宿设施短期寄宿，在该设施中进行入浴、排泄、进食等护理及其他日常生活上的照顾及机能训练。

10 この法律において「短期入所療養介護」とは、居宅要介護者（その治療の必要の程度につき厚生労働省令で定めるものに限る。）について、介護老人保健施設その他の厚生労働省令で定める施設に短期間入所させ、当該施設において看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことをいう。

10 本法中の“短期寄宿疗养护理”是指，让居家需要护理人员（仅限主治医生认为其需要治疗的程度符合厚生劳动省令规定的标准的人员）在护理老年人保健设施及其他厚生劳动省令规定的设施短期寄宿，在该设施中进行看护、医学管理下的护理、机能训练及其他必要的治疗以及日常生活上的照顾。

1 1 この法律において「特定施設」とは、有料老人ホームその他厚生労働省令で定める施設であって、第二十一項に規定する地域密着型特定施設でないものをいい、「特定施設入居者生活介護」とは、特定施設に入居している要介護者について、当該特定施設が提供するサービスの内容、これを担当する者その他厚生労働省令で定める事項を定めた計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって厚生労働省令で定めるもの、機能訓練及び療養上の世話をいう。

1 1 本法中の“特定施設”是指，除了第二十一款规定的地区紧密型特定设施之外的收费养老院及其他厚生劳动省令规定的设施，“特定设施入住者生活护理”是指，向入住特定设施的需要护理人员，根据规定了该特定设施提供的服务内容、担当人员及其他厚生劳动省令规定事项的计划进行的，厚生劳动省令规定的入浴、排泄、进食等护理及其他日常生活上的照顾，和机能训练及疗养上的照顾。

1 2 この法律において「福祉用具貸与」とは、居宅要介護者について福祉用具（心身の機能が低下し日常生活を営むのに支障がある要介護者等の日常生活上の便宜を図るための用具及び要介護者等の機能訓練のための用具であって、要介護者等の日常生活の自立を助けるためのものをいう。次項並びに次条第十項及び第十一項において同じ。）のうち厚生労働大臣が定めるものの政令で定めるところにより行われる貸与をいう。

1 2 本法中の“福利设备租赁”是指，依据政令规定向居家需要护理人员租赁厚生劳动大臣规定福利设备（向身心功能衰退、日常生活有困难的需要护理人员等提供日常生活上的便利的设备及用于需要护理人员等的机能训练的用具，可帮助需要护理人员等自立进行日常生活。下款及下条第十款及第十一款亦同）。

1 3 この法律において「特定福祉用具販売」とは、居宅要介護者について福祉用具のうち入浴又は排せつの用に供するものその他の厚生労働大臣が定めるもの（以下「特定福祉用具」という。）の政令で定めるところにより行われる販売をいう。

1 3 本法中の“特定福利设备销售”是指，依据政令规定向居家需要护理人员销售用于入浴或排泄的福利设备及其他厚生劳动大臣规定的福利设备（以下称“特定福利设备”）。

1 4 この法律において「地域密着型サービス」とは、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護及び複合型サービスをいい、「特定地域密着型サービス」とは、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護及び複合型サービスをいい、「地域密着型サービス事業」とは、地域密着型サービスを行う事業をいう。

1 4 本法中の“地区紧密型服务”是指，定期巡访和随时上门护理看护、夜间上门护理看护、地区紧密型日托护理、老年痴呆症日托护理、小规模多功能型居家护理、老年痴呆症共同生活

护理、地区紧密型特定设施入住者生活护理、地区紧密型护理老年人福利设施入住者生活护理及复合型服务，“特定地区紧密型服务”是指，定期巡访和随时上门护理看护、夜间上门护理、地区紧密型日托护理、老年痴呆症日托护理、小规模多功能型居家护理及复合型服务，“地区紧密型服务事业”是指，提供地区紧密型服务的事业。

15 この法律において「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

15 本法中の“定期巡访和随时上门护理看护”是指符合下列各项任何一项的护理看护。

一 居宅要介護者について、定期的な巡回訪問により、又は随時通報を受け、その者の居宅において、介護福祉士その他第二項の政令で定める者により行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であつて、厚生労働省令で定めるものを行うとともに、看護師その他厚生労働省令で定める者により行われる療養上の世話又は必要な診療の補助を行うこと。ただし、療養上の世話又は必要な診療の補助にあつては、主治の医師がその治療の必要の程度につき厚生労働省令で定める基準に適合していると認めた居宅要介護者についてのものに限る。

一 护理福利士及其他第二款政令规定的人员对居家需要护理人员进行定期巡访，或者随时接收通知，在其住处进行厚生劳动省令规定的入浴、排泄、进食等护理及其他日常生活上的照顾，同时护士及其他厚生劳动省令规定的人员进行疗养上的照顾或必要的治疗辅助。但是，仅限向主治医生认为其需要治疗的程度符合厚生劳动省令规定的标准的居家需要护理人员提供的疗养上的照顾或必要的治疗辅助。

二 居宅要介護者について、定期的な巡回訪問により、又は随時通報を受け、訪問看護を行う事業所と連携しつつ、その者の居宅において介護福祉士その他第二項の政令で定める者により行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であつて、厚生労働省令で定めるものを行うこと。

二 护理福利士及其他第二款政令规定的人员对居家需要护理人员进行定期巡访或者随时接收通知，与从事上门看护的事业所合作，在其住处进行厚生劳动省令规定的入浴、排泄、进食等护理及其他日常生活上的照顾。

16 この法律において「夜間対応型訪問介護」とは、居宅要介護者について、夜間において、定期的な巡回訪問により、又は随時通報を受け、その者の居宅において介護福祉士その他第二項の政令で定める者により行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であつて、厚生労働省令で定めるもの（定期巡回・随時対応型訪問介護看護に該当するものを除く。）をいう。

16 本法中の“夜间上门护理”是指，护理福利士及其他第二款政令规定的人员夜间对居家需要护理人员进行定期巡访，或者随时接收通知，在其住处进行厚生劳动省令规定的入浴、排泄、进食等护理及其他日常生活上的照顾（属于定期巡访和随时上门护理看护的除外）。

17 この法律において「地域密着型通所介護」とは、居宅要介護者について、老人福祉法第五条の二第三項の厚生労働省令で定める施設又は同法第二十条の二の二に規定する老人デイサービスセンターに通わせ、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行うこと（利用定員が第七項の厚生労働省令で定める数未満であるものに限り、認知症対応型通所介護に該当するものを除く。）をいう。

17 本法中の“地区緊密型日托护理”是指，让居家需要护理人员前往《老年人福利法》第五条之二第三款厚生劳动省令规定的设施或同法第二十条之二规定的老年人日托服务中心，在该设施进行厚生劳动省令规定的入浴、排泄、进食等护理及其他日常生活上的照顾及机能训练（仅限利用名额不满第七款厚生劳动省令规定的人数的日托服务中心，属于老年痴呆症日托护理的除外）。

18 この法律において「認知症対応型通所介護」とは、居宅要介護者であって、認知症であるものについて、老人福祉法第五条の二第三項の厚生労働省令で定める施設又は同法第二十条の二の二に規定する老人デイサービスセンターに通わせ、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行うことをいう。

18 本法中の“老年痴呆症日托护理”是指，让患有老年痴呆症的居家需要护理人员前往《老年人福利法》第五条之二第三款 厚生劳动省令规定的设施或同法第二十条之二规定的老年人日托服务中心，在该设施进行厚生劳动省令规定的入浴、排泄、进食等护理及其他日常生活上的照顾及机能训练。

19 この法律において「小規模多機能型居宅介護」とは、居宅要介護者について、その者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その者の選択に基づき、その者の居宅において、又は厚生労働省令で定めるサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行うことをいう。

19 本法中の“小规模多功能型居家护理”是指，结合居家需要护理人员的身心情况、所处环境等，根据其选择，在其住处，或让其前往厚生劳动省令规定的服务网点或者短期住宿，在该网点进行厚生劳动省令规定的入浴、排泄、进食等护理及其他日常生活上的照顾及机能训练。

20 この法律において「認知症対応型共同生活介護」とは、要介護者であって認知症であるもの（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。）について、その共同生活を営むべき住居において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことをいう。

20 本法中の“老年痴呆症共同生活护理”是指，在患有老年痴呆症的需要护理人员（导致其患老年痴呆症的疾病为急性疾病的除外）共同生活的住处，进行入浴、排泄、进食等护理及

其他日常生活上的照顾和机能训练。

2 1 この法律において「地域密着型特定施設入居者生活介護」とは、有料老人ホームその他第十一項の厚生労働省令で定める施設であって、その入居者が要介護者、その配偶者その他厚生労働省令で定める者に限られるもの（以下「介護専用型特定施設」という。）のうち、その入居定員が二十九人以下であるもの（以下この項において「地域密着型特定施設」という。）に入居している要介護者について、当該地域密着型特定施設が提供するサービスの内容、これを担当する者その他厚生労働省令で定める事項を定めた計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって厚生労働省令で定めるもの、機能訓練及び療養上の世話をいう。

2 1 本法中の“地区紧密型特定设施入住者生活护理”是指，向入住于名额为二十九人以下（以下在本款中称“地区紧密型特定设施”），仅限需要护理人员、其配偶及其他厚生劳动省令规定的人员入住的收费养老院及其他第十一款厚生劳动省令规定的设施（以下称“护理专用型特定设施”）的需要护理人员，根据规定了该地区紧密型特定服务设施提供的服务内容、担当人员及其他厚生劳动省令规定事项的计划的计划进行的，厚生劳动省令规定的入浴、排泄、进食等护理及其他日常生活上的照顾、机能训练及疗养上的照顾。

2 2 この法律において「地域密着型介護老人福祉施設」とは、老人福祉法第二十条の五に規定する特別養護老人ホーム（入所定員が二十九人以下であるものに限る。以下この項において同じ。）であって、当該特別養護老人ホームに入所する要介護者（厚生労働省令で定める要介護状態区分に該当する状態である者その他居宅において日常生活を営むことが困難な者として厚生労働省令で定めるものに限る。以下この項及び第二十七項において同じ。）に対し、地域密着型施設サービス計画（地域密着型介護老人福祉施設に入所している要介護者について、当該施設が提供するサービスの内容、これを担当する者その他厚生労働省令で定める事項を定めた計画をいう。以下この項において同じ。）に基づいて、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をを行うことを目的とする施設をいい、「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」とは、地域密着型介護老人福祉施設に入所する要介護者に対し、地域密着型施設サービス計画に基づいて行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をいう。

2 2 本法中の“地区紧密型护理老年人福利设施”是指，《老人福祉法》第二十条之五规定的特别养护养老院（仅限入院名额为二十九人以下的。本款下同），是根据地区紧密型设施服务计划（针对该设施向入住地区紧密型护理老年人福利设施的需要护理人员提供的服务内容、担当人员、及其他厚生劳动省令规定的进行规定的计划。本款下同），以向入住该特别养护养老院的需要护理人员（仅限其状态符合厚生劳动省令规定的需要护理状态分类的，及其他厚生劳动省令规定的居家日常生活有困难的人员。以下在本款及第二十七款中亦同）进行入浴、排泄、进食等护理及其他日常生活上的照顾、机能训练、健康管理及疗养上的照顾为目的的设施。“地区紧密型护理老年人福利设施入住者生活护理”是指，向入住地区紧密型护理老年人福利

施設的需要护理人员，根据地区紧密型设施服务计划进行的入浴、排泄、进食等护理及其他日常生活上的照顾、机能训练、健康管理及疗养上的照顾。

23 この法律において「複合型サービス」とは、居宅要介護者について、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護又は小規模多機能型居宅介護を二種類以上組み合わせることにより提供されるサービスのうち、訪問看護及び小規模多機能型居宅介護の組合せその他の居宅要介護者について一体的に提供されることが特に効果的かつ効率的なサービスの組合せにより提供されるサービスとして厚生労働省令で定めるものをいう。

23 本法中の“复合型服务”是指，向居家需要护理人员组合提供的上门护理、上门入浴护理、上门看护、上门康复治疗、居家疗养管理指导、日托护理、日托康复治疗、短期寄宿生活护理、短期寄宿疗养护理、定期巡访和随时上门护理看护、夜间上门护理、地区紧密型日托护理、老年痴呆症日托护理或小规模多功能型居家护理等两种以上的服务中，厚生劳动省令规定的、作为组合提供上门看护及小规模多功能型居家护理服务及其他向居家需要护理人员综合提供尤为有效且高效的服务。

24 この法律において「居宅介護支援」とは、居宅要介護者が第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス又は特例居宅介護サービス費に係る居宅サービス若しくはこれに相当するサービス、第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービス又は特例地域密着型介護サービス費に係る地域密着型サービス若しくはこれに相当するサービス及びその他の居宅において日常生活を営むために必要な保健医療サービス又は福祉サービス（以下この項において「指定居宅サービス等」という。）の適切な利用等を行うことができるよう、当該居宅要介護者の依頼を受けて、その心身の状況、その置かれている環境、当該居宅要介護者及びその家族の希望等を勘案し、利用する指定居宅サービス等の種類及び内容、これを担当する者その他厚生労働省令で定める事項を定めた計画（以下この項、第百十五条の四十五第二項第三号及び別表において「居宅サービス計画」という。）を作成するとともに、当該居宅サービス計画に基づく指定居宅サービス等の提供が確保されるよう、第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者、第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービス事業者その他の者との連絡調整その他の便宜の提供を行い、並びに当該居宅要介護者が地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設への入所を要する場合には、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うことをいい、「居宅介護支援事業」とは、居宅介護支援を行う事業をいう。

24 本法中の“居家护理援助”是指，为了让居家需要护理人员合理利用第四十一条第一款规定的指定居家服务或特例居家护理服务费所涉及的居家服务或与之相当的服务，第四十二条之二第一款规定的指定地区紧密型服务或特例地区紧密型护理服务费所涉及的地区紧密型服务或者与之相当的服务及其他居家日常生活需要的医疗保健服务或福利服务（以下在本款中称“指

定居家服务等”)，受该居家需要护理人员委托，根据其身心情况、所处环境、该居家需要护理人员及其家人的意愿等，制定针对担当人员及其他厚生劳动省令规定事项做规定的计划（以下在本款、第一百一十五条之四十五第二款第三项及附表中称“居家服务计划”），并且为了确保能够按照该居家服务计划提供指定居家服务等，与第四十一条第一款规定的指定居家服务机构、第四十二条之二第一款规定的指定地区紧密型服务机构及其他人员进行联络协调并提供其他便利，在该居家需要护理人员需要进入地区紧密型护理老人福利设施及护理保险设施时，将其介绍给地区紧密型护理老人福利设施或护理保险设施并提供其他便利。“居家护理援助事业”是指，从事居家护理援助的事业。

25 この法律において「介護保険施設」とは、第四十八条第一項第一号に規定する指定介護老人福祉施設及び介護老人保健施設をいう。

25 本法中の“护理保险设施”是指，第四十八条第一款第一项规定的指定护理老人福利设施及护理老人保健设施。

26 この法律において「施設サービス」とは、介護福祉施設サービス及び介護保健施設サービスをいい、「施設サービス計画」とは、介護老人福祉施設又は介護老人保健施設に入所している要介護者について、これらの施設が提供するサービスの内容、これを担当する者その他厚生労働省令で定める事項を定めた計画をいう。

26 本法中の“设施服务”是指护理福利设施服务及护理保健设施服务，“设施服务计划”是指，针对护理老年人福利设施或护理老年人保健设施向入住的需要护理人员提供的服务内容、担当人员及其他厚生劳动省令规定事项进行规定的计划。

27 この法律において「介護老人福祉施設」とは、老人福祉法第二十条の五に規定する特別養護老人ホーム（入所定員が三十人以上であるものに限る。以下この項において同じ。）であって、当該特別養護老人ホームに入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことを目的とする施設をいい、「介護福祉施設サービス」とは、介護老人福祉施設に入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をいう。

27 本法中の“护理老年人福利设施”是指《老人福祉法》第二十条之五规定的特别养护养老院（仅限入住名额为三十人以上的。本款下同），且依据设施服务计划向入住该特别养护养老院的需要护理人员提供入浴、排泄、进食等护理及其他日常生活上的照顾、机能训练、健康管理及疗养上的照顾的设施。“护理福利设施服务”是指，依据设施服务计划向入住护理老年人福利设施的需护理人员提供的入浴、排泄、进食等护理及其他日常生活上的照顾、机能训练、健康管理及疗养上的照顾。

28 この法律において「介護老人保健施設」とは、要介護者（その治療の必要の程度につき厚生労働省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）に対し、施設サービス計画

に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設として、第九十四条第一項の都道府県知事の許可を受けたものをいい、「介護保健施設サービス」とは、介護老人保健施設に入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて行われる看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をいう。

28 本法中の“护理老年人保健设施”是指，获得第九十四条第一款都道府县知事许可的，依据设施服务计划向需要护理人员（仅限其需要治疗的程度符合厚生劳动省令规定的。本款下同）提供看护、医学管理下的护理及机能训练及其他必要的医疗以及日常生活上的照顾的设施。“护理保健设施服务”是指，依据设施服务计划向入住护理老年人保健设施的需要护理人员提供的看护、医学管理下的护理及机能训练及其他必要的医疗以及日常生活上的照顾。

第八条之二 この法律において「介護予防サービス」とは、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売をいい、「介護予防サービス事業」とは、介護予防サービスを行う事業をいう。

第八条之二 本法中の“护理预防服务”是指，护理预防上门入浴护理、护理预防上门看护、护理预防上门康复治疗、护理预防居家疗养管理指导、护理预防日托康复治疗、护理预防短期寄宿生活护理、护理预防短期寄宿疗养护理、护理预防特定设施入住者生活护理、护理预防福利设备租赁及特定护理预防福利设备销售。“护理预防服务事业”是指，提供护理预防服务的事业。

2 この法律において「介護予防訪問入浴介護」とは、要支援者であって、居宅において支援を受けるもの（以下「居宅要支援者」という。）について、その介護予防（身体上又は精神上的の障害があるために入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部若しくは一部について常時介護を要し、又は日常生活を営むのに支障がある状態の軽減又は悪化の防止をいう。以下同じ。）を目的として、厚生労働省令で定める場合に、その者の居宅を訪問し、厚生労働省令で定める期間にわたり浴槽を提供して行われる入浴の介護をいう。

2 本法中の“护理预防上门入浴护理”是指，以护理预防为目的（是指针对因身体上或精神上存在障碍，而处于入浴、排泄、进食等全部或部分日常生活基本行为需要常态护理，或者进行日常生活存在障碍的状态的人员，减轻或防止上述状态恶化。下同），依据厚生劳动省令的规定，访问需要援助的居家受援者（以下称“居家需要援助人员”）的住处，在厚生劳动省令规定期间提供浴缸并进行入浴护理。

3 この法律において「介護予防訪問看護」とは、居宅要支援者（主治の医師がその治療の必要の程度につき厚生労働省令で定める基準に適合していると認めたものに限る。）について、その者の居宅において、その介護予防を目的として、看護師その他厚生労働省令で定める者により、厚生労働省令で定める期間にわたり行われる療養上の世話又は必要な診療の補助を

いう。

3 本法中の“护理预防上门看护”是指，以护理预防为目的，在居家需要援助人员（仅限主治医师认为其需要治疗的程度符合厚生劳动省令规定标准的人员）的住处，由护士及其他厚生劳动省令规定的人员在厚生劳动省令规定的期间对其进行的疗养上的照顾或必要的医疗辅助。

4 この法律において「介護予防訪問リハビリテーション」とは、居宅要支援者（主治の医師がその治療の必要の程度につき厚生労働省令で定める基準に適合していると認めたものに限る。）について、その者の居宅において、その介護予防を目的として、厚生労働省令で定める期間にわたり行われる理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションをいう。

4 本法中の“护理预防上门康复治疗”是指，以护理预防为目的，在居家需要援助人员（仅限主治医师认为其需要治疗的程度符合厚生劳动省令规定标准的人员）的住处，在厚生劳动省令规定的期间对其进行的物理治疗、作业治疗及其他必要的康复治疗。

5 この法律において「介護予防居宅療養管理指導」とは、居宅要支援者について、その介護予防を目的として、病院等の医師、歯科医師、薬剤師その他厚生労働省令で定める者により行われる療養上の管理及び指導であって、厚生労働省令で定めるものをいう。

5 本法中の“护理预防居家疗养管理指导”是指，医院等的医生、牙医、药剂师及其他厚生劳动省令规定的人员，以护理预防为目的，对居家需要援助人员进行的厚生劳动省令规定的疗养上的管理及指导。

6 この法律において「介護予防通所リハビリテーション」とは、居宅要支援者（主治の医師がその治療の必要の程度につき厚生労働省令で定める基準に適合していると認めたものに限る。）について、介護老人保健施設、病院、診療所その他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、当該施設において、その介護予防を目的として、厚生労働省令で定める期間にわたり行われる理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションをいう。

6 本法中の“护理预防日托康复治疗”是指，让居家需要援助人员（仅限主治医师认为其治疗程度符合厚生劳动省令规定标准的人员）前往护理老年人保健设施、医院、诊所及其他厚生劳动省令规定的设施，在该设施中，以护理预防为目的，在厚生劳动省令规定的期间对其进行的物理治疗、作业治疗及其他必要的康复治疗。

7 この法律において「介護予防短期入所生活介護」とは、居宅要支援者について、老人福祉法第五条の二第四項の厚生労働省令で定める施設又は同法第二十条の三に規定する老人短期入所施設に短期間入所させ、その介護予防を目的として、厚生労働省令で定める期間にわたり、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことをいう。

7 本法中の“护理预防短期寄宿生活护理”是指，让居家需要援助人员短期寄宿《老人福祉法》第五条之二第四款厚生劳动省令规定的设施或同法第二十条之三规定的老年人短期寄宿设施，在该设施中以护理预防为目的，在厚生劳动省令规定的期间对其进行入浴、排泄、进食等

护理及其他日常生活上的援助及机能训练。

8 この法律において「介護予防短期入所療養介護」とは、居宅要支援者（その治療の必要の程度につき厚生労働省令で定めるものに限る。）について、介護老人保健施設その他の厚生労働省令で定める施設に短期間入所させ、その介護予防を目的として、厚生労働省令で定める期間にわたり、当該施設において看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他の必要な医療並びに日常生活上の支援を行うことをいう。

8 本法中の“护理预防短期寄宿疗养护理”是指，让居家需要援助人员（仅限其需要治疗的程度符合厚生劳动省令规定的人员）短期寄宿护理老年人保健设施及其他厚生劳动省令规定的设施，在该设施中以护理预防为目的，在厚生劳动省令规定的期间对其进行看护、医学管理下的护理及机能训练和其他必要的治疗以及日常生活上的援助。

9 この法律において「介護予防特定施設入居者生活介護」とは、特定施設（介護専用型特定施設を除く。）に入居している要支援者について、その介護予防を目的として、当該特定施設が提供するサービスの内容、これを担当する者その他厚生労働省令で定める事項を定めた計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援であって厚生労働省令で定めるもの、機能訓練及び療養上の世話をいう。

9 本法中の“护理预防特定设施入住者生活护理”是指，特定设施（护理专用型特定设施除外）以护理预防为目的，依据针对该特定设施提供的服务内容、担当人员及其他厚生劳动省令规定的事项进行规定的计划，对入住该特定设施的需要援助人员进行的厚生劳动省令规定的入浴、排泄、进食等护理及其他日常生活上的援助、机能训练及疗养上的照顾。

10 この法律において「介護予防福祉用具貸与」とは、居宅要支援者について福祉用具のうちその介護予防に資するものとして厚生労働大臣が定めるものの政令で定めるところにより行われる貸与をいう。

10 本法中の“护理预防福利设备租赁”是指，依据政令的规定向居家需要援助人员租赁厚生劳动大臣认定的有助于护理预防的福利设备。

11 この法律において「特定介護予防福祉用具販売」とは、居宅要支援者について福祉用具のうちその介護予防に資するものであって入浴又は排せつの用に供するものその他の厚生労働大臣が定めるもの（以下「特定介護予防福祉用具」という。）の政令で定めるところにより行われる販売をいう。

11 本法中の“特定护理预防福利设备销售”是指，依据政令的规定向居家需要援助人员销售用于入浴或排泄的有助于护理预防的福利设备及其他厚生劳动大臣规定的福利设备（以下称“特定护理预防福利设备”）。

12 この法律において「地域密着型介護予防サービス」とは、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護をいい、「特

定地域密着型介護予防サービス」とは、介護予防認知症対応型通所介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護をいい、「地域密着型介護予防サービス事業」とは、地域密着型介護予防サービスを行う事業をいう。

1 2 本法中の“地区緊密型護理預防服務”是指護理預防老年痴呆症日托護理、護理預防小規模多功能型居家護理及護理預防老年痴呆症共同生活護理。“特定地區緊密型護理預防服務”是指護理預防老年痴呆症日托護理及護理預防小規模多功能型居家護理。“地區緊密型護理預防服務事業”是指提供地區緊密型護理預防服務的事業。

1 3 この法律において「介護予防認知症対応型通所介護」とは、居宅要支援者であって、認知症であるものについて、その介護予防を目的として、老人福祉法第五条の二第三項の厚生労働省令で定める施設又は同法第二十条の二の二に規定する老人デイサービスセンターに通わせ、当該施設において、厚生労働省令で定める期間にわたり、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援であって厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行うことをいう。

1 3 本法中の“護理預防老年痴呆症日托護理”是指，以護理預防為目的，讓患有老年痴呆症的居家需要援助人員前往《老年人福利法》第五條之二第三款 厚生勞動省令規定的設施或同法第二十一條之二之二的規定的老年人日托服務中心，在厚生勞動省令規定的期間，在該設施對其進行厚生勞動省令規定的入浴、排泄、進食等護理和其他日常生活上的援助及機能訓練。

1 4 この法律において「介護予防小規模多機能型居宅介護」とは、居宅要支援者について、その者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その者の選択に基づき、その者の居宅において、又は厚生労働省令で定めるサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、その介護予防を目的として、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援であって厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行うことをいう。

1 4 本法中の“護理預防小規模多功能型居家護理”是指，根据居家需要援助人員的身心狀況、所处環境等，基于其选择，在其住处，或者让其前往或者短期寄宿厚生劳动省令规定的服务网点，在该网点中，以護理預防為目的對其進行厚生勞動省令規定的入浴、排泄、進食等護理和其他日常生活上的援助及機能訓練。

1 5 この法律において「介護予防認知症対応型共同生活介護」とは、要支援者（厚生労働省令で定める要支援状態区分に該当する状態である者に限る。）であって認知症であるもの（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。）について、その共同生活を営むべき住居において、その介護予防を目的として、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことをいう。

1 5 本法中の“護理預防老年痴呆症共同生活護理”是指，在患有老年痴呆症（引发老年痴呆症的疾病处于急性状态的除外）的需要援助人員（仅限状态符合厚生劳动省令规定的需要援助状态分类的）的共同生活的住处，以護理預防為目的對其進行入浴、排泄、進食等護理和其他日常生活上的援助及機能訓練。

16 この法律において「介護予防支援」とは、居宅要支援者が第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス又は特例介護予防サービス費に係る介護予防サービス若しくはこれに相当するサービス、第五十四条の二第一項に規定する指定地域密着型介護予防サービス又は特例地域密着型介護予防サービス費に係る地域密着型介護予防サービス若しくはこれに相当するサービス、特定介護予防・日常生活支援総合事業（市町村、第百十五条の四十五の三第一項に規定する指定事業者又は第百十五条の四十七第六項の受託者が行うものに限る。以下この項及び第三十二条第四項第二号において同じ。）及びその他の介護予防に資する保健医療サービス又は福祉サービス（以下この項において「指定介護予防サービス等」という。）の適切な利用等をすることができるよう、第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センターの職員のうち厚生労働省令で定める者が、当該居宅要支援者の依頼を受けて、その心身の状況、その置かれている環境、当該居宅要支援者及びその家族の希望等を勘案し、利用する指定介護予防サービス等の種類及び内容、これを担当する者その他厚生労働省令で定める事項を定めた計画（以下この項及び別表において「介護予防サービス計画」という。）を作成するとともに、当該介護予防サービス計画に基づく指定介護予防サービス等の提供が確保されるよう、第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者、第五十四条の二第一項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者、特定介護予防・日常生活支援総合事業を行う者その他の者との連絡調整その他の便宜の提供を行うことをいい、「介護予防支援事業」とは、介護予防支援を行う事業をいう。

16 本法中の“护理预防援助”是指，为了让居家需要援助人员合理利用第五十三条第一款规定的指定护理预防服务或特例护理预防服务费所涉及的护理预防服务或者与之相当的服务、第五十四条之二第一款规定的指定地区紧密型护理预防服务或特例地区紧密型护理预防服务费所涉及的地区紧密型护理预防服务或者与之相当的服务、特定护理预防和日常生活援助综合事业（仅限市町村、第一百一十五条之四十五之三第一款规定的指定机构或第一百一十五条之四十七第六款的受托人经营的事业。以下在本款及第三十二条第四款第二项中亦同）及其他有助于护理预防的医疗保健服务或福利服务（以下在本款中称“指定护理预防服务等”），厚生劳动省令规定的第一百一十五条之四十六第一款规定的地区综合援助中心的职员，根据该居家需要援助人员及其家人的意愿等，制定针对其所利用的指定护理预防服务等种类及内容、担当人员和其他厚生劳动省令规定事项进行规定的计划（以下在本款及附表中称“护理预防服务计划”），同时为了确保根据该护理预防服务计划提供指定护理预防服务等，与第五十三条第一款规定的指定护理预防服务机构、第五十四条之二第一款规定的指定地区紧密型护理预防服务机构、特定护理预防和日常生活援助综合事业的从业者及其他人员进行联络协调并提供其他便利。“护理预防援助事业”是指开展护理预防援助的事业。

第二章 被保険者

第二章 受保人

（被保険者）

(受保人)

第九条 次の各号のいずれかに該当する者は、市町村又は特別区（以下単に「市町村」という。）が行う介護保険の被保険者とする。

第九条 符合下列各项任何一项者，为市町村或特別区（以下统称“市町村”）实施的护理保险的受保人。

一 市町村の区域内に住所を有する六十五歳以上の者（以下「第一号被保険者」という。）

一 六十五岁以上在市町村区域内拥有住所者（以下称“第一类受保人”）。

二 市町村の区域内に住所を有する四十歳以上六十五歳未満の医療保険加入者（以下「第二号被保険者」という。）

二 四十岁以上且不满六十五岁在市町村区域内拥有住所的医疗保险投保人（以下称“第二类受保人”）。

(資格取得の時期)

(获得资格的时间)

第十条 前条の規定による当該市町村が行う介護保険の被保険者は、次の各号のいずれかに該当するに至った日から、その資格を取得する。

第十条 前条规定的市町村实施的护理保险的受保人，自符合下列各项任何一项之日起获得资格。

一 当該市町村の区域内に住所を有する医療保険加入者が四十歳に達したとき。

一 在该市町村区域内拥有住所的医疗保险投保人年满四十岁时。

二 四十歳以上六十五歳未満の医療保険加入者又は六十五歳以上の者が当該市町村の区域内に住所を有するに至ったとき。

二 四十岁以上且未滿六十五岁的医疗保险投保人或六十五岁以上者在该市町村区域内拥有住所时。

三 当該市町村の区域内に住所を有する四十歳以上六十五歳未満の者が医療保険加入者となったとき。

三 四十岁以上未滿六十五岁在该市町村区域内拥有住所者成为医疗保险投保人时。

四 当該市町村の区域内に住所を有する者（医療保険加入者を除く。）が六十五歳に達したとき。

四 在该市町村区域内拥有住所者（医疗保险投保人除外）年满六十五岁时。

(資格喪失の時期)

(丧失资格的时间)

第十一条 第九条の規定による当該市町村が行う介護保険の被保険者は、当該市町村の区域内に住所を有しなくなった日の翌日から、その資格を喪失する。ただし、当該市町村の区域内に住所を有しなくなった日に他の市町村の区域内に住所を有するに至ったときは、その日から、その資格を喪失する。

第十一条 第九条规定的市町村实施的护理保险的投保人，自不再在该市町村区域内拥有住所之日次日起丧失其资格。但是，不再在该市町村区域内拥有住所之日在其他市町村区域内拥有住所的，自该日起丧失其资格。

2 第二号被保険者は、医療保険加入者でなくなった日から、その資格を喪失する。

2 第二类投保人自不再是医疗保险投保人之日起丧失其资格。

(届出等)

(申报等)

第十二条 第一号被保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、被保険者の資格の取得及び喪失に関する事項その他必要な事項を市町村に届け出なければならない。ただし、第十条第四号に該当するに至ったことにより被保険者の資格を取得した場合（厚生労働省令で定める場合を除く。）については、この限りでない。

第十二条 第一类投保人必须按照厚生劳动省令的规定，向市町村申报投保人资格获取及丧失的相关事项及其他必要事项。但是，因符合第十条第四项而获得投保人资格的（厚生劳动省令规定的情形除外），不在此限。

2 第一号被保険者の属する世帯の世帯主は、その世帯に属する第一号被保険者に代わって、当該第一号被保険者に係る前項の規定による届出をすることができる。

2 第一类投保人所属家庭的户主，可以代替属于该家庭的第一类投保人实施该第一类投保人应实施的前款规定的申报。

3 被保険者は、市町村に対し、当該被保険者に係る被保険者証の交付を求めることができる。

3 投保人可以要求市町村交付该投保人的投保人证。

4 被保険者は、その資格を喪失したときは、厚生労働省令で定めるところにより、速やかに、被保険者証を返還しなければならない。

4 投保人丧失其资格时，必须依据厚生劳动省令的规定，立即交还投保人证。

5 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第二十二条 から第二十四条 まで、第二十五条、第三十条の四十六又は第三十条の四十七の規定による届出があったとき（当該届出に係る書面に同法第二十八条の三 の規定による付記がされたときに限る。）は、その届出と同一の事由に基づく第一項本文の規定による届出があったものとみなす。

5 实施了《居民基本台账法》（1967 年法律第 81 号）第二十二条至第二十四条，第二十五条、第三十条之四十六或第三十条之四十七规定的申报的（仅限该申报的书面文件有同法第二十八条之三规定的附注的），视为实施了与该申报基于同一事由的第一款正文规定的申报。

6 前各項に規定するもののほか、被保険者に関する届出及び被保険者証に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

6 除了前述各款的规定之外，有关受保人申报及受保人证的必要事项，由厚生劳动省令规定。

（住所地特例対象施設に入所又は入居中の被保険者の特例）

（入住或已经入住居住地特例対象施設の受保人的特例）

第十三条 次に掲げる施設（以下「住所地特例対象施設」という。）に入所又は入居（以下「入所等」という。）をすることにより当該住所地特例対象施設の所在する場所に住所を変更したと認められる被保険者（第三号に掲げる施設に入所することにより当該施設の所在する場所に住所を変更したと認められる被保険者にあつては、老人福祉法第十一条第一項第一号の規定による入所措置がとられた者に限る。以下この項及び次項において「住所地特例対象被保険者」という。）であつて、当該住所地特例対象施設に入所等をした際他の市町村（当該住所地特例対象施設が所在する市町村以外の市町村をいう。）の区域内に住所を有していたと認められるものは、第九条の規定にかかわらず、当該他の市町村が行う介護保険の被保険者とする。ただし、二以上の住所地特例対象施設に継続して入所等をしている住所地特例対象被保険者であつて、現に入所等をしている住所地特例対象施設（以下この項及び次項において「現入所施設」という。）に入所等をする直前に入所等をしていた住所地特例対象施設（以下この項において「直前入所施設」という。）及び現入所施設のそれぞれに入所等をするることにより直前入所施設及び現入所施設のそれぞれの所在する場所に順次住所を変更したと認められるもの（次項において「特定継続入所被保険者」という。）については、この限りでない。

第十三条 因迁入或入住（以下称“入住等”）下列设施（以下称“居住地特例对象设施”）而被认定住所变更为该居住地特例对象设施所在地的受保人（如果为因入住第三项所列设施而被认定住所变更为该设施所在地的受保人，则仅限采取了《老年人福利法》第十一条第一款第一项规定的入住措施的。以下在本款及下款中称“居住地特例对象受保人”），被认定在入住该居住地特例对象设施等时在其他市町村（是指该居住地特例对象设施所在市町村以外的市町村）区域内拥有住所的，不受第九条规定之限，为该其他市町村实施的护理保险的受保人。但是，连续入住两个以上的居住地特例对象设施的居住地特例对象受保人，因分别入住在入住当前入住的居住地特例对象设施（以下在本款及下款中称“当前入住设施”）之前入住的居住地特例对

象设施（以下在本款中称“之前入住设施”）及当前入住设施，而被认定住所依次变更为之前入住设施及当前入住设施的（在下款中称“特定连续入住投保人”），不在此限。

- 一 介護保険施設
- 一 护理保险设施
- 二 特定施設
- 二 特定设施
- 三 老人福祉法第二十条の四 に規定する養護老人ホーム
- 三 《老年人福利法》第二十条之四 规定的养护养老院

2 特定継続入所被保険者のうち、次の各号に掲げるものは、第九条の規定にかかわらず、当該各号に定める市町村が行う介護保険の被保険者とする。

2 下列各项列出的特定连续入住投保人，不受第九条规定之限，为该各项规定的市町村实施的护理保险的投保人。

一 継続して入所等をしている二以上の住所地特例対象施設のそれぞれに入所等をする事によりそれぞれの住所地特例対象施設の所在する場所に順次住所を変更したと認められる住所地特例対象被保険者であって、当該二以上の住所地特例対象施設のうち最初の住所地特例対象施設に入所等をした際他の市町村（現入所施設が所在する市町村以外の市町村をいう。）の区域内に住所を有していたと認められるもの 当該他の市町村

一 连续入住的两个以上的居住地特例对象设施，因分别入住而被认定住所依次变更为各居住地特例对象设施所在地的居住地特例对象投保人，被认定在入住该两个以上的居住地特例对象设施中的最初的居住地特例对象设施时在其他市町村（是指当前入住设施所在市町村以外的市町村）区域内拥有住所的 该其他市町村

二 継続して入所等をしている二以上の住所地特例対象施設のうち一の住所地特例対象施設から継続して他の住所地特例対象施設に入所等すること（以下この号において「継続入所等」という。）により当該一の住所地特例対象施設の所在する場所以外の場所から当該他の住所地特例対象施設の所在する場所への住所の変更（以下この号において「特定住所変更」という。）を行ったと認められる住所地特例対象被保険者であって、最後に行った特定住所変更に係る継続入所等の際他の市町村（現入所施設が所在する市町村以外の市町村をいう。）の区域内に住所を有していたと認められるもの 当該他の市町村

二 连续入住的两个以上的居住地特例对象设施，因由其中的一个居住地特例对象设施转为连续入住其他居住地特例对象设施（以下在本项中称“连续入住等”），而被认定住所由该其中的一个居住地特例对象设施所在地变更为其其他居住地特例对象设施的居住地特例对象投保人，被认定在进行最后的特定住所变更所涉及的连续入住等时在其他市町村（是指当前入住设施所在市町村以外的市町村）区域内拥有住所的 该其他市町村

3 第一項の規定により同項に規定する当該他の市町村が行う介護保険の被保険者とされた者又は前項の規定により同項各号に定める当該他の市町村が行う介護保険の被保険者とされた者（以下「住所地特例適用被保険者」という。）が入所等をしている住所地特例対象施設は、当該住所地特例対象施設の所在する市町村（以下「施設所在市町村」という。）及び当該住所地特例適用被保険者に対し介護保険を行う市町村に、必要な協力をしなければならない。

3 依据第一款规定被认定为前款规定的该其他市町村实施的护理保险的受保人，或依据前款规定被认定为前款各项规定的该其他市町村实施的护理保险的受保人（以下称“适用居住地特例的受保人”）入住的居住地特例对象设施，必须向该居住地特例对象设施所在的市町村（以下称“设施所在市町村”）及向该适用居住地特例的受保人提供护理保险的市町村提供必要的协助。

第三章 介護認定審査会

第三章 护理认定审查会

（介護認定審査会）

（护理认定审查会）

第十四条 第三十八条第二項に規定する審査判定業務を行わせるため、市町村に介護認定審査会（以下「認定審査会」という。）を置く。

第十四条 为了执行第三十八条第二款规定的审查判定业务，在市町村设置护理认定审查会（以下称“认定审查会”）。

（委員）

（委員）

第十五条 認定審査会の委員の定数は、政令で定める基準に従い条例で定める数とする。

第十五条 认定审查会委员的名额为依据政令规定的标准在条例中规定的人数。

2 委員は、要介護者等の保健、医療又は福祉に関する学識経験を有する者のうちから、市町村長（特別区にあっては、区長。以下同じ。）が任命する。

2 委员由市町村长（特别区为区长，下同）从具备需要护理人员等保健、医疗或福祉相关学识经验者中任命。

（共同設置の支援）

（共同设置的援助）

第十六条 都道府県は、認定審査会について地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の七第一項の規定による共同設置をしようとする市町村の求めに応じ、市町村相互間における必要な調整を行うことができる。

第十六条 都道府县可以回应拟依据《地方自治法》（1947 年法律第 67 号）第二百五十二条之七第一款的规定共同设置认定审查会的市町村的请求，在市町村相互之间进行必要的协调。

2 都道府县は、認定審査会を共同設置した市町村に対し、その円滑な運営が確保されるように必要な技術的な助言その他の援助をすることができる。

2 都道府县可以向共同设置了认定审查会的市町村提供必要的技术性建议及其他援助，确保其顺利运营。

（政令への委任規定）

（政令委任規定）

第十七条 この法律に定めるもののほか、認定審査会に関し必要な事項は、政令で定める。

第十七条 除了本法规定的内容之外，有关认定审查会的必要事项由政令规定。

第四章 保険給付

第四章 保险给付

第一節 通則

第一节 通則

（保険給付の種類）

（保险给付的种类）

第十八条 この法律による保険給付は、次に掲げる保険給付とする。

第十八条 本法规定的保险给付是下列保险给付。

一 被保険者の要介護状態に関する保険給付（以下「介護給付」という。）

一 受保人需要护理状态所涉及的保险给付（以下称“护理给付”）

二 被保険者の要支援状態に関する保険給付（以下「予防給付」という。）

二 受保人需要护理状态所涉及的保险给付（以下称“预防给付”）

三 前二号に掲げるもののほか、要介護状態等の軽減又は悪化の防止に資する保険給付として条例で定めるもの（第五節において「市町村特別給付」という。）

三 除了前两项所列保险给付之外，条例规定的有助于减轻需要护理状态等或防止恶化的保险给付（在第五节中称“市町村特别给付”）。

（市町村の認定）

（市町村の認定）

第十九条 介護給付を受けようとする被保険者は、要介護者に該当すること及びその該当する要介護状態区分について、市町村の認定（以下「要介護認定」という。）を受けなければならない。

第十九条 拟领取护理给付的投保人，必须接受市町村确认其是否属于需要护理人员及其需要护理状态分类的认定（以下称“需要护理认定”）。

2 予防給付を受けようとする被保険者は、要支援者に該当すること及びその該当する要支援状態区分について、市町村の認定（以下「要支援認定」という。）を受けなければならない。

2 拟领取预防给付的投保人，必须接受市町村确认其是否属于需要援助人员及其需要援助状态分类的认定（以下称“需要援助认定”）。

（他の法令による給付との調整）

（与其他法律法规规定的给付的调整）

第二十条 介護給付又は予防給付（以下「介護給付等」という。）は、当該要介護状態等につき、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の規定による療養補償給付若しくは療養給付その他の法令に基づく給付であって政令で定めるもののうち介護給付等に相当するものを受けるときは政令で定める限度において、又は当該政令で定める給付以外の給付であって国若しくは地方公共団体の負担において介護給付等に相当するものが行われたときはその限度において、行わない。

第二十条 护理给付或预防给付（以下称“护理给付等”），在根据其需要护理状态等，可以领取《劳动者灾害补偿保险法》（1947年法律第50号）规定的疗养补偿给付或者疗养给付及基于其他法律法规的政令规定相当于护理给付等的给付时，在政令规定的限度内，或发放了该政令规定的给付以外的，由国家或者地方公共团体负担的相当于护理给付等的给付时，在其限度内，不予执行。

（損害賠償請求権）

（损害赔偿请求权）

第二十一条 市町村は、給付事由が第三者の行為によって生じた場合において、保険給付を行ったときは、その給付の価額の限度において、被保険者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

第二十一条 市町村在保险给付的给付事由是由第三方行为引发时，在该给付价款的限度范围内，获得投保人对第三方拥有的损害赔偿的请求权。

2 前項に規定する場合において、保険給付を受けるべき者が第三者から同一の事由につい

て損害賠償を受けたときは、市町村は、その価額の限度において、保険給付を行う責めを免れる。

2 在前款规定的情况下，应获得保险给付者已经就同一事由从第三方获得了损害赔偿时，市町村以该价款为限，免予执行保险给付。

3 市町村は、第一項の規定により取得した請求権に係る損害賠償金の徴収又は収納の事務を国民健康保険法第四十五条第五項 に規定する国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）であって厚生労働省令で定めるものに委託することができる。

3 市町村可以将依据第一款规定取得请求权所涉及的损害赔偿金的征收或收缴事务委托给厚生劳动省令规定的《国民健康保险法》第四十五条第五款 规定的国民健康保险团体联合会（以下称“联合会”）。

（不正利得の徴収等）

（违法収益的征收等）

第二十二條 偽りその他不正の行為によって保険給付を受けた者があるときは、市町村は、その者からその給付の価額の全部又は一部を徴収することができるほか、当該偽りその他不正の行為によって受けた保険給付が第五十一条の三第一項の規定による特定入所者介護サービス費の支給、第五十一条の四第一項の規定による特例特定入所者介護サービス費の支給、第六十一条の三第一項の規定による特定入所者介護予防サービス費の支給又は第六十一条の四第一項の規定による特例特定入所者介護予防サービス費の支給であるときは、市町村は、厚生労働大臣の定める基準により、その者から当該偽りその他不正の行為によって支給を受けた額の百分の二百に相当する額以下の金額を徴収することができる。

第二十二條 对于通过谎报及其他不正当行为领取保险给付者，市町村可以向其征收该给付的部分或全部价款。此外，如果该通过谎报及其他不正当行为领取的保险给付为第五十一条之三第一款规定的特定入住者护理服务费的支付、第五十一条之四第一款规定的特例特定入住者护理服务费的支付、第六十一条之三第一款规定的特定入住者护理预防服务费的支付或第六十一条之四第一款规定的特例特定入住者护理预防服务费的支付，市町村还可以按照厚生劳动大臣规定的标准，向其征收相当于通过谎报及其他不正当行为领取金额的百分之二百以下的金额。

2 前項に規定する場合において、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション若しくは短期入所療養介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護又は介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション若しくは介護予防短期入所療養介護についてその治療の必要の程度につき診断する医師その他居宅サービス若しくはこれに相当するサービス、地域密着型サービス若しくはこれに相当するサービス、施設サービス又は介護予防サービス若しくはこれに相当するサービスに従事する医師又は歯科医師が、市町村に提出されるべき診断書に虚偽の記載をしたため、その保険給付が行われたものであるときは、市町村は、当該医師又は歯科医師に対し、保険給付を受けた者に連帯し

て同項の徴収金を納付すべきことを命ずることができる。

2 在前款规定的情况下，关于上门看护、上门康复治疗、日托康复治疗或者短期寄宿疗养护理、定期巡访和随时上门护理看护或护理预防上门看护、护理预防上门康复治疗、护理预防日托康复治疗或者护理预防短期寄宿疗养护理，诊断其需要治疗的程度的医生及其他从事居家服务或者与之相当的服务、地区紧密型服务或者与之相当的服务、设施服务或护理预防服务或者与之相当的服务的医生或牙医，在提交市町村的诊断书上填写了虚假信息，使保险给付得到执行的，市町村可以命令该医生或牙医与保险给付的领取者连带缴纳同款收费。

3 市町村は、第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者、第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービス事業者、第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者、第五十四条の二第一項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者又は第五十八条第一項に規定する指定介護予防支援事業者（以下この項において「指定居宅サービス事業者等」という。）が、偽りその他不正の行為により第四十一条第六項、第四十二条の二第六項、第四十六条第四項、第四十八条第四項、第五十一条の三第四項、第五十三条第四項、第五十四条の二第六項、第五十八条第四項又は第六十一条の三第四項の規定による支払を受けたときは、当該指定居宅サービス事業者等から、その支払った額につき返還させるべき額を徴収するほか、その返還させるべき額に百分の四十を乗じて得た額を徴収することができる。

3 在第四十一条第一款规定的指定居家服务机构，第四十二条之二第一款规定的指定地区紧密型服务机构，第四十六条第一款规定的指定居家护理援助机构、护理保险设施，第五十三条第一款规定的指定护理预防服务机构，第五十四条之二第一款规定的指定地区紧密型护理预防服务机构或第五十八条第一款规定的指定护理预防援助机构（以下在本款中称“指定居家服务机构等”），通过谎报及其他不正当行为领取了第四十一条第六款、第四十二条之二第六款、第四十六条第四款、第四十八条第四款、第五十一条之三第四款、第五十三条第四款、第五十四条之二第六款、第五十八条第四款或第六十一条之三第四款规定的支付时，除了就该支付金额向该指定居家服务机构等征收应交还金额之外，市町村还可以加收该应交还金额乘以 40%得出的金额。

（文書の提出等）

（文件的提交等）

第二十三条 市町村は、保険給付に関して必要があると認めるときは、当該保険給付を受ける者若しくは当該保険給付に係る居宅サービス等（居宅サービス（これに相当するサービスを含む。）、地域密着型サービス（これに相当するサービスを含む。）、居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）、施設サービス、介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。）、地域密着型介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。）若しくは介護予防支援（これに相当するサービスを含む。）をいう。以下同じ。）を担当する者若しくは保険給付に係る第四十五条第一項に規定する住宅改修を行う者又はこれらの者であった者（第二十

四条の二第一項第一号において「照会等対象者」という。) に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を求め、若しくは依頼し、又は当該職員に質問若しくは照会をさせることができる。

第二十三条 关于保险给付，市町村认为有必要时，可以要求或者委托该保险给付的领取者或者该保险给付涉及的居家服务等（是指居家服务（包括与之相当的服务）、地区紧密型服务（包括与之相当的服务）、居家护理援助（包括与之相当的服务）、设施服务、护理预防服务（包括与之相当的服务）或者护理预防援助（包括与之相当的服务）。下同）的担当人员或者保险给付涉及的第四十五条第一款规定的住宅改建的实施者或曾经为上述人员者（在第二十四条之二第一款第一项中称“查询等对象者”），提交或者出示文件及其他物品，或令职员进行提问或者查询。

（帳簿書類の提示等）

（账簿文件的出示等）

第二十四条 厚生労働大臣又は都道府県知事は、介護給付等（居宅介護住宅改修費の支給及び介護予防住宅改修費の支給を除く。次項及び第二百八条において同じ。）に関して必要があると認めるときは、居宅サービス等を行った者又はこれを使用する者に対し、その行った居宅サービス等に関し、報告若しくは当該居宅サービス等の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

第二十四条 关于护理给付等（居家护理住宅改建费的支付及护理预防住宅改建费的支付除外。在下款及第二百零八条中亦同），厚生劳动大臣或都道府县知事认为有必要时，可以命令居家服务等实施者或使用人，就该居家服务等出示报告或者该居家服务等提供记录、账簿文件及其他物品，或令相关职员进行提问。

2 厚生労働大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、介護給付等を受けた被保険者又は被保険者であった者に対し、当該介護給付等に係る居宅サービス等（以下「介護給付等対象サービス」という。）の内容に関し、報告を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

2 厚生劳动大臣或都道府县知事认为有必要时，可以命令领取护理给付等的受保人或曾经的受保人，报告该护理给付等涉及的居家服务等（以下称“护理给付等对象服务”）的内容，或令职员进行提问。

3 前二項の規定による質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 在进行前两款规定的提问时，相关职员应携带身份证明文件，并且在相关人员提出要求时出示。

4 第一項及び第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈しては

ならない。

4 第一款及第二款规定的权限不得解释为以犯罪搜查为目的而被批准的权限。

(指定市町村事務受託法人)

(市町村事務指定受托法人)

第二十四条之二 市町村は、次に掲げる事務の一部を、法人であって厚生労働省令で定める要件に該当し、当該事務を適正に実施することができると認められるものとして都道府県知事が指定するもの（以下この条において「指定市町村事務受託法人」という。）に委託することができる。

第二十四条之二 市町村可以将下列事务的一部分委托给符合厚生劳动省令规定条件，且由都道府县知事指定的可以妥善实施该事务的法人（以下在本条中称“市町村事务指定受托法人”）。

一 第二十三条に規定する事務（照会等対象者の選定に係るものを除く。）

一 第二十三条规定的事务（涉及查询等对象者选定的除外）

二 第二十七条第二項（第二十八条第四項、第二十九条第二項、第三十条第二項、第三十一条第二項及び第三十二条第二項（第三十三条第四項、第三十三条の二第二項、第三十三条の三第二項及び第三十四条第二項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による調査に関する事務

二 第二十七条第二款（包括第二十八条第四款、第二十九条第二款、第三十条第二款、第三十一条第二款及第三十二条第二款（包括第三十三条第四款、第三十三条之二第二款、第三十三条之三第二款及第三十四条第二款中的准用）中的准用）规定的有关调查的事务

三 その他厚生労働省令で定める事務

三 其他厚生劳动省令规定的事务

2 指定市町村事務受託法人は、前項第二号の事務を行うときは、介護支援専門員その他厚生労働省令で定める者に当該委託に係る調査を行わせるものとする。

2 市町村事務指定受托法人在实施前款第二项的事务时，应令护理援助专业人员及其他厚生劳动省令规定的人员就该委托进行调查。

3 指定市町村事務受託法人の役員若しくは職員（前項の介護支援専門員その他厚生労働省令で定める者を含む。次項において同じ。）又はこれらの職にあった者は、正当な理由なしに、当該委託事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

3 市町村事務指定受托法人的干部或者职员（包括前款的护理援助专业人员及其他厚生劳动省令规定的人员。下款亦同）或上述职位的曾经在职者，如无正当理由，不得泄露其所掌握的有关该委托事务的秘密。

4 指定市町村事務受託法人の役員又は職員で、当該委託事務に従事するものは、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

4 从事该委托事务的市町村事务指定受托法人的干部或职员在适用刑法（1967 年法律第 45 号）及其他罚则时，依据法律法规视为从事公务的职员。

5 市町村は、第一項の規定により同項第一号又は第三号に掲げる事務を委託したときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

5 市町村依据第一款的规定就同款第一项或第三项所列事务进行了委托时，应依据厚生劳动省令的规定进行公示。

6 前各項に定めるもののほか、指定市町村事務受託法人に関し必要な事項は、政令で定める。

6 除了上述各款规定的内容之外，有关市町村事务指定受托法人的必要事项由政令规定。

（指定都道府県事務受託法人）

（都道府县事务指定受托法人）

第二十四条之三 都道府県は、次に掲げる事務の一部を、法人であって厚生労働省令で定める要件に該当し、当該事務を適正に実施することができると認められるものとして都道府県知事が指定するもの（以下「指定都道府県事務受託法人」という。）に委託することができる。

第二十四条之三 都道府县可以将下列事务的一部分委托给符合厚生劳动省令规定条件，且由都道府县知事指定的可以妥善实施该事务的法人（以下在本条中称“都道府县事务指定受托法人”）。

一 第二十四条第一項及び第二項に規定する事務（これらの項の規定による命令及び質問の対象となる者の選定に係るもの並びに当該命令を除く。）

一 第二十四条第一款及第二款规定的事务（涉及选定该各款规定的命令及提问的对象的事务及该命令除外）

二 その他厚生労働省令で定める事務

二 其他厚生劳动省令规定的事务

2 指定都道府県事務受託法人の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、正当な理由なしに、当該委託事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 都道府县事务指定受托法人的干部或者职员或上述职位的曾经在职者，若无正当理由，不得泄露其掌握的有关该委托事务的秘密。

3 指定都道府県事務受託法人の役員又は職員で、当該委託事務に従事するものは、刑法 その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

3 从事该委托事务的都道府县事务指定受托法人的干部或职员，在适用刑法 及其他罚则时，依据法律法规视为从事公务的职员。

4 都道府県は、第一項の規定により事務を委託したときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

4 都道府县依据第一款的规定对事务进行了委托时，应依据厚生劳动省令的规定对该事宜进行公示。

5 第二十四条第三項の規定は、第一項の規定により委託を受けて行う同条第一項及び第二項の規定による質問について準用する。

5 第二十四条第三款的规定准用于依据第一款的规定受托实施的同条第一款及第二款规定的提问。

6 前各項に定めるもののほか、指定都道府県事務受託法人に関し必要な事項は、政令で定める。

6 除了上述各款规定的内容之外，都道府县事务指定受托法人相关的必要事项由政令规定。

(受給権の保護)

(领受权的保护)

第二十五条 保険給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

第二十五条 保险给付的领受权不得转让、抵押或扣押。

(租税その他の公課の禁止)

(租税及其他公共费的禁止)

第二十六条 租税その他の公課は、保険給付として支給を受けた金品を標準として、課することができない。

第二十六条 租税及其他公共费不得以保险给付受领的财物为标准来进行征收。

第二節 認定

第二节 认定

(要介護認定)

(需要护理认定)

第二十七条 要介護認定を受けようとする被保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、申請書に被保険者証を添付して市町村に申請をしなければならない。この場合において、当該被保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援事業者、地域密着型介護老人福祉施設若しくは介護保険施設であって厚生労働省令で定めるもの又は第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センターに、当該申請に関する手続を代わって行わせることができる。

第二十七条 拟接受需要护理认定的受保人必须依据厚生劳动省令的规定，在申请书上附上受保人证向市町村申请。此时，该受保人可以依据厚生劳动省令的规定，委托厚生劳动省令规定的第四十六条第一款规定的指定居家护理援助机构、地区紧密型护理老人福利设施或者护理保险设施或第一百一十五条之四十六第一款规定的地区综合援助中心，代为办理该申请的有关手续。

2 市町村は、前項の申請があったときは、当該職員をして、当該申請に係る被保険者に面接させ、その心身の状況、その置かれている環境その他厚生労働省令で定める事項について調査をさせるものとする。この場合において、市町村は、当該被保険者が遠隔の地に住所を有するときは、当該調査を他の市町村に嘱託することができる。

2 市町村在接到前款申请后，应令其职员与该申请所涉及的受保人面谈，调查其身心情况、所处环境及其他厚生劳动省令规定的事项。此时，如果该受保人的住所距离较远，市町村可以委托其他市町村实施该调查。

3 市町村は、第一項の申請があったときは、当該申請に係る被保険者の主治の医師に対し、当該被保険者の身体上又は精神上の障害の原因である疾病又は負傷の状況等につき意見を求めるものとする。ただし、当該被保険者に係る主治の医師がないときその他当該意見を求めることが困難なときは、市町村は、当該被保険者に対して、その指定する医師又は当該職員で医師であるものの診断を受けるべきことを命ずることができる。

3 市町村在接到第一款的申请后，应征求该申请所涉及的受保人的主治医生关于导致该受保人身体上或精神上的障碍的疾病或负伤的情况等的意见。但是，如果出现该受保人没有主治医生及其他难以征求该意见的情况，市町村可以命令该受保人接受其指定的医生或其担任医生的职员的诊断。

4 市町村は、第二項の調査（第二十四条の二第一項第二号の規定により委託された場合にあつては、当該委託に係る調査を含む。）の結果、前項の主治の医師の意見又は指定する医師若しくは当該職員で医師であるものの診断の結果その他厚生労働省令で定める事項を認定審査会に通知し、第一項の申請に係る被保険者について、次の各号に掲げる被保険者の区分に応じ、当該各号に定める事項に関し審査及び判定を求めるものとする。

4 市町村应将第二款的调查（依据第二十四条之二第一款第二项的规定被委托时，包括该委

托涉及的调查) 结果、前款主治医师的意见或指定的医生或者担任医生的职员的诊断结果及其他厚生劳动省令规定的事项通知认定审查会, 请求按照下列各项所列受保人的分类, 就该各项规定的事项对第一款的申请所涉及的受保人进行审查及判定。

一 第一号被保険者 要介護状態に該当すること及びその該当する要介護状態区分

一 第一类受保人 属于需要护理状态及其所属的需要护理状态分类

二 第二号被保険者 要介護状態に該当すること、その該当する要介護状態区分及びその要介護状態の原因である身体上又は精神上の障害が特定疾病によって生じたものであること。

二 第二类受保人 属于需要护理状态, 该需要护理状态分类及导致该需要护理状态的身体上或精神上的障碍为特定疾病引发的。

5 認定審査会は、前項の規定により審査及び判定を求められたときは、厚生労働大臣が定める基準に従い、当該審査及び判定に係る被保険者について、同項各号に規定する事項に関し審査及び判定を行い、その結果を市町村に通知するものとする。この場合において、認定審査会は、必要があると認めるときは、次に掲げる事項について、市町村に意見を述べることができる。

5 认定审查会收到前款规定的审查及判定请求后, 应按照厚生劳动大臣规定的标准, 就同款各项规定的事项对该审查及判定涉及的受保人进行审查及判定, 将结果通知市町村。此时, 认定审查会认为有必要时, 可以就下列事项向市町村陈述意见。

一 当該被保険者の要介護状態の軽減又は悪化の防止のために必要な療養に関する事項

一 减轻该受保人的需要护理状态或防止恶化的疗养的相关事项

二 第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス、第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービス又は第四十八条第一項に規定する指定施設サービス等の適切かつ有効な利用等に関し当該被保険者が留意すべき事項

二 关于第四十一条第一款规定的指定居家服务、第四十二条之二第一款规定的指定地区紧密型服务或第四十八条第一款规定的指定设施服务等妥善且有效的利用等, 该受保人应注意的事项

6 認定審査会は、前項前段の審査及び判定をするに当たって必要があると認めるときは、当該審査及び判定に係る被保険者、その家族、第三項の主治の医師その他の関係者の意見を聴くことができる。

6 认定审查会在实施前款前段的审查及判定时认为有必要时, 可以听取该审查及判定所涉及的受保人、其家属、第三款的主治医生及其他相关人员的意见。

7 市町村は、第五項前段の規定により通知された認定審査会の審査及び判定の結果に基づ

き、要介護認定をしたときは、その結果を当該要介護認定に係る被保険者に通知しなければならない。この場合において、市町村は、次に掲げる事項を当該被保険者の被保険者証に記載し、これを返付するものとする。

7 市町村基于依据第五款前段的规定收到的认定审查会审查及判定结果的通知，实施了需要护理认定后，应将结果通知该需要护理认定涉及的投保人。此时，市町村应将下列事项填写至该投保人的投保人证后交还。

- 一 該当する要介護状態区分
- 一 所属需要护理状态分类

- 二 第五項第二号に掲げる事項に係る認定審査会の意見
- 二 认定审查会关于第五款第二项所列事项的意见

- 8 要介護認定は、その申請のあった日にさかのぼってその効力を生ずる。
- 8 需要护理认定追溯至申请之日生效。

9 市町村は、第五項前段の規定により通知された認定審査会の審査及び判定の結果に基づき、要介護者に該当しないと認めたときは、理由を付して、その旨を第一項の申請に係る被保険者に通知するとともに、当該被保険者の被保険者証を返付するものとする。

9 市町村基于依据第五款前段的规定收到的认定审查会审查及判定结果的通知，认为不属于需要护理人员时，应通知第一款申请所涉及的投保人并说明理由，并且交还该投保人的投保人证。

10 市町村は、第一項の申請に係る被保険者が、正当な理由なしに、第二項の規定による調査（第二十四条之二第一項第二号の規定により委託された場合にあつては、当該委託に係る調査を含む。）に応じないとき、又は第三項ただし書の規定による診断命令に従わないときは、第一項の申請を却下することができる。

10 市町村在第一款的申请所涉及的投保人无正当理由不配合第二款规定的调查（依据第二十四条之二第一款第二项的规定委托的，包括该委托所涉及的调查），或不遵从第三款但书规定的诊断命令时，可以驳回第一款的申请。

11 第一項の申請に対する処分は、当該申請のあった日から三十日以内にしなければならない。ただし、当該申請に係る被保険者の心身の状況の調査に日時を要する等特別な理由がある場合には、当該申請のあった日から三十日以内に、当該被保険者に対し、当該申請に対する処分をするためになお要する期間（次項において「処理見込期間」という。）及びその理由を通知し、これを延期することができる。

11 对第一款所规定申请的处理，应自该申请之日起三十日以内进行。但是，如果调查该申请所涉及的投保人的身心情况需要时间等有特别的理由的，可以在该申请之日起三十日以内，

通知该受保人处理该申请需要的时间（在下款中称“预期处理时间”）及其理由，进行延期。

1 2 第一項の申請をした日から三十日以内に当該申請に対する処分がされないとき、若しくは前項ただし書の通知がないとき、又は処理見込期間が経過した日までに当該申請に対する処分がされないときは、当該申請に係る被保険者は、市町村が当該申請を却下したものとみなすことができる。

1 2 自第一款的申请之日起三十日以内该申请未得到处理，或者未收到前款但书的通知，或者预期处理时间截止前该申请未得到处理时，该申请所涉及的受保人可以视为市町村驳回了该申请。

（要介護認定の更新）

（需要护理认定的更新）

第二十八条 要介護認定は、要介護状態区分に応じて厚生労働省令で定める期間（以下この条において「有効期間」という。）内に限り、その効力を有する。

第二十八条 需要护理认定仅在厚生劳动省令根据需要护理状态分类规定的期间（以下在本条中称“有效期间”）内有效。

2 要介護認定を受けた被保険者は、有効期間の満了後においても要介護状態に該当すると見込まれるときは、厚生労働省令で定めるところにより、市町村に対し、当該要介護認定の更新（以下「要介護更新認定」という。）の申請をすることができる。

2 获得需要护理认定的受保人预计在有效期满后仍属于需要护理状态时，可以依据厚生劳动省令的规定，向市町村申请更新该需要护理认定（以下称“需要护理更新认定”）。

3 前項の申請をすることができる被保険者が、災害その他やむを得ない理由により当該申請に係る要介護認定の有効期間の満了前に当該申請をすることができなかつたときは、当該被保険者は、その理由のやんだ日から一月以内に限り、要介護更新認定の申請をすることができる。

3 可以进行前款申请的受保人因为灾害及其他不得已的理由未能在该申请涉及的需要护理认定的有效期满前实施该申请时，该受保人可以仅限在该理由消除之日起一个月以内，申请需要护理更新认定。

4 前条（第八項を除く。）の規定は、前二項の申請及び当該申請に係る要介護更新認定について準用する。この場合において、同条の規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

4 前条(第八款除外)的规定准用于前两款的申请及该申请涉及的需要护理更新认定。此时，关于同条规定的必要技术性替换，由政令规定。

5 市町村は、前項において準用する前条第二項の調査を第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援事業者、地域密着型介護老人福祉施設、介護保険施設その他の厚生労働省令で定める事業者若しくは施設（以下この条において「指定居宅介護支援事業者等」という。）又は介護支援専門員であって厚生労働省令で定めるものに委託することができる。

5 市町村可以将前款中准用的前条第二款的调查委托给第四十六条第一款规定的指定居家护理援助机构、地区紧密型护理老年人福利设施、护理保险设施及其他厚生劳动省令规定的机构或者设施（以下在本条中称“指定居家护理援助机构等”）或厚生劳动省令规定的护理援助专业人员。

6 前項の規定により委託を受けた指定居宅介護支援事業者等は、介護支援専門員その他厚生労働省令で定める者に当該委託に係る調査を行わせるものとする。

6 依据前款规定接受委托的指定居家护理援助机构等应让护理援助专业人员及其他厚生劳动省令规定的人员实施该委托涉及的调查。

7 第五項の規定により委託を受けた指定居宅介護支援事業者等（その者が法人である場合にあっては、その役員。次項において同じ。）若しくはその職員（前項の介護支援専門員その他厚生労働省令で定める者を含む。次項において同じ。）若しくは介護支援専門員又はこれらの職にあった者は、正当な理由なしに、当該委託業務に関して知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。

7 依据第五款的规定接受委托的指定居家护理援助机构等（其为法人时，为其干部。下款亦同）或者其职员（包括前款护理援助专业人员及其他厚生劳动省令规定的人员。下款亦同）或者护理援助专业人员或上述职位的曾经在职者，无正当理由，不得泄露其掌握的有关该委托业务的个人秘密。

8 第五項の規定により委託を受けた指定居宅介護支援事業者等若しくはその職員又は介護支援専門員で、当該委託業務に従事するものは、刑法 その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

8 依据第五款的规定接受委托的指定居家护理援助机构等或者其职员或从事该委托业务的护理援助专业人员，在适用刑法及其他罚则时，视作依据法律法规从事公务的职员。

9 第三項の申請に係る要介護更新認定は、当該申請に係る要介護認定の有効期間の満了日の翌日にさかのぼってその効力を生ずる。

9 第三款的申请涉及的需要护理更新认定追溯至该申请涉及的需要护理认定的有效期满之日次日生效。

10 第一項の規定は、要介護更新認定について準用する。この場合において、同項中「厚生労働省令で定める期間」とあるのは、「有効期間の満了日の翌日から厚生労働省令で定める期間」と読み替えるものとする。

10 第一款の規定准用于需要护理更新认定。此时，同款中的“厚生劳动省令规定的期间”替换为“自有效期满之日次日起厚生劳动省令规定的期间”。

（要介護状態区分の変更の認定）

（需要护理状态分类变更认定）

第二十九条 要介護認定を受けた被保険者は、その介護の必要の程度が現に受けている要介護認定に係る要介護状態区分以外の要介護状態区分に該当すると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、市町村に対し、要介護状態区分の変更の認定の申請をすることができる。

第二十九条 已获得需要护理认定的受保人，如果认为其需要护理的程度属于当前所接受的需要护理认定的需要护理状态分类以外的需要护理状态分类，可以依据厚生劳动省令的规定，向市町村申请需要护理状态分类变更认定。

2 第二十七条及び前条第五項から第八項までの規定は、前項の申請及び当該申請に係る要介護状態区分の変更の認定について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 第二十七条及前条第五款至第八款的规定准用于前款的申请及该申请涉及的需要护理状态分类变更认定。此时，关于上述规定的必要技术性替换，由政令规定。

第三十条 市町村は、要介護認定を受けた被保険者について、その介護の必要の程度が低下したことにより当該要介護認定に係る要介護状態区分以外の要介護状態区分に該当するに至ったと認めるときは、要介護状態区分の変更の認定をすることができる。この場合において、市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、当該変更の認定に係る被保険者に対しその被保険者証の提出を求め、これに当該変更の認定に係る要介護状態区分及び次項において準用する第二十七条第五項後段の規定による認定審査会の意見（同項第二号に掲げる事項に係るものに限る。）を記載し、これを返付するものとする。

第三十条 市町村认为已获得需要护理认定的受保人需要护理的程度已经降低，属于该需要护理认定涉及的需要护理状态分类以外的需要护理状态分类时，可以进行需要护理状态分类变更认定。此时，市町村应依据厚生劳动省令的规定，要求该变更认定涉及的受保人提交其受保人证，在受保人证上填写该变更认定涉及的需要护理状态分类及在下款中准用的第二十七条第五款后段规定的认定审查会的意见（仅限与同款第二项所列事项有关的）后交还。

2 第二十七条第二項から第六項まで及び第七項前段並びに第二十八条第五項から第八項までの規定は、前項の要介護状態区分の変更の認定について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 第二十七条第二款至第六款及第七款前段以及第二十八条第五款至第八款的规定，准用于前款需要护理状态分类变更认定。此时，有关上述规定的必要技术性替换，由政令规定。

(要介護認定の取消し)

(需要护理认定的取消)

第三十一条 市町村は、要介護認定を受けた被保険者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該要介護認定を取り消すことができる。この場合において、市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、当該取消しに係る被保険者に対しその被保険者証の提出を求め、第二十七条第七項各号に掲げる事項の記載を消除し、これを返付するものとする。

第三十一条 市町村、在已获得需要护理认定的受保人符合下列各项任何一项时，可以取消该需要护理认定。此时，市町村可以依据厚生劳动省令的规定，要求被取消认定的受保人提交其受保人证，删除第二十七条第七款各项所列事项的记述后交还。

一 要介護者に該当しなくなったと認めるとき。

一 认为不再属于需要护理人员时。

二 正当な理由なしに、前条第二項若しくは次項において準用する第二十七条第二項の規定による調査（第二十四条の二第一項第二号又は前条第二項若しくは次項において準用する第二十八条第五項の規定により委託された場合にあっては、当該委託に係る調査を含む。）に応じないとき、又は前条第二項若しくは次項において準用する第二十七条第三項ただし書の規定による診断命令に従わないとき。

二 无正当理由，不配合前条第二款或者下款中准用的第二十七条第二款规定的调查（依据第二十四条之二第一款第二项或前条第二款或者下款中准用的第二十八条第五款的规定被委托时，包括该委托涉及的调查），或者不听从前条第二款或者下款中准用的第二十七条第三款但书规定的诊断命令时。

2 第二十七条第二項から第四項まで、第五項前段、第六項及び第七項前段並びに第二十八条第五項から第八項までの規定は、前項第一号の規定による要介護認定の取消しについて準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 第二十七条第二款至第四款、第五款前段、第六款及第七款前段以及第二十八条第五款至第八款的规定，准用于前款第一项规定的需要护理认定的取消。此时，有关上述规定的必要技术性替换，由政令规定。

(要支援認定)

(需要援助认定)

第三十二条 要支援認定を受けようとする被保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、申請書に被保険者証を添付して市町村に申請をしなければならない。この場合において、当該被保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、第四十六条第一項に規定する指定居宅

介護支援事業者、地域密着型介護老人福祉施設若しくは介護保険施設であって厚生労働省令で定めるもの又は第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センターに、当該申請に関する手続を代わって行わせることができる。

第三十二条 擬接受需要援助認定の受保人，必須依据厚生労働省令的规定，在申请书上附上受保人证向市町村申请。此时，该受保人可以依据厚生労働省令的规定，委托第四十六条第一款规定的指定居家护理援助机构、地区紧密型护理老人福利设施或者护理保险设施中厚生労働省令规定的设施或第一百一十五条之四十六第一款规定的地区综合援助中心，代为办理有关该申请的手续。

2 第二十七条第二項及び第三項の規定は、前項の申請に係る調査並びに同項の申請に係る被保険者の主治の医師の意見及び当該被保険者に対する診断命令について準用する。

2 第二十七条第二款及第三款的规定，准用于前款的申请涉及的调查以及同款所规定申请涉及的受保人的主治医生的意见及对该受保人的诊断命令。

3 市町村は、前項において準用する第二十七条第二項の調査（第二十四条の二第一項第二号の規定により委託された場合にあっては、当該委託に係る調査を含む。）の結果、前項において準用する第二十七条第三項の主治の医師の意見又は指定する医師若しくは当該職員で医師であるものの診断の結果その他厚生労働省令で定める事項を認定審査会に通知し、第一項の申請に係る被保険者について、次の各号に掲げる被保険者の区分に応じ、当該各号に定める事項に関し審査及び判定を求めるものとする。

3 市町村应将在前款中准用的第二十七条第二款的投资（依据第二十四条之二第一款第二项的规定被委托时，包括该委托涉及的调查）的结果、在前款中准用的第二十七条第三款的主治医生的意见或指定医生或者担任医生的职员的诊断结果及其他厚生労働省令规定的事项通知认定审查会，要求根据以下各项所列受保人分类，就该各项所列事项对第一款的申请涉及的受保人进行审查及判定。

一 第一号被保険者 要支援状態に該当すること及びその該当する要支援状態区分

一 第一类受保人 属于需要援助状态及其所属的需要援助状态分类

二 第二号被保険者 要支援状態に該当すること、その該当する要支援状態区分及びその要支援状態の原因である身体上又は精神上的の障害が特定疾病によって生じたものであること。

二 第二类受保人 属于需要援助状态，其所属的需要援助状态分类及导致其需要援助状态的身体上或精神上的障碍是由特定疾病引发的。

4 認定審査会は、前項の規定により審査及び判定を求められたときは、厚生労働大臣が定める基準に従い、当該審査及び判定に係る被保険者について、同項各号に規定する事項に関し審査及び判定を行い、その結果を市町村に通知するものとする。この場合において、認定審査会は、必要があると認めるときは、次に掲げる事項について、市町村に意見を述べるこ

とができる。

4 認定審査会在收到前款规定的审查及判定请求时，应按照厚生劳动大臣规定的标准，就同款各项规定的事项对该审查及判定涉及的受保人实施审查及判定，并将结果通知市町村。此时，认定审查会认为有必要时，可以就下列事项向市町村陈述意见。

一 当該被保険者の要支援状態の軽減又は悪化の防止のために必要な療養及び家事に係る援助に関する事項

一 减轻该受保人的需要援助状态或防止恶化所需要的疗养及家务援助的相关事项

二 第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス若しくは第五十四条の二第一項に規定する指定地域密着型介護予防サービス又は特定介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な利用等に関し当該被保険者が留意すべき事項

二 关于妥善且有效利用第五十三条第一款规定的指定护理预防服务或者第五十四条之二第一款规定的指定地区紧密型护理预防服务或特定护理预防和日常生活援助综合事业等，该受保人应注意的事项

5 第二十七条第六項の規定は、前項前段の審査及び判定について準用する。

5 第二十七条第六款的规定准用于前款前段的审查及判定。

6 市町村は、第四項前段の規定により通知された認定審査会の審査及び判定の結果に基づき、要支援認定をしたときは、その結果を当該要支援認定に係る被保険者に通知しなければならない。この場合において、市町村は、次に掲げる事項を当該被保険者の被保険者証に記載し、これを返付するものとする。

6 市町村基于依据第四款前段的规定收到的认定审查会审查及判定结果的通知，做出了需要援助认定时，应将结果通知该需要援助认定涉及的受保人。此时，市町村应将下列事项填写至该受保人的受保人证后，予以交还。

一 該当する要支援状態区分

一 所属需要援助状态分类

二 第四項第二号に掲げる事項に係る認定審査会の意見

二 认定审查会关于第四款第二项所列事项的意见

7 要支援認定は、その申請のあった日にさかのぼってその効力を生ずる。

7 需要援助认定，追溯至申请之日起生效。

8 市町村は、第四項前段の規定により通知された認定審査会の審査及び判定の結果に基づき、要支援者に該当しないと認めたときは、理由を付して、その旨を第一項の申請に係る被

保険者に通知するとともに、当該被保険者の被保険者証を返付するものとする。

8 市町村基于依据第四款前段的规定收到的认定审查会审查及判定结果的通知，认为不属于需要援助人员时，应通知该第一款的申请涉及的受保人，并说明理由，同时交还该受保人的受保人证。

9 第二十七条第十項から第十二項までの規定は、第一項の申請及び当該申請に対する処分について準用する。

9 第二十七条第十款至第十二款的规定，准用于第一款的申请及对该申请的处理。

（要支援認定の更新）

（需要援助认定的更新）

第三十三条 要支援認定は、要支援状態区分に応じて厚生労働省令で定める期間（以下この条において「有効期間」という。）内に限り、その効力を有する。

第三十三条 需要援助认定仅在厚生劳动省令根据需要援助状态分类规定的期间（以下在本条中称“有效期间”）内有效。

2 要支援認定を受けた被保険者は、有効期間の満了後においても要支援状態に該当すると見込まれるときは、厚生労働省令で定めるところにより、市町村に対し、当該要支援認定の更新（以下「要支援更新認定」という。）の申請をすることができる。

2 获得需要援助认定的受保人预期在有效期满后仍处于需要援助状态时，可以依据厚生劳动省令的规定，向市町村申请更新该需要援助认定（以下称“需要援助更新认定”）。

3 前項の申請をすることができる被保険者が、災害その他やむを得ない理由により当該申請に係る要支援認定の有効期間の満了前に当該申請をすることができなかつたときは、当該被保険者は、その理由のやんだ日から一月以内に限り、要支援更新認定の申請をすることができる。

3 可以实施前款申请的受保人因为灾害及其他不得已的理由，未能在该申请涉及的需要援助认定的有效期满前实施该申请的，该受保人可以仅限在该理由消除之日起一个月以内，申请需要援助更新认定。

4 前条（第七項を除く。）及び第二十八条第五項から第八項までの規定は、前二項の申請及び当該申請に係る要支援更新認定について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

4 前条（第七款除外）及第二十八条第五款至第八款的规定，准用于前两款的申请及该申请涉及的需要援助更新认定。此时，有关上述规定的必要技术性替换，由政令规定。

5 第三項の申請に係る要支援更新認定は、当該申請に係る要支援認定の有効期間の満了日

の翌日にさかのぼってその効力を生ずる。

5 第三款の申請涉及的需要援助更新認定，追溯至该申請涉及的需要援助認定的有效期限之日次日生效。

6 第一項の規定は、要支援更新認定について準用する。この場合において、同項中「厚生労働省令で定める期間」とあるのは、「有効期間の満了日の翌日から厚生労働省令で定める期間」と読み替えるものとする。

6 第一款の規定准用于需要援助更新認定。此时，同款中的“厚生劳动省令规定的期间”替换为“有效期限之日次日起厚生劳动省令规定的期间”。

（要支援状態区分の変更の認定）

（需要援助状態分類変更の認定）

第三十三条之二 要支援認定を受けた被保険者は、その支援の必要の程度が現に受けている要支援認定に係る要支援状態区分以外の要支援状態区分に該当すると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、市町村に対し、要支援状態区分の変更の認定の申請をすることができる。

第三十三条之二 已获得需要援助認定的受保人，认为其需要援助的程度属于当前已获得的需要援助認定涉及的需要援助状態分類以外の需要援助状態分類时，可以依据厚生劳动省令的规定，向市町村申請需要援助状態分類の変更認定。

2 第二十八条第五項から第八項まで及び第三十二条の規定は、前項の申請及び当該申請に係る要支援状態区分の変更について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 第二十八条第五款至第八款及第三十二条の規定，准用于前款的申請及該申請涉及的需要援助状態分類の変更。此时，有关上述規定的必要技術性替换，由政令規定。

第三十三条之三 市町村は、要支援認定を受けた被保険者について、その支援の必要の程度が低下したことにより当該要支援認定に係る要支援状態区分以外の要支援状態区分に該当するに至ったと認めるときは、要支援状態区分の変更の認定をすることができる。この場合において、市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、当該変更の認定に係る被保険者に対しその被保険者証の提出を求め、これに当該変更の認定に係る要支援状態区分及び次項において準用する第三十二条第四項後段の規定による認定審査会の意見（同項第二号に掲げる事項に係るものに限る。）を記載し、これを返付するものとする。

第三十三条之三 市町村认为已获得需要援助認定的受保人需要援助的程度下降至该需要援助認定涉及的需要援助状態分類以外の需要援助状態分類时，可以进行需要援助状態分類変更の認定。此时，市町村应依据厚生劳动省令规定，要求该変更認定涉及の受保人提交其受保人证，在受保人证上填写该変更認定涉及的需要援助状態分類及在下款中准用的第三十二条第四款后

段规定的认定审查会的意见（仅限有关前款第二项所列事项的）后交还。

2 第二十八条第五项から第八项まで並びに第三十二条第二项から第五项まで及び第六项前段の規定は、前項の要支援状態区分の変更の認定について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 第二十八条第五款至第八款、第三十二条第二款至第五款，以及第六款前段的规定，准用于前款的需要援助状态分类变更的认定。此时，有关上述规定的必要技术性替换，由政令规定。

（要支援認定の取消し）

（需要援助认定的取消）

第三十四条 市町村は、要支援認定を受けた被保険者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該要支援認定を取り消すことができる。この場合において、市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、当該取消しに係る被保険者に対しその被保険者証の提出を求め、第三十二条第六項各号に掲げる事項の記載を消除し、これを返付するものとする。

第三十四条 在已获得需要援助认定的受保人符合以下各项任何一项时，市町村可以取消该需要援助认定。此时，市町村应依据厚生劳动省令的规定，要求该取消涉及的受保人提交其受保人证，删除第三十二条第六款各项所列事项的记述后交还。

一 要支援者に該当しなくなったと認めるとき。

一 认为不再属于需要援助人员时。

二 正当な理由なしに、前条第二項若しくは次項において準用する第三十二条第二項の規定により準用される第二十七条第二項の規定による調査（第二十四条の二第一項第二号又は前条第二項若しくは次項において準用する第二十八条第五項の規定により委託された場合にあっては、当該委託に係る調査を含む。）に応じないとき、又は次項において準用する第三十二条第二項の規定により準用される第二十七条第三項ただし書の規定による診断命令に従わないとき。

二 无正当理由，不配合前条第二款或者依据在下款中准用的第三十二条第二款的规定准用的第二十七条第二款规定的调查（依据第二十四条之二第一款第二项或依据在下款中准用的第二十八条第五款的规定被委托时，包括该委托涉及的调查），或不遵从依据在下款中准用的第三十二条第二款的规定准用的第二十七条第三款但书规定的诊断命令时。

2 第二十八条第五项から第八项まで並びに第三十二条第二项、第三项、第四项前段、第五项及び第六项前段の規定は、前項第一号の規定による要支援認定の取消しについて準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 第二十八条第五款至第八款以及第三十二条第二款、第三款、第四款前段、第五款及第六款前段的规定，准用于前款第一项规定的需要援助认定的取消。此时，有关上述规定的必要技

术性替换，由政令规定。

（要介護認定等の手続の特例）

（需要护理认定等手続的特例）

第三十五条 認定審査会は、第二十七条第四項（第二十八条第四項において準用する場合を含む。）の規定により審査及び判定を求められた被保険者について、要介護者に該当しないと認める場合であっても、要支援者に該当すると認めるときは、第二十七条第五項（第二十八条第四項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、その旨を市町村に通知することができる。

第三十五条 認定審査会认为依据第二十七条第四款（包括在第二十八条第四款中的准用）规定请求审查及判定的受保人不属于需要护理人员，但认为其属于需要援助人员时，可以不受第二十七条第五款（包括在第二十八条第四款中的准用）之限，将该事宜通知市町村。

2 市町村は、前項の規定による通知があったときは、当該通知に係る被保険者について、第三十二条第一項の申請がなされ、同条第三項の規定により認定審査会に審査及び判定を求め、同条第四項の規定により認定審査会の通知を受けたものとみなし、要支援認定をすることができる。この場合において、市町村は、当該被保険者に、要支援認定をした旨を通知するとともに、同条第六項各号に掲げる事項を当該被保険者の被保険者証に記載し、これを返付するものとする。

2 市町村收到前款规定的通知后，可视作该通知涉及的受保人实施了第三十二条第一款的申请，依据同条第三款的规定请求认定审查会进行审查及判定，依据同条第四款的规定收到了认定审查会的通知，并实施需要援助认定。此时，市町村应通知该受保人已实施需要援助认定，同时将同条第六款各项所列事项填写至该受保人的受保人证后，予以交还。

3 認定審査会は、第三十二条第三項（第三十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定により審査及び判定を求められた被保険者について、要介護者に該当すると認めるときは、第三十二条第四項（第三十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、その旨を市町村に通知することができる。

3 認定審査会认为依据第三十二条第三款（包括在第三十三条第四款中的准用）的规定请求审查及判定的受保人属于需要护理人员时，可以不受第三十二条第四款（包括在第三十三条第四款中的准用）的规定之限，将该事宜通知市町村。

4 市町村は、前項の規定による通知があったときは、当該通知に係る被保険者について、第二十七条第一項の申請がなされ、同条第四項の規定により認定審査会に審査及び判定を求め、同条第五項の規定により認定審査会の通知を受けたものとみなし、要介護認定をすることができる。この場合において、市町村は、当該被保険者に、要介護認定をした旨を通知するとともに、同条第七項各号に掲げる事項を当該被保険者の被保険者証に記載し、これを返

付するものとする。

4 市町村收到前款规定的通知后,可视为该通知涉及的受保人实施了第二十七条第一款的申请,依据同条第四款的规定请求认定审查会进行审查及判定,依据同条第五款的规定收到了认定审查会的通知,并实施需要护理认定。此时,市町村应通知该受保人已实施需要护理认定,同时将同条第七款各项所列事项填写至该受保人的受保人证后,予以交还。

5 認定審査会は、第三十一条第二項において準用する第二十七条第四項の規定により審査及び判定を求められた被保険者について、要介護者に該当しないと認める場合であっても、要支援者に該当すると認めるときは、第三十一条第二項において準用する第二十七条第五項の規定にかかわらず、その旨を市町村に通知することができる。

5 认定审查会认为依据在第三十一条第二款中准用的第二十七条第四款的规定请求审查及判定的受保人不属于需要护理人员,但是认为其属于需要援助人员时,可以不受在第三十一条第二款中准用的第二十七条第五款的规定之限,将该事宜通知市町村。

6 市町村は、前項の規定による通知があったときは、当該通知に係る被保険者について、第三十二条第一項の申請がなされ、同条第三項の規定により認定審査会に審査及び判定を求め、同条第四項の規定により認定審査会の通知を受けたものとみなし、要支援認定をすることができる。この場合において、市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、当該通知に係る被保険者に対しその被保険者証の提出を求め、これに同条第六項各号に掲げる事項を記載し、これを返付するものとする。

6 市町村收到前款规定的通知后,可视为该通知涉及的受保人实施了第三十二条第一款的申请,依据同条第三款的规定请求认定审查会进行审查及判定,依据同条第四款的规定收到了认定审查会的通知,并实施需要援助认定。此时,市町村应依据厚生劳动省令的规定,要求该通知涉及的受保人提交其受保人证,在保险人证上填写同条第六款各项所列事项后,予以交还。

(住所移転後の要介護認定及び要支援認定)

(住所迁移后的需要护理认定及需要援助认定)

第三十六条 市町村は、他の市町村による要介護認定又は要支援認定を受けている者が当該市町村の行う介護保険の被保険者となった場合において、当該被保険者が、その資格を取得した日から十四日以内に、当該他の市町村から交付された当該要介護認定又は要支援認定に係る事項を証明する書面を添えて、要介護認定又は要支援認定の申請をしたときは、第二十七条第四項及び第七項前段又は第三十二条第三項及び第六項前段の規定にかかわらず、認定審査会の審査及び判定を経ることなく、当該書面に記載されている事項に即して、要介護認定又は要支援認定をすることができる。

第三十六条 市町村,在已获得其他市町村的需要护理认定或需要援助认定者成为本市町村的护理保险的受保人,且该受保人自该资格取得之日起14日以内,附具该其他市町村交付的该需要护理认定或需要援助认定相关事项的证明文件,实施了需要护理认定或需要援助认定申请时,

可以不受第二十七条第四款及第七款前段或第三十二条第三款及第六款前段的规定之限，不经认定审查会审查及判定，根据该证明文件记述事项进行需要护理认定或需要援助认定。

（介護給付等対象サービスの種類の指定）

（护理给付等対象服务的种类的指定）

第三十七条 市町村は、要介護認定、要介護更新認定、第二十九条第二項において準用する第二十七条第七項若しくは第三十条第一項の規定による要介護状態区分の変更の認定、要支援認定、要支援更新認定又は第三十三条の二第二項において準用する第三十二条第六項若しくは第三十三条の三第一項の規定による要支援状態区分の変更の認定（以下この項において単に「認定」という。）をするに当たっては、第二十七条第五項第一号（第二十八条第四項、第二十九条第二項及び第三十条第二項において準用する場合を含む。）又は第三十二条第四項第一号（第三十三条第四項、第三十三条の二第二項及び第三十三条の三第二項において準用する場合を含む。）に掲げる事項に係る認定審査会の意見に基づき、当該認定に係る被保険者が受けることができる居宅介護サービス費若しくは特例居宅介護サービス費に係る居宅サービス、地域密着型介護サービス費若しくは特例地域密着型介護サービス費に係る地域密着型サービス、施設介護サービス費若しくは特例施設介護サービス費に係る施設サービス、介護予防サービス費若しくは特例介護予防サービス費に係る介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービス費若しくは特例地域密着型介護予防サービス費に係る地域密着型介護予防サービスの種類を指定することができる。この場合において、市町村は、当該被保険者の被保険者証に、第二十七条第七項後段（第二十八条第四項及び第二十九条第二項において準用する場合を含む。）、第三十条第一項後段若しくは第三十五条第四項後段又は第三十二条第六項後段（第三十三条第四項及び第三十三条の二第二項において準用する場合を含む。）、第三十三条の三第一項後段若しくは第三十五条第二項後段若しくは第六項後段の規定による記載に併せて、当該指定に係る居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービスの種類を記載するものとする。

第三十七条 市町村在进行需要护理认定、需要护理更新认定、在第二十九条第二款中准用的第二十七条第七款或者第三十条第一款规定的需要护理状态分类变更的认定、需要援助认定、需要援助更新认定或在第三十三条之二第二款中准用的第三十二条第六款或者第三十三条之三第一款规定的需要援助状态分类变更的认定（以下在本款中简称为“认定”）时，可以基于认定审查会关于第二十七条第五款第一项（包括在第二十八条第四款、第二十九条第二款及第三十条第二款中的准用）或第三十二条第四款第一项（包括在第三十三条第四款、第三十三条之二第二款及第三十三条之三第二款中的准用）所列事项的意见，指定该认定涉及的受保人可以获得的与居家护理服务费或者特例居家护理服务费相关的居家服务、与地区紧密型护理服务费或者特例地区紧密型护理服务费相关的地区紧密型服务、与设施护理服务费或者特例设施护理服务费相关的设施服务、与护理预防服务费或特例护理预防服务费相关的护理预防服务或者与地区紧密型护理预防服务费或特例地区紧密型护理预防服务费相关的地区紧密型护理预防服务的种类。此时，市町村应在该受保人的受保人证上填写第二十七条第七款后段（包括在第二十八

条第四款及第二十九条第二款中的准用)、第三十条第一款后段或者第三十五条第四款后段或第三十二条第六款后段(包括在第三十三条第四款及第三十三条之二第二款中的准用)、第三十三条之三第一款后段或者第三十五条第二款后段、第六款后段规定的记述,并且填写该指定涉及的居家服务、地区紧密型服务、设施服务、护理预防服务或地区紧密型护理预防服务的种类。

2 前項前段の規定による指定を受けた被保険者は、当該指定に係る居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービスの種類の変更の申請をすることができる。

2 获得前款前段规定被指定的受保人,可以申请变更该指定涉及的居家服务、地区紧密型服务、设施服务、护理预防服务或地区紧密型护理预防服务的种类。

3 前項の申請は、厚生労働省令で定めるところにより、被保険者証を添付して行うものとする。

3 前款的申请应依据厚生劳动省令的规定,附上受保人证进行。

4 市町村は、第二項の申請があった場合において、厚生労働省令で定めるところにより、認定審査会の意見を聴き、必要があると認めるときは、当該指定に係る居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービスの種類の変更をすることができる。

4 市町村收到第二款的申请后,可依据厚生劳动省令的规定,听取认定审查会的意见,在认为有必要时,变更该指定涉及的居家服务、地区紧密型服务、设施服务、护理预防服务或地区紧密型护理预防服务的种类。

5 市町村は、前項の規定により第二項の申請に係る被保険者について第一項前段の規定による指定に係る居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービスの種類を変更したときは、その結果を当該被保険者に通知するとともに、当該被保険者の被保険者証に変更後の居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービスの種類を記載し、これを返付するものとする。

5 市町村依据前款的规定,变更了第二款的申请涉及的受保人的第一款前段规定的指定涉及的居家服务、地区紧密型服务、设施服务、护理预防服务或地区紧密型护理预防服务的种类后,应将该结果通知该受保人,并且在该受保人的受保人证上填写变更后的居家服务、地区紧密型服务、设施服务、护理预防服务或地区紧密型护理预防服务的种类后,予以交还。

(都道府県の援助等)

(都道府县的援助等)

第三十八条 都道府県は、市町村が行う第二十七条から第三十五条まで及び前条の規定によ

る業務に関し、その設置する福祉事務所（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所をいう。）又は保健所による技術的事項についての協力その他市町村に対する必要な援助を行うことができる。

第三十八条 关于第二十七条至第三十五条及前条规定的市町村的业务，都道府县可以向其设置的福利事务所（《社会福祉法》（1951 年法律第 45 号）规定的福利相关的事务所）或保健所提供技术性事项的协助，或者向市町村提供其他必要的援助。

2 地方自治法第二百五十二条の十四第一項の規定により市町村の委託を受けて審査判定業務（第二十七条から第三十五条まで及び前条の規定により認定審査会が行う業務をいう。以下この条において同じ。）を行う都道府県に、当該審査判定業務を行わせるため、都道府県介護認定審査会を置く。

2 在依据《地方自治法》第二百五十二条之十四第一款的规定受市町村的委托实施审查判定业务（是指认定审查会依据第二十七条至第三十五条及前条的规定实施的业务，在本条中下同）的都道府县，设置都道府县护理认定审查会，实施该审查判定业务。

3 第十五条及び第十七条の規定は、前項の都道府県介護認定審査会について準用する。この場合において、第十五条中「市町村長（特別区にあっては、区長。以下同じ。）」とあるのは、「都道府県知事」と読み替えるものとする。

3 第十五条及第十七条的规定准用于前款的都道府县护理认定审查会。此时，第十五条中的“市町村长（特别区为区长，下同）”替换为“都道府县知事”。

4 審査判定業務を都道府県に委託した市町村について第二十七条（第二十八条第四項、第二十九条第二項、第三十条第二項、第三十一条第二項及び第三十二条第五項において準用する場合を含む。）、第三十条、第三十二条（第三十三条第四項、第三十三条の二第二項、第三十三条の三第二項及び第三十四条第二項において準用する場合を含む。）、第三十三条の三及び第三十五条から前条までの規定を適用する場合においては、これらの規定中「認定審査会」とあるのは、「都道府県介護認定審査会」とする。

4 将审查判定业务委托给都道府县的市町村适用第二十七条（包括在第二十八条第四款、第二十九条第二款、第三十条第二款、第三十一条第二款及第三十二条第五款中的准用）、第三十条、第三十二条（包括在第三十三条第四款、第三十三条之二第二款、第三十三条之三第二款及第三十四条第二款中的准用）、第三十三条之三及第三十五条至前条的规定时，上述规定中的“认定审查会”替换为“都道府县护理认定审查会”。

（厚生労働省令への委任）

（向厚生劳动省令委任）

第三十九条 この節に定めるもののほか、要介護認定及び要支援認定の申請その他の手続に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第三十九条 除了本节规定的内容之外，有关需要护理认定和需要援助认定申请及其他手续的必要事项，由厚生劳动省令规定。

第三節 介護給付

第三节 护理给付

(介護給付の種類)

(护理给付的种类)

第四十条 介護給付は、次に掲げる保険給付とする。

第四十条 护理给付是指下列保险给付。

- 一 居宅介護サービス費の支給
- 一 支付居家护理服务费
- 二 特例居宅介護サービス費の支給
- 二 支付特例居家护理服务费
- 三 地域密着型介護サービス費の支給
- 三 支付地区紧密型护理服务费
- 四 特例地域密着型介護サービス費の支給
- 四 支付特例地区紧密型护理服务费
- 五 居宅介護福祉用具購入費の支給
- 五 支付居家护理福利设备购买费用
- 六 居宅介護住宅改修費の支給
- 六 支付居家护理住宅改建费用
- 七 居宅介護サービス計画費の支給
- 七 支付居家护理服务计划费
- 八 特例居宅介護サービス計画費の支給
- 八 支付特例居家护理服务计划费
- 九 施設介護サービス費の支給
- 九 支付设施护理服务费
- 十 特例施設介護サービス費の支給
- 十 支付特例设施护理服务费
- 十一 高額介護サービス費の支給
- 十一 支付高额护理服务费
- 十一之二 高額医療合算介護サービス費の支給
- 十一之二 支付高额医疗合算护理服务费
- 十二 特定入所者介護サービス費の支給
- 十二 支付特定入住者护理服务费

十三 特例特定入所者介護サービス費の支給

十三 支付特例特定入居者护理费

(居宅介護サービス費の支給)

(支付居家护理费)

第四十一条 市町村は、要介護認定を受けた被保険者（以下「要介護被保険者」という。）のうち居宅において介護を受けるもの（以下「居宅要介護被保険者」という。）が、都道府県知事が指定する者（以下「指定居宅サービス事業者」という。）から当該指定に係る居宅サービス事業を行う事業所により行われる居宅サービス（以下「指定居宅サービス」という。）を受けたときは、当該居宅要介護被保険者に対し、当該指定居宅サービスに要した費用（特定福祉用具の購入に要した費用を除き、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護及び特定施設入居者生活介護に要した費用については、食事の提供に要する費用、滞在に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。以下この条において同じ。）について、居宅介護サービス費を支給する。ただし、当該居宅要介護被保険者が、第三十七条第一項の規定による指定を受けている場合において、当該指定に係る種類以外の居宅サービスを受けたときは、この限りでない。

第四十一条 在已获得需要护理认定的（以下称“需要护理投保人”）居家接受护理的投保人（以下称“居家需要护理投保人”）接受都道府县知事指定的机构（以下称“指定居家服务机构”）从事该指定涉及的居家服务事业的事业所提供的服务（以下称“指定居家服务”）时，关于该指定居家服务需要的费用（购买特定福利设备需要的费用除外，关于日托护理、日托康复治疗、短期寄宿生活护理、短期寄宿疗养护理及特定设施入住者生活护理需要的费用，提供饮食需要的费用、滞留需要的费用及其他厚生劳动省令规定的费用除外。本条下同），市町村应向该居家需要护理投保人支付居家护理费。但是，该居家需要护理投保人获得了第三十七条第一款规定的指定的，在接受该指定涉及的种类以外的居家服务时，不在此限。

2 居宅介護サービス費は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村が必要と認める場合に限り、支給するものとする。

2 依据厚生劳动省令的规定，居家护理费仅限在市町村认为有必要时进行支付。

3 指定居宅サービスを受けようとする居宅要介護被保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、自己の選定する指定居宅サービス事業者について、被保険者証を提示して、当該指定居宅サービスを受けるものとする。

3 拟接受指定居家服务的居家需要护理投保人应依据厚生劳动省令的规定，向自己选定的指定居家服务机构出示投保人证，接受该指定居家服务。

4 居宅介護サービス費の額は、次の各号に掲げる居宅サービスの区分に応じ、当該各号に定める額とする。

4 居家护理服务费的金额，为下列各项按照该各项所列居家护理服务的分类规定的金额。

一 訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション及び福祉用具貸与 これらの居宅サービスの種類ごとに、当該居宅サービスの種類に係る指定居宅サービスの内容、当該指定居宅サービスの事業を行う事業所の所在する地域等を勘案して算定される当該指定居宅サービスに要する平均的な費用（通所介護及び通所リハビリテーションに要する費用については、食事の提供に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。）の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定居宅サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定居宅サービスに要した費用の額とする。）の百分の九十に相当する額

一 上门护理、上门入浴护理、上门看护、上门康复治疗、居家疗养管理指导、日托护理、日托康复治疗及福利设备租赁 金额为针对上述每种居家服务，首先结合该居家服务种类涉及的指定居家服务的内容、实施该指定居家服务事业的事业所所在的地区等计算该指定居家服务需要的平均费用（关于日托护理及日托康复治疗需要的费用，提供饮食需要的费用及其他厚生劳动省令规定的日常生活需要的费用除外）金额后，再结合该金额依据厚生劳动大臣规定的标准算出的金额（该金额高于该指定居家服务所需费用实际金额时，为该指定居家服务所需费用实际金额）的90%的金额

二 短期入所生活介護、短期入所療養介護及び特定施設入居者生活介護 これらの居宅サービスの種類ごとに、要介護状態区分、当該居宅サービスの種類に係る指定居宅サービスの事業を行う事業所の所在する地域等を勘案して算定される当該指定居宅サービスに要する平均的な費用（食事の提供に要する費用、滞在に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。）の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定居宅サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定居宅サービスに要した費用の額とする。）の百分の九十に相当する額

二 短期寄宿生活护理、短期寄宿疗养护理及特定设施入住者生活护理金额为针对上述每种居家服务的种类，首先结合需要护理状态分类、实施该居家服务种类涉及的指定居家服务事业的事业所所在的地区等计算该指定居家服务需要的平均费用（提供饮食需要的费用、滞留需要的费用及其他厚生劳动省令规定的日常生活需要的费用除外）金额后，再结合该金额依据厚生劳动大臣规定的标准算出的费用金额（该金额高于该指定居家服务所需费用实际金额时，为该指定居家服务所需费用实际金额）的90%的金额

5 厚生労働大臣は、前項各号の基準を定めようとするときは、あらかじめ社会保障審議会の意見を聴かなければならない。

5 厚生劳动大臣在规定前款各项的标准时，必须事先听取社会保障审议会的意见。

6 居宅要介護被保険者が指定居宅サービス事業者から指定居宅サービスを受けたとき（当

該居宅要介護被保険者が第四十六条第四項の規定により指定居宅介護支援を受けることにつきあらかじめ市町村に届け出ている場合であって、当該指定居宅サービスが当該指定居宅介護支援の対象となっている場合その他の厚生労働省令で定める場合に限る。)は、市町村は、当該居宅要介護被保険者が当該指定居宅サービス事業者を支払うべき当該指定居宅サービスに要した費用について、居宅介護サービス費として当該居宅要介護被保険者に対し支給すべき額の限度において、当該居宅要介護被保険者に代わり、当該指定居宅サービス事業者を支払うことができる。

6 居家需要护理投保人接受了指定居家服务机构提供的指定居家服务时(仅限该居家需要护理投保人依据第四十六条第四款的规定,事先向市町村申报了接受指定居家护理援助事宜,该指定居家服务成为该指定居家护理援助的对象时,以及其他厚生劳动省令规定的情形),关于该居家需要护理投保人应向该指定居家服务机构支付的该指定居家服务需要的费用,市町村可以在应向该居家需要护理投保人支付的居家护理服务费的金额的限度内,代替该居家需要护理投保人,向该指定居家服务机构支付。

7 前項の規定による支払があったときは、居宅要介護被保険者に対し居宅介護サービス費の支給があったものとみなす。

7 发生了前款规定的支付时,视为向居家需要护理投保人支付了居家护理服务费。

8 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスその他のサービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした居宅要介護被保険者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、領収証を交付しなければならない。

8 指定居家服务机构收到提供指定居家服务及其他服务需要的费用后,应依据厚生劳动省令的规定,向实施该支付的居家需要护理投保人出具收据。

9 市町村は、指定居宅サービス事業者から居宅介護サービス費の請求があったときは、第四項各号の厚生労働大臣が定める基準及び第七十四条第二項に規定する指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準(指定居宅サービスの取扱いに関する部分に限る。)に照らして審査した上、支払うものとする。

9 市町村在收到指定居家服务机构关于居家护理服务费的请款要求后,应依据第四款各项厚生劳动大臣规定的标准及第七十四条第二款规定的指定居家服务事业的设备及运用的相关标准(仅限有关指定居家服务的部分)审查后支付。

10 市町村は、前項の規定による審査及び支払に関する事務を連合会に委託することができる。

10 市町村可以将前款规定的审查及支付相关事务委托给联合会。

11 前項の規定による委託を受けた連合会は、当該委託をした市町村の同意を得て、厚生労働省令で定めるところにより、当該委託を受けた事務の一部を、営利を目的としない法人

であって厚生労働省令で定める要件に該当するものに委託することができる。

1 1 接受前款规定的委托的联合会，经实施该委托的市町村同意，可以依据厚生劳动省令的规定，将部分受托事务委托给符合厚生劳动省令规定条件的不以营利为目的的法人。

1 2 前各項に規定するもののほか、居宅介護サービス費の支給及び指定居宅サービス事業者の居宅介護サービス費の請求に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

1 2 除了上述各款规定的内容之外，居家护理服务费支付及指定居家服务机构的居家护理服务费请款要求相关的必要事项，由厚生劳动省令规定。

（特例居宅介護サービス費の支給）

（特例居家护理服务费的支付）

第四十二条 市町村は、次に掲げる場合には、居宅要介護被保険者に対し、特例居宅介護サービス費を支給する。

第四十二条 在下列情况下，市町村向居家需要护理受保人支付特例居家护理服务费。

一 居宅要介護被保険者が、当該要介護認定の効力が生じた日前に、緊急その他やむを得ない理由により指定居宅サービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。

一 居家需要护理受保人，在该需要护理认定生效之日前，因为紧急或其他不得已的理由接受了指定居家服务的情况下，认为有必要时。

二 居宅要介護被保険者が、指定居宅サービス以外の居宅サービス又はこれに相当するサービス（指定居宅サービスの事業に係る第七十四条第一項の都道府県の条例で定める基準及び同項の都道府県の条例で定める員数並びに同条第二項に規定する指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準のうち、都道府県の条例で定めるものを満たすと認められる事業を行う事業所により行われるものに限る。次号及び次項において「基準該当居宅サービス」という。）を受けた場合において、必要があると認めるとき。

二 在居家需要护理受保人，接受了指定居家服务以外的居家服务或与之相当的服务（仅限所从事的事业符合有关指定居家服务事业的第七十四条第一款都道府县条例规定的标准及同款都道府县条例规定的名额以及同条第二款规定的有关指定居家服务事业的设备及运营标准中，都道府县条例规定的标准的事业所提供的服务。在下项及下款中称“符合标准的居家服务”）的情况下，认为有必要时。

三 指定居宅サービス及び基準該当居宅サービスの確保が著しく困難である離島その他の地域であって厚生労働大臣が定める基準に該当するものに住所を有する居宅要介護被保険者が、指定居宅サービス及び基準該当居宅サービス以外の居宅サービス又はこれに相当するサービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。

三 在居住在难以确保指定居家服务和符合标准的居家服务的孤岛及其他符合厚生劳动大臣

规定的标准的地区的居家需要护理受保人，接受了指定居家服务和符合标准的居家服务以外的居家服务或与之相当的服务的的情况下，认为有必要时。

四 その他政令で定めるとき。

四 其他政令规定的情况。

2 都道府県が前項第二号の条例を定めるに当たっては、第一号から第三号までに掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、第四号に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

2 都道府县在制定前款第二项的条例时，关于第一项至第三项所列事项应按照厚生劳动省令规定的标准制定，关于第四项所列事项应以厚生劳动省令规定的标准为标准制定，关于其他事项应参考厚生劳动省令规定的标准。

一 基準該当居宅サービスに従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数

一 从事符合标准的居家服务的从业人员涉及的标准及该从业人员的名额

二 基準該当居宅サービスの事業に係る居室の床面積

二 符合标准的居家服务事业涉及的居室的楼面面积

三 基準該当居宅サービスの事業の運営に関する事項であって、利用する要介護者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

三 作为与符合标准的居家服务事业运营相关，且与需要护理人员适当利用服务、适当的待遇和安全保障以及保密等密切相关的事项，由厚生劳动省令规定的事项

四 基準該当居宅サービスの事業に係る利用定員

四 符合标准的居家服务事业的利用名额

3 特例居宅介護サービス費の額は、当該居宅サービス又はこれに相当するサービスについて前条第四項各号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該居宅サービス又はこれに相当するサービスに要した費用（特定福祉用具の購入に要した費用を除き、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護及び特定施設入居者生活介護並びにこれらに相当するサービスに要した費用については、食事の提供に要する費用、滞在に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に居宅サービス又はこれに相当するサービスに要した費用の額とする。）の百分の九十に相当する額を基準として、市町村が定める。

3 特例居家护理服务费的金额，以相当于依据前条第四款各项厚生劳动大臣规定的关于该居

家服务或与之相当的服务的标准算出的费用金额（该金额高于该居家服务或与之相当的服务需要的实际费用（购买特定福利设备需要的费用除外，关于日托护理、日托康复治疗、短期寄宿生活护理、短期寄宿疗养护理及特定设施入住者生活护理以及与上述相当的服务需要的费用，提供饮食需要的费用、滞留需要的费用及其他厚生劳动省令规定日常生活需要的费用除外）的金额时，为该居家服务或与之相当的服务需要的实际费用的金额）的 90% 的金额为标准，由市町村规定。

4 市町村長は、特例居宅介護サービス費の支給に関して必要があると認めるときは、当該支給に係る居宅サービス若しくはこれに相当するサービスを担当する者若しくは担当した者（以下この項において「居宅サービス等を担当する者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、若しくは出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該居宅サービス等を担当する者等の当該支給に係る事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

4 关于特例居家护理服务费的支付，市町村长认为有必要时，可以令该支付涉及的居家服务或者与之相当的服务的担当人员或者曾经的担当人员（以下在本款中称“居家服务等担当人员等”），提交或者出示报告或者账簿文件，或者要求其到场，或令职员对相关人员进行提问，或者进入该居家服务等担当人员等涉及该支付的事业所，检查其设备或者账簿文件及其他物品。

5 第二十四条第三項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第四項の規定は前項の規定による権限について準用する。

5 第二十四条第三款的规定准用于前款规定的提问或检查，同条第四款的规定准用于前款规定的权限。

（地域密着型介護サービス費の支給）

（地区紧密型护理服务费的支付）

第四十二条の二 市町村は、要介護被保険者が、当該市町村（住所地特例適用被保険者である要介護被保険者（以下「住所地特例適用要介護被保険者」という。）に係る特定地域密着型サービスにあっては、施設所在市町村を含む。）の長が指定する者（以下「指定地域密着型サービス事業者」という。）から当該指定に係る地域密着型サービス事業を行う事業所により行われる地域密着型サービス（以下「指定地域密着型サービス」という。）を受けたときは、当該要介護被保険者に対し、当該指定地域密着型サービスに要した費用（地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に要した費用については、食事の提供に要する費用、居住に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。以下この条において同じ。）について、地域密着型介護サービス費を支給する。ただし、当該要介護被保険者が、第三十七条第一項の規定による指定を受けている場合において、当該指定に係る種類以外の地域密着型サービスを受けたときは、

この限りでない。

第四十二条之二 在需要护理受保人接受该市町村（如果是涉及属于居住地特例适用受保人的需要护理受保人（以下称“居住地特例适用要护理受保人”）的特定地区紧密型服务，包括设施所在市町村）长官指定者（以下称“指定地区紧密型服务机构”）从事该指定涉及的地区紧密型服务事业的事业所提供的地区紧密型服务（以下称“指定地区紧密型服务”）时，关于该指定地区紧密型服务所需要的费用（关于地区紧密型日托护理、老年痴呆症日托护理、小规模多功能型居家护理、老年痴呆症共同生活护理、地区紧密型特定设施入住者生活护理及地区紧密型护理老年人福利设施入住者生活护理需要的费用，提供饮食需要的费用、居住需要的费用及其他厚生劳动省令规定的费用除外。本条下同），市町村应向该需要护理受保人支付地区紧密型护理费。但是，如果该需要护理受保人在获得了第三十七条第一款规定的指定的情况下，接受了该指定涉及的种类以外的地区紧密型服务的，不在此限。

2 地域密着型介護サービス費の額は、次の各号に掲げる地域密着型サービスの区分に応じ、当該各号に定める額とする。

2 地区紧密型护理费费的金额，为下列各项按照该各项所列地区紧密型服务的分类规定的金额。

一 定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び複合型サービス これらの地域密着型サービスの種類ごとに、当該地域密着型サービスの種類に係る指定地域密着型サービスの内容、要介護状態区分、当該指定地域密着型サービスの事業を行う事業所の所在する地域等を勘案して算定される当該指定地域密着型サービスに要する平均的な費用（複合型サービス（厚生労働省令で定めるものに限る。次条第二項において同じ。）に要する費用については、食事の提供に要する費用、宿泊に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。）の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定地域密着型サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定地域密着型サービスに要した費用の額とする。）の百分の九十に相当する額

一 定期巡访和随时上门护理看护及复合型服务 金额为针对上述各种地区紧密型服务，首先结合该地区紧密型服务种类涉及的指定地区紧密型服务的内容、需要护理状态分类、实施该指定地区紧密型服务事业的事业所所在地区等计算该指定地区紧密型服务需要的平均费用（关于复合型服务（仅限厚生劳动省令规定的。在下条第二款中亦同）需要的费用，提供饮食需要的费用、住宿需要的费用及其他厚生劳动省令规定的日常生活需要的费用除外）的金额后，再结合该金额按照厚生劳动大臣规定的标准算出的费用金额（该金额大于该指定地区紧密型服务需要的实际费用金额时，为该指定地区紧密型服务需要的实际费用金额）的90%

二 夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護及び認知症対応型通所介護 これらの地域密着型サービスの種類ごとに、当該地域密着型サービスの種類に係る指定地域密着型サービスの内容、当該指定地域密着型サービスの事業を行う事業所の所在する地域等を勘案して算定される当該指定地域密着型サービスに要する平均的な費用（地域密着型通所介護及び認知症

対応型通所介護に要する費用については、食事の提供に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。)の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定地域密着型サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定地域密着型サービスに要した費用の額とする。)の百分の九十に相当する額

二 夜間上门护理、地区紧密型日托护理及老年痴呆症日托护理 金额为针对上述地区紧密型服务,首先结合该地区紧密型服务种类涉及的指定地区紧密型服务的内容、实施该指定地区紧密型服务事业的事业所所在地区等计算该指定地区紧密型服务需要的平均费用(关于地区紧密型日托护理及老年痴呆症日托护理需要的费用,提供饮食需要的费用及其他厚生劳动省令规定的日常生活需要的费用除外)的金额后,再结合该金额按照厚生劳动大臣规定的标准算出的费用金额(该金额大于该指定地区紧密型服务需要的实际费用金额时,为该指定地区紧密型服务需要的实际费用金额)的90%

三 小规模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 これらの地域密着型サービスの種類ごとに、要介護状態区分、当該地域密着型サービスの種類に係る指定地域密着型サービスの事業を行う事業所の所在する地域等を勘案して算定される当該指定地域密着型サービスに要する平均的な費用(食事の提供に要する費用、居住に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。)の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定地域密着型サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定地域密着型サービスに要した費用の額とする。)の百分の九十に相当する額

三 小规模多功能型居家护理、老年痴呆症共同生活护理、地区紧密型特定设施入住者生活护理及地区紧密型护理老年人福利设施入住者生活护理 金额为针对上述地区紧密型服务,首先结合该需要护理状态分类、实施该指定地区紧密型服务种类涉及的指定地区紧密型服务事业的事业所所在地区等计算该指定地区紧密型服务需要的平均费用(提供饮食需要的费用、住宿需要的费用及其他厚生劳动省令规定的日常生活需要的费用除外)的金额后,再结合该金额按照厚生劳动大臣规定的标准算出的费用金额(该金额大于该指定地区紧密型服务需要的实际费用金额时,为该指定地区紧密型服务需要的实际费用金额)的90%

3 厚生労働大臣は、前項各号の基準を定めようとするときは、あらかじめ社会保障審議会の意見を聴かなければならない。

3 厚生劳动大臣在制定前款各项的标准时,应事先听取社会保障审议会的意见。

4 市町村は、第二項各号の規定にかかわらず、地域密着型サービスの種類その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した額を限度として、同項各号に定める地域密着型介護サービス費の額に代えて、当該市町村(施設所在市町村の長が第一項本文の指定をした指定地域密着型サービス事業者から指定地域密着型サービスを受けた住所地特例適用

要介護被保険者に係る地域密着型介護サービス費（特定地域密着型サービスに係るものに限る。）の額にあつては、施設所在市町村）が定める額を、当該市町村における地域密着型介護サービス費の額とすることができる。

4 市町村可以不受第二款各项规定之限，以结合地区紧密型服务的种类及其他情况，并按照厚生劳动大臣规定的标准算出的金额为限，取代同款各项规定的地区紧密型护理服务费金额，以该市町村（涉及接受了设施所在市町村长官依据第一款正文指定的指定地区紧密型服务机构提供的指定地区紧密型服务的居住地特例适用需要护理受保人的地区紧密型护理服务费（仅限涉及特定地区紧密型服务的）的金额，为设施所在市町村）规定的金额，作为该市町村地区紧密型护理服务费的金额。

5 市町村は、前項の当該市町村における地域密着型介護サービス費の額を定めようとするときは、あらかじめ、当該市町村が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させ、及び学識経験を有する者の知見の活用を図るために必要な措置を講じなければならない。

5 市町村在规定前款该市町村的地区紧密型护理服务费金额时，必须事先采取必要措施，反映该市町村的护理保险的受保人及其他相关人员的意见，并充分吸纳专家学者的知识见解。

6 要介護被保険者が指定地域密着型サービス事業者から指定地域密着型サービスを受けたとき（当該要介護被保険者が第四十六条第四項の規定により指定居宅介護支援を受けることにつきあらかじめ市町村に届け出ている場合であつて、当該指定地域密着型サービスが当該指定居宅介護支援の対象となっている場合その他の厚生労働省令で定める場合に限る。）は、市町村は、当該要介護被保険者が当該指定地域密着型サービス事業者に支払うべき当該指定地域密着型サービスに要した費用について、地域密着型介護サービス費として当該要介護被保険者に対し支給すべき額の限度において、当該要介護被保険者に代わり、当該指定地域密着型サービス事業者を支払うことができる。

6 需要护理受保人接受了指定地区紧密型服务机构提供的指定地区紧密型服务时（仅限该需要护理受保人依据第四十六条第四款的规定就接受指定居家护理援助事宜事先向市町村进行了申报，该指定地区紧密型服务成为了该指定居家护理援助的对象及其他厚生劳动省令规定的情形），关于该需要护理受保人应向该指定地区紧密型服务机构支付的该指定地区紧密型服务需要的费用，市町村可以以应向该需要护理受保人支付的地区紧密型护理服务费为限，代替该需要护理受保人，向该指定地区紧密型服务机构支付。

7 前項の規定による支払があつたときは、要介護被保険者に対し地域密着型介護サービス費の支給があつたものとみなす。

7 实施了前款规定的支付的，视为向需要护理受保人支付了地区紧密型护理服务费。

8 市町村は、指定地域密着型サービス事業者から地域密着型介護サービス費の請求があつたときは、第二項各号の厚生労働大臣が定める基準又は第四項の規定により市町村（施設所在市町村の長が第一項本文の指定をした指定地域密着型サービス事業者から指定地域密着型

サービスを受けた住所地特例適用要介護被保険者に係る地域密着型介護サービス費（特定地域密着型サービスに係るものに限る。）の請求にあっては、施設所在市町村）が定める額及び第七十八条の四第二項又は第五項の規定により市町村（施設所在市町村の長が第一項本文の指定をした指定地域密着型サービス事業者から指定地域密着型サービスを受けた住所地特例適用要介護被保険者に係る地域密着型介護サービス費（特定地域密着型サービスに係るものに限る。）の請求にあっては、施設所在市町村）が定める指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準（指定地域密着型サービスの取扱いに関する部分に限る。）に照らして審査した上、支払うものとする。

8 市町村收到指定地区紧密型服务机构关于地区紧密型护理服务费的请款要求后，应参照第二款各项厚生劳动大臣规定的标准或市町村（涉及接受了设施所在市町村长官依据第一款正文指定的指定地区紧密型服务机构提供的指定地区紧密型服务的居住地特例适用需要护理受保人的地区紧密型护理服务费（仅限涉及特定地区紧密型服务的）的请款要求，为设施所在市町村）依据第四款规定的金额及市町村（涉及接受了设施所在市町村长官依据第一款正文指定的指定地区紧密型服务机构提供的指定地区紧密型服务的居住地特例适用需要护理受保人的地区紧密型护理服务费（仅限涉及特定地区紧密型服务的）的请款要求，为设施所在市町村）依据第七十八条之四第二款或第五款的规定制定的有关指定地区紧密型服务事业的设备及运营的标准（仅限涉及指定地区紧密型服务的部分）审查后支付。

9 第四十一条第二項、第三項、第十項及び第十一項の規定は地域密着型介護サービス費の支給について、同条第八項の規定は指定地域密着型サービス事業者について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

9 第四十一条第二款、第三款、第十款及第十一款的规定准用于地区紧密型护理服务费的支付，同条第八款的规定准用于指定地区紧密型服务机构。此时，有关上述规定的必要技术性替换，由政令规定。

10 前各項に規定するもののほか、地域密着型介護サービス費の支給及び指定地域密着型サービス事業者の地域密着型介護サービス費の請求に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

10 除了上述各款规定的内容之外，地区紧密型护理服务费支付及指定地区紧密型服务机构提出的地区紧密型护理服务费请款要求相关的必要事项，由厚生劳动省令规定。

（特例地域密着型介護サービス費の支給）

（特例地区紧密型护理服务费的支付）

第四十二条の三 市町村は、次に掲げる場合には、要介護被保険者に対し、特例地域密着型介護サービス費を支給する。

第四十二条之三 在下列情况下，市町村应向需要护理受保人支付特例地区紧密型护理服务费。

一 要介護被保険者が、当該要介護認定の効力が生じた日前に、緊急その他やむを得ない理由により指定地域密着型サービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。

一 在需要护理受保人在该需要护理认定生效之日前，因为紧急及其他不得已的理由接受了指定地区紧密型服务的情况下，认为有必要时。

二 指定地域密着型サービス（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を除く。以下この号において同じ。）の確保が著しく困難である離島その他の地域であって厚生労働大臣が定める基準に該当するものに住所を有する要介護被保険者が、指定地域密着型サービス以外の地域密着型サービス（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を除く。）又はこれに相当するサービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。

二 在居住在难以确保指定地区紧密型服务（地区紧密型护理老人福利设施入住者生活护理除外。本项下同）的孤岛及其他符合厚生劳动大臣规定标准的地区的需要护理受保人，接受了指定地区紧密型服务以外的地区紧密型服务（地区紧密型护理老人福利设施入住者生活护理除外）或与之相当的服務的情况下，认为有必要时。

三 その他政令で定めるとき。

三 其他政令规定的情况。

2 特例地域密着型介護サービス費の額は、当該地域密着型サービス又はこれに相当するサービスについて前条第二項各号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該地域密着型サービス又はこれに相当するサービスに要した費用（地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護及び複合型サービス並びにこれらに相当するサービスに要した費用については、食事の提供に要する費用、居住に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に地域密着型サービス又はこれに相当するサービスに要した費用の額とする。）の百分の九十に相当する額又は同条第四項の規定により市町村（施設所在市町村の長が同条第一項本文の指定をした指定地域密着型サービス事業者から指定地域密着型サービスを受けた住所地特例適用要介護被保険者その他の厚生労働省令で定める者に係る特例地域密着型介護サービス費（特定地域密着型サービスに係るものに限る。）の額にあっては、施設所在市町村）が定めた額を基準として、市町村が定める。

2 特例地区紧密型护理服务费的金额，以相当于依据前条第二款各项厚生劳动大臣规定的关于该地区紧密型服务或与之相当的服務的标准算出的费用金额（该金额高于该地区紧密型服务或与之相当的服務需要的实际费用（关于地区紧密型日托护理、老年痴呆症日托护理、小規模多功能型居家护理、老年痴呆症共同生活护理、地区紧密型特定设施入住者生活护理、老年痴呆症共同生活护理、地区紧密型特定设施入住者生活护理、地区紧密型护理老年人福利设施入住者生活护理和复合型服务及与上述相当的服務需要的费用，提供饮食需要的费用、居住需要的费用及其他厚生劳动省令规定日常生活需要的费用除外）的金额时，为该地区紧密型服务或

与之相当的服务需要的实际费用的金额)的90%的金额,或者市町村(涉及接受设施所在市町村村长依据同条第一款正文指定的指定地区紧密型服务机构提供的指定地区紧密型服务的居住地特例适用需要护理投保人及其他厚生劳动省令规定的人员的特例地区紧密型护理费(仅限涉及特定地区紧密型服务的)的金额,为设施所在市町村)依据同条第四款的规定的金额为标准,由市町村规定。

3 市町村長は、特例地域密着型介護サービス費の支給に関して必要があると認めるときは、当該支給に係る地域密着型サービス若しくはこれに相当するサービスを担当する者若しくは担当した者(以下この項において「地域密着型サービス等を担当する者等」という。)に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、若しくは出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該地域密着型サービス等を担当する者等の当該支給に係る事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 关于特例地区紧密型护理服务费的支付,市町村长认为有必要时,可以令该支付涉及的地区紧密型服务或者与之相当的服务的担当人员或者曾经的担当人员(以下在本款中称“地区紧密型服务等担当人员等”),提交或者出示报告或者账簿文件,或者要求其到场,或令职员对相关人员进行提问,或者进入该地区紧密型服务等担当人员等涉及该支付的事业所,检查其设备或者账簿文件及其他物品。

4 第二十四条第三項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第四項の規定は前項の規定による権限について準用する。

4 第二十四条第三款的规定准用于前款规定的提问或检查,同条第四款的规定准用于前款规定的权限。

(居宅介護サービス費等に係る支給限度額)

(居家护理服务费等的支付限额)

第四十三条 居宅要介護被保険者が居宅サービス等区分(居宅サービス(これに相当するサービスを含む。以下この条において同じ。)及び地域密着型サービス(これに相当するサービスを含み、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を除く。以下この条において同じ。))について、その種類ごとの相互の代替性の有無等を勘案して厚生労働大臣が定める二以上の種類からなる区分をいう。以下同じ。)ごとに月を単位として厚生労働省令で定める期間において受けた一の居宅サービス等区分に係る居宅サービスにつき支給する居宅介護サービス費の額の総額及び特例居宅介護サービス費の額の総額並びに地域密着型サービスにつき支給する地域密着型介護サービス費の額の総額及び特例地域密着型介護サービス費の額の総額の合計額は、居宅介護サービス費等区分支給限度基準額を基礎として、厚生労働省令で定めるところにより算定した額の百分の九十に相当する額を超えない。

第四十三条 居家需要护理投保人按照居家服务等分类(关于居家服务(包括与之相当的服务。本条下同)及地区紧密型服务(包括与之相当的服务,地区紧密型护理老年人福利设施入住者

生活护理除外。本条下同),是指结合各种类有无相互代替性等由厚生劳动大臣规定的由两个以上的种类构成的分类。下同),以月为单位支付的在厚生劳动省令规定的期间接受的一种居家服务等分类涉及的居家服务的居家护理费金额的总额,以及特例居家护理费金额总额、对地区紧密型服务支付的地区紧密型护理费金额总额、特例地区紧密型护理费金额总额的合计金额,不得超过以居家护理服务等分类支付限额标准为基础、依据厚生劳动省令规定算出的金额的90%。

2 前項の居宅介護サービス費等区分支給限度基準額は、居宅サービス等区分ごとに、同項に規定する厚生労働省令で定める期間における当該居宅サービス等区分に係る居宅サービス及び地域密着型サービスの要介護状態区分に応じた標準的な利用の態様、当該居宅サービス及び地域密着型サービスに係る第四十一条第四項各号及び第四十二条の二第二項各号の厚生労働大臣が定める基準等を勘案して厚生労働大臣が定める額とする。

2 前款中の居家护理服务等分类支付限额标准为,按照居家服务等分类,结合合同款规定的厚生劳动省令规定的期间内该居家服务等分类涉及的居家服务及地区紧密型服务的与需要护理状态分类相应的规范性利用情况、该居家服务及地区紧密型服务涉及的第四十一条第四款各项及第四十二条之二第二款各项厚生劳动大臣规定的标准等,由厚生劳动大臣规定的金额。

3 市町村は、前項の規定にかかわらず、条例で定めるところにより、第一項の居宅介護サービス費等区分支給限度基準額に代えて、その額を超える額を、当該市町村における居宅介護サービス費等区分支給限度基準額とすることができる。

3 市町村可以不受前款规定之限,依据条例规定,取代第一款的居家护理服务等分类支付限额标准,以超出该金额的金額,作为该市町村的居家护理服务等分类支付限额标准。

4 市町村は、居宅要介護被保険者が居宅サービス及び地域密着型サービスの種類(居宅サービス等区分に含まれるものであって厚生労働大臣が定めるものに限る。次項において同じ。)ごとに月を単位として厚生労働省令で定める期間において受けた一の種類の居宅サービスにつき支給する居宅介護サービス費の額の総額及び特例居宅介護サービス費の額の総額の合計額並びに一の種類地域密着型サービスにつき支給する地域密着型介護サービス費の額の総額及び特例地域密着型介護サービス費の額の総額の合計額について、居宅介護サービス費等種類支給限度基準額を基礎として、厚生労働省令で定めるところにより算定した額の百分の九十に相当する額を超えることができないこととすることができる。

4 市町村可以规定,居家需要护理投保人按照居家服务及地区紧密型服务的分类(仅限包含在居家服务等分类内由厚生劳动大臣规定的。下款亦同),以月为单位支付的在厚生劳动省令规定的期间接受的一种居家服务的居家护理费金额的总额、特例居家护理费金额总额的合计金额,以及对一种地区紧密型服务支付的地区紧密型护理费金额总额、特例地区紧密型护理费金额总额的合计金额,不得超过以居家护理服务等分类支付限额标准为基础、依据厚生劳动省令规定算出的金额的90%。

5 前項の居宅介護サービス費等種類支給限度基準額は、居宅サービス及び地域密着型サービスの種類ごとに、同項に規定する厚生労働省令で定める期間における当該居宅サービス及び地域密着型サービスの要介護状態区分に応じた標準的な利用の態様、当該居宅サービス及び地域密着型サービスに係る第四十一条第四項各号及び第四十二条の二第二項各号の厚生労働大臣が定める基準等を勘案し、当該居宅サービス及び地域密着型サービスを含む居宅サービス等区分に係る第一項の居宅介護サービス費等区分支給限度基準額（第三項の規定に基づき条例を定めている市町村にあっては、当該条例による措置が講じられた額とする。）の範囲内において、市町村が条例で定める額とする。

5 前款中の居家护理服务费等分类支付限额标准为，按照居家服务及地区紧密型服务分类，结合前款规定的厚生劳动省令规定的期间内该居家服务及地区紧密型服务的与需要护理状态分类相应的规范性利用情况、该居家服务及地区紧密型服务涉及的第四十一条第四款各项及第四十二条之二第二款各项厚生劳动大臣规定的标准等，在包括该居家服务及地区紧密型服务在内的居家服务等分类涉及的第一款的居家护理服务费等分类支付限额标准（基于第三款的规定制定了条例的市町村，为采取了该条例措施的金額）的范围内，市町村在条例中规定的金額。

6 居宅介護サービス費若しくは特例居宅介護サービス費又は地域密着型介護サービス費若しくは特例地域密着型介護サービス費を支給することにより第一項に規定する合計額が同項に規定する百分の九十に相当する額を超える場合又は第四項に規定する合計額が同項に規定する百分の九十に相当する額を超える場合における当該居宅介護サービス費若しくは特例居宅介護サービス費又は地域密着型介護サービス費若しくは特例地域密着型介護サービス費の額は、第四十一条第四項各号若しくは第四十二条第三項又は第四十二条の二第二項各号若しくは第四項若しくは前条第二項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより算定した額とする。

6 因为支付居家护理服务费、特例居家护理服务费或地区紧密型护理服务费或者特例地区紧密型护理服务费，第一款规定的合计金額超出了同款规定的 90%的金額或者第四款规定的合计金額超出了同款规定的 90%的金額时，该居家护理服务费、特例居家护理服务费、地区紧密型护理服务费或者特例地区紧密型护理服务费的金額，不受第四十一条第四款各项或者第四十二条第三款、第四十二条之二第二款各项、第四款、前条第二款的规定之限，为依据政令规定算出的金額。

（居宅介護福祉用具購入費の支給）

（居家护理福利设备购买费的支付）

第四十四条 市町村は、居宅要介護被保険者が、特定福祉用具販売に係る指定居宅サービス事業者から当該指定に係る居宅サービス事業を行う事業所において販売される特定福祉用具を購入したときは、当該居宅要介護被保険者に対し、居宅介護福祉用具購入費を支給する。

第四十四条 在居家需要护理受保人从涉及特定福利设备销售的指定居家服务机构从事涉及该指定的居家服务事业的事业所购买了其销售的特定福利设备时，市町村应向该居家需要护理

受保人支付居家护理福利设备购买费。

2 居宅介護福祉用具購入費は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村が必要と認める場合に限り、支給するものとする。

2 依据厚生劳动省令的规定，居家护理福利设备购买费仅限在市町村认为有必要时支付。

3 居宅介護福祉用具購入費の額は、現に当該特定福祉用具の購入に要した費用の額の百分の九十に相当する額とする。

3 居家护理福利设备购买费的金额为该特定福利设备实际购买费用金额的 90%。

4 居宅要介護被保険者が月を単位として厚生労働省令で定める期間において購入した特定福祉用具につき支給する居宅介護福祉用具購入費の額の総額は、居宅介護福祉用具購入費支給限度基準額を基礎として、厚生労働省令で定めるところにより算定した額の百分の九十に相当する額を超えることができない。

4 居家需要护理受保人以月为单位支付的在厚生劳动省令规定的期间购买的特定福利设备的居家护理福利设备购买费的总金额，不得超过以居家护理福利设备购买费支付限额标准为基础，依据厚生劳动省令规定算出的金额的 90%。

5 前項の居宅介護福祉用具購入費支給限度基準額は、同項に規定する厚生労働省令で定める期間における特定福祉用具の購入に通常要する費用を勘案して厚生労働大臣が定める額とする。

5 前款的居家护理福利设备购买费支付限额标准为，结合同款规定的在厚生劳动省令规定的期间内购买特定福利设备通常需要的费用，由厚生劳动大臣规定的金额。

6 市町村は、前項の規定にかかわらず、条例で定めるところにより、第四項の居宅介護福祉用具購入費支給限度基準額に代えて、その額を超える額を、当該市町村における居宅介護福祉用具購入費支給限度基準額とすることができる。

6 市町村可以不受前款规定之限，依据条例规定，取代第四款的居家护理福利设备购买费支付限额标准，以超出该金额的金額作为该市町村的居家护理福利设备购买费支付限额标准。

7 居宅介護福祉用具購入費を支給することにより第四項に規定する総額が同項に規定する百分の九十に相当する額を超える場合における当該居宅介護福祉用具購入費の額は、第三項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより算定した額とする。

7 因为支付居家护理福利设备购买费，第四款规定的总额超出同款规定的 90%的金额时，该居家护理福利设备购买费的金额，不受第三款的规定之限，为依据政令规定算出的金额。

（居宅介護住宅改修費の支給）

（居家护理住宅改建费的支付）

第四十五条 市町村は、居宅要介護被保険者が、手すりの取付けその他の厚生労働大臣が定める種類の住宅の改修（以下「住宅改修」という。）を行ったときは、当該居宅要介護被保険者に対し、居宅介護住宅改修費を支給する。

第四十五条 在居家需要护理受保人实施了扶手安装及其他厚生劳动大臣规定类型的住宅改建（以下称“住宅改建”）时，市町村应向该居家需要护理受保人支付居家护理住宅改建费。

2 居宅介護住宅改修費は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村が必要と認める場合に限り、支給するものとする。

2 按照厚生劳动省令的规定，居家护理住宅改建费仅限在市町村认为有必要时支付。

3 居宅介護住宅改修費の額は、現に当該住宅改修に要した費用の額の百分の九十に相当する額とする。

3 居家护理住宅改建费的金额为该住宅改建实际费用金额的90%。

4 居宅要介護被保険者が行った一の種類の住宅改修につき支給する居宅介護住宅改修費の額の総額は、居宅介護住宅改修費支給限度基準額を基礎として、厚生労働省令で定めるところにより算定した額の百分の九十に相当する額を超えない。

4 对居家需要护理受保人实施的一种住宅改建支付的居家护理住宅改建费的总金额，不得超过以居家护理住宅改建费支付限额标准为基础，依据厚生劳动省令规定算出的金额的90%。

5 前項の居宅介護住宅改修費支給限度基準額は、住宅改修の種類ごとに、通常要する費用を勘案して厚生労働大臣が定める額とする。

5 前款的居家护理住宅改建费支付限额标准为，按照住宅改建的种类，结合通常需要的费用，由厚生劳动大臣规定的金额。

6 市町村は、前項の規定にかかわらず、条例で定めるところにより、第四項の居宅介護住宅改修費支給限度基準額に代えて、その額を超える額を、当該市町村における居宅介護住宅改修費支給限度基準額とすることができる。

6 市町村可以不受前款的规定之限，依据条例的规定，取代第四款的居家护理住宅改建费支付限额标准，以超出该金额的金額作为该市町村的居家护理住宅改建费支付限额标准。

7 居宅介護住宅改修費を支給することにより第四項に規定する総額が同項に規定する百分の九十に相当する額を超える場合における当該居宅介護住宅改修費の額は、第三項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより算定した額とする。

7 因为支付居家护理住宅改建费，第四款规定的总额超出同款规定的90%的金额时，该居家护理住宅改建费的金额，不受第三款的规定之限，为依据政令规定算出的金额。

8 市町村長は、居宅介護住宅改修費の支給に関して必要があると認めるときは、当該支給に係る住宅改修を行う者若しくは住宅改修を行った者（以下この項において「住宅改修を行う者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、若しくは出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該住宅改修を行う者等の当該支給に係る事業所に立ち入り、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

8 关于居家护理住宅改建费的支付，市町村长认为有必要时，可以命令涉及该支付的住宅改建的实施者或者曾经的实施者（以下在本款中称“住宅改建的实施者等”）提交或出示报告或者账簿文件，或者要求其到场，或令职员向相关人员提问，或者进入该住宅改建实施者等涉及该支付的事业所，检查其账簿文件及其他物品。

9 第二十四条第三項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第四項の規定は前項の規定による権限について準用する。

9 第二十四条第三款的规定准用于前款规定的提问或检查，同条第四款的规定准用于前款规定的权限。

（居宅介護サービス計画費の支給）

（居家护理服务计划费的支付）

第四十六条 市町村は、居宅要介護被保険者が、都道府県知事が指定する者（以下「指定居宅介護支援事業者」という。）から当該指定に係る居宅介護支援事業を行う事業所により行われる居宅介護支援（以下「指定居宅介護支援」という。）を受けたときは、当該居宅要介護被保険者に対し、当該指定居宅介護支援に要した費用について、居宅介護サービス計画費を支給する。

第四十六条 在居家需要护理受保人接受都道府县知事指定的机构（以下称“指定居家护理援助机构”）从事涉及该指定的居家护理援助事业的事业所实施的居家护理援助（以下称“指定居家护理援助”）时，关于该指定居家护理援助需要的费用，市町村应向该居家需要护理受保人支付居家护理服务计划费。

2 居宅介護サービス計画費の額は、指定居宅介護支援の事業を行う事業所の所在する地域等を勘案して算定される指定居宅介護支援に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定居宅介護支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定居宅介護支援に要した費用の額とする。）とする。

2 居家护理服务计划费的金额为，结合从事指定居家护理援助事业的事业所所在地区等算出指定居家护理援助需要的平均费用金额后，再结合该金额依据厚生劳动大臣规定的标准算出的费用金额（该金额超出了该指定居家护理援助需要的实际费用金额时，为该指定居家护理援助需要的实际费用金额）。

3 厚生労働大臣は、前項の基準を定めようとするときは、あらかじめ社会保障審議会の意

見を聴かなければならない。

3 厚生労働大臣在制定前款的标准时，必须事先听取社会保障审议会的意见。

4 居宅要介護被保険者が指定居宅介護支援事業者から指定居宅介護支援を受けたとき（当該居宅要介護被保険者が、厚生労働省令で定めるところにより、当該指定居宅介護支援を受けることにつきあらかじめ市町村に届け出ている場合に限る。）は、市町村は、当該居宅要介護被保険者が当該指定居宅介護支援事業者に支払うべき当該指定居宅介護支援に要した費用について、居宅介護サービス計画費として当該居宅要介護被保険者に対し支給すべき額の限度において、当該居宅要介護被保険者に代わり、当該指定居宅介護支援事業者に支払うことができる。

4 居家需要护理受保人接受了指定居家护理援助机构提供的指定居家护理援助时（仅限该居家需要护理受保人依据厚生劳动省令的规定，就接受该指定居家护理援助事宜事先向市町村进行了申报的情形），关于该居家需要护理受保人应向该指定居家护理援助机构支付的该指定居家护理援助需要的费用，市町村可以在应向该居家需要护理受保人支付的居家护理服务计划费的限额内，代替该居家需要护理受保人向该指定居家护理援助机构支付。

5 前項の規定による支払があったときは、居宅要介護被保険者に対し居宅介護サービス計画費の支給があったものとみなす。

5 实施了前款规定的支付时，视为向居家需要护理受保人支付了居家护理服务计划费。

6 市町村は、指定居宅介護支援事業者から居宅介護サービス計画費の請求があったときは、第二項の厚生労働大臣が定める基準及び第八十一条第二項に規定する指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準（指定居宅介護支援の取扱いに関する部分に限る。）に照らして審査した上、支払うものとする。

6 市町村收到指定居家护理援助机构关于居家护理服务计划费的请款要求后，应参照第二款厚生劳动大臣规定的标准及第八十一条第二款规定的关于指定居家护理援助事业运营的标准（仅限有关指定居家护理援助的部分）审查后支付。

7 第四十一条第二項、第三項、第十項及び第十一項の規定は、居宅介護サービス計画費の支給について、同条第八項の規定は、指定居宅介護支援事業者について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

7 第四十一条第二款、第三款、第十款及第十一款的规定准用于居家护理服务计划费的支付，同条第八款的规定准用于指定居家护理援助机构。此时，有关上述规定的必要技术性替换，由政令规定。

8 前各項に規定するもののほか、居宅介護サービス計画費の支給及び指定居宅介護支援事業者の居宅介護サービス計画費の請求に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

8 除了上述各款规定的内容之外，居家护理服务计划费支付及指定居家护理援助机构提出的

居家护理服务计划费请款要求相关的必要事项，由厚生劳动省令规定。

（特例居宅介護サービス計画費の支給）

（特例居家护理服务计划费的支付）

第四十七条 市町村は、次に掲げる場合には、居宅要介護被保険者に対し、特例居宅介護サービス計画費を支給する。

第四十七条 市町村在下列情况下向居家需要护理受保人支付特例居家护理服务计划费。

一 居宅要介護被保険者が、指定居宅介護支援以外の居宅介護支援又はこれに相当するサービス（指定居宅介護支援の事業に係る第八十一条第一項の都道府県の条例で定める員数及び同条第二項に規定する指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準のうち、都道府県の条例で定めるものを満たすと認められる事業を行う事業所により行われるものに限る。次号及び次項において「基準該当居宅介護支援」という。）を受けた場合において、必要があると認めるとき。

一 在居家需要护理受保人接受了指定居家护理援助以外的居家护理援助或与之相当的服务（仅限从事的事业符合涉及指定居家护理援助事业的第八十一条第一款都道府县条例规定的人数及同条第二款规定的指定居家护理援助事业运营的相关标准中，都道府县条例规定的标准的事业所提供的服务。在本项及下款中称“符合标准的居家护理援助”）的情况下，认为有必要时。

二 指定居宅介護支援及び基準該当居宅介護支援の確保が著しく困難である離島その他の地域であって厚生労働大臣が定める基準に該当するものに住所を有する居宅要介護被保険者が、指定居宅介護支援及び基準該当居宅介護支援以外の居宅介護支援又はこれに相当するサービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。

二 在居住在难以确保指定居家护理援助和符合标准的居家护理援助的孤岛及其他符合厚生劳动大臣规定的标准的地区的居家需要护理受保人，接受了指定居家护理援助和符合标准的居家护理援助以外的居家护理援助或与之相当的服务的情况下，认为有必要时。

三 その他政令で定めるとき。

三 其他政令规定的情况。

2 都道府県が前項第一号の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

2 都道府县在制定前款第一项的条例时，关于下列事项应按照厚生劳动省令规定的标准进行规定，关于其他事项应参考厚生劳动省令规定的标准。

一 基準該当居宅介護支援に従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数

一 从事符合标准的居家护理援助工作的从业人员相关的标准及该从业人员的人数

二 基準該当居宅介護支援の事業の運営に関する事項であつて、利用する要介護者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

二 作为与符合标准的居家护理援助事业运营相关，且与需要护理人员适当利用服务、适当的待遇和安全保障以及保密等密切相关的事项，由厚生劳动省令规定的事项。

3 特例居宅介護サービス計画費の額は、当該居宅介護支援又はこれに相当するサービスについて前条第二項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該居宅介護支援又はこれに相当するサービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に居宅介護支援又はこれに相当するサービスに要した費用の額とする。）を基準として、市町村が定める。

3 特例居家护理服务计划费的金额，以依据前条第二款厚生劳动大臣关于该居家护理援助或与之相当的服务规定的标准算出的金额（该金额超过了该居家护理援助或与之相当的服务需要的实际费用金额时，为该居家护理援助或与之相当的服务需要的实际费用金额）为标准，由市町村规定。

4 市町村長は、特例居宅介護サービス計画費の支給に関して必要があると認めるときは、当該支給に係る居宅介護支援若しくはこれに相当するサービスを担当する者若しくは担当した者（以下この項において「居宅介護支援等を担当する者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、若しくは出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該居宅介護支援等を担当する者等の当該支給に係る事業所に立ち入り、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

4 关于特例居家护理服务计划费的支付，市町村长认为有必要时，可以命令涉及该支付的居家护理援助或者与之相当的服务的担当人员或者曾经的担当人员（以下在本款中称“居家护理援助等的担当人员等”）提交或者出示报告或账簿文件，或者要求其到场，或令职员向相关人员提问，或者进入该居家护理援助等的担当人员等涉及该支付的事业所，检查其账簿文件及其他物品。

5 第二十四条第三項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第四項の規定は前項の規定による権限について準用する。

5 第二十四条第三款的规定准用于前款规定的提问或检查，同条第四款的规定准用于前款规定的权限。

（施設介護サービス費の支給）

（设施护理服务费的支付）

第四十八条 市町村は、要介護被保険者が、次に掲げる施設サービス（以下「指定施設サービス等」という。）を受けたときは、当該要介護被保険者に対し、当該指定施設サービス等に要した費用（食事の提供に要する費用、居住に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。以下この条において同じ。）について、施設介護サービス費を支給する。ただし、当該要介護被保険者が、第三十七条第一項の規定による指定を受けている場合において、当該指定に係る種類以外の施設サービスを受けたときは、この限りでない。

第四十八条 在需要护理投保人接受了下列设施服务（以下称“指定设施服务等”）时，关于该指定设施服务等需要的费用（提供饮食需要的费用、居住需要的费用及其他厚生劳动省令规定的日常生活费用除外。本条下同），市町村应向该需要护理投保人支付设施护理服务费。但是，该需要护理投保人在获得了第三十七条第一款规定的指定的情况下接受了涉及该指定的种类以外的设施服务时，不在此限。

一 都道府県知事が指定する介護老人福祉施設（以下「指定介護老人福祉施設」という。）により行われる介護福祉施設サービス（以下「指定介護福祉施設サービス」という。）

一 都道府県知事指定の护理老年人福利设施（以下称“指定护理老年人福利设施”）提供的护理福利设施服务（以下称“指定护理福利设施服务”）。

二 介護保健施設サービス

二 护理保健设施服务

2 施設介護サービス費の額は、施設サービスの種類ごとに、要介護状態区分、当該施設サービスの種類に係る指定施設サービス等を行う介護保険施設の所在する地域等を勘案して算定される当該指定施設サービス等に要する平均的な費用（食事の提供に要する費用、居住に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。）の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定施設サービス等に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定施設サービス等に要した費用の額とする。）の百分の九十に相当する額とする。

2 设施护理服务费的金额为，按照设施服务的种类，结合需要护理状态分类、从事涉及该设施服务的种类的指定设施服务等护理保险设施所在的地区等算出该指定设施服务等需要的平均费用（提供饮食需要的费用、居住需要的费用及其他厚生劳动省令规定的日常生活费用除外）金额后，再结合该金额依据厚生劳动大臣规定的标准算出的费用金额（该金额超过该指定设施服务等需要的实际费用金额时，为该指定设施服务等需要的实际费用金额）的90%。

3 厚生労働大臣は、前項の基準を定めようとするときは、あらかじめ社会保障審議会の意見を聴かなければならない。

3 厚生劳动大臣在制定前款的标准时，必须事先听取社会保障审议会的意见。

4 要介護被保険者が、介護保険施設から指定施設サービス等を受けたときは、市町村は、当該要介護被保険者が当該介護保険施設に支払うべき当該指定施設サービス等に要した費用について、施設介護サービス費として当該要介護被保険者に支給すべき額の限度において、当該要介護被保険者に代わり、当該介護保険施設に支払うことができる。

4 需要护理受保人接受了护理保险设施提供的指定设施服务等时，关于该需要护理受保人应向该护理保险设施支付的该指定设施服务等需要的费用，市町村可以在应向该需要护理受保人支付的设施护理服务费的金額限度内，代替该需要护理受保人向该护理保险设施支付。

5 前項の規定による支払があったときは、要介護被保険者に対し施設介護サービス費の支給があったものとみなす。

5 实施了前款规定的支付时，视为向需要护理受保人支付了设施护理服务费。

6 市町村は、介護保険施設から施設介護サービス費の請求があったときは、第二項の厚生労働大臣が定める基準及び第八十八条第二項に規定する指定介護老人福祉施設の設備及び運営に関する基準（指定介護福祉施設サービスの取扱いに関する部分に限る。）又は第九十七条第三項に規定する介護老人保健施設の設備及び運営に関する基準（介護保健施設サービスの取扱いに関する部分に限る。）に照らして審査した上、支払うものとする。

6 市町村收到了护理保险设施关于设施护理服务费的请求后，应依据第二款厚生劳动大臣规定的标准及第八十八条第二款规定的关于指定护理老人福利设施的设备及运营的标准（仅限有关指定护理福利设施服务的部分）或第九十七条第三款规定的关于护理老年人保健设施设备运营的标准（仅限有关护理保健设施服务的部分）审查后支付。

7 第四十一条第二項、第三項、第十項及び第十一項の規定は、施設介護サービス費の支給について、同条第八項の規定は、介護保険施設について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

7 第四十一条第二款、第三款、第十款及第十一款的规定准用于设施护理服务费的支付，同条第八款的规定准用于护理保险设施。此时，有关上述规定的必要技术性替换，由政令规定。

8 前各項に規定するもののほか、施設介護サービス費の支給及び介護保険施設の施設介護サービス費の請求に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

8 除了上述各款规定的内容之外，设施护理服务费支付及护理保险设施提出的设施护理服务费请款要求相关的必要事项，由厚生劳动省令规定。

（特例施設介護サービス費の支給）

（特例施設护理服务费の支付）

第四十九条 市町村は、次に掲げる場合には、要介護被保険者に対し、特例施設介護サービス費を支給する。

第四十九条 市町村在下列情况下向需要护理受保人支付特例设施护理服务费。

一 要介護被保険者が、当該要介護認定の効力が生じた日前に、緊急その他やむを得ない理由により指定施設サービス等を受けた場合において、必要があると認めるとき。

一 在需要护理保险人在该需要护理认定生效之日前，因为紧急及其他不得已的理由接受了指定设施服务等的情况下，认为有必要时。

二 その他政令で定めるとき。

二 其他政令规定的情况。

2 特例施設介護サービス費の額は、当該施設サービスについて前条第二項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該施設サービスに要した費用（食事の提供に要する費用、居住に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に施設サービスに要した費用の額とする。）の百分の九十に相当する額を基準として、市町村が定める。

2 特例设施护理服务费的金额，以该设施服务按照前条第二款厚生劳动大臣规定的标准算出的费用金额（该金额超出了该设施服务的实际费用（提供饮食的费用、居住费用及厚生劳动省令规定的其他日常生活费用除外）金额时，为该设施服务的实际费用金额）的 90%为标准，由市町村规定。

3 市町村長は、特例施設介護サービス費の支給に関して必要があると認めるときは、当該支給に係る施設サービスを担当する者若しくは担当した者（以下この項において「施設サービスを担当する者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、若しくは出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該施設サービスを担当する者等の当該支給に係る施設に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 关于特例设施护理服务费的支付，市町村长认为有必要时，可以命令涉及该支付的设施服务的担当人员或者曾经的担当人员（以下在本款中称“设施服务担当人员等”）提交或者出示报告或账簿文件，或者要求其到场，或令职员对相关人员提问，或者进入该设施服务担当人员等涉及该支付的设施，检查其设备或者账簿文件。

4 第二十四条第三項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第四項の規定は前項の規定による権限について準用する。

4 第二十四条第三款的规定准用于前款规定的提问或检查，同条第四款的规定准用于前款规定的权限。

（一定以上の所得を有する第一号被保険者に係る居宅介護サービス費等の額）

（涉及有一定收入的第一类受保人的居家护理服务费等的金额）

第四十九条之二 第一号被保険者であって政令で定めるところにより算定した所得の額が政令で定める額以上である要介護被保険者が受ける次の各号に掲げる介護給付について当該各号に定める規定を適用する場合には、これらの規定中「百分の九十」とあるのは、「百分の八十」とする。

第四十九条之二 为第一类受保人，关于依据政令规定算出的收入金额超出政令规定的金额的需要护理受保人的下列各项所列护理支付，适用该各项规定时，该等规定中的“90%”改为“80%”。

一 居宅介護サービス費の支給 第四十一条第四項第一号及び第二号並びに第四十三条第一項、第四項及び第六項

一 居家护理服务费的支付 第四十一条第四款第一项和第二项以及第四十三条第一款、第四款和第六款

二 特例居宅介護サービス費の支給 第四十二条第三項並びに第四十三条第一項、第四項及び第六項

二 特例居家护理服务费的支付 第四十二条第三款以及第四十三条第一款、第四款和第六款

三 地域密着型介護サービス費の支給 第四十二条の二第二項各号並びに第四十三条第一項、第四項及び第六項

三 地区紧密型护理服务费的支付 第四十二条之二第二款各项以及第四十三条第一款、第四款和第六款

四 特例地域密着型介護サービス費の支給 第四十二条の三第二項並びに第四十三条第一項、第四項及び第六項

四 特例地区紧密型护理服务费的支付 第四十二条之三第二款以及第四十三条第一款、第四款和第六款

五 施設介護サービス費の支給 第四十八条第二項

五 设施护理服务费的支付 第四十八条第二款

六 特例施設介護サービス費の支給 前条第二項

六 特例设施护理服务费的支付 前条第二款

七 居宅介護福祉用具購入費の支給 第四十四条第三項、第四項及び第七項

七 居家护理福利设备购买费的支付 第四十四条第三款、第四款及第七款

八 居宅介護住宅改修費の支給 第四十五条第三項、第四項及び第七項

八 居家护理住宅改建费的支付 第四十五条第三款、第四款及第七款

(居宅介護サービス費等の額の特例)

(居家护理服务费等金额的の特例)

第五十条 市町村が、災害その他の厚生労働省令で定める特別の事情があることにより、居宅サービス（これに相当するサービスを含む。次項において同じ。）、地域密着型サービス（これに相当するサービスを含む。同項において同じ。）若しくは施設サービス又は住宅改修に必要な費用を負担することが困難であると認められた要介護被保険者が受ける前条各号に掲げる介護給付について当該各号に定める規定を適用する場合（同条の規定により読み替えて適用する場合を除く。）においては、これらの規定中「百分の九十」とあるのは、「百分の九十を超え百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合」とする。

第五十条 因灾害及其他厚生劳动省令规定的特殊情况，难以负担居家服务（包括与之相当的服务。下款亦同）、地区紧密型服务（包括与之相当的服务。同款亦同）或者设施服务、住宅改建费用，并获得市町村认定的需要护理受保人的前条各项所列护理给付适用该各项规定时（依据同条的规定替换适用的除外），该等规定中的“90%”改为“在 90%以上 100%以下的范围内由市町村规定的比例”。

2 市町村が、災害その他の厚生労働省令で定める特別の事情があることにより、居宅サービス、地域密着型サービス若しくは施設サービス又は住宅改修に必要な費用を負担することが困難であると認められた要介護被保険者が受ける前条各号に掲げる介護給付について当該各号に定める規定を適用する場合（同条の規定により読み替えて適用する場合に限る。）においては、同条の規定により読み替えて適用するこれらの規定中「百分の八十」とあるのは、「百分の八十を超え百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合」とする。

2 因灾害及其他厚生劳动省令规定的特殊情况，难以负担居家服务、地区紧密型服务或者设施服务、住宅改建费用，并获得市町村认定的需要护理受保人的前条各项所列护理给付适用该各项规定时（仅限依据同条的规定替换适用的），依据同条的规定替换适用的该等规定中的“80%”改为“在 80%以上 100%以下的范围内由市町村规定的比例”。

(高額介護サービス費の支給)

(高额护理服务费的支付)

第五十一条 市町村は、要介護被保険者が受けた居宅サービス（これに相当するサービスを含む。）、地域密着型サービス（これに相当するサービスを含む。）又は施設サービスに要した費用の合計額として政令で定めるところにより算定した額から、当該費用につき支給された居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費、特例地域密着型介護サービス費、施設介護サービス費及び特例施設介護サービス費の合計額を控除して得た額（次条第一項において「介護サービス利用者負担額」という。）が、著しく高額であるときは、当該要介護被保険者に対し、高額介護サービス費を支給する。

第五十一条 在从依据政令规定算出的需要护理受保人接受的居家服务（包括与之相当的服务）、地区紧密型服务（包括与之相当的服务）或设施服务的费用总额中，扣除就该费用支付的居家护理服务费、特例居家护理服务费、地区紧密型护理服务费、特例地区紧密型护理服务费、设施护理服务费及特例设施护理服务费总额后的金额（在下条第一款中称“护理服务利用者负担金额”）明显较高时，应向该需要护理受保人支付高额护理服务费。

2 前項に規定するもののほか、高額介護サービス費の支給要件、支給額その他高額介護サービス費の支給に関して必要な事項は、居宅サービス、地域密着型サービス又は施設サービスに必要な費用の負担の家計に与える影響を考慮して、政令で定める。

2 除了前款规定的内容之外，有关高额护理费支付条件、支付金额及其他高额护理费支付的必要事项，在考虑居家服务、地区紧密型服务或设施服务费用负担对家庭经济的影响的基础上，由政令规定。

（高額医療合算介護サービス費の支給）

（高额医疗合算护理服务费的支付）

第五十一条之二 市町村は、要介護被保険者の介護サービス利用者負担額（前条第一項の高額介護サービス費が支給される場合にあつては、当該支給額に相当する額を控除して得た額）及び当該要介護被保険者に係る健康保険法第百十五条第一項に規定する一部負担金等の額（同項の高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額に相当する額を控除して得た額）その他の医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）に規定するこれに相当する額として政令で定める額の合計額が、著しく高額であるときは、当該要介護被保険者に対し、高額医療合算介護サービス費を支給する。

第五十一条之二 在需要护理受保人的护理服务利用者负担金额（支付了前条第一款的高额护理费费的，为扣除该支付金额后的金额）、涉及该需要护理受保人的《健康保险法》第一百一十五条第一款规定的部分负担金等的金额（支付了同款的高额疗养费的，为扣除该支付金额后的金额），以及其他医疗保险各法或《老年人医疗保障法》（1982年法律第80号）规定的与之相当的金额等政令规定的金额的总额明显较高时，市町村应向该需要护理受保人支付高额医疗合算护理服务费。

2 前条第二項の規定は、高額医療合算介護サービス費の支給について準用する。

2 前条第二款的规定准用于高额医疗合算护理服务费的支付。

（特定入所者介護サービス費の支給）

（特定入住者护理服务费的支付）

第五十一条之三 市町村は、要介護被保険者のうち所得及び資産の状況その他の事情をしん酌して厚生労働省令で定めるものが、次に掲げる指定施設サービス等、指定地域密着型サー

ビス又は指定居宅サービス（以下この条及び次条第一項において「特定介護サービス」という。）を受けたときは、当該要介護被保険者（以下この条及び次条第一項において「特定入所者」という。）に対し、当該特定介護サービスを行う介護保険施設、指定地域密着型サービス事業者又は指定居宅サービス事業者（以下この条において「特定介護保険施設等」という。）における食事の提供に要した費用及び居住又は滞在（以下「居住等」という。）に要した費用について、特定入所者介護サービス費を支給する。ただし、当該特定入所者が、第三十七条第一項の規定による指定を受けている場合において、当該指定に係る種類以外の特定介護サービスを受けたときは、この限りでない。

第五十一条之三 在厚生劳动省令考虑收入、资产及其他情况规定的需要护理受保人接受下列指定设施服务等、指定地区紧密型服务或指定居家服务（以下在本条及下条第一款中称“特定护理服务”）时，关于提供该特定护理服务的护理保险设施、指定地区紧密型服务机构或指定居家服务机构（以下在本条中称“特定护理保险设施等”）提供饮食的费用及居住或滞留（以下称“居住等”）的费用，市町村应向该要护理受保人（以下在本条及下条第一款中称“特定入住者”）支付特定入住者护理服务费。但是，该入住者在获得了第三十七条第一款规定的指定的情况下接受了涉及该指定的种类以外的特定护理服务时，不在此限。

- 一 指定介護福祉施設サービス
- 一 指定护理福利设施服务
- 二 介護保健施設サービス
- 二 护理保健设施服务
- 三 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 三 地区紧密型护理老年人福利设施入住者生活护理
- 四 短期入所生活介護
- 四 短期寄宿生活护理
- 五 短期入所療養介護
- 五 短期寄宿疗养护理

2 特定入所者介護サービス費の額は、第一号に規定する額及び第二号に規定する額の合計額とする。

2 特定入住者护理服务费的金额为第一项规定的金额及第二项规定的金额的合计金额。

一 特定介護保険施設等における食事の提供に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額（その額が現に当該食事の提供に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事の提供に要した費用の額とする。以下この条及び次条第二項において「食費の基準費用額」という。）から、平均的な家計における食費の状況及び特定入所者の所得の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める額（以下この条及び次条第二項において「食費の負担限度額」という。）を控除した額

一 从厚生劳动大臣结合特定护理保险设施等提供饮食的平均费用金额规定的费用金额（该金

額超过该提供饮食的实际费用金额时，为该提供饮食的实际费用金额，以下在本条及下条第二款中称“餐费标准费用金额”）中扣除厚生劳动大臣结合平均家庭餐费情况、特定入住者收入情况及其他情况规定的金额（以下在本条及下条第二款中称“餐费负担限额”）后的金额

二 特定介護保険施設等における居住等に要する平均的な費用の額及び施設の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額（その額が現に当該居住等に要した費用の額を超えるときは、当該現に居住等に要した費用の額とする。以下この条及び次条第二項において「居住費の基準費用額」という。）から、特定入所者の所得の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める額（以下この条及び次条第二項において「居住費の負担限度額」という。）を控除した額

二 从厚生劳动大臣结合特定护理保险设施等的平均居住等费用的金额、设施情况及其他情况规定的费用金额（该金额超过该居住等的实际费用金额时，为该居住等的实际费用金额。以下在本条及下条第二款中称“住宿费标准费用金额”）中扣除厚生劳动大臣结合特定入住者的收入情况及其他情况规定的金额（以下在本条及下条第二款中称“住宿费负担限额”）后的金额

3 厚生労働大臣は、食費の基準費用額若しくは食費の負担限度額又は居住費の基準費用額若しくは居住費の負担限度額を定めた後に、特定介護保険施設等における食事の提供に要する費用又は居住等に要する費用の状況その他の事情が著しく変動したときは、速やかにそれらの額を改定しなければならない。

3 在規定了餐费标准费用金额或者餐费负担限额、住宿费标准费用金额或者住宿费负担限额之后，如果特定护理保险设施等提供饮食的费用或居住等费用的情况及其他情况发生了显著的变化，厚生劳动大臣应立即修改该等金额。

4 特定入所者が、特定介護保険施設等から特定介護サービスを受けたときは、市町村は、当該特定入所者が当該特定介護保険施設等に支払うべき食事の提供に要した費用及び居住等に要した費用について、特定入所者介護サービス費として当該特定入所者に対し支給すべき額の限度において、当該特定入所者に代わり、当該特定介護保険施設等に支払うことができる。

4 特定入住者接受了特定护理保险设施等提供的特定护理服务后，关于该特定入住者应向该特定护理保险设施等支付的餐费及住宿费，可以以应向该特定入住者支付的特定入住者护理服务费的金额为限，代替该特定入住者向该特定护理保险设施等支付。

5 前項の規定による支払があったときは、特定入所者に対し特定入所者介護サービス費の支給があったものとみなす。

5 实施了前款规定的支付时，视为向特定入住者支付了特定入住者护理服务费。

6 市町村は、第一項の規定にかかわらず、特定入所者が特定介護保険施設等に対し、食事の提供に要する費用又は居住等に要する費用として、食費の基準費用額又は居住費の基準費

用額（前項の規定により特定入所者介護サービス費の支給があったものとみなされた特定入所者にあつては、食費の負担限度額又は居住費の負担限度額）を超える金額を支払った場合には、特定入所者介護サービス費を支給しない。

6 不受第一款の規定之限，在特定入住者向特定护理保险设施等支付了超过餐费标准费用金额或住宿费标准费用金额（依据前款规定视作支付了特定入住者护理服务费的特定入住者，为餐费的负担限额或住宿费的负担限额）的餐费或住宿费时，市町村不支付特定入住者护理服务费。

7 市町村は、特定介護保険施設等から特定入所者介護サービス費の請求があつたときは、第一項、第二項及び前項の定めを照らして審査の上、支払うものとする。

7 在收到了特定护理保险设施等关于特定入住者护理服务费的请款要求后，市町村应按照第一款、第二款及前款的规定审查后支付。

8 第四十一条第三項、第十項及び第十一項の規定は特定入所者介護サービス費の支給について、同条第八項の規定は特定介護保険施設等について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

8 第四十一条第三款、第十款及第十一款の規定准用于特定入住者护理服务费的支付，同条第八款的规定准用于特定护理保险设施等。此时，有关该等规定的必要技术性替换，由政令规定。

9 前各項に規定するもののほか、特定入所者介護サービス費の支給及び特定介護保険施設等の特定入所者介護サービス費の請求に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

9 除了上述各款规定的内容之外，特定入住者护理服务费的支付及特定护理保险设施等提出的特定入住者护理服务费请款要求相关的必要事项，由厚生劳动省令规定。

（特例特定入所者介護サービス費の支給）

（特例特定入住者护理服务费的支付）

第五十一条之四 市町村は、次に掲げる場合には、特定入所者に対し、特例特定入所者介護サービス費を支給する。

第五十一条之四 在下列情况下，市町村向特定入住者支付特例特定入住者护理服务费。

一 特定入所者が、当該要介護認定の効力が生じた日前に、緊急その他やむを得ない理由により特定介護サービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。

一 在特定入住者在该需要护理认定生效之日前，因为紧急及其他不得已的理由接受了特定护理服务的情况下，认为有必要时。

二 その他政令で定めるとき。

二 其他政令规定的情况。

2 特例特定入所者介護サービス費の額は、当該食事の提供に要した費用について食費の基準費用額から食費の負担限度額を控除した額及び当該居住等に要した費用について居住費の基準費用額から居住費の負担限度額を控除した額の合計額を基準として、市町村が定める。

2 特例特定入住者护理服务费的金额，以就该提供饮食需要的费用从餐费标准费用额中扣除餐费的负担限额后的金额、就该居住等需要的费用从住宿费的标准费用金额中扣除居住费的负担限额后的合计金额为标准，由市町村规定。

第四節 予防給付

第四节 预防给付

（予防給付の種類）

（预防给付的种类）

第五十二条 予防給付は、次に掲げる保険給付とする。

第五十二条 预防给付是指下列保险给付。

一 介護予防サービス費の支給

一 护理预防服务费的支付

二 特例介護予防サービス費の支給

二 特例护理预防服务费的支付

三 地域密着型介護予防サービス費の支給

三 地区紧密型护理预防服务费的支付

四 特例地域密着型介護予防サービス費の支給

四 特例地区紧密型护理预防服务费的支付

五 介護予防福祉用具購入費の支給

五 护理预防福利设备购买费的支付

六 介護予防住宅改修費の支給

六 护理预防住宅改建费的支付

七 介護予防サービス計画費の支給

七 护理预防服务计划费的支付

八 特例介護予防サービス計画費の支給

八 特例护理预防服务计划费的支付

九 高額介護予防サービス費の支給

九 高額护理预防服务费的支付

九の二 高額医療合算介護予防サービス費の支給

九之二 高額医疗合算护理预防服务费的支付

十 特定入所者介護予防サービス費の支給

十 特定入住者护理预防服务费的支付

十一 特例特定入所者介護予防サービス費の支給

十一 特例特定入住者护理预防服务费的支付

(介護予防サービス費の支給)

(护理预防服务费的支付)

第五十三条 市町村は、要支援認定を受けた被保険者のうち居宅において支援を受けるもの（以下「居宅要支援被保険者」という。）が、都道府県知事が指定する者（以下「指定介護予防サービス事業者」という。）から当該指定に係る介護予防サービス事業を行う事業所により行われる介護予防サービス（以下「指定介護予防サービス」という。）を受けたとき（当該居宅要支援被保険者が、第五十八条第四項の規定により同条第一項に規定する指定介護予防支援を受けることにつきあらかじめ市町村に届け出ている場合であって、当該指定介護予防サービスが当該指定介護予防支援の対象となっているときその他の厚生労働省令で定めるときに限る。）は、当該居宅要支援被保険者に対し、当該指定介護予防サービスに要した費用（特定介護予防福祉用具の購入に要した費用を除き、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護及び介護予防特定施設入居者生活介護に要した費用については、食事の提供に要する費用、滞在に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。以下この条において同じ。）について、介護予防サービス費を支給する。ただし、当該居宅要支援被保険者が、第三十七条第一項の規定による指定を受けている場合において、当該指定に係る種類以外の介護予防サービスを受けたときは、この限りでない。

第五十三条 已获得需要援助认定的受保人中居家接受护理者（以下称“居家需要援助受保人”）接受都道府县知事指定的机构（以下称“指定护理预防服务机构”）从事该指定涉及的护理预防服务事业的事业所提供护理预防服务（以下称“指定护理预防服务”）时（该居家需要援助受保

人依据第五十八条第四款的规定，接受同条第一款规定的指定护理预防援助前，事先向市町村申报的情况，仅限该指定护理预防服务已成为该指定护理预防援助的对象时、及其他厚生劳动省令规定的情况），市町村将针对该居家需要援助受保人就该指定护理预防服务所需的费用（购买特定护理预防福利设备需要的费用除外，关于护理预防日托康复治疗、护理预防短期寄宿生活护理、护理预防短期寄宿疗养护理及护理预防特定设施入住者生活护理需要的费用，提供饮食需要的费用、滞留需要的费用及其他日常生活所需费用中厚生劳动省令规定的费用除外。本条下同），支付护理预防服务费。但是，该居家需要援助受保人获得了第三十七条第一款规定的指定的，在接受该指定涉及的种类以外的护理预防服务时，不在此限。

2 介護予防サービス費の額は、次の各号に掲げる介護予防サービスの区分に応じ、当該各号に定める額とする。

2 护理预防服务费的金额，为下列各项按照各项所列护理预防服务的分类规定的金额。

一 介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防通所リハビリテーション及び介護予防福祉用具貸与 これらの介護予防サービスの種類ごとに、当該介護予防サービスの種類に係る指定介護予防サービスの内容、当該指定介護予防サービスの事業を行う事業所の所在する地域等を勘案して算定される当該指定介護予防サービスに要する平均的な費用（介護予防通所リハビリテーションに要する費用については、食事の提供に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。）の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定介護予防サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定介護予防サービスに要した費用の額とする。）の百分の九十に相当する額

一 护理预防上门入浴护理、护理预防上门看护、护理预防上门康复治疗、护理预防居家疗养管理指导、护理预防日托康复治疗及护理预防福利设备租赁 金额为针对上述每种护理预防服务，首先结合该护理预防服务种类涉及的指定护理预防服务的内容、实施该指定护理预防服务事业的事业所所在的地区等计算该指定护理预防服务需要的平均费用（关于护理预防日托康复治疗需要的费用中，提供饮食需要的费用及其他厚生劳动省令规定的日常生活需要的费用除外）金额后，再结合该金额依据厚生劳动大臣规定的标准算出的金额（该金额高于该指定护理预防服务所需费用实际金额时，为该指定护理预防服务所需费用实际金额）的90%的金额

二 介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護及び介護予防特定施設入居者生活介護 これらの介護予防サービスの種類ごとに、要支援状態区分、当該介護予防サービスの種類に係る指定介護予防サービスの事業を行う事業所の所在する地域等を勘案して算定される当該指定介護予防サービスに要する平均的な費用（食事の提供に要する費用、滞在に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。）の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定介護予防サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定介護予防サービスに要した費用の額とする。）の百分の九十に相当する額

二 护理预防短期寄宿生活护理、护理预防短期寄宿疗养护理及护理预防特定设施入住者生活护理 金额为针对上述每种护理预防服务，首先结合需要援助状态分类、实施该护理预防服务种类涉及的指定护理预防服务事业的事业所所在的地区等计算该指定护理预防服务需要的平均费用（提供饮食需要的费用、滞留需要的费用及其他厚生劳动省令规定的费用除外）金额后，再结合该金额依据厚生劳动大臣规定的标准算出的金额（该金额高于该指定护理预防服务所需费用实际金额时，为该指定护理预防服务所需费用实际金额）的 90%的金额

3 厚生労働大臣は、前項各号の基準を定めようとするときは、あらかじめ社会保障審議会の意見を聴かなければならない。

3 厚生劳动大臣拟制定前款各项的标准时，应事先听取社会保障审议会的意见。

4 居宅要支援被保険者が指定介護予防サービス事業者から指定介護予防サービスを受けたときは、市町村は、当該居宅要支援被保険者が当該指定介護予防サービス事業者に支払うべき当該指定介護予防サービスに要した費用について、介護予防サービス費として当該居宅要支援被保険者に対し支給すべき額の限度において、当該居宅要支援被保険者に代わり、当該指定介護予防サービス事業者に支払うことができる。

4 居家需要援助受保人接受指定护理预防服务机构提供的指定护理预防服务时，就该居家需要援助受保人应向该指定护理预防服务机构支付的该指定护理预防服务所需的费用，在应当向该居家需要援助受保人支付的护理预防服务费的限度内，市町村可代替该居家需要援助受保人，向指定护理预防服务机构支付。

5 前項の規定による支払があったときは、居宅要支援被保険者に対し介護予防サービス費の支給があったものとみなす。

5 依据前款规定进行支付后，视为已向居家需要援助受保人支付了护理预防服务费。

6 市町村は、指定介護予防サービス事業者から介護予防サービス費の請求があったときは、第二項各号の厚生労働大臣が定める基準並びに第百十五条の四第二項に規定する指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準（指定介護予防サービスの取扱いに関する部分に限る。）に照らして審査した上、支払うものとする。

6 指定护理预防服务机构向市町村提出护理预防服务费的请款要求时，市町村需依据第二款各项厚生劳动大臣制定的标准以及第一百一十五条之四第二款规定的指定护理预防服务涉及的有效援助护理预防的方法的相关标准，及指定护理预防服务事业的设备及运营的相关标准（仅限实施指定护理预防服务的相关部分）进行审查，在此基础上予以支付。

7 第四十一条第二項、第三項、第十項及び第十一項の規定は、介護予防サービス費の支給について、同条第八項の規定は、指定介護予防サービス事業者について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

7 第四十一条第二款、第三款、第十款及第十一款的规定准用于护理预防服务费的支付，同条第八款的规定准用于指定护理预防服务机构。此时，有关上述规定的必要技术性替换，由政令规定。

8 前各項に規定するもののほか、介護予防サービス費の支給及び指定介護予防サービス事業者の介護予防サービス費の請求に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

8 除了上述各款规定的内容之外，与护理预防服务费的支付及指定护理预防服务机构的护理预防服务费请款要求相关的必要事项，由厚生劳动省令规定。

（特例介護予防サービス費の支給）

（特例护理预防服务费的支付）

第五十四条 市町村は、次に掲げる場合には、居宅要支援被保険者に対し、特例介護予防サービス費を支給する。

第五十四条 在下列情况下，市町村将向居家需要援助投保人支付特例护理预防服务费。

一 居宅要支援被保険者が、当該要支援認定の効力が生じた日前に、緊急その他やむを得ない理由により指定介護予防サービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。

一 居家需要援助投保人，在该需要援助认定生效之日前，因为紧急或其他不得已的理由接受了指定护理预防服务的情况下，认为有必要时。

二 居宅要支援被保険者が、指定介護予防サービス以外の介護予防サービス又はこれに相当するサービス（指定介護予防サービスの事業に係る第百十五条の四第一項の都道府県の条例で定める基準及び同項の都道府県の条例で定める員数並びに同条第二項に規定する指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準のうち、都道府県の条例で定めるものを満たすと認められる事業を行う事業所により行われるものに限る。次号及び次項において「基準該当介護予防サービス」という。）を受けた場合において、必要があると認めるとき。

二 在居家需要援助投保人，接受了指定护理预防服务之外的护理预防服务或与之相当的服务（仅限所从事的事业符合有关指定护理预防服务事业的第一百一十五条之四第一款都道府县条例规定的标准及同款都道府县条例规定的名额以及同条第二款规定的指定护理预防服务涉及的有效援助护理预防的方法的相关标准及指定护理预防服务事业设备及运营的相关标准中，满足都道府县条例规定的标准的事业所提供的服务。在下项及下款中称“符合标准的护理预防服务”）的情况下，认为有必要时。

三 指定介護予防サービス及び基準該当介護予防サービスの確保が著しく困難である離島その他の地域であって厚生労働大臣が定める基準に該当するものに住所を有する居宅要支援被保険者が、指定介護予防サービス及び基準該当介護予防サービス以外の介護予防サービス又

はこれに相当するサービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。

三 在居住在难以确保指定护理预防服务及符合标准的护理预防服务的孤岛及其他符合厚生劳动大臣规定的标准的地区的居家需要援助受保人，接受了指定护理预防服务及符合标准的护理预防服务以外的护理预防服务或与之相当的服务的情况下，认为有必要时。

四 その他政令で定めるとき。

四 其他政令规定的情况。

2 都道府県が前項第二号の条例を定めるに当たっては、第一号から第三号までに掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、第四号に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

2 都道府县在制定前款第二项的条例时，第一项至第三项所列事项应按照厚生劳动省令规定的标准制定，第四项所列项目应以厚生劳动省令规定的标准为准制定，关于其他项目应参考厚生劳动省令规定的标准。

一 基準該当介護予防サービスに従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数

一 从事符合标准的护理预防服务的从业人员涉及的标准及该从业人员的数额

二 基準該当介護予防サービスの事業に係る居室の床面積

二 符合标准的护理预防服务事业涉及的居室的楼面面积

三 基準該当介護予防サービスの事業の運営に関する事項であって、利用する要支援者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

三 与符合标准的护理预防服务事业运营相关的事项中，厚生劳动省令规定与入住的需要援助人员适当利用服务、获得适当的待遇及安全保障以及保密等密切相关的事项

四 基準該当介護予防サービスの事業に係る利用定員

四 符合标准的护理预防服务事业的利用名额

3 特例介護予防サービス費の額は、当該介護予防サービス又はこれに相当するサービスについて前条第二項各号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該介護予防サービス又はこれに相当するサービスに要した費用（特定介護予防福祉用具の購入に要した費用を除き、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護及び介護予防特定施設入居者生活介護並びにこれらに相当するサービスに要した費用については、食事の提供に要する費用、滞在に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に

介護予防サービス又はこれに相当するサービスに要した費用の額とする。)の百分の九十に相当する額を基準として、市町村が定める。

3 特例护理预防服务费的金额，以相当于依据前条第二款各项厚生劳动大臣规定的关于该护理预防服务或与之相当的服务的标准算出的费用金额（该金额高于该护理预防服务或与之相当的服务需要的实际费用（购买特定护理预防福利设备需要的费用除外，关于护理预防日托康复治疗、护理预防短期寄宿生活护理、护理预防短期寄宿疗养护理及护理预防特定设施入住者生活护理以及与上述相当的服务需要的费用，提供饮食需要的费用、滞留需要的费用及其他厚生劳动省令规定日常生活需要的费用除外）的金额时，为该护理预防服务或与之相当的服务需要的实际费用的金额）的90%的金额为标准，由市町村规定。

4 市町村長は、特例介護予防サービス費の支給に関して必要があると認めるときは、当該支給に係る介護予防サービス若しくはこれに相当するサービスを担当する者若しくは担当した者（以下この項において「介護予防サービス等を担当する者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、若しくは出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該介護予防サービス等を担当する者等の当該支給に係る事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

4 关于特例护理预防服务费的支付，市町村长认为有必要时，可以令该支付涉及的护理预防服务或者与之相当的服务的担当人员或者曾经的担当人员（以下在本款中称“护理预防服务等担当人员等”）提交或者出示报告或者账簿文件，或者要求其到场，或令职员对相关人员进行提问，或者进入该护理预防服务等担当人员等涉及该支付的事业所，检查其设备或者账簿文件及其他物品。

5 第二十四条第三項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第四項の規定は前項の規定による権限について準用する。

5 第二十四条第三款的规定准用于前款规定的提问或检查，同条第四款的规定准用于前款规定的权限。

（地域密着型介護予防サービス費の支給）

（地区紧密型护理预防服务费的支付）

第五十四条の二 市町村は、居宅要支援被保険者が、当該市町村（住所地特例適用被保険者である居宅要支援被保険者（以下「住所地特例適用居宅要支援被保険者」という。）に係る特定地域密着型介護予防サービスにあつては、施設所在市町村を含む。）の長が指定する者（以下「指定地域密着型介護予防サービス事業者」という。）から当該指定に係る地域密着型介護予防サービス事業を行う事業所により行われる地域密着型介護予防サービス（以下「指定地域密着型介護予防サービス」という。）を受けたとき（当該居宅要支援被保険者が、第五十八条第四項の規定により同条第一項に規定する指定介護予防支援を受けることにつきあらかじめ市町村に届け出ている場合であつて、当該指定地域密着型介護予防サービスが当該指定介

護予防支援の対象となっているときその他の厚生労働省令で定めるときに限る。)は、当該居宅要支援被保険者に対し、当該指定地域密着型介護予防サービスに要した費用(食事の提供に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。以下この条において同じ。)について、地域密着型介護予防サービス費を支給する。ただし、当該居宅要支援被保険者が、第三十七条第一項の規定による指定を受けている場合において、当該指定に係る種類以外の地域密着型介護予防サービスを受けたときは、この限りでない。

第五十四条之二 居家需要援助受保人接受该市町村(如果是涉及属于居住地特例适用受保人的居家需要援助受保人(以下称“居住地特例适用居家需要援助受保人”)的特定地区紧密型护理预防服务,包括施所在市町村)长官指定机构(以下称“指定地区紧密型护理预防服务机构”)从事该指定涉及的地区紧密型护理预防服务事业的事业所提供的地区紧密型护理预防服务(以下称“指定地区紧密型护理预防服务”)时(该居家需要援助受保人依据第五十八条第四款的规定,接受同条第一款规定的指定护理预防援助前,事先向市町村申报的情况,仅限该指定护理预防服务已成为该指定护理预防援助的对象时、及其他厚生劳动省令规定的情况),市町村将针对居家需要援助受保人就该指定地区紧密型护理预防服务所需的费用(提供饮食需要的费用及其他日常生活所需费用等厚生劳动省令规定的费用除外。本条下同),支付地区紧密型护理预防服务费。但是,如果该居家需要援助受保人获得了第三十七条第一款规定的指定的,在接受该指定涉及的种类以外的地区紧密型护理预防服务时,不在此限。

2 地域密着型介護予防サービス費の額は、次の各号に掲げる地域密着型介護予防サービスの区分に応じ、当該各号に定める額とする。

2 地区紧密型护理预防服务费的金额,为下列各项按照各项所列地区紧密型护理预防服务的分类规定的金额。

一 介護予防認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護に係る指定地域密着型介護予防サービスの内容、当該指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所の所在する地域等を勘案して算定される当該指定地域密着型介護予防サービスに要する平均的な費用(食事の提供に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。)の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定地域密着型介護予防サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定地域密着型介護予防サービスに要した費用の額とする。)の百分の九十に相当する額

一 护理预防老年痴呆症日托护理 结合护理预防老年痴呆症日托护理涉及的指定地区紧密型护理预防服务的内容、实施该指定地区紧密型护理预防服务事业的事业所所在的地区等计算该指定地区紧密型护理预防服务需要的平均费用(提供饮食需要的费用及其他厚生劳动省令规定的日常生活需要的费用除外)金额后,再结合该金额依据厚生劳动大臣规定的标准算出的金额(该金额高于该指定地区紧密型护理预防服务所需费用实际金额时,为该指定地区紧密型护理预防服务所需费用实际金额)的90%的金额

二 介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護 これらの地

地域密着型介護予防サービスの種類ごとに、要支援状態区分、当該地域密着型介護予防サービスの種類に係る指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所の所在する地域等を勘案して算定される当該指定地域密着型介護予防サービスに要する平均的な費用（食事の提供に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。）の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定地域密着型介護予防サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定地域密着型介護予防サービスに要した費用の額とする。）の百分の九十に相当する額

二 护理预防小规模多功能居家护理及护理预防老年痴呆症共同生活护理 金额为针对上述每种地区紧密型护理预防服务种类，首先结合需要援助状态分类、实施该地区紧密型护理预防服务种类涉及的指定地区紧密型护理预防服务事业的事业所所在的地区等计算该指定地区紧密型护理预防服务需要的平均费用（提供饮食需要的费用及其他厚生劳动省令规定的日常生活需要的费用除外）金额后，再结合该金额依据厚生劳动大臣规定的标准算出的费用金额（该金额高于该指定地区紧密型护理预防服务所需费用实际金额时，为该指定地区紧密型护理预防服务所需费用实际金额）的90%的金额

3 厚生労働大臣は、前項各号の基準を定めようとするときは、あらかじめ社会保障審議会の意見を聴かなければならない。

3 厚生劳动大臣拟制定前款各项的标准时，应事先听取社会保障审议会的意见。

4 市町村は、第二項各号の規定にかかわらず、地域密着型介護予防サービスの種類その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した額を限度として、同項各号に定める地域密着型介護予防サービス費の額に代えて、当該市町村（施設所在市町村の長が第一項本文の指定をした指定地域密着型介護予防サービス事業者から指定地域密着型介護予防サービスを受けた住所地特例適用居宅要支援被保険者に係る地域密着型介護予防サービス費（特定地域密着型介護予防サービスに係るものに限る。）の額にあっては、施設所在市町村）が定める額を、当該市町村における地域密着型介護予防サービス費の額とすることができる。

4 市町村可以不受第二款各项规定之限，以结合地区紧密型护理预防服务的种类及其他情况，并按照厚生劳动大臣规定的标准算出的金额为限，取代同款各项规定的地区紧密型护理预防服务费金额，以该市町村（涉及接受了设施所在市町村长官依据第一款正文指定的指定地区紧密型护理预防服务机构提供的指定地区紧密型护理预防服务的居住地特例适用需要援助受保人的地区紧密型护理预防服务费（仅限涉及特定地区紧密型护理预防服务的）的金额，为设施所在市町村）规定的金额，作为该市町村地区紧密型护理预防服务费的金额。

5 市町村は、前項の当該市町村における地域密着型介護予防サービス費の額を定めようとするときは、あらかじめ、当該市町村が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させ、及び学識経験を有する者の知見の活用を図るために必要な措置を講じなければならない。

5 市町村在制定前款的该市町村地区紧密型护理预防服务费的金额时，应事先采取必要的措

施，反映该市町村运营的护理保险的受保人及其他相关人员的意见，并充分运用专家学者的见解。

6 居宅要支援被保険者が指定地域密着型介護予防サービス事業者から指定地域密着型介護予防サービスを受けたときは、市町村は、当該居宅要支援被保険者が当該指定地域密着型介護予防サービス事業者に支払うべき当該指定地域密着型介護予防サービスに要した費用について、地域密着型介護予防サービス費として当該居宅要支援被保険者に対し支給すべき額の限度において、当該居宅要支援被保険者に代わり、当該指定地域密着型介護予防サービス事業者を支払うことができる。

6 居家需要援助受保人接受指定地区紧密型护理预防服务机构提供的指定地区紧密型护理预防服务时，就该居家需要援助受保人应向该指定地区紧密型护理预防服务机构支付的该指定地区紧密型护理预防服务所需的费用，在应当向该居家需要援助受保人支付的地区紧密型护理预防服务费的限度内，市町村可代替该居家需要援助受保人，向指定地区紧密型护理预防服务机构支付。

7 前項の規定による支払があったときは、居宅要支援被保険者に対し地域密着型介護予防サービス費の支給があったものとみなす。

7 依据前款规定进行支付后，视为已向居家需要援助受保人支付了地区紧密型护理预防服务费。

8 市町村は、指定地域密着型介護予防サービス事業者から地域密着型介護予防サービス費の請求があったときは、第二項各号の厚生労働大臣が定める基準又は第四項の規定により市町村（施設所在市町村の長が第一項本文の指定をした指定地域密着型介護予防サービス事業者から指定地域密着型介護予防サービスを受けた住所地特例適用居宅要支援被保険者に係る地域密着型介護予防サービス費（特定地域密着型介護予防サービスに係るものに限る。）の請求にあっては、施設所在市町村）が定める額並びに第百十五条の十四第二項又は第五項の規定により市町村（施設所在市町村の長が第一項本文の指定をした指定地域密着型介護予防サービス事業者から指定地域密着型介護予防サービスを受けた住所地特例適用居宅要支援被保険者に係る地域密着型介護予防サービス費（特定地域密着型介護予防サービスに係るものに限る。）の請求にあっては、施設所在市町村）が定める指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準（指定地域密着型介護予防サービスの取扱いに関する部分に限る。）に照らして審査した上、支払うものとする。

8 指定地区紧密型护理预防服务机构向市町村提出地区紧密型护理预防服务费的请款要求时，市町村需依据第二款各项厚生劳动大臣制定的标准或第四款的规定，由市町村（如果是接受设施所在市町村的长官依据第一款的正文指定的指定地区紧密型护理预防服务机构提供的指定地区紧密型护理预防服务的适用住址特例的居家需要援助受保人涉及的地区紧密型护理预防服务费（仅限特定地区紧密型护理预防服务涉及的内容）的请款要求，则为设施所在市町村）计算

的金额以及依据第一百一十五条之十四第二款或第五款的规定，由市町村（如果是接受设施所在市町村的长官依据第一款正文指定的指定地区紧密型护理预防服务机构提供的指定地区紧密型护理预防服务的适用住址特例的居家需要援助受保人涉及的地区紧密型护理预防服务费（仅限特定地区紧密型护理预防服务涉及的内容）的请款要求，则为设施所在市町村）规定的指定地区紧密型护理预防服务涉及的有效援助护理预防的方法的相关标准及指定地区紧密型护理预防服务事业设备及运营的相关标准（仅限与指定地区紧密型护理预防服务的办理有关的部分）进行审查，在此基础上予以支付。

9 第四十一条第二项、第三项、第十项及び第十一项の規定は地域密着型介護予防サービス費の支給について、同条第八項の規定は指定地域密着型介護予防サービス事業者について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

9 第四十一条第二款、第三款、第十款及第十一款の規定准用于地区紧密型护理预防服务费的支付，同条第八款的规定准用于指定地区紧密型护理预防服务机构。此时，有关上述规定的必要技术性替换，由政令规定。

10 前各項に規定するもののほか、地域密着型介護予防サービス費の支給及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の地域密着型介護予防サービス費の請求に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

10 除了上述各款规定的内容之外，与地区紧密型护理预防服务费支付及指定地区紧密型护理预防服务机构提出的地区紧密型护理预防服务费请款要求有关的必要事项，由厚生劳动省令规定。

（特例地域密着型介護予防サービス費の支給）

（特例地区紧密型护理预防服务费的支付）

第五十四条之三 市町村は、次に掲げる場合には、居宅要支援被保険者に対し、特例地域密着型介護予防サービス費を支給する。

第五十四条之三 在下列情况下，市町村将向居家需要援助受保人支付特例地区紧密型护理预防服务费。

一 居宅要支援被保険者が、当該要支援認定の効力が生じた日前に、緊急その他やむを得ない理由により指定地域密着型介護予防サービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。

一 在居家需要援助受保人在该需要援助的认定生效之日前，因为紧急及其他不得已的理由接受了指定地区紧密型护理预防服务的情况下，认为有必要时。

二 指定地域密着型介護予防サービスの確保が著しく困難である離島その他の地域であって厚生労働大臣が定める基準に該当するものに住所を有する居宅要支援被保険者が、指定地域

密着型介護予防サービス以外の地域密着型介護予防サービス又はこれに相当するサービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。

二 在居住在难以确保指定地区紧密型护理预防服务的孤岛及其他符合厚生劳动大臣规定标准的地区的居家需要援助受保人，接受了指定地区紧密型护理预防服务以外的地区紧密型护理预防服务或与之相当的服务的的情况下，认为有必要时。

三 その他政令で定めるとき。

三 其他政令规定的情况。

2 特例地域密着型介護予防サービス費の額は、当該地域密着型介護予防サービス又はこれに相当するサービスについて前条第二項各号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該地域密着型介護予防サービス又はこれに相当するサービスに要した費用（食事の提供に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に地域密着型介護予防サービス又はこれに相当するサービスに要した費用の額とする。）の百分の九十に相当する額又は同条第四項の規定により市町村（施設所在市町村の長が同条第一項本文の指定をした指定地域密着型介護予防サービス事業者から指定地域密着型介護予防サービスを受けた住所地特例適用居宅要支援被保険者その他の厚生労働省令で定める者に係る特例地域密着型介護予防サービス費（特定地域密着型介護予防サービスに係るものに限る。）の額にあつては、施設所在市町村）が定めた額を基準として、市町村が定める。

2 特例地区紧密型护理预防服务费的金额，以相当于依据前条第二款各项厚生劳动大臣规定的关于该地区紧密型护理预防服务或与之相当的服务的标准算出的费用金额（该金额高于该地区紧密型护理预防服务或与之相当的服务需要的实际费用（提供饮食需要的费用及其他厚生劳动省令规定日常生活需要的费用除外）的金额时，为该地区紧密型护理预防服务或与之相当的服务需要的实际费用的金额）的 90%的金额，或市町村（涉及接受设施所在市町村长官依据同条第一款正文指定的指定地区紧密型护理预防服务机构提供的指定地区紧密型护理预防服务的居住地特例适用需要援助受保人及其他厚生劳动省令规定的人员的特例地区紧密型护理预防服务费（仅限涉及特定地区紧密型护理预防服务的）的金额时，为设施所在市町村）依据同条第四款的规定金额为标准，由市町村规定。

3 市町村長は、特例地域密着型介護予防サービス費の支給に関して必要があると認めるときは、当該支給に係る地域密着型介護予防サービス若しくはこれに相当するサービスを担当する者若しくは担当した者（以下この項において「地域密着型介護予防サービス等を担当する者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、若しくは出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該地域密着型介護予防サービス等を担当する者等の当該支給に係る事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 关于特例地区紧密型护理预防服务费的支付，市町村长认为有必要时，可以令该支付涉及

的地区紧密型护理预防服务或者与之相当的服务的担当人员或者曾经的担当人员（以下在本款中称“地区紧密型护理预防服务等担当人员等”）提交或者出示报告或者账簿文件，或者要求其到场，或令职员对相关人员进行提问，或者进入该地区紧密型护理预防服务等担当人员等涉及该支付的事业所，检查其设备或者账簿文件及其他物品。

4 第二十四条第三項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第四項の規定は前項の規定による権限について準用する。

4 第二十四条第三款の規定准用于前款規定的提问或检查，同条第四款的规定准用于前款规定涉及的权限。

（介護予防サービス費等に係る支給限度額）

（与护理预防服务费等的支付限额）

第五十五条 居宅要支援被保険者が介護予防サービス等区分（介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。以下この条において同じ。）及び地域密着型介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。以下この条において同じ。）について、その種類ごとの相互の代替性の有無等を勘案して厚生労働大臣が定める二以上の種類からなる区分をいう。以下この条において同じ。）ごとに月を単位として厚生労働省令で定める期間において受けた一の介護予防サービス等区分に係る介護予防サービスにつき支給する介護予防サービス費の額の総額及び特例介護予防サービス費の額の総額並びに地域密着型介護予防サービスにつき支給する地域密着型介護予防サービス費の額の総額及び特例地域密着型介護予防サービス費の額の総額の合計額は、介護予防サービス費等区分支給限度基準額を基礎として、厚生労働省令で定めるところにより算定した額の百分の九十に相当する額を超えることができない。

第五十五条 居家需要援助受保人按照护理预防服务等分类（关于护理预防服务（包括与之相当的服务。本条下同）及地区紧密型护理预防服务（包括与之相当的服务，本条下同），是指结合各种类型有无相互代替性等由厚生劳动大臣规定的由两个以上的种类构成的分类。本条下同），以月为单位支付的在厚生劳动省令规定的期间接受的一种护理预防服务分类涉及的护理预防服务的护理预防服务费金额的总额及特例护理预防服务费金额总额，以及对地区紧密型护理预防服务支付的地区紧密型护理预防服务费金额总额及特例地区紧密型护理预防服务费金额总额的合计金额，不得超过以护理预防服务费等分类支付限额标准为基础、依据厚生劳动省令的规定算出的金额的90%。

2 前項の介護予防サービス費等区分支給限度基準額は、介護予防サービス等区分ごとに、同項に規定する厚生労働省令で定める期間における当該介護予防サービス等区分に係る介護予防サービス及び地域密着型介護予防サービスの要支援状態区分に応じた標準的な利用の態様、当該介護予防サービス及び地域密着型介護予防サービスに係る第五十三条第二項各号及び第五十四条の二第二項各号の厚生労働大臣が定める基準等を勘案して厚生労働大臣が定める額とする。

2 前款中的护理预防服务费等分类支付限额标准为，按照护理预防服务等分类，结合前款规定的厚生劳动省令规定的期间内该护理预防服务等分类涉及的护理预防服务及地区紧密型护理预防服务的与需要援助状态分类相应的规范性利用情况、该护理预防服务及地区紧密型护理预防服务涉及的第五十三条第二款各项及第五十四条之二第二款各项厚生劳动大臣规定的标准等，由厚生劳动大臣规定的金额。

3 市町村は、前項の規定にかかわらず、条例で定めるところにより、第一項の介護予防サービス費等区分支給限度基準額に代えて、その額を超える額を、当該市町村における介護予防サービス費等区分支給限度基準額とすることができる。

3 市町村可以不受前款规定之限，依据条例规定，取代第一款的护理预防服务费等分类支付限额标准，以超出该金额的金額作为该市町村的护理预防服务费等分类支付限额标准。

4 市町村は、居宅要支援被保険者が介護予防サービス及び地域密着型介護予防サービスの種類（介護予防サービス等区分に含まれるものであって厚生労働大臣が定めるものに限る。次項において同じ。）ごとに月を単位として厚生労働省令で定める期間において受けた一の種類の介護予防サービスにつき支給する介護予防サービス費の額の総額及び特例介護予防サービス費の額の総額の合計額並びに一の種類の地域密着型介護予防サービスにつき支給する地域密着型介護予防サービス費の額の総額及び特例地域密着型介護予防サービス費の額の総額の合計額について、介護予防サービス費等種類支給限度基準額を基礎として、厚生労働省令で定めるところにより算定した額の百分の九十に相当する額を超えることができないこととすることができる。

4 市町村可规定，居家需要援助受保人按照护理预防服务及地区紧密型护理预防服务的分类（仅限包含护理预防服务等分类内由厚生劳动大臣规定的。下款亦同），以月为单位支付的在厚生劳动省令规定的期间接受的一种护理预防服务支付的护理预防服务费金额总额及特例护理预防服务费金额总额的合计金额，以及对一种地区紧密型护理预防服务支付的地区紧密型护理预防服务费金额总额及特例地区紧密型护理预防服务费金额总额的合计金额，不得超过以护理预防服务费等分类支付限额标准为基础、依据厚生劳动省令规定算出的金额的90%。

5 前項の介護予防サービス費等種類支給限度基準額は、介護予防サービス及び地域密着型介護予防サービスの種類ごとに、同項に規定する厚生労働省令で定める期間における当該介護予防サービス及び地域密着型介護予防サービスの要支援状態区分に応じた標準的な利用の態様、当該介護予防サービス及び地域密着型介護予防サービスに係る第五十三条第二項各号及び第五十四条の二第二項各号の厚生労働大臣が定める基準等を勘案し、当該介護予防サービス及び地域密着型介護予防サービスを含む介護予防サービス等区分に係る第一項の介護予防サービス費等区分支給限度基準額（第三項の規定に基づき条例を定めている市町村にあっては、当該条例による措置が講じられた額とする。）の範囲内において、市町村が条例で定める額とする。

5 前款中的护理预防服务费等分类支付限额标准为，按照护理预防服务及地区紧密型护理预

防服务分类，结合同款规定的厚生劳动省令规定的期间内该护理预防服务及地区紧密型护理预防服务的与需要援助状态分类相应的规范性利用情况、该护理预防服务及地区紧密型护理预防服务涉及的第五十三条第二款各项及第五十四条之二第二款各项厚生劳动大臣规定的标准等，在包括该护理预防服务及地区紧密型护理预防服务在内的护理预防服务等分类涉及的第一款的护理预防服务费等分类支付限额标准（基于第三款的规定制定了条例的市町村，为采取了该条例措施的金額）的范围内，市町村在条例中规定的金額。

6 介護予防サービス費若しくは特例介護予防サービス費又は地域密着型介護予防サービス費若しくは特例地域密着型介護予防サービス費を支給することにより第一項に規定する合計額が同項に規定する百分の九十に相当する額を超える場合又は第四項に規定する合計額が同項に規定する百分の九十に相当する額を超える場合における当該介護予防サービス費若しくは特例介護予防サービス費又は地域密着型介護予防サービス費若しくは特例地域密着型介護予防サービス費の額は、第五十三条第二項各号若しくは第五十四条第三項又は第五十四条の二第二項各号若しくは第四項若しくは前条第二項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより算定した額とする。

6 不受第五十三条第二款各项、或者第五十四条第三款、或第五十四条之二第二款各项或者第四款、或者前条第二款规定所限，通过支付护理预防服务费、或者特例护理预防服务费、或地区紧密型护理预防服务费或者特例地区紧密型护理预防服务费，第一款规定的合计金額超过了同款规定的90%的金額时，或第四款规定的合计金額超过了同款规定的90%的金額时，该护理预防服务费、或者特例护理预防服务费、或地区紧密型护理预防服务费或者特例地区紧密型护理预防服务费的金額，为依据政令规定算出的金額。

（介護予防福祉用具購入費の支給）

（护理预防福利设备购买费的支付）

第五十六条 市町村は、居宅要支援被保険者が、特定介護予防福祉用具販売に係る指定介護予防サービス事業者から当該指定に係る介護予防サービス事業を行う事業所において販売される特定介護予防福祉用具を購入したときは、当該居宅要支援被保険者に対し、介護予防福祉用具購入費を支給する。

第五十六条 在居家需要援助受保人从涉及特定护理预防福利设备销售的指定护理预防服务机构，购买了从事涉及该指定的护理预防服务事业的事业所销售的特定护理预防福利设备时，市町村将向该居家需要援助受保人支付护理预防福利设备购买费。

2 介護予防福祉用具購入費は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村が必要と認める場合に限り、支給するものとする。

2 依据厚生劳动省令的规定，护理预防福利设备购买费仅限在市町村认为有必要时支付。

3 介護予防福祉用具購入費の額は、現に当該特定介護予防福祉用具の購入に要した費用の

額の百分の九十に相当する額とする。

3 护理预防福利设备购买费的金额为购买该特定护理预防福利设备实际购买费用金额的 90%。

4 居宅要支援被保険者が月を単位として厚生労働省令で定める期間において購入した特定介護予防福祉用具につき支給する介護予防福祉用具購入費の額の総額は、介護予防福祉用具購入費支給限度基準額を基礎として、厚生労働省令で定めるところにより算定した額の百分の九十に相当する額を超えることができない。

4 居家需要援助受保人以月为单位支付的厚生劳动省令规定的期限购买的特定护理预防福利设备的护理预防福利设备购买费总金额，不得超过以护理预防福利设备购买费支付限额标准为基础，依据厚生劳动省令规定算出的金额的 90%。

5 前項の介護予防福祉用具購入費支給限度基準額は、同項に規定する厚生労働省令で定める期間における特定介護予防福祉用具の購入に通常要する費用を勘案して厚生労働大臣が定める額とする。

5 前款的护理预防福利设备购买费支付限额标准为，结合前款规定的在厚生劳动省令规定的期间内购买特定护理预防福利设备通常需要的费用，由厚生劳动大臣规定的金额。

6 市町村は、前項の規定にかかわらず、条例で定めるところにより、第四項の介護予防福祉用具購入費支給限度基準額に代えて、その額を超える額を、当該市町村における介護予防福祉用具購入費支給限度基準額とすることができる。

6 市町村可以不受前款规定之限，依据条例规定，取代第四款的护理预防福利设备购买费支付限额标准，以超出该金额的金額作为该市町村的护理预防福利设备购买费支付限额标准。

7 介護予防福祉用具購入費を支給することにより第四項に規定する総額が同項に規定する百分の九十に相当する額を超える場合における当該介護予防福祉用具購入費の額は、第三項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより算定した額とする。

7 因为支付护理预防福利设备购买费，第四款规定的总额超出了同款规定的 90%的金额时，该护理预防福利设备购买费的金额不受第三款的规定之限，为依据政令规定算出的金额。

（介護予防住宅改修費の支給）

（护理预防住宅改建费的支付）

第五十七条 市町村は、居宅要支援被保険者が、住宅改修を行ったときは、当該居宅要支援被保険者に対し、介護予防住宅改修費を支給する。

第五十七条 在居家需要援助受保人对住宅进行了改建时，市町村将向该居家需要援助受保人支付护理预防住宅改建费。

2 介護予防住宅改修費は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村が必要と認める場

合に限り、支給するものとする。

2 依据厚生劳动省令的规定，护理预防住宅改建费仅限在市町村认为有必要时支付。

3 介護予防住宅改修費の額は、現に当該住宅改修に要した費用の額の百分の九十に相当する額とする。

3 护理预防住宅改建费的金额为该住宅改建实际费用金额的 90%。

4 居宅要支援被保険者が行った一の種類の住宅改修につき支給する介護予防住宅改修費の額の総額は、介護予防住宅改修費支給限度基準額を基礎として、厚生労働省令で定めるところにより算定した額の百分の九十に相当する額を超えることができない。

4 对居家需要援助受保人实施的一种住宅改建支付的护理预防住宅改建费的总金额，不得超过以护理预防住宅改建费支付限额标准为基础，依据厚生劳动省令规定算出的金额的 90%。

5 前項の介護予防住宅改修費支給限度基準額は、住宅改修の種類ごとに、通常要する費用を勘案して厚生労働大臣が定める額とする。

5 前款的护理预防住宅改建费支付限额标准为，按照住宅改建的种类，结合通常需要的费用，由厚生劳动大臣规定的金额。

6 市町村は、前項の規定にかかわらず、条例で定めるところにより、第四項の介護予防住宅改修費支給限度基準額に代えて、その額を超える額を、当該市町村における介護予防住宅改修費支給限度基準額とすることができる。

6 市町村可以不受前款的规定之限，依据条例的规定，取代第四款的护理预防住宅改建费支付限额标准，以超出该金额的金額作为该市町村的护理预防住宅改建费支付限额标准。

7 介護予防住宅改修費を支給することにより第四項に規定する総額が同項に規定する百分の九十に相当する額を超える場合における当該介護予防住宅改修費の額は、第三項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより算定した額とする。

7 因为支付护理预防住宅改建费，第四款规定的总额超出同款规定的 90%的金额时，该护理预防住宅改建费的金额不受第三款的规定之限，为依据政令规定算出的金额。

8 市町村長は、介護予防住宅改修費の支給に関して必要があると認めるときは、当該支給に係る住宅改修を行う者若しくは住宅改修を行った者（以下この項において「住宅改修を行う者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、若しくは出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該住宅改修を行う者等の当該支給に係る事業所に立ち入り、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

8 市町村长认为需要支付护理预防住宅改建费时，可以命令涉及该支付的住宅改建的实施者或者曾经的实施者（以下在本款中称“住宅改建实施者等”）提交或出示报告或账簿文件，或要求其到场，或令职员对相关人员进行提问，或者进入该住宅改建实施者等涉及该支付的事业所，检

查其账簿文件及其他物品。

9 第二十四条第三項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第四項の規定は前項の規定による権限について準用する。

9 第二十四条第三款の規定准用于前款规定的提问或检查，同条第四款的规定准用于前款规定的权限。

（介護予防サービス計画費の支給）

（护理预防服务计划费的支付）

第五十八条 市町村は、居宅要支援被保険者が、当該市町村（住所地特例適用居宅要支援被保険者に係る介護予防支援にあつては、施設所在市町村）の長が指定する者（以下「指定介護予防支援事業者」という。）から当該指定に係る介護予防支援事業を行う事業所により行われる介護予防支援（以下「指定介護予防支援」という。）を受けたときは、当該居宅要支援被保険者に対し、当該指定介護予防支援に要した費用について、介護予防サービス計画費を支給する。

第五十八条 在居家需要援助受保人接受该市町村（如果是涉及属于居住地特例适用居家需要援助受保人的护理预防援助，则为设施所在市町村）长官指定者机构（以下称“指定护理预防援助机构”）从事该指定涉及的护理预防援助事业的事业所提供的护理预防援助（以下称“指定护理预防支援”）时，市町村将针对该居家需要援助受保人就该指定护理预防援助需要的费用，支付护理预防服务计划费。

2 介護予防サービス計画費の額は、指定介護予防支援の事業を行う事業所の所在する地域等を勘案して算定される当該指定介護予防支援に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定介護予防支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定介護予防支援に要した費用の額とする。）とする。

2 护理预防服务计划费的金额为，结合运营指定护理预防援助事业的事业所所在地区等因素计算的该指定护理预防援助服务所需的平均费用，依据厚生劳动大臣制定的标准算出的费用金额（该金额超过了该指定护理预防援助需要的费用金额，则为该指定护理预防援助需要的费用金额）。

3 厚生労働大臣は、前項の基準を定めようとするときは、あらかじめ社会保障審議会の意見を聴かなければならない。

3 厚生劳动大臣拟制定前款的标准时，应事先听取社会保障审议会的意见。

4 居宅要支援被保険者が指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援を受けたとき（当該居宅要支援被保険者が、厚生労働省令で定めるところにより、当該指定介護予防支援を受けることにつきあらかじめ市町村に届け出ている場合に限る。）は、市町村は、当該居宅要支

援被保険者が当該指定介護予防支援事業者に支払うべき当該指定介護予防支援に要した費用について、介護予防サービス計画費として当該居宅要支援被保険者に対し支給すべき額の限度において、当該居宅要支援被保険者に代わり、当該指定介護予防支援事業者に支払うことができる。

4 居家需要援助受保人接受指定护理预防援助机构提供的指定护理预防援助时（仅限该居家需要援助受保人依据厚生劳动省令的规定，在接受该指定护理预防援助前事先向市町村申报的情况），就该居家需要援助受保人应向该指定护理预防援助机构支付的该指定护理预防援助所需的费用，在应当向该居家需要援助受保人支付的护理预防服务计划费的限度内，市町村可代替该居家需要援助受保人，向指定护理预防援助机构支付。

5 前項の規定による支払があったときは、居宅要支援被保険者に対し介護予防サービス計画費の支給があったものとみなす。

5 依据前款规定进行支付后，视为向居家需要援助受保人支付了护理预防服务计划费。

6 市町村は、指定介護予防支援事業者から介護予防サービス計画費の請求があったときは、第二項の厚生労働大臣が定める基準並びに第百十五条の二十四第二項に規定する指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定介護予防支援の事業の運営に関する基準（指定介護予防支援の取扱いに関する部分に限る。）に照らして審査した上、支払うものとする。

6 指定护理预防援助机构向市町村提出护理预防服务计划费的请款要求时，市町村应依据与第二款厚生劳动大臣制定的标准以及第一百一十五条之二十四第二款规定的指定护理预防援助涉及的有效援助护理预防的方法的相关标准，以及运营指定护理预防援助事业的相关标准（仅限与指定护理预防援助的办理有关的部分）进行审查，在此基础上予以支付。

7 第四十一条第二項、第三項、第十項及び第十一項の規定は介護予防サービス計画費の支給について、同条第八項の規定は指定介護予防支援事業者について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

7 第四十一条第二款、第三款、第十款及第十一款的规定准用于护理预防服务计划费的支付，同条第八款的规定准用于指定护理预防援助机构。此时，有关上述规定的必要技术性替换，由政令规定。

8 前各項に規定するもののほか、介護予防サービス計画費の支給及び指定介護予防支援事業者の介護予防サービス計画費の請求に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

8 除了上述各款规定的内容之外，与护理预防服务计划费的支付及指定护理预防援助机构提出的护理预防服务计划费请款要求有关的必要事项，由厚生劳动省令规定。

（特例介護予防サービス計画費の支給）

（特例护理预防服务计划费的支付）

第五十九条 市町村は、次に掲げる場合には、居宅要支援被保険者に対し、特例介護予防サービス計画費を支給する。

第五十九条 在下列情況下，市町村需向居家需要援助受保人支付特例護理預防服務計劃費。

一 居宅要支援被保険者が、指定介護予防支援以外の介護予防支援又はこれに相当するサービス（指定介護予防支援の事業に係る第百十五条の二十四第一項の市町村の条例で定める基準及び同項の市町村の条例で定める員数並びに同条第二項に規定する指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定介護予防支援の事業の運営に関する基準のうち、当該市町村の条例で定めるものを満たすと認められる事業を行う事業者により行われるものに限る。次号及び次項において「基準該当介護予防支援」という。）を受けた場合において、必要があると認めるとき。

一 在居家需要援助受保人，接受了指定護理預防援助以外的護理預防援助或与之相當的服務（仅限所从事的事业符合有关指定護理預防援助事业的第一百一十五条之二十四第一款市町村条例规定的标准及同款市町村条例中规定的名额及同条第二款规定的指定護理預防援助涉及的有效援助護理預防的方法的相关标准，以及指定護理預防援助事业运营的相关标准中，由运营满足该市町村条例规定的事业的机构提供的服务。在下项及下款中称“符合标准的護理預防援助”）的情况下，认为有必要时。

二 指定介護予防支援及び基準該当介護予防支援の確保が著しく困難である離島その他の地域であって厚生労働大臣が定める基準に該当するものに住所を有する居宅要支援被保険者が、指定介護予防支援及び基準該当介護予防支援以外の介護予防支援又はこれに相当するサービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。

二 在居住在难以确保指定護理預防援助及符合标准的護理預防援助的孤島及其他符合厚生劳动大臣规定的标准的地区的居家需要援助受保人，接受了指定護理預防援助及符合标准的護理預防援助以外的護理預防援助或与之相當的服務的情况下，认为有必要时。

三 その他政令で定めるとき。

三 其他政令规定的情况。

2 市町村が前項第一号の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

2 市町村在制定前款第一項的条例時，下列事項應按照厚生劳动省令规定的标准制定，其他事項應参考厚生劳动省令规定的标准。

一 基準該当介護予防支援に従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数

一 从事符合标准的護理預防援助的从业人员涉及的标准及该从业人员的名额

二 基準該当介護予防支援の事業の運営に関する事項であって、利用する要支援者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

二 与符合标准的护理预防援助事业运营相关的事项中，厚生劳动省令规定与使用的需要援助人员适当利用服务、获得适当的待遇及安全保障以及保密等密切相关的事项

3 特例介護予防サービス計画費の額は、当該介護予防支援又はこれに相当するサービスについて前条第二項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該介護予防支援又はこれに相当するサービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に介護予防支援又はこれに相当するサービスに要した費用の額とする。）を基準として、市町村が定める。

3 特例护理预防服务计划费的金额以依据前条第二款厚生劳动大臣针对该护理预防援助或与之相当的服务制定的标准计算的费用金额（如果该金额超过了该护理预防援助或与之相当的服务所需的费用金额，则为该护理预防或与之相当的服务所需的费用金额）为准，由市町村确定。

4 市町村長は、特例介護予防サービス計画費の支給に関して必要があると認めるときは、当該支給に係る介護予防支援若しくはこれに相当するサービスを担当する者若しくは担当した者（以下この項において「介護予防支援等を担当する者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、若しくは出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該介護予防支援等を担当する者等の当該支給に係る事業所に立ち入り、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

4 关于特例护理预防服务计划费的支付，市町村长认为有必要时，可以令该支付涉及的护理预防援助或者与之相当的服务的担当人员或者曾经的担当人员（以下在本款中称“护理预防援助等的负责机构等”）提交或者出示相关报告或者账簿文件，或者要求其到场，或令职员对相关人员提问，或者进入该护理预防援助等的担当人员等涉及该支付的事业所，检查其设备或者账簿文件及其他物品。

5 第二十四条第三項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第四項の規定は前項の規定による権限について準用する。

5 第二十四条第三款的规定准用于前款规定的提问或检查，同条第四款的规定准用于前款规定的权限。

（一定以上の所得を有する第一号被保険者に係る介護予防サービス費等の額）

（与收入超过一定金额的第一号受保人有关的护理预防服务费等的金额）

第五十九条の二 第一号被保険者であって政令で定めるところにより算定した所得の額が政令で定める額以上である居宅要支援被保険者が受ける次の各号に掲げる予防給付について当

該各号に定める規定を適用する場合においては、これらの規定中「百分の九十」とあるのは、「百分の八十」とする。

第五十九条之二 第一号受保人依据政令规定核算的收入金额超过政令规定的金额，该居家需要援助受保人在接受下列各项预防给付时，如果适用各款相应的规定，规定中的“90%”改为“80%”。

一 介護予防サービス費の支給 第五十三条第二項第一号及び第二号並びに第五十五条第一項、第四項及び第六項

一 护理预防服务费的支付 第五十三条第二款第一项及第二项以及第五十五条第一款、第四款及第六款

二 特例介護予防サービス費の支給 第五十四条第三項並びに第五十五条第一項、第四項及び第六項

二 特例护理预防服务费的支付 第五十四条第三款以及第五十五条第一款、第四款及第六款

三 地域密着型介護予防サービス費の支給 第五十四条の二第二項第一号及び第二号並びに第五十五条第一項、第四項及び第六項

三 地区紧密型护理预防服务费的支付 第五十四条之二第二款第一项及第二项以及第五十五条第一款、第四款及第六款

四 特例地域密着型介護予防サービス費の支給 第五十四条の三第二項並びに第五十五条第一項、第四項及び第六項

四 特例地区紧密型护理预防服务费的支付 第五十四条之三第二款及第五十五条第一款、第四款及第六款

五 介護予防福祉用具購入費の支給 第五十六条第三項、第四項及び第七項

五 护理预防福利设备购买费的支付 第五十六条第三款、第四款及第七款

六 介護予防住宅改修費の支給 第五十七条第三項、第四項及び第七項

六 护理预防住宅改建费的支付 第五十七条第三款、第四款及第七款

（介護予防サービス費等の額の特例）

（护理预防服务费等金额的特例）

第六十条 市町村が、災害その他の厚生労働省令で定める特別の事情があることにより、介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。次項において同じ。）、地域密着型介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。同項において同じ。）又は住宅改修に必要な費用を負担することが困難であると認めた居宅要支援被保険者が受ける前条各号に掲げる予防

給付について当該各号に定める規定を適用する場合（同条の規定により読み替えて適用する場合を除く。）においては、これらの規定中「百分の九十」とあるのは、「百分の九十を超え百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合」とする。

第六十条 由于灾害及其他厚生劳动省令规定的特殊情况，认为居家需要援助受保人难以承担护理预防服务（包含与之相当的服务，下款亦同）、地区紧密型护理预防服务（包含与之相当的服务，同款亦同）或住宅改建需要的费用，其接受前条各项所列预防给付上适用各项规定时（依据同条规定替换适用的情况除外），则这些规定中的“90%”改为“市町村规定的高于 90%低于 100%的比例”。

2 市町村が、災害その他の厚生労働省令で定める特別の事情があることにより、介護予防サービス、地域密着型介護予防サービス又は住宅改修に必要な費用を負担することが困難であると認めた居宅要支援被保険者が受ける前条各号に掲げる予防給付について当該各号に定める規定を適用する場合（同条の規定により読み替えて適用する場合に限る。）においては、同条の規定により読み替えて適用するこれらの規定中「百分の八十」とあるのは、「百分の八十を超え百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合」とする。

2 由于灾害等厚生劳动省令规定的特殊情况，认为居家需要援助受保人难以承担护理预防服务、地区紧密型护理预防服务或住宅改建需要的费用，其接受前条各项所列的预防给付上适用各项规定时（仅限依据同条规定替换适用的情况），依据同条规定替换适用的这些规定中的“80%”改为“市町村规定的高于 80%低于 100%的比例”。

（高額介護予防サービス費の支給）

（高額护理预防服务费的支付）

第六十一条 市町村は、居宅要支援被保険者が受けた介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。）又は地域密着型介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。）に要した費用の合計額として政令で定めるところにより算定した額から、当該費用につき支給された介護予防サービス費、特例介護予防サービス費、地域密着型介護予防サービス費及び特例地域密着型介護予防サービス費の合計額を控除して得た額（次条第一項において「介護予防サービス利用者負担額」という。）が、著しく高額であるときは、当該居宅要支援被保険者に対し、高額介護予防サービス費を支給する。

第六十一条 从依据政令规定算出的居家需要援助受保人接受的护理预防服务（包括与之相当的服务）或地区紧密型护理预防服务（包括与之相当的服务）所需的费用总额中，扣除就该费用支付的护理预防服务费、特例护理预防服务费、地区紧密型护理预防服务费及特例地区紧密型护理预防服务费总额后的金额（在下条第一款中称“护理预防服务利用者负担金额”）明显较高时，市町村将向该居家需要援助受保人支付高额护理预防服务费。

2 前項に規定するもののほか、高額介護予防サービス費の支給要件、支給額その他高額介護予防サービス費の支給に関して必要な事項は、介護予防サービス又は地域密着型介護予防

サービスに必要な費用の負担の家計に与える影響を考慮して、政令で定める。

2 除了前款规定的内容之外，高额护理预防服务费的支付条件、支付金额及其他有关高额护理预防服务费支付的必要项目，将在考虑承担护理预防服务或地区紧密型护理预防服务所需费用对家庭收支带来的影响后，由政令规定。

（高額医療合算介護予防サービス費の支給）

（高額医療合算护理预防服务费的支付）

第六十一条の二 市町村は、居宅要支援被保険者の介護予防サービス利用者負担額（前条第一項の高額介護予防サービス費が支給される場合にあっては、当該支給額に相当する額を控除して得た額）及び当該居宅要支援被保険者に係る健康保険法第百十五条第一項に規定する一部負担金等の額（同項の高額療養費が支給される場合にあっては、当該支給額に相当する額を控除して得た額）その他の医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律に規定するこれに相当する額として政令で定める額の合計額が、著しく高額であるときは、当該居宅要支援被保険者に対し、高額医療合算介護予防サービス費を支給する。

第六十一条之二 在居家需要援助受保人的护理预防服务使用者负担金额（支付了前条第一款的高额护理预防服务费的，为扣除该支付金额后的金额）、涉及该居家需要援助受保人的《健康保险法》第一百一十五条第一款规定的部分负担金额（支付了同款的高额疗养费的，为扣除该支付金额后的金额）以及其他医疗保险各法或《老年人医疗保障法》规定的与之相当的金额等政令规定的金额的总额明显较高时，市町村应向该居家需要援助受保人支付高额医疗合算护理预防服务费。

2 前条第二項の規定は、高額医療合算介護予防サービス費の支給について準用する。

2 前条第二款的规定准用于高额医疗合算护理预防服务费的支付。

（特定入所者介護予防サービス費の支給）

（特定入住者护理预防服务费的支付）

第六十一条の三 市町村は、居宅要支援被保険者のうち所得及び資産の状況その他の事情をしん酌して厚生労働省令で定めるものが、次に掲げる指定介護予防サービス（以下この条及び次条第一項において「特定介護予防サービス」という。）を受けたときは、当該居宅要支援被保険者（以下この条及び次条第一項において「特定入所者」という。）に対し、当該特定介護予防サービスを行う指定介護予防サービス事業者（以下この条において「特定介護予防サービス事業者」という。）における食事の提供に要した費用及び滞在に要した費用について、特定入所者介護予防サービス費を支給する。ただし、当該特定入所者が、第三十七条第一項の規定による指定を受けている場合において、当該指定に係る種類以外の特定介護予防サービスを受けたときは、この限りでない。

第六十一条之三 居家需要援助受保人中结合收入及资产状况及其他因素符合符合厚生劳动省

令规定者，接受下列指定护理预防服务（本条及下一条第一款称“特定护理预防服务”）时，市町村将针对该该居家需要援助受保人（本条及下一条第一款称“特定入住者”），就从事该特定护理预防服务的指定护理预防服务机构（以下在本条中称“特定护理预防服务机构”）的提供饮食需要的费用及滞留需要的费用，支付特定入住者护理预防服务费。但是，该特定入住者获得了依据第三十七条第一款规定做出的指定的，在接受该指定涉及的种类以外的特定护理预防服务时，不在此限。

- 一 介護予防短期入所生活介護
- 一 护理预防短期寄宿生活护理

- 二 介護予防短期入所療養介護
- 二 护理预防短期寄宿疗养护理

2 特定入所者介護予防サービス費の額は、第一号に規定する額及び第二号に規定する額の合計額とする。

2 特定入住者护理预防服务费的金额为第一项规定的金额及第二项规定的金额的合计值。

一 特定介護予防サービス事業者における食事の提供に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額（その額が現に当該食事の提供に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事の提供に要した費用の額とする。以下この条及び次条第二項において「食費の基準費用額」という。）から、平均的な家計における食費の状況及び特定入所者の所得の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める額（以下この条及び次条第二項において「食費の負担限度額」という。）を控除した額

一 从厚生劳动大臣结合特定护理预防服务机构中提供饮食需要的平均费用金额规定的费用金额（该金额超过该饮食提供需要的实际花费时，则以该饮食提供的实际花费为准。本条及下一条第二款称“餐费的标准费用”）中，扣除厚生劳动大臣结合平均家庭收支中的餐费情况、特定寄宿者的收入状况及其他因素规定的金额（本条及下一条第二款称“餐费的负担限额”）后得出的金额

二 特定介護予防サービス事業者における滞在に要する平均的な費用の額及び事業所の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額（その額が現に当該滞中に要した費用の額を超えるときは、当該現に滞中に要した費用の額とする。以下この条及び次条第二項において「滞在費の基準費用額」という。）から、特定入所者の所得の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める額（以下この条及び次条第二項において「滞在費の負担限度額」という。）を控除した額

二 从厚生劳动大臣结合特定护理预防服务机构中滞留需要的平均费用金额、及事业所的情况及其他因素规定的费用金额（该金额超出滞留需要的实际费用金额时，则为该滞留需要的费用。本条及下一条第二项称“滞留费的标准费用”）中，扣除厚生劳动大臣结合特定入住者的收入及

其他因素规定的金额（本条及下一条第二款称“滞留费的负担限额”）后得出的金额

3 厚生労働大臣は、食費の基準費用額若しくは食費の負担限度額又は滞在費の基準費用額若しくは滞在費の負担限度額を定めた後に、特定介護予防サービス事業者における食事の提供に要する費用又は滞在に要する費用の状況その他の事情が著しく変動したときは、速やかにそれらの額を改定しなければならない。

3 厚生労働大臣制定餐费标准费用金额、或者餐费负担限额、滞留费标准费用金额或滞留费负担限额后，特定护理预防服务机构中提供饮食需要的费用、滞留需要的费用的情况或其他因素出现了明显变动时，厚生劳动大臣应及时修订上述金额。

4 特定入所者が、特定介護予防サービス事業者から特定介護予防サービスを受けたときは、市町村は、当該特定入所者が当該特定介護予防サービス事業者に支払うべき食事の提供に要した費用及び滞在に要した費用について、特定入所者介護予防サービス費として当該特定入所者に対し支給すべき額の限度において、当該特定入所者に代わり、当該特定介護予防サービス事業者を支払うことができる。

4 特定入住者接受了特定护理预防服务机构提供的特定护理预防服务时，就该特定入住者需要向该特定护理预防服务机构支付的提供饮食需要的费用和滞留需要的费用，在应当向该特定入住者支付的特定入住者护理预防服务费的限度内，市町村可代替该特定入住者，向该特定护理预防服务机构支付。

5 前項の規定による支払があったときは、特定入所者に対し特定入所者介護予防サービス費の支給があったものとみなす。

5 依据前款规定进行支付后，视为向特定入住者支付了特定入住者护理预防服务费。

6 市町村は、第一項の規定にかかわらず、特定入所者が特定介護予防サービス事業者に対し、食事の提供に要する費用又は滞在に要する費用として、食費の基準費用額又は滞在費の基準費用額（前項の規定により特定入所者介護予防サービス費の支給があったものとみなされた特定入所者にあつては、食費の負担限度額又は滞在費の負担限度額）を超える金額を支払った場合には、特定入所者介護予防サービス費を支給しない。

6 不受第一款的规定之限，特定入住者向特定护理预防服务机构支付的提供饮食需要的费用或滞留需要的费用，超过餐费标准费用或滞留费的标准费用金额（如果已根据前款规定视为支付了特定入住者向特定护理预防服务费，则为餐费负担限额或滞留费负担限额），市町村将不予支付特定入住者护理预防服务费。

7 市町村は、特定介護予防サービス事業者から特定入所者介護予防サービス費の請求があったときは、第一項、第二項及び前項の定めを照らして審査の上、支払うものとする。

7 特定护理预防服务机构提出特定入住者护理预防服务费请款要求时，市町村需在依据第一款、第二款及前款的规定进行审查的基础上进行支付。

8 第四十一条第三項、第十項及び第十一項の規定は特定入所者介護予防サービス費の支給について、同条第八項の規定は特定介護予防サービス事業者について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

8 第四十一条第三款、第十款及第十一款の規定准用于特定入住者护理预防服务费的支付，同条第八款的规定准用于特定护理预防服务机构。此时，有关上述规定的必要技术性替换，由政令规定。

9 前各項に規定するもののほか、特定入所者介護予防サービス費の支給及び特定介護予防サービス事業者の特定入所者介護予防サービス費の請求に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

9 除了上述各款规定的内容之外，与特定入住者护理预防服务费的支付及特定护理预防服务机构情况特定入住者护理预防服务费的请款要求有关的必要事项，由厚生劳动省令规定。

（特例特定入所者介護予防サービス費の支給）

（特例特定入住者护理预防服务费的支付）

第六十一条の四 市町村は、次に掲げる場合には、特定入所者に対し、特例特定入所者介護予防サービス費を支給する。

第六十一条之四 在下列情况下，市町村需向特定入住者支付特例特定入住者护理预防服务费。

一 特定入所者が、当該要支援認定の効力が生じた日前に、緊急その他やむを得ない理由により特定介護予防サービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。

一 特定入住者在该需要援助认定生效之日前，因紧急情况及其他不得已的事由而接受了特定护理预防服务的情况下，认为有必要时。

二 その他政令で定めるとき。

二 其他政令规定的情况。

2 特例特定入所者介護予防サービス費の額は、当該食事の提供に要した費用について食費の基準費用額から食費の負担限度額を控除した額及び当該滞在に要した費用について滞在費の基準費用額から滞在費の負担限度額を控除した額の合計額を基準として、市町村が定める。

2 特例特定入住者护理预防服务费的金额为提供饮食需要的费用和该滞留需要的费用的合计值，由市町村依据下列标准制定。提供饮食需要的费用为从餐费标准费用中扣除餐费的负担限额的金额；该滞留需要的费用为从滞留标准费用额中扣除滞留的负担限额的金额。

第五節 市町村特別給付

第五节 市町村特别给付

第六十二条 市町村は、要介護被保険者又は居宅要支援被保険者（以下「要介護被保険者等」という。）に対し、前二節の保険給付のほか、条例で定めるところにより、市町村特別給付を行うことができる。

第六十二条 市町村除了前两节的保险给付外，还可依据条例规定，向需要护理受保人或居家需要援助受保人（以下称“需要护理受保人等”）提供施市町村特别给付。

第六節 保険給付の制限等

第六节 保险给付的限制等

（保険給付の制限）

（保险给付的限制）

第六十三条 刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁された者については、その期間に係る介護給付等は、行わない。

第六十三条 被拘禁于刑事设施、劳役场及其他同类设施者，在该期间内不向其进行护理给付。

第六十四条 市町村は、自己の故意の犯罪行為若しくは重大な過失により、又は正当な理由なしに介護給付等対象サービスの利用若しくは居宅介護住宅改修費若しくは介護予防住宅改修費に係る住宅改修の実施に関する指示に従わないことにより、要介護状態等若しくはその原因となった事故を生じさせ、又は要介護状態等の程度を増進させた被保険者の当該要介護状態等については、これを支給事由とする介護給付等は、その全部又は一部を行わないことができる。

第六十四条 关于由于自己故意的犯罪行为或重大过失，或在无正当理由的情况下未遵守与护理给付等对象服务的使用、或者居家护理住宅改建费或这护理预防住宅改建费涉及的住宅改建有关的指示，导致陷入需要护理的状态或者引发该事态的事故发生，或加剧了需要护理状态等的程度的受保人的需要护理状态等，市町村可以不执行全部或部分以此为支付理由的护理给付等。

第六十五条 市町村は、介護給付等を受ける者が、正当な理由なしに、第二十三条の規定による求め（第二十四条の二第一項第一号の規定により委託された場合にあっては、当該委託に係る求めを含む。）に応ぜず、又は答弁を拒んだときは、介護給付等の全部又は一部を行わないことができる。

第六十五条 接受护理给付等的人员无正当理由，拒不回应第二十三条规定的要求（依据第二十四条之二第一款第一项规定接到委托时，包含该委托涉及的要求），或拒绝答辩时，市町村可不执行全部或部分护理给付等。

（保険料滞納者に係る支払方法の変更）

（保险费滞納者涉及的支付方法的变更）

第六十六条 市町村は、保険料を滞納している第一号被保険者である要介護被保険者等（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）による一般疾病医療費の支給その他厚生労働省令で定める医療に関する給付を受けることができるものを除く。）が、当該保険料の納期限から厚生労働省令で定める期間が経過するまでの間に当該保険料を納付しない場合においては、当該保険料の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認める場合を除き、厚生労働省令で定めるところにより、当該要介護被保険者等に対し被保険者証の提出を求め、当該被保険者証に、第四十一条第六項、第四十二条の二第六項、第四十六条第四項、第四十八条第四項、第五十一条の三第四項、第五十三条第四項、第五十四条の二第六項、第五十八条第四項及び第六十一条の三第四項の規定を適用しない旨の記載（以下この条及び次条第三項において「支払方法変更の記載」という。）をするものとする。

第六十六条 如果作为滞納保险费的第一号受保人的需要护理受保人等（可获得《关于原子弹爆炸受害者援助保护的法案》（1994 年法律第 117 号）规定的一般疾病医疗费支付及其他厚生劳动省令规定的医疗相关给付的人员除外）在该保险费的缴纳期限起至厚生劳动省令规定的期限结束为止未缴纳该保险费的情况下，且不存在影响导致该保险费滞納的灾害或政令规定的其他特殊情况，则依据厚生劳动省令的规定，市町村将要求该需要护理受保人等提交受保人证，并在该受保人证上写明不适用第四十一条第六款、第四十二条之二第六款、第四十六条第四款、第四十八条第四款、第五十一条之三第四款、第五十三条第四款、第五十四条之二第六款、第五十八条第四款及第六十一条之三第四款的规定（在本条及下一条第三款中称为“支付方法变更记录”）。

2 市町村は、前項に規定する厚生労働省令で定める期間が経過しない場合においても、同項に規定する政令で定める特別の事情があると認める場合を除き、同項に規定する要介護被保険者等に対し被保険者証の提出を求め、当該被保険者証に支払方法変更の記載をすることができる。

2 即使在前款规定的厚生劳动省令规定的期限还未届满的情况下，不存在同款规定的政令规定的特殊情况时，市町村仍可按照同款规定，要求需要护理受保人提交受保人证，并在该受保人证上写明支付方法变更记录。

3 市町村は、前二項の規定により支払方法変更の記載を受けた要介護被保険者等が滞納している保険料を完納したとき、又は当該要介護被保険者等に係る滞納額の著しい減少、災害その他の政令で定める特別の事情があると認めるときは、当該支払方法変更の記載を消除するものとする。

3 依据前两款规定受保人证上留有支付方法变更记录的需要护理受保人在滞納的保险费缴纳完毕后，或该需要护理受保人等的滞納额显著减少，存在灾害等政令规定的其他特殊情况时，市町村可删除该支付方法变更记录。

4 第一項又は第二項の規定により支払方法変更の記載を受けた要介護被保険者等が、当該支払方法の変更の記載がなされている間に受けた指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定施設サービス等、指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス及び指定介護予防支援に係る居宅介護サービス費の支給、地域密着型介護サービス費の支給、居宅介護サービス計画費の支給、施設介護サービス費の支給、特定入所者介護サービス費の支給、介護予防サービス費の支給、地域密着型介護予防サービス費の支給、介護予防サービス計画費の支給及び特定入所者介護予防サービス費の支給については、第四十一条第六項、第四十二条の二第六項、第四十六条第四項、第四十八条第四項、第五十一条の三第四項、第五十三条第四項、第五十四条の二第六項、第五十八条第四項及び第六十一条の三第四項の規定は適用しない。

4 依据第一款或第二款的规定受保人证上留有支付方法变更记录的需要护理受保人，在留有该支付方法变更记录期间接受的指定居家服务、指定地区紧密型服务、指定居家护理援助、指定设施服务等、指定护理预防服务、指定地区紧密型护理预防服务及指定护理预防援助涉及的居家护理服务费的支付、地区紧密型护理服务费的支付、居家护理服务计划费的支付、设施护理服务费的支付、特定入住者护理服务费的支付、护理预防服务费的支付、地区紧密型护理预防服务费的支付、护理预防服务计划费的支付及特定入住者护理预防服务费的支付，不适用第四十一条第六款、第四十二条之二第六款、第四十六条第四款、第四十八条第四款、第五十一条之三第四款、第五十三条第四款、第五十四条之二第六款、第五十八条第四款及第六十一条之三第四款的规定。

（保険給付の支払の一時差止）

（保険給付の暫停支付）

第六十七条 市町村は、保険給付を受けることができる第一号被保険者である要介護被保険者等が保険料を滞納しており、かつ、当該保険料の納期限から厚生労働省令で定める期間が経過するまでの間に当該保険料を納付しない場合においては、当該保険料の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認める場合を除き、厚生労働省令で定めるところにより、保険給付の全部又は一部の支払を一時差し止めるものとする。

第六十七条 可获得保险给付的第一号受保人的需要护理受保人滞纳保险费，且从该保险费的缴纳限期起到厚生劳动省令规定的期限为止的期间未缴纳该保险费，且不存在影响缴纳该保险费的灾害及其他政令规定的特殊情况，则市町村需依据厚生劳动省令的规定，暂停支付全部或部分保险给付。

2 市町村は、前項に規定する厚生労働省令で定める期間が経過しない場合においても、保険給付を受けることができる第一号被保険者である要介護被保険者等が保険料を滞納している場合においては、当該保険料の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認める場合を除き、厚生労働省令で定めるところにより、保険給付の全部又は一部の支払を一時差し止めることができる。

2 即使前款规定的厚生劳动省令规定的期限没有截止，可享受保险给付的第一号受保人的需要护理受保人等滞纳保险费，且不存在影响缴纳该保险费的灾害或政令规定的其他特殊情况，市町村可依据厚生劳动省令的规定，暂停支付全部或部分保险给付。

3 市町村は、前条第一項又は第二項の規定により支払方法変更の記載を受けている要介護被保険者等であって、前二項の規定による保険給付の全部又は一部の支払の一時差止がなされているものが、なお滞納している保険料を納付しない場合においては、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、当該要介護被保険者等に通知して、当該一時差止に係る保険給付の額から当該要介護被保険者等が滞納している保険料額を控除することができる。

3 对依据前条第一款或第二款的规定写明支付方法变更的需要护理受保人，依据前两款的规定暂停支付全部或部分保险给付后，仍然不缴纳滞纳的保险费时，市町村可依据厚生劳动省令的规定，在事先通知该需要护理受保人等的基础上，从该暂停决定涉及的保险给付额中扣除该需要护理受保人等人员滞纳的保险费。

（医療保険各法の規定による保険料等に未納がある者に対する保険給付の一時差止）

（依据各医疗保险法的规定暂停向未缴纳保险费等进行保险给付）

第六十八条 市町村は、保険給付を受けることができる第二号被保険者である要介護被保険者等について、医療保険各法の定めるところにより当該要介護被保険者等が納付義務又は払込義務を負う保険料（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による国民健康保険税を含む。）又は掛金であってその納期限又は払込期限までに納付しなかったもの（以下この項及び次項において「未納医療保険料等」という。）がある場合においては、未納医療保険料等があることにつき災害その他の政令で定める特別の事情があると認める場合を除き、厚生労働省令で定めるところにより、当該要介護被保険者等に対し被保険者証の提出を求め、当該被保険者証に、第四十一条第六項、第四十二条の二第六項、第四十六条第四項、第四十八条第四項、第五十一条の三第四項、第五十三条第四項、第五十四条の二第六項、第五十八条第四項及び第六十一条の三第四項の規定を適用しない旨並びに保険給付の全部又は一部の支払を差し止める旨の記載（以下この条において「保険給付差止の記載」という。）をすることができる。

第六十八条 可获得保险给付的第二号受保人需要护理受保人，依据各项医疗保险法律的规定需要承担缴纳或缴存义务的保险费（包括地方税法（1950 年法律第 226 号））或欠款在缴纳期限或缴存期限前仍未缴清（本款及下一款称为“未缴纳医疗保险费等”），且不存在影响缴纳未缴纳医疗保险费等的灾害或政令规定的其他特殊情况，则市町村可依据厚生劳动省令的规定，要求该需要护理受保人等人员提交受保人证，在受保人证上写明不适用第四十一条第六款、第四十二条之二第六款、第四十六条第四款、第四十八条第四款、第五十一条之三第四款、第五十三条第四款、第五十四条之二第六款、第五十八条第四款及第六十一条之三第四款的规定，并注明暂停支付保险给付的全部或部分（以下在本条中称“暂停保险给付记录”）。

2 市町村は、前項の規定により保険給付差止の記載を受けた要介護被保険者等が、未納医療保険料等を完納したとき、又は当該要介護被保険者等に係る未納医療保険料等の著しい減少、災害その他の政令で定める特別の事情があると認めるときは、当該保険給付差止の記載を消除するものとする。

2 依据前款规定写明暂停保险给付的需要护理受保人缴齐未缴纳医疗保险费等时，或该需要护理受保人等涉及的未缴纳医疗保险费等明显减少，发生灾害或政令规定的其他特殊情况时，市町村可删除该保险给付暂停的记录。

3 第六十六条第四項の規定は、第一項の規定により保険給付差止の記載を受けた要介護被保険者等について準用する。

3 第六十六条第四款的规定准用于依据第一款的规定写明暂停保险给付的需要护理受保人等。

4 市町村は、第一項の規定により保険給付差止の記載を受けた要介護被保険者等について、保険給付の全部又は一部の支払を一時差し止めるものとする。

4 市町村需针对依据第一款规定写明暂停保险给付的需要护理受保人，暂停支付全部或部分保险给付。

5 市町村は、要介護被保険者等についての保険給付差止の記載に関し必要があると認めるときは、当該要介護被保険者等の加入する医療保険者（当該要介護被保険者等が全国健康保険協会の管掌する健康保険の被保険者（健康保険法第三条第四項に規定する任意継続被保険者を除く。）若しくはその被扶養者又は船員保険の被保険者（船員保険法第二条第二項に規定する疾病任意継続被保険者を除く。）若しくはその被扶養者である場合には、厚生労働大臣とし、当該要介護被保険者等が国民健康保険法の定めるところにより都道府県が当該都道府県内の市町村とともに行う国民健康保険（以下「国民健康保険」という。）の被保険者である場合には、市町村とする。以下この条において同じ。）に対し、当該要介護被保険者等に係る医療保険各法の規定により徴収される保険料（地方税法の規定により徴収される国民健康保険税を含む。）又は掛金の納付状況その他厚生労働省令で定める事項について、厚生労働省令で定めるところにより、当該要介護被保険者等の加入する医療保険者に対し、情報の提供を求めることができる。

5 市町村认为就需要护理受保人等的保险给付暂停记录而有必要时，针对对该需要护理受保人等加入的医疗保险承保人（如果该需要护理受保人等是掌管全国健康保险协会掌管的健康保险的受保人（《健康保险法》第三条第四款规定的任意存续受保人除外），或者是其扶养者或船员保险的受保人（《船员保险法》第二条第二款规定的疾病任意存续受保人除外），或者是其被抚养人，则为厚生劳动大臣；如果该需要护理受保人是都道府县依据《国民健康保险法》的规定与该都道府县内的市町村共同运营的国民健康保险（以下称“国民健康保险”）的受保人，则为市町村），就该需要护理受保人等涉及的依据各项医疗保险法律规定缴纳的保险费（包括依据地方税法征收的国民健康保险费）、或欠款的缴纳状况及其他厚生劳动省令规定的事项，可依据厚生劳动省令的规定，要求该需要护理受保人等加入的医疗保险承保人提供信息。要求该需要

护理受保人等加入的医疗保险机构提供相关信息。本条下同。)

(保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例)

(征收保险费的权利消失时的保险给付特例)

第六十九条 市町村は、要介護認定、要介護更新認定、第二十九条第二項において準用する第二十七条第七項若しくは第三十条第一項の規定による要介護状態区分の変更の認定、要支援認定、要支援更新認定、第三十三条の二第二項において準用する第三十二条第六項若しくは第三十三条の三第一項の規定による要支援状態区分の変更の認定（以下この項において単に「認定」という。）をした場合において、当該認定に係る第一号被保険者である要介護被保険者等について保険料徴収権消滅期間（当該期間に係る保険料を徴収する権利が時効によって消滅している期間につき政令で定めるところにより算定された期間をいう。以下この項において同じ。）があるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該要介護被保険者等の被保険者証に、当該認定に係る第二十七条第七項後段（第二十八条第四項及び第二十九条第二項において準用する場合を含む。）、第三十条第一項後段若しくは第三十五条第四項後段又は第三十二条第六項後段（第三十三条第四項及び第三十三条の二第二項において準用する場合を含む。）、第三十三条の三第一項後段若しくは第三十五条第二項後段若しくは第六項後段の規定による記載に併せて、介護給付等（居宅介護サービス計画費の支給、特例居宅介護サービス計画費の支給、介護予防サービス計画費の支給及び特例介護予防サービス計画費の支給、高額介護サービス費の支給、高額医療合算介護サービス費の支給、高額介護予防サービス費の支給及び高額医療合算介護予防サービス費の支給並びに特定入所者介護サービス費の支給、特例特定入所者介護サービス費の支給、特定入所者介護予防サービス費の支給及び特例特定入所者介護予防サービス費の支給を除く。）の額の減額を行う旨並びに高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費、高額介護予防サービス費及び高額医療合算介護予防サービス費並びに特定入所者介護サービス費、特例特定入所者介護サービス費、特定入所者介護予防サービス費及び特例特定入所者介護予防サービス費の支給を行わない旨並びにこれらの措置がとられる期間（市町村が、政令で定めるところにより、保険料徴収権消滅期間に応じて定める期間をいう。以下この条において「給付額減額期間」という。）の記載（以下この条において「給付額減額等の記載」という。）をするものとする。ただし、当該要介護被保険者等について、災害その他の政令で定める特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

第六十九条 市町村在进行需要护理认定、需要护理更新认定、在第二十九条第二款中准用的第二十七条第七款或者第三十条第一款规定的需要护理状态分类变更的认定、需要援助认定、需要援助更新认定或在第三十三条之二第二款中准用的第三十二条第六款或者第三十三条之三第一款规定的需要援助状态分类变更的认定（以下在本款中简称为“认定”）的情况下，该认定涉及的第一号受保人需要护理受保人等存在保险费征收权失效时间（该时间涉及的保险费征收权因时效影响而失效的时间为依据政令规定计算的时间，本款下同）时，应依据厚生劳动省令的规定，在该需要护理受保人等的受保人证上，依据该认定涉及的第二十七条第七款后段（包

括准用于第二十八条第四款及第二十九条第二款的情况)、或第三十条第一后段、或第三十五条第四款后段、或第三十二条第六款后段(包括准用于第三十三条第四款及第三十三条之二第二款的情况)、第三十三条之三第一款后段或者第三十五条第二款后段或者第六款后段的规定予以写明,同是写明降低护理给付等(居家护理服务计划费的支付、特例居家护理服务计划费的支付、护理预防服务计划费的支付及特例护理预防服务计划费的支付、高额护理服务费的支付、高额医疗合算护理服务费的支付、高额护理预防服务费的支付及高额医疗合算护理预防服务费的支付,以及特定入住者护理服务费的支付、特定特定入住者护理服务费的支付、特定入住者护理预防服务费的支付及特例特定入住者护理预防服务费的支付除外)的金额,以及不予支付高额护理费、高额医疗合算护理费、高额护理预防服务费及高额医疗合算护理预防服务费、以及特定入住者护理费、特例特定入住者护理费、特定入住者护理预防服务费以及特例特定入住者护理预防服务费,同时写明(以下在本条中称“给付额降低等的记录”)采取上述措施的期限(市町村依据政令规定明确的符合保险费征收失效时间的期限,以下在本条中称“给付额降低期限”)。但是,当该需要护理受保人等存在遭遇灾害等政令规定的特殊情况时,不在此限。

2 市町村は、前項の規定により給付額減額等の記載を受けた要介護被保険者等について、同項ただし書の政令で定める特別の事情があると認めるとき、又は給付額減額期間が経過したときは、当該給付額減額等の記載を消除するものとする。

2 市町村认定,依据前款规定存在给付额降低等的记录的需要护理受保人等,如果认定其存在同款但书的政令规定的特殊情况,或给付额降低期限到期时,需删除该给付额降低等的记录。

3 第一項の規定により給付額減額等の記載を受けた要介護被保険者等が、当該記載を受けた日の属する月の翌月の初日から当該給付額減額期間が経過するまでの間に利用した居宅サービス(これに相当するサービスを含む。次項及び第五項において同じ。)、地域密着型サービス(これに相当するサービスを含む。次項及び第五項において同じ。)、施設サービス、介護予防サービス(これに相当するサービスを含む。次項及び第五項において同じ。)及び地域密着型介護予防サービス(これに相当するサービスを含む。次項及び第五項において同じ。)並びに行った住宅改修に係る次の各号に掲げる介護給付等について当該各号に定める規定を適用する場合(第四十九条の二又は第五十九条の二の規定により読み替えて適用する場合を除く。)においては、これらの規定中「百分の九十」とあるのは、「百分の七十」とする。

3 依据第一款规定写明给付额降低等的需要护理受保人等,自写明之日所属月的次月第一天到该给付额降低期限到期为止的期间使用的居家服务(包括与之相当的服务,本款及第五款同)、地区紧密型服务(包括与之相当的服务,本款及第五款同)、设施服务、护理预防服务(包括与之相当的服务,本款及第五款同)、地区紧密型护理预防服务(包括与之相当的服务,本款及第五款同)及所实施的住宅改建涉及的下述各项所列护理给付等,适用相应各项规定的情况(依据第四十九条之二或第五十九条之二的规定替换适用的情况除外)时,这些规定中的“90%”更改为“70%”。

- 一 居宅介護サービス費の支給 第四十一条第四項第一号及び第二号並びに第四十三条第一項、第四項及び第六項
- 一 居家护理服务费的支付 第四十一条第四款第一项及第二项以及第四十三条第一款、第四款及第六款

- 二 特例居宅介護サービス費の支給 第四十二条第三項並びに第四十三条第一項、第四項及び第六項
- 二 特例居家护理服务费的支付 第四十二条第三款以及第四十三条第一款、第四款及第六款

- 三 地域密着型介護サービス費の支給 第四十二条の二第二項各号並びに第四十三条第一項、第四項及び第六項
- 三 地区紧密型护理服务费的支付 第四十二条之二第二款各项以及第四十三条第一款、第四款及第六款

- 四 特例地域密着型介護サービス費の支給 第四十二条の三第二項並びに第四十三条第一項、第四項及び第六項
- 四 特例地区紧密型护理服务费的支付 第四十二条之三第二款以及第四十三条第一款、第四款及第六款

- 五 施設介護サービス費の支給 第四十八条第二項
- 五 设施护理服务费的支付 第四十八条第二款

- 六 特例施設介護サービス費の支給 第四十九条第二項
- 六 特例设施护理服务费的支付 第四十九条第二款

- 七 介護予防サービス費の支給 第五十三条第二項第一号及び第二号並びに第五十五条第一項、第四項及び第六項
- 七 护理预防服务费的支付 第五十三条第二款第一项及第二项以及第五十五条第一款、第四款及第六款

- 八 特例介護予防サービス費の支給 第五十四条第三項並びに第五十五条第一項、第四項及び第六項
- 八 特例护理预防服务费的支付 第五十四条第三款以及第五十五条第一款、第四款及第六款

- 九 地域密着型介護予防サービス費の支給 第五十四条の二第二項第一号及び第二号並びに第五十五条第一項、第四項及び第六項
- 九 地区紧密型护理预防服务费的支付 第五十四条之二第二款第一项及第二项以及第五十五条第一款、第四款及第六款

十 特例地域密着型介護予防サービス費の支給 第五十四条の三第二項並びに第五十五条第一項、第四項及び第六項

十 特例地区緊密型護理預防服務費的支付 第五十四条之三第二款以及第五十五条第一款、第四款及第六款

十一 居宅介護福祉用具購入費の支給 第四十四条第三項、第四項及び第七項

十一 居家護理福利設備購買費的支付 第四十四条第三款、第四款及第七款

十二 介護予防福祉用具購入費の支給 第五十六条第三項、第四項及び第七項

十二 護理預防福利設備購買費的支付 第五十六条第三款、第四款及第七款

十三 居宅介護住宅改修費の支給 第四十五条第三項、第四項及び第七項

十三 居家護理住宅改建費的支付 第四十五条第三款、第四款及第七款

十四 介護予防住宅改修費の支給 第五十七条第三項、第四項及び第七項

十四 護理預防住宅改建費的支付 第五十七条第三款、第四款及第七款

4 第一項の規定により給付額減額等の記載を受けた要介護被保険者等が、当該記載を受けた日の属する月の翌月の初日から当該給付額減額期間が経過するまでの間に利用した居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、介護予防サービス及び地域密着型介護予防サービス並びに行った住宅改修に係る前項各号に掲げる介護給付等について当該各号に定める規定を適用する場合（第四十九条の二又は第五十九条の二の規定により読み替えて適用する場合に限る。）においては、第四十九条の二又は第五十九条の二の規定により読み替えて適用するこれらの規定中「百分の八十」とあるのは、「百分の七十」とする。

4 需要護理受保人等依据第一款的规定记录给付額降低等之后，自该记录日所属月的次月第一天起到该给付額降低期限到期为止的期间内，其接受的居家服务、地区緊密型服务、设施服务、護理預防服务及地区緊密型護理預防服务以及所实施的住宅改建涉及的前款各项所列護理給付在适用各项规定的情况下（仅限依据第四十九条之二或第五十九条之二的規定替換适用的情况），这些依据第四十九条之二或第五十九条之二的規定替換适用的規定中的“80%”替換为“70%”。

5 第一項の規定により給付額減額等の記載を受けた要介護被保険者等が、当該記載を受けた日の属する月の翌月の初日から当該給付額減額期間が経過するまでの間に受けた居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、介護予防サービス及び地域密着型介護予防サービスに要する費用については、第五十一条第一項、第五十一条の二第一項、第五十一条の三第一項、第五十一条の四第一項、第六十一条第一項、第六十一条の二第一項、第六十一条の三第一項及び第六十一条の四第一項の規定は、適用しない。

5 需要护理受保人等依据第一款的规定记录给付额降低等之后，自该记录日所属月的次月第一天起到该给付额降低期限到期为止的期间内，其接受的居家服务、地区紧密型服务、设施服务、护理预防服务及地区紧密型护理预防服务所需的费用，不适用第五十一条第一款、第五十一条之二第一款、第五十一条之三第一款、第五十一条之四第一款、第六十一条第一款、第六十一条之二第一款、第六十一条之三第一款及第六十一条之四第一款的规定。

第五章 介護支援専門員並びに事業者及び施設

第五章 护理援助专业人员及机构及设施

第一節 介護支援専門員

第一节 护理援助专业人员

第一款 登録等

第一小节 登记等

（介護支援専門員の登録）

（护理援助专业人员的登记）

第六十九条之二 厚生労働省令で定める実務の経験を有する者であつて、都道府県知事が厚生労働省令で定めるところにより行う試験（以下「介護支援専門員実務研修受講試験」という。）に合格し、かつ、都道府県知事が厚生労働省令で定めるところにより行う研修（以下「介護支援専門員実務研修」という。）の課程を修了したものは、厚生労働省令で定めるところにより、当該都道府県知事の登録を受けることができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する者については、この限りでない。

第六十九条之二 具备厚生劳动省令规定的实务经验、通过都道府县知事依据厚生劳动省令的规定组织的考试（以下称“护理援助专业人员实务培训受训考试”），且参加都道府县知事依据厚生劳动省令组织的培训（以下称“护理援助专业人员实务培训”）并结业的人，方可依据厚生劳动省令的规定获得该都道府县的知事的登记。但是，符合下列任意一项者，不在此限。

一 成年被後見人又は被保佐人

一 成年被监护人或被保佐人

二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

二 被处以监禁以上刑罚、执行完毕，或取消执行之前者

三 この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

三 依据本法及其他国民保健医疗或者福利的相关法律、政令规定被处以缴纳罚金的刑罚并执行完毕，或取消执行之前者。

四 登録の申請前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者

四 申请登记前五年内在居家服务方面做出过步伐或明显不当的行为者

五 第六十九条之三十八第三項の規定による禁止の処分を受け、その禁止の期間中に第六十九条之六第一号の規定によりその登録が消除され、まだその期間が経過しない者

五 依据第六十九条之三十八第三款规定受到禁止处分，且在禁止期间依据第六十九条之六第一項的规定取消登记，或该期限未到期者

六 第六十九条之三十九の規定による登録の消除の処分を受け、その処分の日から起算して五年を経過しない者

六 依据第六十九条之三十九的规定受到取消登记的处分，且自处分之日起未满五年者

七 第六十九条之三十九の規定による登録の消除の処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に登録の消除の申請をした者（登録の消除の申請について相当の理由がある者を除く。）であって、当該登録が消除された日から起算して五年を経過しないもの

七 依据第六十九条之三十九的规定取消登记的处分涉及的行政手続法(1993年法律第88号)，第十五条的规定下达通知之日起，至决定是否执行该处分之日期间，申请取消登记（有充分理由申请取消登记者除外），且自该登记取消之日起未满五年者

2 前項の登録は、都道府県知事が、介護支援専門員資格登録簿に氏名、生年月日、住所その他厚生労働省令で定める事項並びに登録番号及び登録年月日を登載してするものとする。

2 在前款登记上，都道府县的知事需在护理援助专业人员资格登记簿上填写姓名、出生日期、住址及其他厚生劳动省令规定的事项，以及登记编号及登记日期。

（登録の移転）

（登記的迁移）

第六十九条之三 前条第一項の登録を受けている者は、当該登録をしている都道府県知事の管轄する都道府県以外の都道府県に所在する指定居宅介護支援事業者その他厚生労働省令で定める事業者若しくは施設の業務に従事し、又は従事しようとするときは、当該事業者の事業所又は当該施設の所在地を管轄する都道府県知事に対し、当該登録をしている都道府県知事を経由して、登録の移転の申請をすることができる。ただし、その者が第六十九条之三十八第三項の規定による禁止の処分を受け、その禁止の期間が満了していないときは、この限りでない。

第六十九条之三 获得前条第一款的登记者，在进行该登记的都道府县知事管辖的都道府县之外的都道府县的指定居家护理援助机构及其他厚生劳动省令规定的机构或者设施从事工作，或拟从事工作时，可通过已进行登记的该都道府县知事，向管辖该机构的事业所或该设施所在地的都道府县知事申请迁移登记。但是，如果该人员依据第六十九条之三十八第三款的规定受到禁止处分，且该禁止期限未到期时，不在此限。

（登録事項の変更の届出）
（登記事項変更の申請）

第六十九条の四 第六十九条の二第一項の登録を受けている者は、当該登録に係る氏名その他厚生労働省令で定める事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

第六十九条之四 完成第六十九条之二第一款の登記の人員，在该登記涉及的姓名及其他厚生劳动省令规定的事项发生变更时，应立即向都道府县知事申报。

（死亡等の届出）
（死亡等の申报）

第六十九条の五 第六十九条の二第一項の登録を受けている者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、当該各号に定める者は、その日（第一号の場合にあっては、その事実を知った日）から三十日以内に、その旨を当該登録をしている都道府県知事又は当該各号に定める者の住所地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。

第六十九条之五 完成第六十九条之二第一款の登记者符合下列任意一项时，该项规定的人员应在当日（如果是第一项，则为获知事实的当日）起三十天之内，向进行该登记的都道府县知事或管辖相应各项规定的人员的住址所在地的都道府县知事申报。

一 死亡した場合 その相続人
一 死亡時 其继承人

二 第六十九条の二第一項第一号に該当するに至った場合 その後見人又は保佐人
二 符合第六十九条之二第一款第一項時 其监护人或保佐人

三 第六十九条の二第一項第二号又は第三号に該当するに至った場合 本人
三 符合第六十九条之二第一款第二項或第三項時 本人

（申請等に基づく登録の消除）
（基于申请等取消登记）

第六十九条の六 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第六十九条の二第一項の登録を削除しなければならない。

第六十九条之六 符合下列任意一项时，都道府县知事应取消第六十九条之二第一款的登记。

一 本人から登録の削除の申請があった場合

一 本人申请取消登记时

二 前条の規定による届出があった場合

二 根据前条规定提交申报时

三 前条の規定による届出がなく同条各号のいずれかに該当する事実が判明した場合

三 未根据前条规定提交申报，但发现符合同条任意一项的事实时

四 第六十九条の三十一の規定により合格の決定を取り消された場合

四 根据第六十九条之三十一的规定取消合格决定时

(介護支援専門員証の交付等)

(护理援助专业人员证的发放等)

第六十九条の七 第六十九条の二第一項の登録を受けている者は、都道府県知事に対し、介護支援専門員証の交付を申請することができる。

第六十九条之七 完成第六十九条之二第一款的登记者可向都道府县的知事申请领取护理援助专业人员证。

2 介護支援専門員証の交付を受けようとする者は、都道府県知事が厚生労働省令で定めるところにより行う研修を受けなければならない。ただし、第六十九条の二第一項の登録を受けた日から厚生労働省令で定める期間以内に介護支援専門員証の交付を受けようとする者については、この限りでない。

2 拟领取护理援助专业人员证者应接受都道府县知事根据厚生劳动省令的规定举办的培训。但是，从完成第六十九条之二第一款的登记之日起在厚生劳动省令规定的期限内，拟领取护理援助专业人员证者不在此限。

3 介護支援専門員証（第五項の規定により交付された介護支援専門員証を除く。）の有効期間は、五年とする。

3 护理援助专业人员证(根据第五款规定发放的护理援助专业人员证除外)的有效期为五年。

4 介護支援専門員証が交付された後第六十九条の三の規定により登録の移転があったときは、当該介護支援専門員証は、その効力を失う。

4 领取护理援助专业人员证后，根据第六十九条之三的规定办理登记迁移时，该护理援助专业人员证失效。

5 前項に規定する場合において、登録の移転の申請とともに介護支援専門員証の交付の申請があったときは、当該申請を受けた都道府県知事は、同項の介護支援専門員証の有効期間が経過するまでの期間を有効期間とする介護支援専門員証を交付しなければならない。

5 在前款规定的情况下，申请登记迁移的同时申请领取护理援助专业人员证时，受理该申请的都道府县知事应发放护理援助专业人员证，有效期截至同款护理援助专业人员证有效期结束之前。

6 介護支援専門員は、第六十九条の二第一項の登録が消除されたとき、又は介護支援専門員証が効力を失ったときは、速やかに、介護支援専門員証をその交付を受けた都道府県知事に返納しなければならない。

6 第六十九条之二第一款的登记被取消时，或护理援助专业人员证失效时，护理援助专业人员应立即将已经领取的护理援助专业人员证交回都道府县知事。

7 介護支援専門員は、第六十九条の三十八第三項の規定による禁止の処分を受けたときは、速やかに、介護支援専門員証をその交付を受けた都道府県知事に提出しなければならない。

7 依据第六十九条之三十八第三款规定受到禁止处分时，护理援助专业人员应立即将已经领取的护理援助专业人员证提交给都道府县知事。

8 前項の規定により介護支援専門員証の提出を受けた都道府県知事は、同項の禁止の期間が満了した場合においてその提出者から返還の請求があったときは、直ちに、当該介護支援専門員証を返還しなければならない。

8 根据前款规定收到护理援助专业人员证的都道府县知事，在前款的禁止期限结束后，提交者申请返还时，应立即返还该护理援助专业人员证。

（介護支援専門員証の有効期間の更新）

（护理援助专业人员证的有效期的更新）

第六十九条の八 介護支援専門員証の有効期間は、申請により更新する。

第六十九条之八 护理援助专业人员证的有效期可通过申请更新。

2 介護支援専門員証の有効期間の更新を受けようとする者は、都道府県知事が厚生労働省令で定めるところにより行う研修（以下「更新研修」という。）を受けなければならない。ただし、現に介護支援専門員の業務に従事しており、かつ、更新研修の課程に相当するものとして都道府県知事が厚生労働省令で定めるところにより指定する研修の課程を修了した者については、この限りでない。

2 拟更新护理援助专业人员证有效期的人员应接受都道府县的知事根据厚生劳动省令的规定组织的培训（以下称“更新培训”）。但是，如果目前正在从事护理援助专业人员的工作，且按照都道府县知事根据厚生劳动省令的规定，在相当于更新培训课程的指定培训课程中结业者，不在此限。

3 前条第三項の規定は、更新後の介護支援専門員証の有効期間について準用する。

3 前条第三款の規定准用于更新后的护理援助专业人员证的有效期。

（介護支援専門員証の提示）

（护理援助专业人员证的出示）

第六十九条の九 介護支援専門員は、その業務を行うに当たり、関係者から請求があったときは、介護支援専門員証を提示しなければならない。

第六十九条之九 在开展其工作时，如相关人员提出要求，护理援助专业人员应出示护理援助专业人员证。

（厚生労働省令への委任）

（向厚生劳动省令委任）

第六十九条の十 この款に定めるもののほか、第六十九条の二第一項の登録、その移転及び介護支援専門員証に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第六十九条之十 除了本节规定的内容之外，有关第六十九条之二第一款的登记、登记迁移及护理援助专业人员证的必要事项由厚生劳动省令规定。

第二款 登録試験問題作成機関の登録、指定試験実施機関及び指定研修実施機関の指定等

第二小节 登记考试出题机构的登记、指定考试实施机构及指定培训实施机构的指定等

（登録試験問題作成機関の登録）

（登记考试出题机构的登记）

第六十九条の十一 都道府県知事は、厚生労働大臣の登録を受けた法人（以下「登録試験問題作成機関」という。）に、介護支援専門員実務研修受講試験の実施に関する事務のうち試験の問題の作成及び合格の基準の設定に関するもの（以下「試験問題作成事務」という。）を行わせることができる。

第六十九条之十一 都道府县知事可以让已获得厚生劳动大臣登记的法人（以下称“登记考试出题机构”）在组织护理援助专业人员实务培训受训考试的相关工作中，进行考试出题及合格标准制定的相关工作（以下称“考试出题工作”）。

2 前項の登録は、試験問題作成事務を行おうとする者の申請により行う。

2 前款登记通过拟从事考试出题工作的机构提出申请进行。

3 都道府県知事は、第一項の規定により登録試験問題作成機関に試験問題作成事務を行わせるときは、試験問題作成事務を行わないものとする。

3 都道府县知事依据第一款的规定要求登记考试出题机构组织考试出题工作时，自己将不参与考试出题工作。

(欠格条項)

(不合格条款)

第六十九条の十二 次の各号のいずれかに該当する法人は、前条第一項の登録を受けることができない。

第六十九条之十二 符合下列任意一项的法人不能获得前条第一款的登记。

一 この法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者であること。

一 根据本法规定被处以刑罚并执行完毕，或自取消执行之日起未满两年者。

二 第六十九条の二十四第一項又は第二項の規定により登録を取り消され、その取消の日から起算して二年を経過しない者であること。

二 根据第六十九条之二十四第一款或第二款规定被取消登记，自取消之日起未满两年者。

三 その役員のうち、第一号に該当する者があること。

三 董事中有符合第一项者。

(登録の基準)

(登记的标准)

第六十九条の十三 厚生労働大臣は、第六十九条の十一第二項の規定により登録を申請した者が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、同条第一項の登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、厚生労働省令で定める。

第六十九条之十三 依据第六十九条之十一第二款的规定申请登记者符合下列全部条件时，厚生劳动大臣应进行同条第一款的登记。此时，登记的相关必要手续由厚生劳动省令规定。

一 別表の上欄に掲げる科目について同表の下欄に掲げる試験委員が試験の問題の作成及び合格の基準の設定を行うものであること。

一 附表上部所列的科目由同表下部所列考试委员编写考试试题并制定合格标准。

二 試験の信頼性の確保のための次に掲げる措置がとられていること。

二 已采取下列措施确保考试的可靠性。

イ 試験問題作成事務について専任の管理者を置くこと。

① 设有专门的管理人员负责考试出题工作。

ロ 試験問題作成事務の管理（試験に関する秘密の保持及び試験の合格の基準に関することを含む。）に関する文書の作成その他の厚生労働省令で定める試験問題作成事務の信頼性を確保するための措置が講じられていること。

② 已采取相应措施，确保考试出题工作管理（包括试题保密及考试合格标准相关事宜）相关文件的制作及其他厚生劳动省规定的考试出题工作的可靠性。

ハ ロの文書に記載されたところに従い試験問題作成事務の管理を行う専任の部門を置くこと。

③ 设立专门部门，按照②的文件所列内容管理考试出题工作。

三 債務超過の状態にないこと。

三 没有超额债务。

（登録の公示等）

（登記的公示等）

第六十九条の十四 厚生労働大臣は、第六十九条の十一第一項の登録をしたときは、当該登録を受けた者の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該登録をした日を公示しなければならない。

第六十九条之十四 在完成第六十九条之十一第一款的登记后，厚生劳动大臣应公示该获得登记者的名称及主要办公室的所在地以及完成该登记的日期。

2 登録試験問題作成機関は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を厚生労働大臣及び第六十九条の十一第一項の規定により登録試験問題作成機関にその試験問題作成事務を行わせることとした都道府県知事（以下「委任都道府県知事」という。）に届け出なければならない。

2 登记考试出题机构拟变更其名称或主要办公室的所在地时，应在拟变更之日的两周前向厚生劳动大臣以及依据第六十九条之十一第一款的规定要求登记考试出题机构开展其考试出题工作的都道府县知事（以下称“委任都道府县知事”）申报。

3 厚生労働大臣は、前項の届出があったときは、その旨を公示しなければならない。

3 接到前款的申报时，厚生劳动大臣应予以公示。

(役員の選任及び解任)

(董事的选聘及解聘)

第六十九条の十五 登録試験問題作成機関は、役員を選任し、又は解任したときは、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

第六十九条之十五 登记考试出题机构选聘或解聘董事时，应立即向厚生劳动大臣申报。

(試験委員の選任及び解任)

(考试委员的选聘及解聘)

第六十九条の十六 登録試験問題作成機関は、第六十九条の十三第一号の試験委員を選任し、又は解任したときは、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

第六十九条之十六 登记考试出题机构选聘或解聘第六十九条之十三第一项的考试委员时，应立即向厚生劳动大臣申报。

(秘密保持義務等)

(保密义务等)

第六十九条の十七 登録試験問題作成機関の役員若しくは職員（第六十九条の十三第一号の試験委員を含む。次項において同じ。）又はこれらの職にあった者は、試験問題作成事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

第六十九条之十七 登记考试出题机构的董事或者职员（包括第六十九条之十三第一项的考试委员。下款亦同）或曾经的职员不得将在考试出题工作中获知的秘密泄露给他人。

2 試験問題作成事務に従事する登録試験問題作成機関の役員又は職員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

2 从事考试出题工作的登记考试出题机构的董事或职员，在适用刑法及其他罚则上，视为依照法律法规从事公务的职员。

(試験問題作成事務規程)

(考试出题工作規程)

第六十九条の十八 登録試験問題作成機関は、試験問題作成事務の開始前に、厚生労働省令で定める試験問題作成事務の実施に関する事項について試験問題作成事務規程を定め、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

第六十九条之十八 登记考试出题机构在开始考试出题工作前，应依据厚生劳动省令规定的考

试出题工作实施的相关事项制定考试出题工作规程，并得到厚生劳动大臣的批准。拟变更规程时亦同。

2 厚生労働大臣は、前項の規定により認可をした試験問題作成事務规程が試験問題作成事務の適正かつ確実な実施上不適當となったと認めるときは、登録試験問題作成機関に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

2 厚生劳动大臣认为依据前款规定业已批准的考试出题工作规程在妥善且切实实施考试出题工作上存在不妥时，可要求登记考试出题机构进行变更。

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

(财务报表等的备置及阅览等)

第六十九条の十九 登録試験問題作成機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第二百十一条の二において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間登録試験問題作成機関の事務所に備えて置かなければならない。

第六十九条之十九 每个事业年度结束后的三个月内，登记考试出题机构应编制该事业年度的财产目录、资产负债表、损益表、收支表及事业报告（采用电磁记录（通过电子方式、磁力方式或其他通过人类的感知无法识别的方式制作的记录，是使用电子计算机进行信息处理的内容。本条下同）进行编制、取代上述编制方式时，包含该电磁记录。下款及第二百一十一条称“财务报表等”），并在登记考试出题机构的办公室保存五年。

2 介護支援専門員実務研修受講試験を受けようとする者その他の利害関係人は、登録試験問題作成機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録試験問題作成機関の定めた費用を支払わなければならない。

2 拟接受护理援助专业人员实务培训受训考试的人员及其他有利害关系的人员可在登记考试出题机构的工作时间内随时提出下列要求。但是，提出第二项或第四项要求时，需按登记考试出题机构的规定金额支付费用。

一 財務諸表等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

一 财务报表等采用书面编制时，要求阅览该书面报表或进行抄写

二 前号の書面の謄本又は抄本の請求

二 要求获得前项书面的副本或抄本

三 財務諸表等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

三 财务报表等采用电磁记录编制时，要求阅览或抄写通过厚生劳动省令规定的方法读取的该电磁记录记载的事项

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であって厚生労働省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

四 依据厚生劳动省令规定，要求使用电磁方法提供前项电磁记录中记载的事项，或要求领取记载该事项的书面文件

(帳簿の備付け等)

(账簿的备置等)

第六十九条の二十 登録試験問題作成機関は、厚生労働省令で定めるところにより、試験問題作成事務に関する事項で厚生労働省令で定めるものを記載した帳簿を備え、保存しなければならない。

第六十九条之二十 依据厚生劳动省令的规定，登记考试出题机构应持有记录了考试出题工作相关事项中厚生劳动省规定的内容的账簿，并予以保存。

(適合命令)

(符合命令)

第六十九条の二十一 厚生労働大臣は、登録試験問題作成機関が第六十九条の十三各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、その登録試験問題作成機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第六十九条之二十一 厚生劳动大臣认为登记考试出题机构不再符合第六十九条之十三各项中的任意一项时，可要求该登记考试出题机构采取必要措施，以符合相应的规定。

(報告及び検査)

(报告及检查)

第六十九条の二十二 厚生労働大臣は、試験問題作成事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、登録試験問題作成機関に対し、試験問題作成事務の状況に関し必要な報告を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは登録試験問題作成機関の事務所に立ち入り、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

第六十九条之二十二 厚生劳动大臣认为为确保妥善开展考试出题工作而有必要时，可要求登记考试出题机构提交有关考试出题工作情况的报告，或令职员对相关人员进行提问，或者进入登记

考试出题机构的办公室，检查其账簿文件及其他物品。

2 委任都道府県知事は、その行わせることとした試験問題作成事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、登録試験問題作成機関に対し、試験問題作成事務の状況に関し必要な報告を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは登録試験問題作成機関の事務所に立ち入り、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 委任都道府県知事は、その行わせることとした試験問題作成事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、登録試験問題作成機関に対し、試験問題作成事務の状況に関し必要な報告を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは登録試験問題作成機関の事務所に立ち入り、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 第二十四条第三項の規定は前二項の規定による質問又は検査について、同条第四項の規定は前二項の規定による権限について準用する。

3 第二十四条第三款の規定は前二項の規定による質問又は検査について、同条第四項の規定は前二項の規定による権限について準用する。

(試験問題作成事務の休廃止)

(考试出题工作的停止、废止)

第六十九条の二十三 登録試験問題作成機関は、厚生労働大臣の許可を受けなければ、試験問題作成事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

第六十九条之二十三 在获得厚生劳动大臣的批准前，登记考试出题机构不可停止或废止全部或部分考试出题工作。

2 厚生労働大臣は、前項の規定による許可をしようとするときは、関係委任都道府県知事の意見を聴かなければならない。

2 厚生劳动大臣拟依据前款规定做出批准时，应听取相关委任都道府县知事的意见。

3 厚生労働大臣は、第一項の規定による許可をしたときは、その旨を、関係委任都道府県知事に通知するとともに、公示しなければならない。

3 厚生劳动大臣依据第一款规定做出批准时，应通知相关委任都道府县知事，并进行公示。

(登録の取消し等)

(登记的取消等)

第六十九条の二十四 厚生労働大臣は、登録試験問題作成機関が第六十九条の十二第一号又は第三号に該当するに至ったときは、当該登録試験問題作成機関の登録を取り消さなければならない。

第六十九条之二十四 登记考试出题机构符合第六十九条之十二第一项或第三项时，厚生劳动

大臣应取消该登记考试出题机构的登记。

2 厚生労働大臣は、登録試験問題作成機関が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録試験問題作成機関に対し、その登録を取り消し、又は期間を定めて試験問題作成事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 登记考试出题机构符合下列任意一项时，厚生劳动大臣可取消该登记考试出题机构的登记，或规定期限，命令该登记考试出题机构停止全部或部分考试出题工作。

一 不正な手段により第六十九条の十一第一項の登録を受けたとき。

一 采取不法手段获得第六十九条之十一第一款的登记时。

二 第六十九条の十四第二項、第六十九条の十五、第六十九条の十六、第六十九条の十九第一項、第六十九条の二十又は前条第一項の規定に違反したとき。

二 违反第六十九条之十四第二款、第六十九条之十五、第六十九条之十六、第六十九条之十九第一款、第六十九条之二十或前条第一款的规定时

三 正当な理由がないのに第六十九条の十九第二項各号の規定による請求を拒んだとき。

三 无正当理由，拒绝依据第六十九条之十九第二款各项规定提出的要求时。

四 第六十九条の十八第一項の認可を受けた試験問題作成事務規程によらないで試験問題作成事務を行ったとき。

四 在开展考试出题工作时，没有遵照已获得第六十九条之十八第一款许可的考试出题工作规程时。

五 第六十九条の十八第二項又は第六十九条の二十一の命令に違反したとき。

五 违反第六十九条之十八第二款或第六十九条之二十一命令时。

3 厚生労働大臣は、前二項の規定により登録を取り消し、又は前項の規定により試験問題作成事務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を、関係委任都道府県知事に通知するとともに、公示しなければならない。

3 厚生劳动大臣依据前两款的规定取消登记，或依据前款规定要求停止全部或部分考试出题工作时，应通知相关委任都道府县知事，并进行公示。

（委任都道府県知事による試験問題作成事務の実施）

（委任都道府県知事実施考试出题工作）

第六十九条の二十五 委任都道府県知事は、登録試験問題作成機関が第六十九条の二十三第一項の規定により試験問題作成事務の全部若しくは一部を休止したとき、厚生労働大臣が前

条第二項の規定により登録試験問題作成機関に対し試験問題作成事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は登録試験問題作成機関が天災その他の事由により試験問題作成事務の全部若しくは一部を実施することが困難となった場合において厚生労働大臣が必要があると認めるときは、第六十九条の十一第三項の規定にかかわらず、当該試験問題作成事務の全部又は一部を行うものとする。

第六十九条之二十五 登記考试出题机构依据第六十九条之二十三第一款的规定停止全部或部分考试出题工作时，厚生劳动大臣依据前条第二款的规定要求登记考试出题机构停止全部或部分考试出题工作时，或登记考试出题机构因自然灾害及其他事由难以实施全部或部分考试出题工作的情况下，在厚生劳动大臣认为有必要时，不受第六十九条之十一第三款的规定之限，由委任都道府县知事开展全部或部分该考试出题工作。

2 厚生労働大臣は、委任都道府県知事が前項の規定により試験問題作成事務を行うこととなる時、又は委任都道府県知事が同項の規定により試験問題作成事務を行うこととなる事由がなくなったときは、速やかにその旨を当該委任都道府県知事に通知しなければならない。

2 委任都道府県知事依据前款规定开展考试出题工作时，或委任都道府县依据同款规定实施考试出题工作的事由不再成立时，厚生劳动大臣应立即通知该委任都道府县知事。

（試験問題作成事務に係る手数料）

（考试出题工作涉及的手续费）

第六十九条之二十六 委任都道府県知事は、地方自治法第二百二十七条の規定に基づき試験問題作成事務に係る手数料を徴収する場合には、第六十九条の十一第一項の規定により登録試験問題作成機関が行う試験問題作成事務に係る介護支援専門員実務研修受講試験を受けようとする者に、条例で定めるところにより、当該手数料を当該登録試験問題作成機関に納めさせ、その収入とすることができる。

第六十九条之二十六 委任都道府县知事依据《地方自治法》第二百二十七条的规定征收考试出题工作涉及的手续费时，可要求依据第六十九条之十一第一款规定由登记考试出题机构开展的考试出题工作涉及的护理援助专业人员实务培训受训考试的拟报考人员，依据条例规定，向该注册考试出题机构缴纳该手续费，并作为收入。

（指定試験実施機関の指定）

（指定考试实施机构的指定）

第六十九条之二十七 都道府県知事は、その指定する者（以下「指定試験実施機関」という。）に、介護支援専門員実務研修受講試験の実施に関する事務（試験問題作成事務を除く。以下「試験事務」という。）を行わせることができる。

第六十九条之二十七 都道府县知事可要求其指定者（以下称“指定考试实施机构”）开展护理援助专业人员培训受训考试实施的相关事务（出题事务除外。以下称“考试事务”）。

- 2 前条の規定は、指定試験実施機関が行う試験事務に係る手数料について準用する。
- 2 前条規定准用于指定考试实施机构开展考试事务涉及的手续费。

(秘密保持義務等)

(保密义务等)

第六十九条の二十八 指定試験実施機関（その者が法人である場合にあっては、その役員。次項において同じ。）若しくはその職員又はこれらの職にあった者は、試験事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

第六十九条之二十八 指定考试实施机构（如果是法人，则为董事，下款亦同）或者其职员，或曾经的职员不得将在考试工作中获知的秘密泄露给他人。

2 試験事務に従事する指定試験実施機関又はその職員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

2 从事考试工作的指定考试实施机构或其职员，在适用刑法及其他罚则上，视为依照法律法规从事公务的职员。

(監督命令等)

(监督命令等)

第六十九条の二十九 都道府県知事は、試験事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定試験実施機関に対し、試験事務に関し監督上必要な命令をすることができる。

第六十九条之二十九 都道府县知事认为为确保考试工作妥善实施而有必要时，可对指定考试实施机构下达监督考试工作所需的命令。

(報告及び検査)

(报告及检查)

第六十九条の三十 都道府県知事は、試験事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定試験実施機関に対し、試験事務の状況に関し必要な報告を求め、又は当該職員に係る者に対して質問させ、若しくは指定試験実施機関の事務所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

第六十九条之三十 都道府县知事认为为确保考试工作妥善实施而有必要时，可要求指定考试实施机构就考试工作情况进行必要的报告，或令职员对相关人员进行提问，或者进入指定考试实施机构的办公室，检查其设备、账簿文件及其他物品。

2 第二十四条第三項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第四項の規定は前項の規定による権限について準用する。

2 第二十四条第三款の規定准用于前款规定的提问或检查，同条第四款的规定准用于前款规定的权限。

(合格の取消し等)

(合格的取消等)

第六十九条之三十一 都道府県知事は、不正の手段によって介護支援専門員実務研修受講試験を受け、又は受けようとした者に対しては、合格の決定を取り消し、又はその介護支援専門員実務研修受講試験を受けることを禁止することができる。

第六十九条之三十一 对已经通过不法手段或拟通过不法手段参加护理援助专业人员实务培训受训考试者，都道府县知事可取消其合格结果，或禁止其参加该护理援助专业人员实务培训受训考试。

2 指定試験実施機関は、その指定をした都道府県知事の前項に規定する職権を行うことができる。

2 指定考试实施机构可执行做出该指定的都道府县知事的前款规定职权。

(政令への委任)

(向政令委任)

第六十九条之三十二 第六十九条の二十七から前条までに定めるもののほか、指定試験実施機関に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十九条之三十二 除了第六十九条之二十七至前条规定的内容之外，有关指定考试实施机构的必要事项由政令规定。

(指定研修実施機関の指定等)

(指定培训实施机构的指定等)

第六十九条之三十三 都道府県知事は、その指定する者(以下「指定研修実施機関」という。)に、介護支援専門員実務研修及び更新研修の実施に関する事務(以下「研修事務」という。)を行わせることができる。

第六十九条之三十三 都道府县知事可要求其指定的机构(以下称“指定培训实施机构”)执行护理援助专业人员实务培训及实施更新培训的相关工作(以下称“培训工作”)。

2 第六十九条の二十七第二項、第六十九条の二十九及び第六十九条の三十の規定は、指定研修実施機関について準用する。この場合において、これらの規定中「指定試験実施機関」

とあるのは「指定研修実施機関」と、「試験事務」とあるのは「研修事務」と読み替えるものとする。

2 第六十九条之二十七第二款、第六十九条之二十九及第六十九条之三十の規定准用于指定培训实施机构。此时，这些规定中的“指定考试实施机构”替换为“指定培训实施机构”，“考试工作”替换为“培训工作”。

3 前二項に定めるもののほか、指定研修実施機関に関し必要な事項は、政令で定める。

3 除了前两款规定的内容之外，指定培训实施机构的相关必要事项由政令规定。

第三款 義務等

第三小节 义务等

(介護支援専門員の義務)

(护理援助专业人员的义务)

第六十九条之三十四 介護支援専門員は、その担当する要介護者等の人格を尊重し、常に当該要介護者等の立場に立って、当該要介護者等に提供される居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービス又は特定介護予防・日常生活支援総合事業が特定の種類又は特定の事業者若しくは施設に不当に偏ることのないよう、公正かつ誠実にその業務を行わなければならない。

第六十九条之三十四 护理援助专业人员应尊重其负责的需要护理人员等的人格，永远站在该需要护理人员等的立场，公正且诚实地开展工作，保证向该需要护理人员等提供的居家服务、地区紧密型服务、设施服务、护理预防服务或者地区紧密型护理预防服务或特定护理预防和日常生活援助综合事业在特定的种类或特定的机构或者设施内不存在不当的偏颇。

2 介護支援専門員は、厚生労働省令で定める基準に従って、介護支援専門員の業務を行わなければならない。

2 护理援助专业人员应按照厚生劳动省令规定的标准，开展护理援助专业人员的工作。

3 介護支援専門員は、要介護者等が自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的知識及び技術の水準を向上させ、その他その資質の向上を図るよう努めなければならない。

3 为促使需要护理人员等能够生活自理，护理援助专业人员应努力提高相关专业知识和技术水平，并致力于提高其他资质。

(名義貸しの禁止等)

(禁止租借名义等)

第六十九条之三十五 介護支援専門員は、介護支援専門員証を不正に使用し、又はその名義

を他人に介護支援専門員の業務のため使用させてはならない。

第六十九条之三十五 护理援助专业人员不得违规使用护理援助专业人员证，或将其名义用于他人开展护理援助专业人员的工作。

（信用失墜行為の禁止）

（失信行為禁止）

第六十九条の三十六 介護支援専門員は、介護支援専門員の信用を傷つけるような行為をしてはならない。

第六十九条之三十六 护理援助专业人员不得做出有损护理援助专业人员信用的行为。

（秘密保持義務）

（保密義務）

第六十九条の三十七 介護支援専門員は、正当な理由なしに、その業務に関して知り得た人の秘密を漏らしてはならない。介護支援専門員でなくなった後においても、同様とする。

第六十九条之三十七 无正当理由，护理援助专业人员不得将其获知的工作相关的他人秘密泄露给他人。该要求同样准用于不再担任护理援助专业人员后。

（報告等）

（報告等）

第六十九条の三十八 都道府県知事は、介護支援専門員の業務の適正な遂行を確保するため必要があると認めるときは、その登録を受けている介護支援専門員及び当該都道府県の区域内でその業務を行う介護支援専門員に対し、その業務について必要な報告を求めることができる。

第六十九条之三十八 为确保护理援助专业人员的业务妥善开展，都道府县知事认为有必要时，可要求已进行登记的护理援助专业人员及在该都道府县区域内从事相关工作的护理援助专业人员就该业务做出必要的报告。

2 都道府県知事は、その登録を受けている介護支援専門員又は当該都道府県の区域内でその業務を行う介護支援専門員が第六十九条の三十四第一項又は第二項の規定に違反していると認めるときは、当該介護支援専門員に対し、必要な指示をし、又は当該都道府県知事の指定する研修を受けるよう命ずることができる。

2 都道府县知事认为已经登记的护理援助专业人员或在该都道府县区域内从事相关工作的护理援助专业人员违反了第六十九条之三十四第一款或第二款的规定时，可向该护理援助专业人员下达必要的指示，或令其参加该都道府县知事指定的培训。

3 都道府県知事は、その登録を受けている介護支援専門員又は当該都道府県の区域内でその業務を行う介護支援専門員が前項の規定による指示又は命令に従わない場合には、当該介護支援専門員に対し、一年以内の期間を定めて、介護支援専門員として業務を行うことを禁止することができる。

3 已经登记的护理援助专业人员或在该都道府县地区内从事相关工作的护理援助专业人员不遵守前款规定的指示或命令时，该都道府县知事可禁止该护理援助专业人员在一年以内从事护理援助专业人员的工作。

4 都道府県知事は、他の都道府県知事の登録を受けている介護支援専門員に対して前二項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その旨を、当該介護支援専門員の登録をしている都道府県知事に通知しなければならない。

4 都道府县知事依据前两款规定对在其他都道府县登记的护理援助专业人员做出处分时，应立即通知该护理援助专业人员登记的都道府县的知事。

(登録の消除)

(登記的取消)

第六十九条之三十九 都道府県知事は、その登録を受けている介護支援専門員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該登録を消除しなければならない。

第六十九条之三十九 已登记的护理援助专业人员符合下列任意一项时，都道府县知事应取消该登记。

一 第六十九条之二第一項第一号から第三号までのいずれかに該当するに至った場合

一 符合第六十九条之二第一款第一项至第三项的任意一项时

二 不正の手段により第六十九条之二第一項の登録を受けた場合

二 通过不法手段获得第六十九条之二第一款的登记时

三 不正の手段により介護支援専門員証の交付を受けた場合

三 通过不法手段领取护理援助专业人员证时

四 前条第三項の規定による業務の禁止の処分に違反した場合

四 违反根据前条第三款规定做出的业务禁止处分时

2 都道府県知事は、その登録を受けている介護支援専門員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該登録を消除することができる。

2 已登记的护理援助专业人员符合下列任意一项时，都道府县知事可取消该登记。

一 第六十九条の三十四第一項若しくは第二項又は第六十九条の三十五から第六十九条の三十七までの規定に違反した場合

一 違反第六十九条之三十四第一款或者第二款，或第六十九条之三十五至第六十九条之三十七的规定时

二 前条第一項の規定により報告を求められて、報告をせず、又は虚偽の報告をした場合

二 根据前条第一款的规定被要求出具报告，但不予报告或提供虚假报告时

三 前条第二項の規定による指示又は命令に違反し、情状が重い場合

三 违反根据前条第二款规定做出的指示或命令，情节严重时

3 第六十九条の二第一項の登録を受けている者で介護支援専門員証の交付を受けていないものが次の各号のいずれかに該当する場合には、当該登録をしている都道府県知事は、当該登録を消除しなければならない。

3 已经完成第六十九条之二第一款的登记、但还未领取护理援助专业人员证者符合下列任意一项时，授予该登记的都道府县知事应取消该登记。

一 第六十九条の二第一項第一号から第三号までのいずれかに該当するに至った場合

一 符合第六十九条之二第一款第一项至第三项的任意一项时

二 不正の手段により第六十九条の二第一項の登録を受けた場合

二 通过不法手段获得第六十九条之二第一款的登记时

三 介護支援専門員として業務を行った場合

三 作为护理援助专业人员进行工作时

第二節 指定居宅サービス事業者

第二节 指定居家服务机构

（指定居宅サービス事業者の指定）

（指定居家服务机构の指定）

第七十条 第四十一条第一項本文の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、居宅サービス事業を行う者の申請により、居宅サービスの種類及び当該居宅サービスの種類に係る居宅サービス事業を行う事業所（以下この節において単に「事業所」という。）ごとに行う。

第七十条 依据厚生劳动省令的规定，第四十一条第一款正文的指定将按照开展居家事业者提出的申请，以居家服务的种类及运营该居家服务种类涉及的居家服务事业的事业所（以下在本节中称“事业所”）为单位进行。

2 都道府県知事は、前項の申請があった場合において、次の各号（病院等により行われる居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション若しくは短期入所療養介護に係る指定の申請にあっては、第六号の二、第六号の三、第十号の二及び第十二号を除く。）のいずれかに該当するときは、第四十一条第一項本文の指定をしてはならない。

2 提出前款申請的情况下，符合下列（如果是申请医院等进行的居家疗养管理指导或医院或者诊所进行的上门看护、上门康复治疗、日托康复治疗或者短期入住疗养护理涉及的指定，则第六项之二、第六项之三、第十项之二及第十二项除外）任意一项时，都道府县知事不得做出第四十一条第一款正文的指定。

一 申請者が都道府県の条例で定める者でないとき。

一 申请者不是都道府县条例规定的人员时。

二 当該申請に係る事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、第七十四条第一項の都道府県の条例で定める基準及び同項の都道府県の条例で定める員数を満たしていないとき。

二 该申请涉及的事业所从业人员的知识及技能以及人员不满足第七十四条第一款都道府县条例规定的标准及同款都道府县条例规定的名额时。

三 申請者が、第七十四条第二項に規定する指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な居宅サービス事業の運営をすることができないと認められるとき。

三 认定申请者无法按照第七十四条第二款规定的指定居家服务事业的设备及运营的相关标准妥善运营居家服务事业时。

四 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

四 申请者被处以监禁以上的刑罚并执行完毕，或取消执行之前。

五 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

五 申请者依据本法及其他国民保健医疗或者福利的相关法律、政令规定被处以缴纳罚金的刑罚并执行完毕，或取消执行之前。

五の二 申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

五之二 申請者依据劳动相关法律规定、政令规定被处以缴纳罚金的刑罚并执行完毕，或取消执行之前。

五の三 申請者が、社会保険各法又は労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）の定めるところにより納付義務を負う保険料、負担金又は掛金（地方税法の規定による国民健康保険税を含む。以下この号、第七十八条の二第四項第五号の三、第七十九条第二項第四号の三、第九十四条第三項第五号の三、第一百五十五条の二第二項第五号の三、第一百五十五条の十二第二項第五号の三、第一百五十五条の二十二第二項第四号の三及び第二百零三条第二項において「保険料等」という。）について、当該申請をした日の前日までに、これらの法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全て（当該処分を受けた者が、当該処分に係る保険料等の納付義務を負うことを定める法律によって納付義務を負う保険料等に限る。第七十八条の二第四項第五号の三、第七十九条第二項第四号の三、第九十四条第三項第五号の三、第一百五十五条の二第二項第五号の三、第一百五十五条の十二第二項第五号の三及び第一百五十五条の二十二第二項第四号の三において同じ。）を引き続き滞納している者であるとき。

五之三 申請者依据各项社会保险法或《关于劳动保险保险费征收等的法律（1969年法律第84号）规定，有义务缴纳的保险费、负担费用或欠款（包含地方税法规定的国民健康保险费。在本项、第七十八条之二第四款第五项之三、第七十九条第二款第四项之三、第九十四条第三款第五项之三、第一百一十五条之二第二款第五项之三、第一百一十五条之十二第二款第五项之三、第一百一十五条之二十二第二款第四项之三及第二百零三条第二款称“保险费等”）在提出该申请之日前一天之前，基于上述法律规定受到滞纳处分，且自受到处分之日起三个月以上时间内，无正当理由，继续滞纳自受到该处分之日后到达缴纳期限的全额保险费等（仅限受到该处分者，依据规定对该处分涉及的保险费等负有缴纳义务的法律，负有缴纳义务的保险费等。在第七十八条之二第四款第五项之三、第七十九条第二款第四项之三、第九十四条第三款第五项之三、第一百一十五条之二第二款第五项之三、第一百一十五条之十二第二款第五项之三及第一百一十五条之二十二第二款第四项之三中亦同）时。

六 申請者（特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、第七十七条第一項又は第一百五十五条の三十五第六項の規定により指定（特定施設入居者生活介護に係る指定を除く。）を取り消され、その取消の日から起算して五年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。第五節及び第二百零三条第二項において同じ。）又はその事業所を管理する者その他の政令で定める使用人（以下「役員等」という。）であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前六十日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。）であるとき。た

だし、当該指定の取消しが、指定居宅サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定居宅サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定居宅サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

六 申請者（特定施設入住者生活护理涉及的指定的申請者除外）依据第七十七条第一款或第一百一十五条之三十五第六款的规定被取消指定（特定施設入住者生活护理涉及的指定除外），且自取消之日起未滿五年（如果被取消该指定者为法人，依照该取消处分涉及的《行政手続法》第十五条规定下达通知前六十天内，该法人曾经的董事（指执行工作的职员、董事、执行长官或其相当的其他人员，无论是否持有咨询长官、顾问或其他头衔，包括对法人持有支配力的所有人员，如执行工作的职员、董事、执行长官或其他同等或高于上述职位的人员。第五节及第二百零三条第二款同）或其事业所的管理者及其他政令规定使用人（以下称“董事等”）在该取消之日起未滿五年者包含在内；如果被取消该指定者是事业所而非法人，则下达该通知之日前六十天内曾经是事业所管理者的人员在该取消之日起未滿五年者包含在内）时。但是，在指定居家服务机构指定的取消中，需围绕导致该指定受到取消处理的事实及该指定居家服务机构为防止该事实的发生而制定的工作管理体制的运转状况及其他相应事实，考虑该指定居家服务机构承担的责任的程度，如果认为不应取消本项正文规定的指定，并符合厚生労働省令的规定，则除外。

六の二 申請者（特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、第七十七条第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定により指定（特定施設入居者生活介護に係る指定に限る。）を取り消され、その取消の日から起算して五年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消の処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消の日から起算して五年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前六十日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消の日から起算して五年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定居宅サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定居宅サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定居宅サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

六之二 申請者（仅限特定施設入住者生活护理涉及的指定的申請者）依据第七十七条第一款或第一百一十五条之三十五第六款的规定被取消指定（仅限特定施設入住者生活护理涉及的指定），且自取消之日起未滿五年（如果被取消该指定者为法人，依照该取消处分涉及的《行政手続法》第十五条规定下达通知前六十天内，该法人曾经的董事等自该取消之日起未滿五年者包

含在内；如果被取消该指定者是事业所而非法人，则下达该通知之日前六十天内曾经是该事业所管理者的人员在该取消之日起未满五年者包含在内）时。但是，在指定居家服务机构指定的取消中，需围绕导致该指定受到取消处理的事实及该指定居家服务机构为防止该事实的发生而制定的工作管理体制的运转状况及其他相应事实，考虑该指定居家服务机构承担的责任的程度，如果认为不应取消本项正文规定的指定，并符合厚生劳动省令的规定，则除外。

六之三 申請者と密接な関係を有する者（申請者（法人に限る。以下この号において同じ。）の株式の所有その他の事由を通じて当該申請者の事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもの（以下この号において「申請者の親会社等」という。）、申請者の親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもの又は当該申請者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるものうち、当該申請者と厚生労働省令で定める密接な関係を有する法人をいう。以下この章において同じ。）が、第七十七条第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して五年を経過していないとき。ただし、当該指定の取消しが、指定居宅サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定居宅サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定居宅サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

六之三 与申请者关系密切者（通过申请者（仅限法人，本项下同）持有股份及其他原因实际支配该申请者的事业，或者依据厚生劳动省令规定对该事业有重要影响者（本项以下称“申请者的母公司等”）通过持有申请者的母公司等的股份及其他原因实际支配其事业，或者依据厚生劳动省令规定对该事业有重要影响者，或通过持有该申请者的股份及其他原因实际支配其事业，或者依据厚生劳动省令规定对该事业有重要影响者中，依据厚生劳动省令的规定与该申请者关系密切的法人。本章下同）依据第七十七条第一款或第一百一十五条之三十五第六款的规定被取消指定，自取消日起算未满五年时。但是，在指定居家服务机构指定的取消中，需围绕导致该指定受到取消处理的事实及该指定居家服务机构为防止该事实的发生而制定的工作管理体制的运转状况及其他相应事实，考虑该指定居家服务机构承担的责任的程度，如果认为不应取消本项正文规定的指定，并符合厚生劳动省令的规定，则除外。

七 申請者が、第七十七条第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第七十五条第二項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

七 申請者依据第七十七条第一款或第一百一十五条之三十五第六款的规定取消指定的处分涉及的《行政手続法》第十五条规定下达通知之日起，至决定是否执行该处分之日期间，申請者依据第七十五条第二款的规定申請廢止事業（有充分理由廢止該事業者除外），且自申請之日起未滿五年時。

七の二 申請者が、第七十六条第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第七十七条第一項の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第七十五条第二項の規定による事業の廢止の届出をした者（当該事業の廢止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

七之二 申請者在依据第七十六条第一款規定執行檢查之日起，至預計確定征詢之日（指基于該檢查的結果，預計將決定依据第七十七条第一款規定做出的指定取消處分涉及的征詢是否舉行之日。即依据厚生労働省令の規定，都道府県知事對該申請人執行該檢查之日起十天之内通知特定日期時的該特定日期）止，依据第七十八条第二款規定申報廢止事業（有充分理由廢止該事業者除外），且自申報之日起未滿五年時。

八 第七号に規定する期間内に第七十五条第二項の規定による事業の廢止の届出があった場合において、申請者が、同号の通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廢止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又は当該届出に係る法人でない事業所（当該事業の廢止について相当の理由があるものを除く。）の管理者であった者で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

八 在第七項規定的時間內，依据第七十五条第二款的規定申請廢止事業的情況下，申請者曾經是同項通知之日前六十天內該申請涉及的法人（有充分理由廢止該事業的法人除外）的董事等或該申請涉及的非法人事業所（有充分理由廢止該事業的除外）的管理者，且自該申請之日起未滿五年時。

九 申請者が、指定の申請前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

九 申請者在申請指定前五年內在居家服務等方面做出過不法或明顯不當的行為時。

十 申請者（特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、法人で、その役員等のうちに第四号から第六号まで又は第七号から前号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

十 申請者（特定施設入居者生活護理涉及的指定申請者除外）為法人，其董事等人員中有符合第四項至第六項或第七項至前項的任意一項者時。

十の二 申請者（特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、法人で、その役員等のうちに第四号から第五号の三まで、第六号の二又は第七号から第九号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

十之二 申请者（仅限特定设施入住者生活护理涉及的指定申请者）为法人，其董事等人员中有符合第四项至第五项之三、第六项之二或第七项至第九项的任意一项者时。

十一 申請者（特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、法人でない事業所で、その管理者が第四号から第六号まで又は第七号から第九号までのいずれかに該当する者であるとき。

十一 申请者（特定设施入住者生活护理涉及的指定申请者除外）为事业所而非法人，其管理者符合第四项至第六项或第七项至第九项的任意一项时。

十二 申請者（特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、法人でない事業所で、その管理者が第四号から第五号の三まで、第六号の二又は第七号から第九号までのいずれかに該当する者であるとき。

十二 申请者（仅限特定设施入住者生活护理涉及的指定申请者）为事业所而非法人，其管理者符合第四项至第五项之三、第六项之二或第七项至第九项的任意一项时。

3 都道府県が前項第一号の条例を定めるに当たっては、厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとする。

3 都道府县在制定前款第一项的条例时，应按照厚生劳动省令规定的标准制定。

4 都道府県知事は、介護専用型特定施設入居者生活介護（介護専用型特定施設に入居している要介護者について行われる特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）につき第一項の申請があった場合において、当該申請に係る事業所の所在地を含む区域（第一百八条第二項の規定により当該都道府県が定める区域とする。）における介護専用型特定施設入居者生活介護の利用定員の総数及び地域密着型特定施設入居者生活介護の利用定員の総数の合計数が、同条第一項の規定により当該都道府県が定める都道府県介護保険事業支援計画において定めるその区域の介護専用型特定施設入居者生活介護の必要利用定員総数及び地域密着型特定施設入居者生活介護の必要利用定員総数の合計数に既に達しているか、又は当該申請に係る事業者の指定によってこれを超えることになることを認めるとき、その他の当該都道府県介護保険事業支援計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるときは、第四十一条第一項本文の指定をしないことができる。

4 都道府县知事在接到就护理专用型特定设施入住者生活护理（向入住于护理专用型特定设施的需要护理人员提供的特定设施入住者生活护理，下同）提出的申请时，认为包括该申请涉及的事业所所在地的区域（该都道府县依据第一百一十八条第二款的规定确定的区域）中，护理专用型特定设施入住者生活护理的使用名额总数及地区紧密型特定设施入住者生活护理的使用名额总数的合计值达到了该都道府县依据同条第一款规定制定的都道府县护理保险事业援助

计划中确定的该区域护理专用型特定设施入住者生活护理所需的使用名额总数及地区紧密型特定设施入住者生活护理所需的使用名额总数的合计值，或认为指定该申请涉及的机构会导致前者将超过后者，及可能会对该都道府县的护理保险事业援助计划的达成带来其他障碍时，可不进行第四十一条第一款正文的指定。

5 都道府県知事は、混合型特定施設入居者生活介護（介護専用型特定施設以外の特定施設に入居している要介護者について行われる特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）につき第一項の申請があった場合において、当該申請に係る事業所の所在地を含む区域（第百十八条第二項の規定により当該都道府県が定める区域とする。）における混合型特定施設入居者生活介護の推定利用定員（厚生労働省令で定めるところにより算定した定員をいう。）の総数が、同条第一項の規定により当該都道府県が定める都道府県介護保険事業支援計画において定めるその区域の混合型特定施設入居者生活介護の必要利用定員総数に既に達しているか、又は当該申請に係る事業者の指定によってこれを超えることになると認めるとき、その他の当該都道府県介護保険事業支援計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるときは、第四十一条第一項本文の指定をしないことができる。

5 都道府県知事は、混合型特定施設入居者生活介護（向入住于护理专用型特定设施之外的特定设施的需要护理人员提供的特定设施入住者生活护理，下同）提出的申请时，认为包括该申请涉及的事业所的所在地的区域（该都道府县依据第一百一十八条第二款的规定确定的区域）中，混合型特定设施入住者生活护理的推算使用名额（依据厚生劳动省令规定计算出的名额）总数已达到该都道府县依据同条第一款规定制定的都道府县护理保险事业援助计划确定的该区域混合型特定设施入住者生活护理所需的使用名额总数，或认为指定该申请涉及的机构会导致前者将超出后者，及可能会对该都道府县的护理保险事业援助计划的达成带来其他障碍时，可不授予第四十一条第一款正文的指定。

6 都道府県知事は、第四十一条第一項本文の指定（特定施設入居者生活介護その他の厚生労働省令で定める居宅サービスに係るものに限る。）をしようとするときは、関係市町村長に対し、厚生労働省令で定める事項を通知し、相当の期間を指定して、当該関係市町村の第一百七十七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画との調整を図る見地からの意見を求めなければならない。

6 都道府县知事拟做出第四十一条第一款正文的指定（仅限特定设施入住者生活护理及其他厚生劳动省令规定的居家服务涉及的指定）时，应向相关市町村长通知厚生劳动省令规定的事项，并指定相应的期限，其站在与该相关市町村第一百七十七条第一款规定的市町村护理保险事业计划相协调的角度提出意见。

7 市町村長は、第四十二条の二第一項本文の指定を受けて定期巡回・随時対応型訪問介護看護等（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護以外の地域密着型サービスであって、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護その他の厚生労働省令で定めるものをいう。以下こ

の条において同じ。)の事業を行う者の当該指定に係る当該事業を行う事業所(以下この項において「定期巡回・随時対応型訪問介護看護等事業所」という。)が当該市町村の区域にある場合その他の厚生労働省令で定める場合であって、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、都道府県知事に対し、訪問介護、通所介護その他の厚生労働省令で定める居宅サービス(当該市町村の区域に所在する事業所が行うものに限る。)に係る第四十一条第一項本文の指定について、厚生労働省令で定めるところにより、当該市町村が定める市町村介護保険事業計画(第一百七十七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画をいう。以下この項において同じ。)において定める当該市町村又は当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護等事業所の所在地を含む区域(第一百七十七条第二項第一号の規定により当該市町村が定める区域とする。以下この項において「日常生活圏域」という。)における定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の見込量を確保するため必要な協議を求めることができる。この場合において、当該都道府県知事は、その求めに応じなければならない。

7 获得第四十二条之二第一款正文的指定，开展定期巡防和随时上门护理看护等（老年痴呆症共同生活护理、地区紧密型特定设施入住者生活护理及地区紧密型护理老人福利设施入住者生活护理以外的地区紧密型服务中，定期巡防和随时上门护理看护、小规模多功能型居家护理及其他厚生劳动省令规定的内容。本条下同）事业的机构中，该指定涉及的开展该事业的事业所（以下在本款中称“定期巡防和随时上门护理看护等事业所”）位于市町村区域内时及其他厚生劳动省令规定的情况下，市町村长认为其符合下列任意一项时，依据厚生劳动省令的规定，就上门护理、日托护理及其他厚生劳动省令规定的居家服务（仅限该市町村区域内的事业所开展的服务）涉及的第四十一条第一款正文的指定，市町村长为确保该市町村制定的市町村护理保险事业计划（第一百一十七条第一款规定的市町村护理保险事业计划，以下在本款中相同）中确定的该市町村或包括该定期巡防和随时上门护理看护等事业所所在地的区域（该市町村依据第一百一十七条第二款第一项规定确定的区域，以下在本款中称“日常生活区域”）内的定期巡防和随时上门护理看护等的预估量，可要求都道府县知事展开必要的协商。此时，该都道府县知事应响应其要求。

一 当該市町村又は当該日常生活圏域における居宅サービス（この項の規定により協議を行うものとされたものに限る。以下この号及び次項において同じ。）の種類ごとの量が、当該市町村が定める市町村介護保険事業計画において定める当該市町村又は当該日常生活圏域における当該居宅サービスの種類ごとの見込量に既に達しているか、又は第一項の申請に係る事業者の指定によってこれを超えることになるとき。

一 ，该市町村或该日常生活区域内的各类居家服务（仅限根据本款规定达成协商的服务，本项及下款同）的量已经达到该市町村制定的市町村护理保险事业计划中规定的该市町村或该日常生活区域内的各类该居家服务的预估量，或由于指定第一款申请涉及的机构而超过预估量时。

二 その他当該市町村介護保険事業計画の達成に支障を生ずるおそれがあるとき。

二 可能会对该市町村护理保险事业计划的达成带来其他障碍时。

8 都道府県知事は、前項の規定による協議の結果に基づき、当該協議を求めた市町村長の管轄する区域に所在する事業所が行う居宅サービスにつき第一項の申請があった場合において、厚生労働省令で定める基準に従って、第四十一条第一項本文の指定をしないこととし、又は同項本文の指定を行うに当たって、定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の事業の適正な運営を確保するために必要と認める条件を付することができる。

8 基于根据前款协商的结果，就谋求该协商的市町村长所管辖的区域内的事業所运营的居家服务，提出第一款的申请时，都道府县知事可按照厚生劳动省令规定的标准，不授予第四十一条第一款正文的指定，或在进行同款正文的指定时附上认为必要的条件，以确保妥善运营定期巡防和随时上门护理看护等事业。

(指定の更新)

(指定的更新)

第七十条之二 第四十一条第一項本文の指定は、六年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

第七十条之二 第四十一条第一款正文的指定应每六年更新一次，否则逾期将失效。

2 前項の更新の申請があった場合において、同項の期間（以下この条において「指定の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

2 提出前款の更新申請后，若在同款的期限（以下在本条中称“指定的有效期”）届满之日前尚未对申请作出处理，则之前的指定在指定的有效期届满后、更新申请被处理前依旧有效。

3 前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

3 在前款的情况下，指定更新后，该指定有效期自更新前的有效期届满之日次日起计算。

4 前条の規定は、第一項の指定の更新について準用する。

4 前条的规定准用于第一款指定的更新。

(指定の変更)

(指定的変更)

第七十条之三 第四十一条第一項本文の指定を受けて特定施設入居者生活介護の事業を行う者は、同項本文の指定に係る特定施設入居者生活介護の利用定員を増加しようとするときは、あらかじめ、厚生労働省令で定めるところにより、当該特定施設入居者生活介護に係る同項本文の指定の変更を申請することができる。

第七十条之三 获得第四十一条第一款正文的指定而运营特定设施入住者生活护理事业者，拟

增加前款正文的指定涉及的特定设施入住者生活护理的使用者名额时，可实现依据厚生劳动省令的规定，申请变更与该特定设施入住者生活护理有关的前款正文指定。

2 第七十条第四項から第六項までの規定は、前項の指定の変更の申請があった場合について準用する。この場合において、同条第四項及び第五項中「指定をしない」とあるのは、「指定の変更を拒む」と読み替えるものとする。

2 第七十条第四款之第六款の規定准用于提出前款指定的变更申请。此时，同条第四款及第五款中的“不予指定”需替换为“拒绝变更指定”。

（指定居宅サービス事業者の特例）

（指定居家服务机构的特例）

第七十一条 病院等について、健康保険法第六十三条第三項第一号の規定による保険医療機関又は保険薬局の指定があったとき（同法第六十九条の規定により同号の指定があったものとみなされたときを含む。）は、その指定の時に、当該病院等の開設者について、当該病院等により行われる居宅サービス（病院又は診療所にあつては居宅療養管理指導その他厚生労働省令で定める種類の居宅サービスに限り、薬局にあつては居宅療養管理指導に限る。）に係る第四十一条第一項本文の指定があったものとみなす。ただし、当該病院等の開設者が、厚生労働省令で定めるところにより別段の申出をしたとき、又はその指定の時に第七十七条第一項若しくは第百十五条の三十五第六項の規定により第四十一条第一項本文の指定を取り消されているときは、この限りでない。

第七十一条 在医院等指定《健康保险法》第六十三条第三款第一项规定的保险医疗机构或保险药店时（包括依据同法第六十九条规定进行同项指定的情况），视为该向医院等的开办者授予了该医院等运营的居家服务（医院或诊所仅限居家疗养管理指导及其他厚生劳动省令规定的居家服务，药店仅限居家疗养管理指导）涉及的第四十一条第一款正文的指定。但是，该医院等的开办者依据厚生劳动省令的规定提出了其他申报时，或在上述指定前依据第七十七条第一款或者第一百一十五条之三十五第六款的规定被取消了第四十一条第一款的指定时，不在此限。

2 前項の規定により指定居宅サービス事業者とみなされた者に係る第四十一条第一項本文の指定は、当該指定に係る病院等について、健康保険法第八十条の規定による保険医療機関又は保険薬局の指定の取消しがあったときは、その効力を失う。

2 通过前款规定被视为指定居家服务机构者涉及的第四十一条第一款正文定义的指定，在该指定涉及的医院等依据《健康保险法》第八十条的规定被取消保险医疗机构或保险药店的指定时，则失效。

第七十二条 介護老人保健施設について、第九十四条第一項の許可があったときは、その許可の時に、当該介護老人保健施設の開設者について、当該介護老人保健施設により行われる居宅サービス（短期入所療養介護その他厚生労働省令で定める居宅サービスの種類に限る。）

に係る第四十一条第一項本文の指定があったものとみなす。ただし、当該介護老人保健施設の開設者が、厚生労働省令で定めるところにより、別段の申出をしたときは、この限りでない。

第七十二条 护理老人保健施設在获得第九十四条第一款的许可时，视为该护理老人保健施設の开办者获得了该护理老人保健施設提供的居家服务（仅限短期入住疗养护理及其他厚生労働省令规定的居家服务种类）涉及的第四十一条第一款正文的指定。但是，该护理老人保健施設の开办者依据厚生労働省令提出其他申报时，不在此限。

2 前項の規定により指定居宅サービス事業者とみなされた者に係る第四十一条第一項本文の指定は、当該指定に係る介護老人保健施設について、第九十四条の二第一項の規定により許可の効力が失われたとき又は第百四条第一項若しくは第百十五条の三十五第六項の規定により許可の取消しがあったときは、その効力を失う。

2 依据前款规定被视为指定居家服务机构者涉及的第四十一条第一款正文定义的指定，在该指定涉及的护理老人保健施設依据第九十四条之二第一款的规定导致许可失效时，或依据第一百零四条第一款或第一百一十五条之三十五第六款的规定被取消许可时，则失效。

（指定居宅サービスの事業の基準）

（指定居家服务事业的标准）

第七十三条 指定居宅サービス事業者は、次条第二項に規定する指定居宅サービスの施設の設備及び運営に関する基準に従い、要介護者の心身の状況等に応じて適切な指定居宅サービスを提供するとともに、自らその提供する指定居宅サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより常に指定居宅サービスを受ける者の立場に立ってこれを提供するように努めなければならない。

第七十三条 指定居家服务机构应按照下一条第二款规定的指定居家服务事业设备及运营的相关标准，根据需要护理人员的身心情况等提供妥善的指定居家服务，同时通过采取指定居家服务品质的自查及其他措施，始终站在接受指定居家服务的人员的立场，致力于提供服务。

2 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスを受けようとする被保険者から提示された被保険者証に、第二十七条第七項第二号（第二十八条第四項及び第二十九条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第三十二条第六項第二号（第三十三条第四項及び第三十三条の二第二項において準用する場合を含む。）に掲げる意見又は第三十条第一項後段若しくは第三十三条の三第一項後段に規定する意見（以下「認定審査会意見」という。）が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、当該被保険者に当該指定居宅サービスを提供するように努めなければならない。

2 拟接受指定居家服务的投保人出示的投保人证上写有第二十七条第七款第二项（包括准用于第二十八条第四款及第二十九条第二款的情况）或者第三十二条第六款第二项（包括准用于第三十三条第四款及第三十三条之二第二款的情况）所列的意见、或第三十条第一款后段或者

第三十三条之三第一款后段规定的意见（以下称“认定审查会意见”）时，指定居家服务机构应考虑该认定审查会的意见，努力向该投保人提供相应的制定居家服务。

第七十四条 指定居宅サービス事業者は、当該指定に係る事業所ごとに、都道府県の条例で定める基準に従い都道府県の条例で定める員数の当該指定居宅サービスに従事する従業者を有しなければならない。

第七十四条 指定居家服务机构应依据都道府县条例规定的标准、按照都道府县条例规定的名额，在相应指定涉及的事业所分别配备从事该指定居家服务的从业人员。

2 前項に規定するもののほか、指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準は、都道府県の条例で定める。

2 除了前款规定的内容之外，有关指定居家服务事业的设备及运营的标准由都道府县条例规定。

3 都道府県が前二項の条例を定めるに当たっては、第一号から第三号までに掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、第四号に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

3 都道府县在制定前两款条例时，第一项至第三项所列事项应按照厚生劳动省令规定的标准制定，第四项所列事项应以厚生劳动省令规定的标准为标准制定，关于其他事项应参考厚生劳动省令规定的标准。

一 指定居宅サービスに従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数

一 从事指定居家服务的从业人员涉及的标准及该从业人员的名额

二 指定居宅サービスの事業に係る居室、療養室及び病室の床面積

二 指定居家服务事业涉及的居室、疗养室及病房的楼面面积

三 指定居宅サービスの事業の運営に関する事項であって、利用する要介護者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

三 与指定居家服务事业运营相关的事项中，厚生劳动省令规定与使用的需要护理人员适当利用服务、获得适当的待遇及安全保障以及保密等密切相关的事项

四 指定居宅サービスの事業に係る利用定員

四 指定居家服务事业的利用名额

4 厚生労働大臣は、前項に規定する厚生労働省令で定める基準（指定居宅サービスの取扱

いに関する部分に限る。)を定めようとするときは、あらかじめ社会保障審議会の意見を聴かなければならない。

4 厚生労働大臣拟制定前款规定的厚生劳动省令制定的标准（仅限有关指定居家服务操作的部分）时，应事先听取社会保障审议会的意见。

5 指定居宅サービス事業者は、次条第二項の規定による事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日前一月以内に当該指定居宅サービスを受けていた者であって、当該事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き当該指定居宅サービスに相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な居宅サービス等が継続的に提供されるよう、指定居宅介護支援事業者、他の指定居宅サービス事業者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

5 指定居家服务机构依据下一条第二款的规定申报废止或者停止事业时，应与指定居家护理援助机构、其他指定居家服务机构及其他相关人员进行联络协调及提供其他便利，确保在该申报之日之前的一个月内接受该指定居家服务的人员中、希望在该事业废止或者停止之日后继续获得与该指定居家服务相当的服务者，持续提供必要的居家服务等。

6 指定居宅サービス事業者は、要介護者の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、要介護者のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

6 指定居家服务机构在尊重需要护理人员的人格的同时，还应遵守本法及基于本法的命令，为了需要护理人员忠实履行职责。

（変更の届出等）

（変更的申报等）

第七十五条 指定居宅サービス事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該指定居宅サービスの事業を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

第七十五条 指定居家服务机构的该指定涉及的事业所的名称及所在地及其他厚生劳动省令规定的事项发生变更时，或重启已经停止的该指定居家服务事业时，应依据厚生劳动省令的规定，于十日之内向都道府县知事申报。

2 指定居宅サービス事業者は、当該指定居宅サービスの事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2 指定居家服务机构拟废止或停止该指定居家服务事业时，应依据厚生劳动省令的规定，在废止或停止之日前一个月内，向都道府县知事申报。

(都道府県知事等による連絡調整又は援助)

(都道府县知事等的联络协调或援助)

第七十五条之二 都道府県知事又は市町村長は、指定居宅サービス事業者による第七十四条第五項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該指定居宅サービス事業者及び指定居宅介護支援事業者、他の指定居宅サービス事業者その他の関係者相互間の連絡調整又は当該指定居宅サービス事業者及び当該関係者に対する助言その他の援助を行うことができる。

第七十五条之二 都道府县知事或市町村长认为，为了指定居家服务机构顺利提供第七十四条第五款规定的便利而有必要时，可在该指定居家服务机构及指定居家护理援助机构、其他指定居家服务机构及其他相关人员之间进行联络协调，或向该指定居家服务机构及该相关人员提供建议及其他帮助。

2 厚生労働大臣は、同一の指定居宅サービス事業者について二以上の都道府県知事が前項の規定による連絡調整又は援助を行う場合において、当該指定居宅サービス事業者による第七十四条第五項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該都道府県知事相互間の連絡調整又は当該指定居宅サービス事業者に対する都道府県の区域を超えた広域的な見地からの助言その他の援助を行うことができる。

2 厚生劳动大臣认为，两名以上的都道府县知事向同一指定居家服务机构提供前款规定的联络协调或援助的情况下，为了让该指定居家服务机构顺利提供第七十四条第五款规定的便利而有必要时，可协助在相应都道府县知事之间进行联络协调，或站在超出都道府县区域的广阔视角向该指定居家服务机构提供建议及其他援助。

(報告等)

(报告等)

第七十六条 都道府県知事又は市町村長は、居宅介護サービス費の支給に関して必要があると認めるときは、指定居宅サービス事業者若しくは指定居宅サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者（以下この項において「指定居宅サービス事業者であった者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、指定居宅サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者若しくは指定居宅サービス事業者であった者等に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該指定居宅サービス事業者の当該指定に係る事業所、事務所その他指定居宅サービスの事業に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

第七十六条 关于居家护理服务费的支付，都道府县知事或市町村长认为有必要时，可以令指定居家服务机构或者曾经的指定居家服务机构或该指定涉及的事业所曾经的从业人员（以下在本款中称“曾经的指定居家服务机构等”）提交或者出示报告或者账簿文件，要求指定居家服务机构或者该指定涉及的事业所的从业人员或者曾经的指定居家服务机构等到场，或令职员对相

关人员提问，或者令其进入该指定居家服务机构的该指定涉及的事业所、办公室及其他与指定居家服务事业有关的场所，检查其设备或者账簿文件及其他物品。

2 第二十四条第三項の規定は、前項の規定による質問又は検査について、同条第四項の規定は、前項の規定による権限について準用する。

2 第二十四条第三款の規定准用于前款规定的提问或检查，同条第四款的规定准用于前款规定的权限。

(勧告、命令等)

(劝告、命令等)

第七十六条之二 都道府県知事は、指定居宅サービス事業者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該指定居宅サービス事業者に対し、期限を定めて、それぞれ当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。

第七十六条之二 都道府县知事认为指定居家服务机构符合下列情况时，可设定一定的期限，劝告该指定居家服务机构采取各项分别规定的措施。

一 第七十条第八項の規定により当該指定を行うに当たって付された条件に従わない場合当該条件に従うこと。

一 未遵守根据第七十条第八款的规定进行该指定时附加的条件，需遵守该条件。

二 当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について第七十四条第一項の都道府県の条例で定める基準又は同項の都道府県の条例で定める員数を満たしていない場合 当該都道府県の条例で定める基準又は当該都道府県の条例で定める員数を満たすこと。

二 该指定涉及的事业所的从业人员的知识或者技能或人员不满足第七十四条第一款都道府县条例规定的标准，或同款都道府县条例规定的名额时 需满足该都道府县的条例规定的标准或该都道府县条例规定的名额。

三 第七十四条第二項に規定する指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定居宅サービスの事業の運営をしていない場合 当該指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定居宅サービスの事業の運営をすること。

三 未按照第七十四条第二款规定的指定居家服务事业设备及运营的相关标准妥善运营指定居家服务事业时 需按照该指定居家服务事业设备及运营的相关标准妥善运营指定居家服务事业。

四 第七十四条第五項に規定する便宜の提供を適正に行っていない場合 当該便宜の提供を適正に行うこと。

四 未妥善提供第七十四条第五款规定的便利时 需提供相应便利。

2 都道府県知事は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた指定居宅サービス事業者が同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

2 都道府県知事提出前款规定的劝告后，接到劝告的指定居家服务机构在同款的期限内不予执行时，可予以公布。

3 都道府県知事は、第一項の規定による勧告を受けた指定居宅サービス事業者が、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該指定居宅サービス事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

3 接到第一款规定的劝告的指定居家服务机构无正当理由拒不采取劝告涉及的措施时，都道府县知事可设定一定的期限，要求该指定居家服务机构采取劝告涉及的措施。

4 都道府県知事は、前項の規定による命令をした場合においては、その旨を公示しなければならない。

4 都道府县知事下达前款规定的命令时，应予以公示。

5 市町村は、保険給付に係る指定居宅サービスを行った指定居宅サービス事業者について、第一項各号に掲げる場合のいずれかに該当すると認めるときは、その旨を当該指定に係る事業所の所在地の都道府県知事に通知しなければならない。

5 市町村认为曾开展涉及保险给付的指定居家服务的指定居家服务机构符合第一款各项所列的任意一种情况时，应通知该指定涉及的事业所所在地的都道府县知事。

(指定の取消し等)

(指定的取消等)

第七十七条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該指定居宅サービス事業者に係る第四十一条第一項本文の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

第七十七条 符合下列任意一种情况时，都道府县知事可取消该指定居家服务机构涉及的第四十一条第一款正文的指定，或设定的期限，停止该指定的全部或部分效力。

一 指定居宅サービス事業者が、第七十条第二項第四号から第五号の二まで、第十号（第五号の三に該当する者のあるものであるときを除く。）、第十号の二（第五号の三に該当する者のあるものであるときを除く。）、第十一号（第五号の三に該当する者であるときを除く。）又は第十二号（第五号の三に該当する者であるときを除く。）のいずれかに該当するに至ったとき。

一 指定居家服务机构符合第七十条第二款第四项至第五项之二、第十项（有符合第五项之三者的除外）、第十项之二（符合第五项之三的除外）第十一项（符合第五项之三的除外）或第十

二项（符合第五项之三的除外）中的任意一项时。

二 指定居宅サービス事業者が、第七十条第八項の規定により当該指定を行うに当たって付された条件に違反したと認められるとき。

二 可以认定指定居家服务机构依据第七十条第八款的规定进行该指定时，违反了附带条件时。

三 指定居宅サービス事業者が、当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について、第七十四条第一項の都道府県の条例で定める基準又は同項の都道府県の条例で定める員数を満たすことができなくなったとき。

三 指定居家服务机构中，该指定涉及的事业所从业人员的知识或者技能或人员无法继续满足第七十四条第一款的都道府县条例规定的标准，或同款都道府县的条例规定的名额时。

四 指定居宅サービス事業者が、第七十四条第二項に規定する指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定居宅サービスの事業の運営をすることができなくなったとき。

四 指定居家服务机构无法继续按照第七十四条第二款规定的指定居家服务事业设备及运营相关标准妥善运营指定居家服务事业时。

五 指定居宅サービス事業者が、第七十四条第六項に規定する義務に違反したと認められるとき。

五 可以认定指定居家服务机构违反了第七十四条第六款规定的义务时。

六 居宅介護サービス費の請求に関し不正があったとき。

六 在居家护理服务费的请款要求上存在不法行为时。

七 指定居宅サービス事業者が、第七十六条第一項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

七 依据第七十六条第一款的规定被要求提交或者出示报告或账簿文件，而指定居家服务机构拒不执行，或提供虚假报告时。

八 指定居宅サービス事業者又は当該指定に係る事業所の従業者が、第七十六条第一項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係る事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定居宅サービス事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。

八 依据第七十六条第一款的规定被要求到场时，指定居家服务机构或该指定涉及的事业所的从业人员拒不执行，对同款规定的提问不予答辨，或者伪造答辨，或拒绝、妨碍、逃避同款规定的检查时。但是，该指定涉及的事业所的从业人员出现上述行为时，该指定居家服务机构为

防止上述行为已尽到相应的提醒及监督职责时除外。

九 指定居宅サービス事業者が、不正の手段により第四十一条第一項本文の指定を受けたとき。

九 指定居家服务机构通过不法手段获得第四十一条第一款正文的指定时。

十 前各号に掲げる場合のほか、指定居宅サービス事業者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

十 除了上述各项所列情况之外，指定居家服务机构违反本法及其他国民保健医疗或者福利的相关法律政令规定、或基于这些法律的命令或者处理时。

十一 前各号に掲げる場合のほか、指定居宅サービス事業者が、居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

十一 除了上述各项所列情况之外，指定居家服务机构在居家服务等方面做出不法或明显不当的行为时。

十二 指定居宅サービス事業者が法人である場合において、その役員等のうちに指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。

十二 指定居家服务机构为法人时，在拟取消指定或停止指定的全部或部分效力前五年内，其董事等人员中有人在居家服务等方面做出不法或明显不当的行为时。

十三 指定居宅サービス事業者が法人でない事業所である場合において、その管理者が指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

十三 指定居家服务机构为事业所而非法人时在拟取消指定或停止指定的全部或部分效力前五年内，其管理者在居家服务等方面做出过不法或明显不当的行为时。

2 市町村は、保険給付に係る指定居宅サービスを行った指定居宅サービス事業者について、前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、その旨を当該指定に係る事業所の所在地の都道府県知事に通知しなければならない。

2 市町村认为曾开展涉及保险给付的指定居家服务的指定居家服务机构符合前款各项中的任意一项时，应通知该指定涉及的事业所所在地的都道府县知事。

第七十八条 都道府県知事は、次に掲げる場合には、当該指定居宅サービス事業者の名称又は氏名、当該指定に係る事業所の所在地その他の厚生労働省令で定める事項を公示しなければならない。

第七十八条 在下列情况下，都道府县知事应公示该指定居家服务机构的名称或姓名、该指定涉及的事业所所在地及其他根据厚生劳动省令规定的事项。

- 一 第四十一条第一項本文の指定をしたとき。
- 一 做出第四十一条第一款正文的指定时。

- 二 第七十五条第二項の規定による事業の廃止の届出があったとき。
- 二 依据第七十五条第二款的规定申报废止事业时。

- 三 前条第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定により第四十一条第一項本文の指定を取り消し、又は指定の全部若しくは一部の効力を停止したとき。
- 三 依据前条第一款或第一百一十五条之三十五第六款的规定取消第四十一条第一款正文的指定，或停止其全部或部分效力时。

第三節 指定地域密着型サービス事業者

第三节 指定地区紧密型服务机构

（指定地域密着型サービス事業者の指定）

（指定地区紧密型服务机构の指定）

第七十八条之二 第四十二条の二第一項本文の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、地域密着型サービス事業を行う者（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行う事業にあっては、老人福祉法第二十条の五に規定する特別養護老人ホームのうち、その入所定員が二十九人以下であって市町村の条例で定める数であるものの開設者）の申請により、地域密着型サービスの種類及び当該地域密着型サービスの種類に係る地域密着型サービス事業を行う事業所（第七十八条の十三第一項及び第七十八条の十四第一項を除き、以下この節において「事業所」という。）ごとに行い、当該指定をする市町村長がその長である市町村が行う介護保険の被保険者（特定地域密着型サービスに係る指定にあっては、当該市町村の区域内に所在する住所地特例対象施設に入所等をしている住所地特例適用要介護被保険者を含む。）に対する地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費の支給について、その効力を有する。

第七十八条之二 依据厚生劳动省令的规定，第四十二条之二第一款正文的指定将按照开展地区紧密型服务事业者（如果是地区紧密型护理老人福利设施入住者生活护理事业，则为《老人福祉法》第二十条之五规定的特别养护养老院中，入住名额低于二十九人、符合市町村条例规定数额的开办者）提出的申请，以地区紧密型服务的种类及运营该地区紧密型服务种类涉及的地区紧密型服务事业的事业所（除第七十八条之十三第一款及第七十八条之十四第一款外，以下在本节中称“事业所”）为单位进行。在做出该指定的市町村长向自己负责的市町村开展的、向护理保险的投保人（如果是特定地区紧密型服务涉及的指定，则包括入住位于该市町村区域

内的地址特例对象设施等、适用地址特例的需要护理受保人）支付地区紧密型护理服务费及特例地区紧密型护理服务费上有效。

2 市町村長は、第四十二条の二第一項本文の指定をしようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめその旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2 市町村拟进行第四十二条之二第一款正文的指定时，应依据厚生劳动省令的规定，事先向都道府县知事申报。

3 都道府県知事は、地域密着型特定施設入居者生活介護につき市町村長から前項の届出があった場合において、当該申請に係る事業所の所在地を含む区域（第百十八条第二項の規定により当該都道府県が定める区域とする。）における介護専用型特定施設入居者生活介護の利用定員の総数及び地域密着型特定施設入居者生活介護の利用定員の総数の合計数が、同条第一項の規定により当該都道府県が定める都道府県介護保険事業支援計画において定めるその区域の介護専用型特定施設入居者生活介護の必要利用定員総数及び地域密着型特定施設入居者生活介護の必要利用定員総数の合計数に既に達しているか、又は当該申請に係る事業者の指定によってこれを超えることになると認めるとき、その他の当該都道府県介護保険事業支援計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるときは、当該市町村長に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。

3 市町村长就地区紧密型特定设施入住者生活护理进行前款的申报时，需要判断包含该申请涉及的事业所所在地的区域（依据第一百一十八条第二款的规定由该都道府县规定的区域）中，护理专用型特定设施入住者生活护理的使用名额总数及地区紧密型特定设施入住者生活护理的使用名额总数的合计值，是否已经达到了该都道府县依据同条第一款的规定制定的都道府县护理保险事业援助计划中规定的该区域护理专用型特定设施入住者生活护理所需的使用名额总数及地区紧密型特定设施入住者生活护理所需的使用名额总数的合计值，或认定对该申请涉及的机构进行指定后前者将超过后者，及认为可能会对该都道府县护理保险事业援助计划的达成带来障碍，则都道府县知事可向该市町村长提供必要的建议和劝告。

4 市町村長は、第一項の申請があった場合において、次の各号（病院又は診療所により行われる複合型サービス（厚生労働省令で定めるものに限る。第六項において同じ。）に係る指定の申請にあっては、第六号の二、第六号の三、第十号及び第十二号を除く。）のいずれかに該当するときは、第四十二条の二第一項本文の指定をしてはならない。

4 提出第一款的申请的情况下，符合下列任意一项（如果是医院或诊所开展的复合型服务（仅限厚生劳动省令规定的服务，第六款同）涉及的指定的申请，则第六项之二、第六项之三、第十项及第十二项除外）时，市町村长不得做出第四十二条之二第一款正文的指定。

一 申請者が市町村の条例で定める者でないとき。

一 申请者不是市町村条例规定的人员时。

二 当該申請に係る事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、第七十八条の四第一項の市町村の条例で定める基準若しくは同項の市町村の条例で定める員数又は同条第五項に規定する指定地域密着型サービスに従事する従業者に関する基準を満たしていないとき。

二 该申请涉及的事业所的从业人员的知识及技能以及人员不满足第七十八条之四第一款市町村条例规定的标准，或同款市町村条例规定的名额，或同条第五款规定的指定地区紧密型服务从业人员相关标准。

三 申請者が、第七十八条の四第二項又は第五項に規定する指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な地域密着型サービス事業の運営をすることができないと認められるとき。

三 认定申请者无法按照第七十八条之四第二款或第五款规定的指定地区紧密型服务事业的设备及运营的相关标准妥善运营地区紧密型服务事业时。

四 当該申請に係る事業所が当該市町村の区域の外にある場合であって、その所在地の市町村長（以下この条において「所在地市町村長」という。）の同意を得ていないとき。

四 该申请涉及的事业所位于该市町村区域之外，未征得所在地市町村长（以下在本条中称“所在地市町村长”）同意时。

四の二 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

四之二 申请者被处以监禁以上的刑罚并执行完毕，或取消执行之前。

五 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

五 申请者依据本法及其他国民保健医疗或者福利的相关法律、政令规定被处以缴纳罚金的刑罚并执行完毕，或取消执行之前。

五の二 申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

五之二 申請者依据劳动相关法律规定、政令规定被处以缴纳罚金的刑罚并执行完毕，或取消执行之前。

五の三 申請者が、保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全てを引き続き滞納している者であるとき。

五之三 申请者在提出该申请之日前一天之前，基于规定保险费等的缴纳义务的法律规定受到

滞納処分，且自受到处分之日起三个月以上时间内，无正当理由，继续滞納自受到该处分之日后到达缴纳期限的全额保险费等时。

六 申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、第七十八条の十（第二号から第五号までを除く。）の規定により指定（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定を除く。）を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前六十日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

六 申請者（老年痴呆症共同生活护理、地区紧密型特定设施入住者生活护理或地区紧密型护理老人福利设施入住者生活护理涉及的指定的申请者除外）依据第七十八条之十（第二项至第五项除外）的规定被取消指定（老年痴呆症共同生活护理、地区紧密型特定设施入住者生活护理或地区紧密型护理老人福利设施入住者生活护理涉及的指定除外），且自取消之日起未满五年（如果被取消该指定者为法人，依照该取消处分涉及的《行政手续法》第十五条规定下达通知前六十天内，该法人曾经的董事等自该取消之日起未满五年者包含在内；如果被取消该指定者是事业所而非法人，则下达该通知之日前六十天内曾经是事业所管理者的人员在该取消之日起未满五年者包含在内）时。但是，在指定地区紧密型服务机构指定的取消中，需围绕导致该指定受到取消处理的事实及该指定地区紧密型服务机构为防止该事实的发生而制定的工作管理体制的运转状况及其他相应事实，考虑该指定地区紧密型服务机构承担的责任的程度，如果认为不应取消本项正文规定的指定，并符合厚生劳动省令的规定，则除外。

六の二 申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、第七十八条の十（第二号から第五号までを除く。）の規定により指定（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定に限る。）を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して

五年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前六十日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消の日から起算して五年を経過しないものを含む。)であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

六之二 申請者（仅限老年痴呆症共同生活护理、地区紧密型特定设施入住者生活护理或地区紧密型护理老人福利设施入住者生活护理涉及的指定的申请者）依据第七十八条之十（第二项至第五项除外）的规定被取消指定（仅限老年痴呆症共同生活护理、地区紧密型特定设施入住者生活护理或地区紧密型护理老人福利设施入住者生活护理涉及的指定），且自取消之日起未满五年（如果被取消该指定者为法人，依照该取消处分涉及的《行政手续法》第十五条规定下达通知前六十天内，该法人曾经的董事等自该取消之日起未满五年者包含在内；如果被取消该指定者是事业所而非法人，则下达该通知之日前六十天内曾经是该事业所管理者的人员在该取消之日起未满五年者包含在内）时。但是，在指定地区紧密型服务机构指定的取消中，需围绕导致该指定受到取消处理的事实及该指定地区紧密型服务机构为防止该事实的发生而制定的工作管理体制的运转状况及其他相应事实，考虑该指定地区紧密型服务机构承担的责任的程度，如果认为不应取消本项正文规定的指定，并符合厚生劳动省令的规定，则除外。

六の三 申請者と密接な関係を有する者（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者と密接な関係を有する者を除く。）が、第七十八条の十（第二号から第五号までを除く。）の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して五年を経過していないとき。ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

六之三 与申请者关系密切者（与地区紧密型护理老人福利设施入住者生活护理涉及的指定的申请者关系密切者除外）依据第七十八条之十（第二项至第五项除外）的规定被取消指定，自取消日起算未满五年时。但是，在指定地区紧密型服务机构指定的取消中，需围绕导致该指定受到取消处理的事实及该指定地区紧密型服务机构为防止该事实的发生而制定的工作管理体制的运转状况及其他相应事实，考虑该指定地区紧密型服务机构承担的责任的程度，如果认为不应取消本项正文规定的指定，并符合厚生劳动省令的规定，则除外。

七 申請者が、第七十八条の十（第二号から第五号までを除く。）の規定による指定の取消し

の処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第七十八条の五第二項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）又は第七十八条の八の規定による指定の辞退をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出又は指定の辞退の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

七 申請者依据第七十八条之十（第二项至第五项除外）的规定取消指定的处分涉及的《行政手続法》第十五条的规定下达通知之日起，至决定是否执行该处分之日期间，依据第七十八条之五第二款的规定申报废止事业者（有充分理由废止事业者除外），或依据第七十八条之八的规定拒绝指定者（有充分理由拒绝该指定者除外），自该申报或拒绝指定之日起未满五年时。

七之二 前号に規定する期間内に第七十八条の五第二項の規定による事業の廃止の届出又は第七十八条の八の規定による指定の辞退があった場合において、申請者が、同号の通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等若しくは当該届出に係る法人でない事業所（当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。）の管理者であった者又は当該指定の辞退に係る法人（当該指定の辞退について相当の理由がある法人を除く。）の役員等若しくは当該指定の辞退に係る法人でない事業所（当該指定の辞退について相当の理由があるものを除く。）の管理者であった者で、当該届出又は指定の辞退の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

七之二 在前项规定的期限内，依据第七十八条之五第二款的规定申报废止事业或依据第七十八条之八的规定拒绝指定的情况下，申请者曾经是同项通知之日前六十天内该申报涉及的法人（有充分理由废止该事业的法人除外）的董事等、或者该申报涉及的非法人事业所（有充分理由废止该事业的法人除外）的管理人员、或拒绝该指定涉及的法人（有充分理由拒绝该指定的法人除外）的董事等或者拒绝该指定涉及的非法人事业所（有充分理由拒绝该指定的除外）的管理人员，自该申报或拒绝指定之日起未满五年时。

八 申請者が、指定の申請前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

八 申请者在申请指定前五年内在居家服务等方面做出过不法或明显不当的行为时。

九 申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、法人で、その役員等のうちに第四号の二から第六号まで又は前三号のいずれかに該当する者のあるものであるとき。

九 申请者（老年痴呆症共同生活护理、地区紧密型特定设施入住者生活护理或地区紧密型护理老人福利设施入住者生活护理涉及的指定的申请者除外）为法人，其董事等人员中有符合第四项之二至第六项或前三项的任意一项者时。

十 申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、法人で、その役員等の

うちに第四号の二から第五号の三まで、第六号の二又は第七号から第八号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

十 申請者（仅限老年痴呆症共同生活护理、地区紧密型特定设施入住者生活护理或地区紧密型护理老人福利设施入住者生活护理涉及的指定的申请者）为法人，其董事等人员中有符合第四项之二至第五项之三、第六项之二或第七项至第八项的任意一项者时。

十一 申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、法人でない事業所で、その管理者が第四号の二から第六号まで又は第七号から第八号までのいずれかに該当する者であるとき。

十一 申請者（老年痴呆症共同生活护理、地区紧密型特定设施入住者生活护理或地区紧密型护理老人福利设施入住者生活护理涉及的指定的申请者除外）为事业所而非法人，其管理人员符合第四项之二至第六项或第七项至第八项的任意一项时。

十二 申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、法人でない事業所で、その管理者が第四号の二から第五号の三まで、第六号の二又は第七号から第八号までのいずれかに該当する者であるとき。

十二 申請者（仅限老年痴呆症共同生活护理、地区紧密型特定设施入住者生活护理或地区紧密型护理老人福利设施入住者生活护理涉及的指定的申请者）为事业所而非法人，其管理人员符合第四项之二至第五项之三、第六项之二或第七项至第八项的任意一项时。

5 市町村が前項第一号の条例を定めるに当たっては、厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとする。

5 市町村在制定前款第一项的条例时，需遵守厚生劳动省令规定的标准。

6 市町村長は、第一項の申請があった場合において、次の各号（病院又は診療所により行われる複合型サービスに係る指定の申請にあっては、第一号の二、第一号の三、第三号の二、第三号の四及び第四号を除く。）のいずれかに該当するときは、第四十二条の二第一項本文の指定をしないことができる。

6 市町村长在接到第一款的申请的情况下，当符合下列任意一项（如果该申请涉及医院或诊所提供的复合型服务，则第一项之二、第一项之三、第三项之二、第三项之四及第四项除外）任一情况，时，可以不做出第四十二条之二第一款正文的指定。

一 申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、第七十八条の十第二号から第五号までの規定により指定（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定を除く。）を取り消され、

その取消しの日から起算して五年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前六十日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。）であるとき。

一 申請者（老年痴呆症共同生活护理、地区紧密型特定设施入住者生活护理或地区紧密型护理老人福利设施入住者生活护理涉及的指定申请者除外）依据第七十八条之十第二项至第五项的规定被取消指定（老年痴呆症共同生活护理、地区紧密型特定设施入住者生活护理或地区紧密型护理老人福利设施入住者生活护理涉及的指定除外），且自取消之日起未满五年（如果被取消该指定者为法人，依照该取消处分涉及的《行政手続法》第十五条规定下达通知前六十天内，该法人曾经的董事等自该取消之日起未满五年者包含在内；如果被取消该指定者是事业所而非法人，则下达该通知之日前六十天内曾经是事业所管理者的人员在该取消之日起未满五年者包含在内）时。

一の二 申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、第七十八条の十第二号から第五号までの規定により指定（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定に限る。）を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前六十日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。）であるとき。

一之二 申請者（仅限老年痴呆症共同生活护理、地区紧密型特定设施入住者生活护理或地区紧密型护理老人福利设施入住者生活护理涉及的指定的申请者）依据第七十八条之十第二项至第五项的规定被取消指定（仅限老年痴呆症共同生活护理、地区紧密型特定设施入住者生活护理或地区紧密型护理老人福利设施入住者生活护理涉及的指定），且自取消之日起未满五年（如果被取消该指定者为法人，依照该取消处分涉及的《行政手続法》第十五条规定下达通知前六十天内，该法人曾经的董事等自该取消之日起未满五年者包含在内；如果被取消该指定者是事业所而非法人，则下达该通知之日前六十天内曾经是事业所管理者的人员在该取消之日起未满五年者包含在内）时。

一の三 申請者と密接な関係を有する者（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者と密接な関係を有する者を除く。）が、第七十八条の十第二号から第五号までの規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過していないとき。

一之三 与申請者关系密切者（与地区紧密型护理老人福利设施入住者生活护理涉及的指定的

申請者关系密切者除外) 依据第七十八条之十第二项至第五项的规定被取消指定, 自取消日起算未满五年时。

二 申請者が、第七十八条の十第二号から第五号までの規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第七十八条の五第二項の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)又は第七十八条の八の規定による指定の辞退をした者(当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出又は指定の辞退の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

二 申請者依据第七十八条之十第二项至第五项的规定取消指定的处分涉及的《行政手続法》第十五条的规定下达通知之日起, 至决定是否执行处分之日期间, 依据第七十八条之五第二款的規定申报废止事业(有充分理由废止该事业者除外), 或依据第七十八条之八的规定拒绝指定(有充分理由拒绝该指定者除外), 且自该申报或拒绝指定之日起未满五年时。

二の二 申請者が、第七十八条の七第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日(当該検査の結果に基づき第七十八条の十の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより市町村長が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。)までの間に第七十八条の五第二項の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)又は第七十八条の八の規定による指定の辞退をした者(当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出又は指定の辞退の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

二之二 申請者在依据第七十八条之七第一款规定执行检查之日起, 至预计确定征询之日(指基于该检查的结果, 预计将决定依据第七十八条之十规定做出的指定取消处分涉及的征询是否举行之日。即依据厚生劳动省令的规定, 市町村长对该申请人执行该检查之日起十天之内通知特定日期时的该特定日期)止, 依据第七十八条之五第二款规定申报废止事业(有充分理由废止该事业者除外)或依据第七十八条之八的规定拒绝指定(有充分理由拒绝该指定者除外), 且自申报或拒绝指定之日起未满五年时。

二の三 第二号に規定する期間内に第七十八条の五第二項の規定による事業の廃止の届出又は第七十八条の八の規定による指定の辞退があった場合において、申請者が、同号の通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員等若しくは当該届出に係る法人でない事業所(当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。)の管理者であった者又は当該指定の辞退に係る法人(当該指定の辞退について相当の理由がある法人を除く。)の役員等若しくは当該指定の辞退に係る法人でない事業所(当該指定の辞退について相当の理由があるものを除く。)の管理者であった者で、当該届出又は指定の辞退の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

二之三 在第二项规定的期限内, 依据第七十八条之五第二款的規定申报废止事业或依据第七

十八条之八の規定拒絕指定的情況下，申請者曾經是同項通知之日前六十天內該申報涉及的法人（有充分理由廢止該事業的法人除外）的董事等，或者該申報涉及的非法人事業所（有充分理由廢止該事業者除外）的管理人員、或者拒絕該指定涉及的法人（有充分理由拒絕該指定的法人除外）的董事等、或者拒絕該指定涉及的非法人事業所（有充分理由拒絕該指定者除外）的管理人員，自該申報或拒絕指定之日起未滿五年時。

三 申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、法人で、その役員等のうちに第一号又は前三号のいずれかに該当する者のあるものであるとき。

三 申請者（老年痴呆症共同生活护理、地区紧密型特定设施入住者生活护理或地区紧密型护理老人福利设施入住者生活护理涉及的指定的申请者除外）为法人，其董事等人员中有符合第一项或前三项的任意一项者时。

三の二 申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、法人で、その役員等のうちに第一号の二又は第二号から第二号の三までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

三之二 申請者（仅限老年痴呆症共同生活护理、地区紧密型特定设施入住者生活护理或地区紧密型护理老人福利设施入住者生活护理涉及的指定的申请者）为法人，其董事等人员中有符合第一项之二或第二项至第二项之三的任意一项者时。

三の三 申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、法人でない事業所で、その管理者が第一号又は第二号から第二号の三までのいずれかに該当する者であるとき。

三之三 申請者（老年痴呆症共同生活护理、地区紧密型特定设施入住者生活护理或地区紧密型护理老人福利设施入住者生活护理涉及的指定的申请者除外）为事业所而非法人，其管理人员符合第一项或第二项至第二项之三的任意一项时。

三の四 申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、法人でない事業所で、その管理者が第一号の二又は第二号から第二号の三までのいずれかに該当する者であるとき。

三之四 申請者（仅限老年痴呆症共同生活护理、地区紧密型特定设施入住者生活护理或地区紧密型护理老人福利设施入住者生活护理涉及的指定的申请者）为事业所而非法人，其管理人员符合第一项之二或第二项至第二项之三的任意一项时。

四 認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護につき第一項の申請があった場合において、当該市町村又は当該

申請に係る事業所の所在地を含む区域（第百十七条第二項第一号の規定により当該市町村が定める区域とする。以下この号において「日常生活圏域」という。）における当該地域密着型サービスの利用定員の総数が、同条第一項の規定により当該市町村が定める市町村介護保険事業計画において定める当該市町村又は当該日常生活圏域の当該地域密着型サービスの必要利用定員総数に既に達しているか、又は当該申請に係る事業者の指定によってこれを超えることになると認めるとき、その他の当該市町村介護保険事業計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるとき。

四 就老年痴呆症共同生活护理、地区紧密型特定设施入住者生活护理或地区紧密型护理老人福利设施入住者生活护理提出第一款的申请时，该市町村或包含该申请涉及的事业所所在地的区域（依据第一百一十七条第二款第一项规定，该市町村规定的区域，本项以下称“日常生活区域”）内的该地区紧密型服务的使用名额总数，已经达到该市町村依据同条第一款的规定制定的市町村护理保险事业计划中规定的相应市町村或该日常生活区域的该地区紧密型服务所需的使用名额总数，或通过向该申请涉及的事业所进行指定，导致前者将超过后者时，及认为可能会对该市町村护理保险事业计划的达成带来其他障碍时。

7 市町村長は、第四十二条の二第一項本文の指定を行おうとするとき、又は前項第四号の規定により同条第一項本文の指定をしないこととするときは、あらかじめ、当該市町村が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

7 市町村長拟做出第四十二条之二第一款正文的指定时，或依据前款第四项的规定不做出同条第一款正文的指定时，应事先采取必要的措施，以反映该市町村运行的护理保险的受保人及其他相关人员的意见。

8 市町村長は、第四十二条の二第一項本文の指定を行うに当たって、当該事業の適正な運営を確保するために必要と認める条件を付することができる。

8 市町村长在做出第四十二条之二第一款正文的指定时，可附加必要条件，以保障妥善运营该事业。

9 第一項の申請を受けた市町村長（以下この条において「被申請市町村長」という。）と所在地市町村長との協議により、第四項第四号の規定による同意を要しないことについて所在地市町村長の同意があるときは、同号の規定は適用しない。

9 收到第一款申请的市町村长（以下在本条中称“受理申请的市町村长”）通过与所在地市町村长协商，就不需要依据第四款第四项规定征求同意一事，征得所在地市町村长的同意时，不适用同项的规定。

10 前項の規定により第四項第四号の規定が適用されない場合であって、第一項の申請に係る事業所（所在地市町村長の管轄する区域にあるものに限る。）について、次の各号に掲げるときは、それぞれ当該各号に定める時に、当該申請者について、被申請市町村長による第四

十二条の二第一項本文の指定があったものとみなす。

10 依据前款规定第四款第四项规定不适用的情况下，第一款申请涉及的事业所（仅限于所在地市町村管辖区域的）出现下列各项情况时，在各项分别规定的时间，视为受理申请的市町村長已向该申请者做出第四十二条之二第一款正文的指定。

- 一 所在地市町村長が第四十二条の二第一項本文の指定をしたとき 当該指定がされた時
- 一 所在地市町村長进行第四十二条之二第一款正文的指定时 做出该指定时

二 所在地市町村長による第四十二条の二第一項本文の指定がされているとき 被申請市町村長が当該事業所に係る地域密着型サービス事業を行う者から第一項の申請を受けた時

二 所在地市町村長进行第四十二条之二第一款正文的指定时 受理申请的市町村長受理了运营该事业所涉及的地区紧密型服务事业的机构提出的第一款的申请时

11 第七十八条の十の規定による所在地市町村長による第四十二条の二第一項本文の指定の取消し若しくは効力の停止又は第七十八条の十二において準用する第七十条の二第一項若しくは第七十八条の十五第一項若しくは第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による第四十二条の二第一項本文の指定の失効は、前項の規定により受けたものとみなされた被申請市町村長による第四十二条の二第一項本文の指定の効力に影響を及ぼさないものとする。

11 依据第七十八条之十的规定所在地市町村長取消第四十二条之二第一款正文的指定，或者停止其效力，或依据准用于七十八条之十二的第七十条之二第一款或者第七十八条之十五第一款或者第三款（含准用于同条第五款的情况）的规定导致第四十二条之二第一款正文的指定失效，不会影响依据前款规定视为已取得的、受理申请的市町村長做出的第四十二条之二第一款正文的指定的效力。

（指定地域密着型サービスの事業の基準）

（指定地区紧密型服务事业的标准）

第七十八条の三 指定地域密着型サービス事業者は、次条第二項又は第五項に規定する指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従い、要介護者の心身の状況等に応じて適切な指定地域密着型サービスを提供するとともに、自らその提供する指定地域密着型サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより常に指定地域密着型サービスを受ける者の立場に立ってこれを提供するように努めなければならない。

第七十八条之三 指定地区紧密型服务机构应按照下一条第二款或第五款规定的指定地区紧密型服务事业设备及运营的相关标准，根据需要护理人员的身心情况等提供妥善的指定地区紧密型服务，同时通过采取指定地区紧密型服务品质的自查及其他措施，始终站在接受指定地区紧密型服务的人员的立场，致力于提供服务。

2 指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスを受けようとする被保険者から提示された被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、当該被保険者に当該指定地域密着型サービスを提供するように努めなければならない。

2 拟接受指定地区紧密型服务的投保人出示的投保人证上写有认定审查会的意见时，指定地区紧密型服务机构应考虑该认定审查委员会的意见，努力向该投保人提供相应的指定地区紧密型服务。

第七十八条の四 指定地域密着型サービス事業者は、当該指定に係る事業所ごとに、市町村の条例で定める基準に従い市町村の条例で定める員数の当該指定地域密着型サービスに従事する従業者を有しなければならない。

第七十八条之四 指定地区紧密型服务机构应依据市町村条例规定的标准、按照市町村条例规定的名额，在相应指定涉及的事业所分别配备从事该指定地区紧密型服务的从业人员。

2 前項に規定するもののほか、指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準は、市町村の条例で定める。

2 除了前款规定的内容之外，有关指定地区紧密型服务事业的设备及运营的标准由市町村条例规定。

3 市町村が前二項の条例を定めるに当たっては、第一号から第四号までに掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、第五号に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

3 市町村在制定前两款的条例时，关于第一项至第四项所列事项应按照厚生劳动省令规定的标准制定，关于第五项所列事项应以厚生劳动省令规定的标准为标准制定，其他事项应参考厚生劳动省令规定的标准。

一 指定地域密着型サービスに従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数

一 从事指定地区紧密型服务的从业人员涉及的标准及该从业人员的名额

二 指定地域密着型サービスの事業に係る居室の床面積

二 指定地区紧密型服务事业涉及的居室的楼面面积

三 小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型通所介護の事業に係る利用定員

三 小規模多功能型居家护理及老年痴呆症日托护理事业的利用名额

四 指定地域密着型サービスの事業の運営に関する事項であって、利用又は入所する要介護者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連す

るものとして厚生労働省令で定めるもの

四 与指定地区紧密型服务事业运营运营相关的事项中，厚生劳动省令规定与使用或入住的需要护理人员适当利用服务、获得适当的待遇及安全保障以及保密等密切相关的事项

五 指定地域密着型サービスの事業（第三号に規定する事業を除く。）に係る利用定員

五 指定地区紧密型服务事业（第三项规定的事业除外）の利用名額

4 厚生労働大臣は、前項に規定する厚生労働省令で定める基準（指定地域密着型サービスの取扱いに関する部分に限る。）を定めようとするときは、あらかじめ社会保障審議会の意見を聴かなければならない。

4 厚生劳动大臣拟制定前款规定的厚生劳动省令制定的标准（仅限有关指定地区紧密型服务的操作的部分）时，应事先听取社会保障审议会的意见。

5 市町村は、第三項の規定にかかわらず、同項第一号から第四号までに掲げる事項については、厚生労働省令で定める範囲内で、当該市町村における指定地域密着型サービスに従事する従業者に関する基準及び指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準を定めることができる。

5 不受第三款的规定之限，市町村可针对同款第一项至第四项所列事项，在厚生劳动省令规定的范围内，制定在该市町村从事指定地区紧密型服务的从业人员的相关标准，及指定地区紧密型服务事业设备及运营的相关标准。

6 市町村は、前項の当該市町村における指定地域密着型サービスに従事する従業者に関する基準及び指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準を定めようとするときは、あらかじめ、当該市町村が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させ、及び学識経験を有する者の知見の活用を図るために必要な措置を講じなければならない。

6 市町村拟制定前款的规定在该市町村从事指定地区紧密型服务的从业人员的相关标准，及指定地区紧密型服务事业设备及运营的相关标准时，应预先采取必要措施，以反映该市町村运营的护理保险的投保人及其他相关人员的意见，并充分运用专家学者的见解。

7 指定地域密着型サービス事業者は、次条第二項の規定による事業の廃止若しくは休止の届出をしたとき又は第七十八条の八の規定による指定の辞退をするときは、当該届出の日前一月以内に当該指定地域密着型サービス（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を除く。）を受けていた者又は同条に規定する予告期間の開始日の前日に当該地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を受けていた者であって、当該事業の廃止若しくは休止の日又は当該指定の辞退の日以後においても引き続き当該指定地域密着型サービスに相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な居宅サービス等が継続的に提供されるよう、指定居宅介護支援事業者、他の指定地域密着型サービス事業者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

7 指定地区紧密型服务机构依据下一条第二款的规定申报废止或者停止事业时，或依据第七十八条之八的规定拒绝指定时，应与指定居家护理援助机构、其他指定地区紧密型服务机构及其他相关人员进行联络协调及提供其他便利，确保在该申报之日之前的一个月内接受该指定地区紧密型服务（地区紧密型护理老人福利设施入住者生活护理除外）的人员，或在同条规定的预告期限开始之日的前一天接受该地区紧密型护理老人福利设施入住者生活护理的人员中、希望在该事业废止或者停止之日或拒绝该指定之日后继续获得与该指定地区紧密型服务相当的服务者，持续提供必要的居家服务等。

8 指定地域密着型サービス事業者は、要介護者の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、要介護者のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

8 指定地区紧密型服务机构在尊重需要护理人员的人格的同时，还应遵守本法及基于本法的命令，为了需要护理人员忠实履行职责。

（変更の届出等）

（変更的申报等）

第七十八条の五 指定地域密着型サービス事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該指定地域密着型サービス（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を除く。）の事業を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、十日以内に、その旨を市町村長に届け出なければならない。

第七十八条之五 指定地区紧密型服务机构的该指定涉及的事业所的名称及所在地及其他厚生劳动省令规定的事项发生变更时，或重启已经停止的该指定地区紧密型服务（地区紧密型护理老人福利设施入住者生活护理除外）事业时，应依据厚生劳动省令的规定，于十日之内向市町村长申报。

2 指定地域密着型サービス事業者は、当該指定地域密着型サービス（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を除く。）の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を市町村長に届け出なければならない。

2 指定地区紧密型服务机构拟废止或停止该指定地区紧密型服务（地区紧密型护理老人福利设施入住者生活护理除外）时，应依据厚生劳动省令的规定，于废止或停止之日的一个月之前，向市町村长申报。

（市町村長等による連絡調整又は援助）

（市町村长等的联络协调或援助）

第七十八条の六 市町村長は、指定地域密着型サービス事業者による第七十八条の四第七項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該指定地域密着

型サービス事業者及び指定居宅介護支援事業者、他の指定地域密着型サービス事業者その他の関係者相互間の連絡調整又は当該指定地域密着型サービス事業者及び当該関係者に対する助言その他の援助を行うことができる。

第七十八条之六 市町村長认为，为了指定地区紧密型服务机构顺利提供第七十八条之四第七款规定的便利而有必要时，可在该指定地区紧密型服务机构及指定居家护理援助机构、其他指定地区紧密型服务机构及其他相关人员之间进行联络协调，或向该指定地区紧密型服务机构及该相关人员提供建议及其他援助。

2 都道府県知事は、同一の指定地域密着型サービス事業者について二以上の市町村長が前項の規定による連絡調整又は援助を行う場合において、当該指定地域密着型サービス事業者による第七十八条の四第七項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該市町村長相互間の連絡調整又は当該指定地域密着型サービス事業者に対する市町村の区域を超えた広域的な見地からの助言その他の援助を行うことができる。

2 都道府県知事は、兩名以上の市町村長向同一指定地区紧密型服务机构提供前款规定的联络协调或援助的情况下，为了让该指定地区紧密型服务机构顺利提供第七十八条之四第七款规定的便利而有必要时，可协助在相应市町村长之间进行联络协调，或站在超出市町村区域的广阔视角向该指定地区紧密型服务机构提供建议及其他援助。

3 厚生労働大臣は、同一の指定地域密着型サービス事業者について二以上の都道府県知事が前項の規定による連絡調整又は援助を行う場合において、当該指定地域密着型サービス事業者による第七十八条の四第七項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該都道府県知事相互間の連絡調整又は当該指定地域密着型サービス事業者に対する都道府県の区域を超えた広域的な見地からの助言その他の援助を行うことができる。

3 厚生劳动大臣认为，兩名以上的都道府县知事向同一指定地区紧密型服务机构提供前款规定的联络协调或援助的情况下，为了让该指定地区紧密型服务机构顺利提供第七十八条之四第七款规定的便利而有必要时，可协助在相应都道府县知事之间进行联络协调，或站在超出都道府县区域的广阔视角向该指定地区紧密型服务机构提供建议及其他援助。

（報告等）

（報告等）

第七十八条の七 市町村長は、地域密着型介護サービス費の支給に関して必要があると認めるときは、指定地域密着型サービス事業者若しくは指定地域密着型サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者（以下この項において「指定地域密着型サービス事業者であった者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、指定地域密着型サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者若しくは指定地域密着型サービス事業者であった者等に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該指定地域密着型サービス事業者の当該指定に係る事業所、事務所その他指定地域密着型サービスの事業に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳

簿書類その他の物件を検査させることができる。

第七十八条之七 关于地区紧密型护理服务费的支付，市町村长认为有必要时，可以令指定地区紧密型服务机构或者曾经的指定地区紧密型服务机构或者该指定涉及的事业所曾经的从业人员（以下在本款中称“曾经的指定地区紧密型服务机构等”）提交或者出示报告或者账簿文件，要求指定地区紧密型服务机构或该指定涉及的事业所的从业人员或者曾经的指定地区紧密型服务机构等到场，或令职员对相关人员进行提问，或者令其进入该指定地区紧密型服务机构的该指定涉及的事业所、办公室及其他与指定地区紧密型服务事业有关的场所，检查其设备或者账簿文件及其他物品。

2 第二十四条第三項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第四項の規定は前項の規定による権限について準用する。

2 第二十四条第三款の規定准用于前款規定の質問或検査，同条第四款の規定准用于前款規定の権限。

（指定の辞退）

（指定的拒绝）

第七十八条の八 第四十二条の二第一項本文の指定を受けて地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の事業を行う者は、一月以上の予告期間を設けて、その指定を辞退することができる。

第七十八条之八 接受第四十二条之二第一款正文の指定、运营地区紧密型护理老人福利设施入住者生活护理事业者，可在提前一个月以上的预告期限内，拒绝该指定。

（勧告、命令等）

（劝告、命令等）

第七十八条の九 市町村長は、指定地域密着型サービス事業者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該指定地域密着型サービス事業者に対し、期限を定めて、それぞれ当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。

第七十八条之九 市町村长认为指定地区紧密型服务机构符合下列各项情况时，可设定一定的期限，劝告该指定地区紧密型服务机构采取各项分别规定的措施。

一 第七十八条の二第八項の規定により当該指定を行うに当たって付された条件に従わない場合 当該条件に従うこと。

一 未遵守根据第七十八条之二第八款の规定的規定进行该指定时附加的条件 需遵守该条件。

二 当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について第七十八条の四第一項の市町村の条例で定める基準若しくは同項の市町村の条例で定める員数又は同条第五項

に規定する指定地域密着型サービスに従事する従業者に関する基準を満たしていない場合
当該市町村の条例で定める基準若しくは当該市町村の条例で定める員数又は当該指定地域密着型サービスに従事する従業者に関する基準を満たすこと。

二 该指定涉及的事业所从业人员的知识或者技能或人员无法满足第七十八条之四第一款市町村条例规定的标准，或者同款市町村条例规定的名额，或同条第五款规定的从事指定地区紧密型服务的从业人员的相关标准 需满足该市町村的条例规定的标准，或者该市町村条例规定的名额，或从事该制定地区紧密型服务的从业人员的相关标准。

三 第七十八条の四第二項又は第五項に規定する指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定地域密着型サービスの事業の運営をしていない場合
当該指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定地域密着型サービスの事業の運営をすること。

三 未按照第七十八条之四第二款或第五款规定的指定地区紧密型服务事业设备及运营的相关标准妥善运营指定地区紧密型服务事业时 需按照该指定地区紧密型服务事业的设备及运营的相关标准妥善运营指定地区紧密型服务事业。

四 第七十八条の四第七項に規定する便宜の提供を適正に行っていない場合 当該便宜の提供を適正に行うこと。

四 未妥善提供第七十八条之四第七款规定的便利时 需妥善提供相应便利

2 市町村長は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた指定地域密着型サービス事業者が同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

2 市町村長提出前款规定的劝告后，接到劝告的指定地区紧密型服务机构在同款的期限内不予执行时，市町村长可予以公布。

3 市町村長は、第一項の規定による勧告を受けた指定地域密着型サービス事業者が、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該指定地域密着型サービス事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

3 接到第一款规定的劝告的指定地区紧密型服务机构无正当理由拒不采取劝告涉及的措施时，市町村长可设定一定的期限，要求该指定地区紧密型服务机构采取劝告涉及的措施。

4 市町村長は、前項の規定による命令をした場合においては、その旨を公示しなければならない。

4 市町村长下达前款规定的命令时，应予以公示。

(指定の取消し等)

(指定的取消等)

第七十八条之十 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該指定地域密着型サービス事業者に係る第四十二条之二第一項本文の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

第七十八条之十一 符合下列任意一项时，市町村長均可取消该指定地区紧密型服务机构涉及的第四十二条之二第一款正文的指定，或设定期限，停止该指定的全部或部分效力。

一 指定地域密着型サービス事業者が、第七十八条之二第四項第四号之二から第五号之二まで、第九号（第五号之三に該当する者のあるものを除く。）、第十号（第五号之三に該当する者のあるものを除く。）、第十一号（第五号之三に該当する者であることを除く。）又は第十二号（第五号之三に該当する者であることを除く。）のいずれかに該当するに至ったとき。

一 指定地区紧密型服务机构符合第七十八条之二第四款第四项之二至第五项之二、第九项（有符合第五项之三者除外）、第十项（有符合第五项之三者除外）、第十一项（符合第五项之三者除外）或第十二项（符合第五项之三者除外）中的任意一项时。

二 指定地域密着型サービス事業者が、第七十八条之二第六項第三号から第三号の四までのいずれかに該当するに至ったとき。

二 指定地区紧密型服务机构符合第七十八条之二第六款第三项至第三项之四的任意一项时。

三 指定地域密着型サービス事業者が、第七十八条之二第八項の規定により当該指定を行うに当たって付された条件に違反したと認められるとき。

三 可以认定指定地区紧密型服务机构依据第七十八条之二第八款的规定进行该指定时，违反了附带条件时。

四 指定地域密着型サービス事業者が、当該指定に係る事業所の従業員の知識若しくは技能又は人員について、第七十八条の四第一項の市町村の条例で定める基準若しくは同項の市町村の条例で定める員数又は同条第五項に規定する指定地域密着型サービスに従事する従業員に関する基準を満たすことができなくなったとき。

四 指定地区紧密型服务机构中，该指定涉及的事业所从业人员的知识或者技能或人员无法继续满足第七十八条之四第一款市町村条例规定的标准，或者同款市町村条例规定的名额，或同条第五款规定的从事该指定地区紧密型服务的从业人员的相关标准时。

五 指定地域密着型サービス事業者が、第七十八条の四第二項又は第五項に規定する指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定地域密着型サービスの事業の運営をすることができなくなったとき。

五 指定地区紧密型服务机构无法继续按照第七十八条之四第二款或第五款规定的指定地区紧密型服务事业设备及运营的相关标准妥善运营指定地区紧密型服务事业时。

六 指定地域密着型サービス事業者が、第七十八条の四第八項に規定する義務に違反したと認められるとき。

六 可以认定指定地区紧密型服务机构违反第七十八条之四第八款规定的义务时。

七 指定地域密着型サービス事業者（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行うものに限る。）が、第二十八条第五項（第二十九条第二項、第三十条第二項、第三十一条第二項、第三十三条第四項、第三十三条の二第二項、第三十三条の三第二項及び第三十四条第二項において準用する場合を含む。第八十四条、第九十二条及び第一百零四条において同じ。）の規定により調査の委託を受けた場合において、当該調査の結果について虚偽の報告をしたとき。

七 指定地区紧密型服务机构（仅限地区紧密型护理老人福利设施入住者生活护理的运营机构）依据第二十八条第五款（包括准用于第二十九条第二款、第三十条第二款、第三十一条第二款、第三十三条第四款、第三十三条之二第二款、第三十三条之三第二款及第三十四条第二款的情况。第八十四条、第九十二条及第一百零四条同）的规定接到调查委托的情况下，就该调查的结果提供虚假报告时。

八 地域密着型介護サービス費の請求に関し不正があったとき。

八 在地区紧密型护理服务费的请款要求上存在不法行为时。

九 指定地域密着型サービス事業者が、第七十八条の七第一項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

九 依据第七十八条之七第一款的规定被要求提交或者出示报告或账簿文件，而指定地区紧密型服务机构拒不执行，或提供虚假报告时。

十 指定地域密着型サービス事業者又は当該指定に係る事業所の従業者が、第七十八条の七第一項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係る事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定地域密着型サービス事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。

十 依据第七十八条之七第一款的规定被要求到场时，指定地区紧密型服务机构或该指定涉及的事业所的从业人员拒不执行，不对前款规定的提问进行答辩，或者进行虚假答辩，或抗拒、妨碍、逃避前款规定的检查时。但是，该指定涉及的事业所的从业人员出现上述行为时，该指定地区紧密型服务机构为防止上述行为已尽到相应的提醒及监督职责时除外。

十一 指定地域密着型サービス事業者が、不正の手段により第四十二条の二第一項本文の指定を受けたとき。

十一 指定地区紧密型服务机构通过不法手段获得第四十二条之二第一款正文的指定时。

十二 前各号に掲げる場合のほか、指定地域密着型サービス事業者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

十二 除了上述各项所列情况之外，指定地区紧密型服务机构违反本法及其他国民保健医疗或者福利的相关法律政令规定、或基于这些法律的命令或者处理时。

十三 前各号に掲げる場合のほか、指定地域密着型サービス事業者が、居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

十三 除了上述各项所列情况之外，指定地区紧密型服务机构在居家服务等方面做出不法或明显不当的行为时。

十四 指定地域密着型サービス事業者が法人である場合において、その役員等のうちに指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。

十四 指定地区紧密型服务机构为法人时，在拟取消指定或停止指定的全部或部分效力前五年内，其董事等人员中有在居家服务等方面做出过不法或明显不当的行为时。

十五 指定地域密着型サービス事業者が法人でない事業所である場合において、その管理者が指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

十五 指定地区紧密型服务机构为事业所而非法人时，在拟取消指定或停止该指定的全部或部分效力前五年内，其管理者在居家服务等方面做出过不法或明显不当的行为时。

(公示)

(公示)

第七十八条の十一 市町村長は、次に掲げる場合には、遅滞なく、当該指定地域密着型サービス事業者の名称、当該指定に係る事業所の所在地その他の厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出るとともに、これを公示しなければならない。

第七十八条之十一 在下列情况下，市町村长应立即向都道府县知事申报该指定地区紧密型服务机构的名称、该指定涉及的事业所的所在地及厚生劳动省令规定的其他事项，并进行公示。

一 第四十二条の二第一項本文の指定をしたとき。

一 授予第四十二条之二第一款正文的指定时。

二 第七十八条の五第二項の規定による事業の廃止の届出があったとき。

二 依据第七十八条之五第二款的规定申报废止事业时。

三 第七十八条の八の規定による第四十二条の二第一項本文の指定の辞退があったとき。
三 依据第七十八条之八的规定拒绝第四十二条之二第一款正文的指定时。

四 前条の規定により第四十二条の二第一項本文の指定を取り消し、又は指定の全部若しくは一部の効力を停止したとき。

四 依据前条规定取消第四十二条之二第一款正文的指定，或停止指定的全部或者部分效力时。

(準用)

(准用)

第七十八条の十二 第七十条の二、第七十一条及び第七十二条の規定は、第四十二条の二第一項本文の指定について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

第七十八条之十二 第七十条之二、第七十一条及第七十二条的规定准用于第四十二条之二第一款正文的指定。此时，有关上述规定的必要技术性替换，由政令规定。

(公募指定)

(公募指定)

第七十八条の十三 市町村長は、第百十七条第一項の規定により当該市町村が定める市町村介護保険事業計画において定める当該市町村又は同条第二項第一号の規定により当該市町村が定める区域における定期巡回・随時対応型訪問介護看護等（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護以外の地域密着型サービスであって、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護その他の厚生労働省令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）の見込量の確保及び質の向上のために特に必要があると認めるときは、その定める期間（以下「市町村長指定期間」という。）中は、当該見込量の確保のため公募により第四十二条の二第一項本文の指定を行うことが適当な区域として定める区域（以下「市町村長指定区域」という。）に所在する事業所（定期巡回・随時対応型訪問介護看護等のうち当該市町村長が定めるもの（以下「市町村長指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護等」という。）の事業を行う事業所に限る。以下「市町村長指定区域・サービス事業所」という。）に係る同項本文の指定を、公募により行うものとする。

第七十八条之十三 市町村长认为，为确保依据第一百一十七条第一款的规定该市町村制定的市町村护理保险事业计划中规定的相应市町村或依据同条第二款第一项的规定由该市町村划定的区域中，定期巡访、随时上门护理看护等（老年痴呆症共同生活护理、地区紧密型特定设施入住者生活护理及地区紧密型护理老人福利设施入住者生活护理之外的地区紧密型服务中，定期巡访和随时上门护理看护、小规模多功能居家护理及其他厚生劳动省令规定的事项。本款下

同。)の预估量 and 提升服务质量而特别有必要时,可在规定期限内(以下称“市町村长指定期限”)为确保该预估量,在认为适合通过公募做出第四十二条之二第一款正文的指定的区域(以下称“市町村长指定区域”)内的事业所(仅限运营定期巡访和随时上门护理看护等服务中市町村长规定的(以下称“市町村长指定定期巡访和随时上门护理看护等”)事业的事业所,以下称“市町村长指定区域和服务事业所”)以公募形式进行其涉及的同款正文制定。

2 市町村長指定期間中における市町村長指定区域・サービス事業所に係る第四十二条の二第一項本文の指定については、第七十八条の二の規定は適用しない。

2 市町村长指定期限内,市町村长指定区域和服务事业所涉及的四十二条之二第一款正文规定的指定不适用第七十八条之二的规定。

3 市町村長は、当該市町村長指定期間の開始日の前日までにされた市町村長指定区域・サービス事業所に係る第七十八条の二第一項の指定の申請であって、当該市町村長指定期間の開始の際、指定をするかどうかの処分がなされていないものについては、前項の規定にかかわらず、当該申請に対する処分を行うものとする。

3 在该市町村长指定期限开始之日前一日之前提出的涉及市町村长指定区域和服务事业所的第七十八条之二第一款的指定的申请,在该市町村长指定期限开始时,尚未做出是否做出指定的处理决定,不受前款规定之限,市町村长需对该申请做出处理。

4 前項の規定は、市町村長が市町村長指定区域を拡張する場合又は市町村長指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護等を追加する場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

4 前款规定准用于市町村长扩大市町村长指定区域或增加市町村长指定定期巡访和随时上门护理看护等服务的情况。此时,必要技术性替换由政令规定。

第七十八条の十四 前条第一項の規定により行われる第四十二条の二第一項本文の指定(以下「公募指定」という。)は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村長指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の種類及び当該市町村長指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の種類に係る市町村長指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の事業を行う事業所ごとに行い、当該公募指定をする市町村長がその長である市町村が行う介護保険の被保険者(特定地域密着型サービスに係る公募指定にあつては、当該市町村の区域内に所在する住所地特例対象施設に入所等をしている住所地特例適用要介護被保険者を含む。)に対する地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費の支給について、その効力を有する。

第七十八条之十四 依据前条第一款的规定进行的第四十二条之二第一款正文的指定(以下称“公募指定”),依据厚生劳动省令的规定,需以市町村长指定定期巡访和随时上门护理看护等的种类及该市町村长指定定期巡访和随时上门护理看护等的种类涉及的运营市町村长指定定期巡访和随时上门护理看护等事业的事业所为单位进行。在做出该公募指定的市町村长向自己负责的市町村开展的、向护理保险的受保人(如果是特定地区紧密型服务涉及的公募指定,则包

括入住位于该市町村区域内的地址特例对象设施等的适用地址特例的需要护理受保人) 支付地区紧密型护理服务费及特例地区紧密型护理服务费上有效。

2 市町村長は、公募指定をしようとするときは、厚生労働省令で定める基準に従い、その応募者のうちから公正な方法で選考をし、指定地域密着型サービス事業者を決定するものとする。

2 市町村長拟进行公募指定时，应依据厚生劳动省令规定的标准，使用公正的方法在申请者中进行考察，并最终确定指定地区紧密型服务机构。

3 第七十八条の二第二項、第四項（第四号、第六号の二、第十号及び第十二号を除く。）、第五項、第六項（第一号の二、第三号の二、第三号の四及び第四号を除く。）、第七項及び第八項の規定は、公募指定について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 第七十八条之二第二款、第四款（第四项、第六项之二、第十项及第十二项除外）、第五款、第六款（第一项之二、第三项之二、第三项之四及第四项除外）、第七款及第八款的规定准用于公募指定。此时，有关上述规定的必要技术性替换，由政令规定。

（公募指定の有効期間等）

（公募指定の有効期等）

第七十八条の十五 公募指定は、第七十八条の十二において準用する第七十条の二の規定にかかわらず、その指定の日から起算して六年を超えない範囲内で当該市町村長が定める期間を経過したときは、その効力を失う。

第七十八条之十五 不受准用于第七十八条之十二的第七十条之二的规定之限，从指定之日起六年以内，超过了该市町村长规定的期限时失效。

2 第七十八条の十二において準用する第七十条の二の規定は、市町村長指定期間の開始の際現に効力を有する市町村長指定区域・サービス事業所に係る第四十二条の二第一項本文の指定（公募指定を除く。）及び第七十八条の十三第三項の規定により行われた第四十二条の二第一項本文の指定（次項において「指定期間開始時有効指定」という。）については、適用しない。

2 准用于第七十八条之十二的第七十条之二的规定，不适用于市町村长指定期限开始时有有效的、市町村长指定区域和服务事业所涉及的四十二条之二第一款正文的指定（公募指定除外）及根据第七十八条之十三第三款规定进行的四十二条之二第一款正文的指定（下款称“指定期限开始时有有效的指定”）。

3 指定期間開始時有効指定は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間を経過したときは、その効力を失う。

3 指定期限开始时有效的指定，按照下列各项的分类，超出相应各项规定的期限时失效。

一 次号に掲げる指定期間開始時有効指定以外の指定期間開始時有効指定 当該指定期間開始時有効指定がされた日又は従前の第七十八条の十二において準用する第七十条の二第一項の期間（同号において「従前の指定の有効期間」という。）の満了の日の翌日のうち直近の日から六年

一 下一項所列指定期限开始时有效的指定之外的指定期限开始时有效的指定 在做出该指定期限开始时有效的指定当天，或之前准用于第七十八条之十二的第七十条之二第一款期限（本项称“之前的指定有效期限”）到期后次日这两个日期中，更近的开始日期起六年

二 指定期間開始時有効指定を受けている指定地域密着型サービス事業者が、当該市町村長指定区域・サービス事業所に係る公募指定を受ける場合における当該指定期間開始時有効指定 当該指定期間開始時有効指定がされた日又は従前の指定の有効期間の満了の日の翌日のうち直近の日から当該公募指定がされた日の前日までの期間

二 获得指定期限开始时有效的指定的指定地区紧密型服务机构，接受该市町村长指定区域和服务事业所涉及的公募指定时该指定期限开始时有效的指定 做出该指定期限开始时有效的指定当天，和之前的指定有效期届满之日次日这两个日期中，从更近的开始日期算起至做出该公募指定之日的前一天之间

4 市町村長は、当該市町村長指定期間の開始日の前日までにされた市町村長指定区域・サービス事業所に係る第七十八条の十二において準用する第七十条の二第一項の指定の更新の申請であって、当該市町村長指定期間の開始の際、指定の更新をするかどうかの処分がなされていないものについては、第二項の規定にかかわらず、当該申請に対する処分を行うものとする。

4 市町村长在该市町村长指定期限开始之日的前一日之前提出涉及市町村长指定区域和服务事业所的、准用于第七十八条之十二的第七十条之二第一款的指定申请更新时，在该市町村长指定期限开始时，尚未做出是否做出指定的处理决定，不受前款规定之限，市町村长需对该申请做出处理。

5 前三項の規定は、市町村長が市町村長指定区域を拡張する場合又は市町村長指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護等を追加する場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

5 前三款规定准用于市町村长扩大市町村长指定区域或增加市町村长指定定期巡访和随时上门护理看护等。此时，必要技术性替换由政令规定。

（市町村長指定期間等の公示）

（市町村长指定期限等的公示）

第七十八条の十六 市町村長は、市町村長指定期間、市町村長指定区域及び市町村長指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護等を定めようとするときは、あらかじめ、その旨並びに市町村長指定区域及び市町村長指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護等に係る効力が生ずる日を公示しなければならない。

第七十八条之十六 市町村長拟规定市町村长指定期限、市町村长指定区域及市町村长指定定期巡访和随时上门护理看护等时，应事先公示相关情况以及市町村长指定区域、市町村长指定定期巡访和随时上门护理看护等的生效日期。

2 前項の規定は、市町村長指定期間、市町村長指定区域又は市町村長指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の変更について準用する。

2 前项规定准用于市町村长指定期限、市町村长指定区域或市町村长指定定期巡访和随时上门护理看护等的变更。

(公募指定に関する読替え)

(公募指定相关替换)

第七十八条の十七 公募指定に係る第七十八条の二第四項、第六項及び第十一項、第七十八条の五第二項並びに第七十八条の九から第七十八条の十一までの規定の適用については、同項中「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を除く」とあるのは「公募指定に係る市町村長指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護等に限る」と、「一月前まで」とあるのは「一月以上前の日であって市町村長が定める日まで」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第七十八条之十七 在公募指定涉及的第七十八条之二第四款、第六款及第十一款、第七十八条之五第二款以及第七十八条之九至第七十八条之十一的规定的适用上，同款中的“地区紧密型护理老人福利设施入住者生活护理除外”替换为“仅限公募指定涉及的市町村长指定定期巡访、随时上门护理看护等”，“一个月之前”替换为“超过一个月之前、市町村长规定的日期”，除此之外的必要技术性替换由政令规定。

第四節 指定居宅介護支援事業者

第四节 指定居家护理援助机构

(指定居宅介護支援事業者の指定)

(指定居家护理援助机构的指定)

第七十九条 第四十六条第一項の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、居宅介護支援事業を行う者の申請により、居宅介護支援事業を行う事業所(以下この節において単に「事業所」という。)ごとに行う。

第七十九条 依据厚生劳动省令的规定，第四十六条第一款的指定将按照开展居家护理援助事

業者提出的申請，以运营居家护理援助事业的事业所（以下本节中简称“事业所”）为单位进行。

2 市町村長は、前項の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、第四十六条第一項の指定をしてはならない。

2 提出前款申請的情况下，符合下列任意一项时，市町村長不得进行第四十六条第一款的指定。

一 申請者が市町村の条例で定める者でないとき。

一 申請者不是市町村条例规定的人员时。

二 当該申請に係る事業所の介護支援専門員の人員が、第八十一条第一項の市町村の条例で定める員数を満たしていないとき。

二 该申請涉及的事业所的护理援助专业人员人数不满足第八十一条第一款市町村条例规定的名额时。

三 申請者が、第八十一条第二項に規定する指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準に従って適正な居宅介護支援事業の運営をすることができないと認められるとき。

三 认定申請者无法按照第八十一条第二款规定的指定居家护理援助事业运营的相关标准妥善运营居家护理援助事业时。

三の二 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

三之二 申請者被处以监禁以上刑罚并执行完毕，或取消执行之前。

四 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

四 申請者依据本法及其他国民保健医疗或者福利的相关法律、政令规定被处以缴纳罚金的刑罚并执行完毕，或取消执行之前。

四の二 申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

四之二 申請者依据劳动相关法律规定、政令规定被处以缴纳罚金的刑罚并执行完毕，或取消执行之前。

四の三 申請者が、保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全てを引き続き

滞納している者であるとき。

四之三 申請者在提出该申请之日前一天之前，基于规定保险费等的缴纳义务的法律规定受到滞納处分，且自受到处分之日起三个月以上时间内，无正当理由，继续滞納自受到该处分之日后到达缴纳期限的全额保险费等时。

五 申請者が、第八十四条第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前六十日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定居宅介護支援事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定居宅介護支援事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定居宅介護支援事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

五 申請者依据第八十四条第一款或第一百一十五条之三十五第六款的规定被取消指定，且自取消之日起未滿五年者（如果被取消该指定者为法人，依照该取消处分涉及的《行政手続法》第十五条规定下达通知前六十天内，该法人曾经的董事等自该取消之日起未滿五年者包含在内；如果被取消该指定者是事业所而非法人，则下达该通知之日前六十天内曾经是事业所管理者的人员在该取消之日起未滿五年者包含在内）。但是，在指定居家护理援助机构指定的取消中，需围绕导致该指定受到取消处理的事实及该指定居家护理援助机构为防止该事实的发生而制定的工作管理体制的运转状况及其他相应事实，考虑该指定居家护理援助机构承担的责任的程度，如果认为不应取消本项正文规定的指定，并符合厚生劳动省令的规定，则除外。

五の二 申請者と密接な関係を有する者が、第八十四条第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過していないとき。ただし、当該指定の取消しが、指定居宅介護支援事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定居宅介護支援事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定居宅介護支援事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

五之二 与申請者关系密切者，依据第八十四条第一款或第一百一十五条之三十五第六款的规定被取消指定，自取消之日起未滿五年时。但是，在指定居家护理援助机构指定的取消中，需围绕导致该指定受到取消处理的事实及该指定居家护理援助机构为防止该事实的发生而制定的工作管理体制的运转状况及其他相应事实，考虑该指定居家护理援助机构承担的责任的程度，

如果认为不应取消本项正文规定的指定，并符合厚生劳动省令的规定，则除外。

六 申請者が、第八十四条第一項又は第百十五條之三十五第六項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第十五條の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第八十二条第二項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

六 申請者依据第八十四条第一款或第一百一十五條之三十五第六款的规定取消指定的处分涉及的《行政手続法》第十五條的规定通知之日起，至決定是否执行该处分之日期间，依据第八十二条第二款的规定申报废止事业（有充分理由废止该事业者除外），且自该申报之日起未满五年时。

六の二 申請者が、第八十三条第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第八十四条第一項の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより市町村長が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第八十二条第二項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

六之二 申請者在依据第八十三条第一款规定执行检查之日起，至预计确定征询之日（指基于该检查的结果，预计将决定依据第八十四条第一款规定做出的指定取消处分涉及的征询是否举行之日。即依据厚生劳动省令的规定，市町村长对该申请人执行该检查之日起十天之内通知特定日期时的该特定日期）止，依据第八十二条第二款规定申报废止事业（有充分理由废止该事业者除外），且自申报之日起未满五年时。

六の三 第六号に規定する期間内に第八十二条第二項の規定による事業の廃止の届出があつた場合において、申請者が、同号の通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又は当該届出に係る法人でない事業所（当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。）の管理者であつた者で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

六之三 在第六项规定的期限内，依据第八十二条第二款的规定申报废止事业的情况下，申请者曾经是同项通知之日前六十天内该申报涉及的法人（有充分理由废止该事业的法人除外）的董事等、或该申报涉及的非法人事业所（有充分理由废止该事业者除外）的管理人員，且自该申报之日起未满五年时。

七 申請者が、指定の申請前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

七 申请者在申请指定前五年内，在居家服务等方面做出过不法或明显不正当的行为时。

八 申請者が、法人で、その役員等のうちに第三号の二から第五号まで又は第六号から前号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

八 申請者为法人，其董事等人员中有符合第三项之二至第五项、或第六项至前项中的任意一项者时。

九 申請者が、法人でない事業所で、その管理者が第三号の二から第五号まで又は第六号から第七号までのいずれかに該当する者であるとき。

九 申請者为事业所而非法人，其管理人员符合第三项之二至第五项、或第六项至第七项中的任意一项时。

3 市町村が前項第一号の条例を定めるに当たっては、厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとする。

3 市町村在制定前款第一项的条例时，需遵守厚生劳动省令制定的标准。

(指定の更新)

(指定的更新)

第七十九条之二 第四十六条第一項の指定は、六年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

第七十九条之二 第四十六条第一款的指定应每六年更新一次，否则逾期将失效。

2 前項の更新の申請があった場合において、同項の期間（以下この条において「指定の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

2 提出前款的更新申请后，若在同款的期限（以下在本条中称“许可的有效期”）届满之日前尚未对申请作出处理，则之前的指定在指定的有效期届满后、更新申请被处理前依旧有效。

3 前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

3 在前款的情况下，更新后的指定的有效期自之前的指定有效期届满次日起计算。

4 前条の規定は、第一項の指定の更新について準用する。

4 前条规定准用于第一款的指定的更新。

(指定居宅介護支援の事業の基準)

(指定居家护理援助事业的标准)

第八十条 指定居宅介護支援事業者は、次条第二項に規定する指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準に従い、要介護者の心身の状況等に応じて適切な指定居宅介護支援を提供するとともに、自らその提供する指定居宅介護支援の質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより常に指定居宅介護支援を受ける者の立場に立ってこれを提供するように努めなければならない。

第八十条 指定居家护理援助机构应按照下一条第二款规定的指定居家护理援助事业的运营相关标准，根据需要护理人员的身心状况等提供妥善的指定居家护理援助，同时通过采取指定居家护理援助品质的自查及其他措施，始终站在接受指定居家护理援助服务的人员的立场，致力于提供服务。

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を受けようとする被保険者から提示された被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、当該被保険者に当該指定居宅介護支援を提供するように努めなければならない。

2 拟接受指定居家护理援助的投保人出具的投保人证上写有认定审查会的意见时，指定居家护理援助机构应考虑该认定审查会的意见，努力向该投保人提供相应的指定居家护理援助。

第八十一条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに、市町村の条例で定める員数の介護支援専門員を有しなければならない。

第八十一条 指定居家护理援助机构应在相应指定涉及的事业所分别配备市町村条例规定名额的护理援助专业人员。

2 前項に規定するもののほか、指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準は、市町村の条例で定める。

2 除了前款规定的内容之外，有关指定居家护理援助事业运营的标准由市町村条例规定。

3 市町村が前二項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

3 市町村在指定前两款条例时，下列事项应按照厚生劳动省令规定的标准制定，其他事项应参考厚生劳动省令规定的标准。

一 指定居宅介護支援に従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数

一 从事指定居家护理援助的从业人员涉及的标准及该从业人员的数额

二 指定居宅介護支援の事業の運営に関する事項であって、利用する要介護者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

二 与指定居家护理援助事业运营相关的事项中，厚生劳动省令规定与使用的需要护理人员适

当利用服务、获得适当的待遇及安全保障以及保密等密切相关的事项

4 厚生労働大臣は、前項に規定する厚生労働省令で定める基準（指定居宅介護支援の取扱いに関する部分に限る。）を定めようとするときは、あらかじめ社会保障審議会の意見を聴かなければならない。

4 厚生劳动大臣拟制定前款规定的厚生劳动省令制定的标准（仅限有关指定居家护理援助的操作的部分）时，应事先听取社会保障审议会的意见。

5 指定居宅介護支援事業者は、次条第二項の規定による事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日前一月以内に当該指定居宅介護支援を受けていた者であって、当該事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き当該指定居宅介護支援に相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な居宅サービス等が継続的に提供されるよう、他の指定居宅介護支援事業者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

5 指定居家护理援助机构依据下一条第二款的规定申报废止或者停止事业时，应与其他指定居家护理援助机构及其他相关人员进行联络协调及提供其他便利，确保为截至该申报之日的前一天接受该指定居家护理援助的人员中、希望在该事业废止或停止之日后继续获得与该指定居家护理援助相当的服务者，持续提供必要的居家服务等。

6 指定居宅介護支援事業者は、要介護者の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、要介護者のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

6 指定居家护理援助机构在尊重需要护理人员的人格的同时，还应遵守本法及基于本法的命令，为了需要护理人员忠实履行职责。

（変更の届出等）

（変更的申报等）

第八十二条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該指定居宅介護支援の事業を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、十日以内に、その旨を市町村長に届け出なければならない。

第八十二条 指定居家护理援助机构的该指定涉及的事业所的名称及所在地及其他厚生劳动省令规定的事项发生变更时，或重启已停止的该指定居家护理援助事业时，应依据厚生劳动省令的规定，于十日之内向市町村长申报。

2 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を市町村長に届け出なければならない。

2 指定居家护理援助机构拟废止或停止该指定居家护理援助事业时，应根据厚生劳动省令的

規定，于废止或停止之日的一个月之前向市町村長申报。

（市町村長等による連絡調整又は援助）

（市町村長等的联络协调或援助）

第八十二条之二 市町村長は、指定居宅介護支援事業者による第八十一条第五項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該指定居宅介護支援事業者及び他の指定居宅介護支援事業者その他の関係者相互間の連絡調整又は当該指定居宅介護支援事業者及び当該関係者に対する助言その他の援助を行うことができる。

第八十二条之二 市町村長认为，为了指定居家护理援助机构顺利提供第八十一条第五款规定的便利而有必要时，可在该指定居家护理援助机构及其他指定居家护理援助机构及其他相关人员之间进行联络协调，或向该指定居家护理援助及该相关人员提供建议及其他援助。

2 都道府県知事は、同一の指定居宅介護支援事業者について二以上の市町村長が前項の規定による連絡調整又は援助を行う場合において、当該指定居宅介護支援事業者による第八十一条第五項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該市町村長相互間の連絡調整又は当該指定居宅介護支援事業者に対する市町村の区域を超えた広域的な見地からの助言その他の援助を行うことができる。

2 都道府县知事认为，两名以上的市町村長向同一指定居家护理援助机构提供前款规定的联络协调或援助的情况下，为了让该指定居家护理援助机构顺利提供第八十一条第五款规定的便利而有必要时，可协助在相应市町村長之间进行联络协调，或站在超出市町村区域的广阔视角向该指定居家护理援助机构提供建议及其他援助。

3 厚生労働大臣は、同一の指定居宅介護支援事業者について二以上の都道府県知事が前項の規定による連絡調整又は援助を行う場合において、当該指定居宅介護支援事業者による第八十一条第五項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該都道府県知事相互間の連絡調整又は当該指定居宅介護支援事業者に対する都道府県の区域を超えた広域的な見地からの助言その他の援助を行うことができる。

3 厚生劳动大臣认为，两名以上的都道府县知事向同一指定居家护理援助机构提供前款规定的联络协调或援助的情况下，为了让该指定居家护理援助机构顺利提供第八十一条第五款规定的便利而有必要时，可协助在相应都道府县知事之间进行联络协调，或站在超出都道府县区域的广阔视角向该指定居家护理援助机构提供建议及其他援助。

（報告等）

（报告等）

第八十三条 市町村長は、必要があると認めるときは、指定居宅介護支援事業者若しくは指定居宅介護支援事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者（以下

この項において「指定居宅介護支援事業者であった者等」という。) に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、指定居宅介護支援事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者若しくは指定居宅介護支援事業者であった者等に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該指定居宅介護支援事業者の当該指定に係る事業所、事務所その他指定居宅介護支援の事業に関係のある場所に立ち入り、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

第八十三条 市町村長认为有必要时，可以令指定居家护理援助机构或者曾经的指定居家护理援助机构或者该指定涉及的事业所曾经的从业人员（以下在本款中称“曾经的指定居家护理援助机构等”）提交或者出示报告或者账簿文件，要求指定居家护理援助机构或者该指定涉及的事业所的从业人员或者曾经的指定居家护理援助机构等到场，或令职员对相关人员进行提问，或者令其进入该指定居家护理援助机构的该指定涉及的事业所、办公室及其他与指定居家护理援助事业有关的地点，检查其账簿文件及其他物品。

2 第二十四条第三項の規定は、前項の規定による質問又は検査について、同条第四項の規定は、前項の規定による権限について準用する。

2 第二十四条第三款的规定准用于前款规定的提问或检查，同条第四款的规定准用于前款规定的权限。

（勧告、命令等）

（劝告、命令等）

第八十三条之二 市町村長は、指定居宅介護支援事業者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該指定居宅介護支援事業者に対し、期限を定めて、それぞれ当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。

第八十三条之二 市町村長认为指定居家护理援助机构符合下列各项情况时，可设定一定的期限，劝告该指定居家护理援助机构采取各项分别规定的措施。

一 当該指定に係る事業所の介護支援専門員の人員について第八十一条第一項の市町村の条例で定める員数を満たしていない場合 当該市町村の条例で定める員数を満たすこと。

一 该指定涉及的事业所的护理援助专业人员的人数无法满足第八十一条第一款市町村条例规定的名额时 需满足该市町村的条例规定的名额。

二 第八十一条第二項に規定する指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準に従って適正な指定居宅介護支援の事業の運営をしていない場合 当該指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準に従って適正な指定居宅介護支援の事業の運営をすること。

二 未按照第八十一条第二款规定的指定居家护理援助事业运营的相关标准妥善运营指定居家护理援助事业时 应依据该指定居家护理援助事业运营的相关标准妥善运营指定居家护理援助事业。

三 第八十一条第五項に規定する便宜の提供を適正に行っていない場合 当該便宜の提供を適正に行うこと。

三 未妥善提供第八十一条第五款规定的便利时 需妥善提供相应便利。

2 市町村長は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた指定居宅介護支援事業者が同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

2 市町村長提出前款规定的劝告后，接到劝告的指定居家护理援助机构在同款的期限内不予执行时，市町村长可予以公布。

3 市町村長は、第一項の規定による勧告を受けた指定居宅介護支援事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該指定居宅介護支援事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

3 接到第一款规定的劝告的指定居家护理援助机构无正当理由拒不采取劝告涉及的措施时，市町村长可设定一定的期限，要求该指定居家护理援助机构采取劝告涉及的措施。

4 市町村長は、前項の規定による命令をした場合においては、その旨を公示しなければならない。

4 市町村长下达前款规定的命令时，应予以公示。

5 市町村長は、保険給付に係る指定居宅介護支援を行った指定居宅介護支援事業者（他の市町村長が第四十六条第一項の指定をした者に限る。）について、第一項各号に掲げる場合のいずれかに該当すると認めるときは、その旨を当該他の市町村長に通知しなければならない。

5 市町村长认为曾开展涉及保险给付的指定居家护理援助的指定居家护理援助机构（仅限其他市町村长做出第四十六条第一款的指定者）符合第一款各项所列的任意一种情况时，应通知该其他市町村长。

（指定の取消し等）

（指定的取消等）

第八十四条 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定居宅介護支援事業者に係る第四十六条第一項の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

第八十四条 符合下列任意一项时，市町村长均可取消该指定居家护理援助机构涉及的第四十八条第一款的指定，或设定期限，停止该指定的全部或部分效力。

一 指定居宅介護支援事業者が、第七十九条第二項第三号の二から第四号の二まで、第八号（同項第四号の三に該当する者のあるものであるときを除く。）又は第九号（同項第四号の三

に該当する者であるときを除く。)のいずれかに該当するに至ったとき。

一 指定居家护理援助机构符合第七十九条第二款第三项之二至第四项之二、第八项（有符合同款第四项之三者的除外）或第九项（符合同款第四项之三者时除外）中的任意一项时。

二 指定居宅介護支援事業者が、当該指定に係る事業所の介護支援専門員の人員について、第八十一条第一項の市町村の条例で定める員数を満たすことができなくなったとき。

二 指定居家护理援助机构中，该指定涉及的事业所的护理援助专业人员无法继续满足第八十一条第一款的市町村条例规定的名额时。

三 指定居宅介護支援事業者が、第八十一条第二項に規定する指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準に従って適正な指定居宅介護支援の事業の運営をすることができなくなったとき。

三 指定居家护理援助机构无法继续按照第八十一条第二款规定的指定居家护理援助事业运营的相关标准妥善运营指定居家护理援助事业时。

四 指定居宅介護支援事業者が、第八十一条第六項に規定する義務に違反したと認められるとき。

四 可以认定指定居家护理援助机构违反第八十一条第六款规定的义务时。

五 第二十八条第五項の規定により調査の委託を受けた場合において、当該調査の結果について虚偽の報告をしたとき。

五 依据第二十八条第五款的规定接到调查委托的情况下，就该调查的结果提供虚假报告时。

六 居宅介護サービス計画費の請求に関し不正があったとき。

六 在居家护理服务计划费的请款要求上存在不法行为时。

七 指定居宅介護支援事業者が、第八十三条第一項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

七 依据第八十三条第一款的规定，被要求提交或者出示报告或账簿文件，而指定居家护理援助机构拒不执行，或提供虚假报告时。

八 指定居宅介護支援事業者又は当該指定に係る事業所の従業者が、第八十三条第一項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係る事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定居宅介護支援事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。

八 依据第八十三条第一款的规定被要求到场时，指定居家护理援助机构或该指定涉及的事业所的从业人员拒不执行，不对同款规定的提问进行答辯，或者进行虚假答辯，或抗拒、妨碍、

逃避前款规定的检查时。但是，该指定涉及的事业所的从业人员出现上述行为时，该指定居家护理援助机构为防止上述行为已尽到相应的提醒及监督职责时除外。

九 指定居宅介護支援事業者が、不正の手段により第四十六条第一項の指定を受けたとき。

九 指定居家护理援助机构通过不法手段获得第四十六条第一款的指定时。

十 前各号に掲げる場合のほか、指定居宅介護支援事業者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

十 除了上述各项所列情况之外，指定居家护理援助机构违反本法及其他国民保健医疗或者福利的相关法律政令规定、或基于这些法律的命令或处理时。

十一 前各号に掲げる場合のほか、指定居宅介護支援事業者が、居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

十一 除了上述各项所列情况之外，指定居家护理援助机构在居家服务等方面做出不法或明显不当的行为时。

十二 指定居宅介護支援事業者の役員等のうちに、指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。

十二 拟取消指定或停止指定的全部或部分效力的前五年之内，指定居家护理援助机构的董事等人员曾就居家服务等作出过不法或明显不当的行为时。

2 市町村長は、保険給付に係る指定居宅介護支援又は第二十八条第五項の規定により委託した調査を行った指定居宅介護支援事業者（他の市町村長が第四十六条第一項の指定をした者に限る。）について、前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、その旨を当該他の市町村長に通知しなければならない。

2 市町村长认为曾开展涉及保险给付的指定居家护理援助或第二十八条第五款规定的委托调查的指定居家护理援助机构（仅限其他市町村长做出第四十六条第一款的指定者）符合前款任意一项时，应通知该其他市町村长。

（公示）

（公示）

第八十五条 市町村長は、次に掲げる場合には、当該指定居宅介護支援事業者の名称、当該指定に係る事業所の所在地その他の厚生労働省令で定める事項を公示しなければならない。

第八十五条 在下列情况下，市町村长应公示该指定居家护理援助机构的名称、该指定涉及的事业所的所在地及其他厚生劳动省令规定的事项。

- 一 第四十六条第一項の指定をしたとき。
- 一 授予第四十六条第一款的指定时。

- 二 第八十二条第二項の規定による事業の廃止の届出があったとき。
- 二 根据第八十二条的规定申报废止事业时。

三 前条第一項又は第百十五条之三十五第六項の規定により第四十六条第一項の指定を取り消し、又は指定の全部若しくは一部の効力を停止したとき。

三 根据前条第一款或第一百一十五条之三十五第六款的规定，取消第四十六条第一款的指定，或停止指定的全部或部分效力时。

第五節 介護保険施設

第五节 护理保险设施

第一款 指定介護老人福祉施設

第一小节 指定护理老人福利设施

（指定介護老人福祉施設の指定）

（指定护理老人福利设施的指定）

第八十六条 第四十八条第一項第一号の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、老人福祉法第二十条の五に規定する特別養護老人ホームのうち、その入所定員が三十人以上であって都道府県の条例で定める数であるものの開設者の申請があったものについて行う。

第八十六条 依据厚生劳动省令的规定，第四十八条第一款第一项提出的指定将针对《老人福祉法》第二十条之五规定的特别养护养老院中，入住名额超过三十人并符合都道府县条例规定的数量，其开办者提出申请时进行。

2 都道府県知事は、前項の申請があった場合において、当該特別養護老人ホームが次の各号のいずれかに該当するときは、第四十八条第一項第一号の指定をしてはならない。

2 提出前款申请的情况下，该特别养护老人院符合下列任意一项时，都道府县不得进行第四十八条第一款第一项的指定。

- 一 第八十八条第一項に規定する人員を有しないとき。
- 一 不具备第八十八条第一款规定的人员时。

二 第八十八条第二項に規定する指定介護老人福祉施設の設備及び運営に関する基準に従って適正な介護老人福祉施設の運営をすることができないと認められるとき。

二 認定无法按照第八十八条第二款规定的指定护理老人福利设施设备及运营的相关标准妥善运营护理老人福利设施时。

三 当該特別養護老人ホームの開設者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

三 该特别养护养老院的开办者依据本法及其他国民保健医疗或者福利的相关法律、政令规定被处以缴纳罚金的刑罚并执行完毕，或取消执行之前。

三之二 当該特別養護老人ホームの開設者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

三之二 该特别养护养老院的开办者依据劳动相关法律规定、政令规定被处以缴纳罚金的刑罚并执行完毕，或取消执行之前。

三之三 当該特別養護老人ホームの開設者が、健康保険法、地方公務員等共済組合法、厚生年金保険法又は労働保険の保険料の徴収等に関する法律の定めるところにより納付義務を負う保険料、負担金又は掛金について、当該申請をした日の前日までに、これらの法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料、負担金又は掛金の全て（当該処分を受けた者が、当該処分に係る保険料、負担金又は掛金の納付義務を負うことを定める法律によって納付義務を負う保険料、負担金又は掛金に限る。）を引き続き滞納している者であるとき。

三之二 该特别养护养老院的开办者，在依据健康保险法、地方公务员等共济组合法、厚生年金保险法或劳动保险保险费征收等相关法律规定有义务缴纳的保险费、缴存款或欠款上，于做出该申请之日的前一天之前，基于上述法律规定被处以滞纳处分，且在被处分之日起三个月以上的时间内，无正当理由，继续滞纳被处以该处分之日后到期的全部保险费、缴存款或欠款（仅限被处以该处分者，按照规定有义务缴纳该处分涉及的保险费、缴存款或欠款的法律而负有缴纳义务保险费、缴存款或欠款）时。

四 当該特別養護老人ホームの開設者が、第九十二条第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して五年を経過しない者であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定介護老人福祉施設の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定介護老人福祉施設の開設者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定介護老人福祉施設の開設者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

四 该特别养护养老院的开办者依据第九十二条第一款或第一百一十五条之三十五第六款的规定被取消指定，且自取消之日起未满五年时。但是，在指定护理老人福利设施指定的取消中，需围绕导致该指定受到取消处理的事实及该指定护理老人福利设施的开办者为防止该事实的发生而制定的工作管理体制的运转状况及其他相应事实，考虑该指定护理老人福利设施的开办者承担的责任的程度，如果认为不应取消本项正文规定的指定，并符合厚生劳动省令的规定，则除外。

五 当该特别养护老人ホームの開設者が、第九十二条第一項又は第百十五條の三十五第六項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第十五條の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第九十一條の規定による指定の辞退をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該指定の辞退の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

五 该特别养护养老院的开办者，依据第九十二条第一款或第一百一十五条之三十五第六款的规定取消指定的处分涉及的《行政手续法》第十五条的规定下达通知之日起，至决定是否执行该处分之日止，拒绝了依据第九十一条规定做出的指定（有充分理由拒绝该指定者除外），且自拒绝该指定之日起未满五年时。

五の二 当该特别养护老人ホームの開設者が、第九十條第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第九十二條第一項の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が当該特別養護老人ホームの開設者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第九十一條の規定による指定の辞退をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該指定の辞退の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

五之二 该特别养护养老院的开办者，在依据第九十条第一款的规定执行检查之日起，至预计确定征询之日（指基于该检查的结果，预计将决定依据第九十条第一款规定做出的指定取消处分涉及的征询是否举行之日。即依据厚生劳动省令的规定，都道府县知事对该特别养护养老院的开办者进行该检查之日起十天之内通知特定日期时的该特定日期）止，拒绝了依据第九十一条规定做出的指定（有充分理由拒绝该指定者除外），且自拒绝该指定之日起未满五年。

六 当该特别养护老人ホームの開設者が、指定の申請前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

六 该特别养护养老院的开办者在申请指定前五年内在居家服务等方面作出过不法或明显不当的行为时。

七 当该特别养护老人ホームの開設者の役員又はその長のうちに次のいずれかに該当する者があるとき。

七 该特别养护养老院的开办者的董事或其长官有符合下列任意一项者时。

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

① 被处以监禁以上刑罚并执行完毕，或取消执行之前。

ロ 第三号、第三号の二又は前号に該当する者

② 符合第三项、第三项之二或前项者

ハ この法律、国民健康保険法又は国民年金法の定めるところにより納付義務を負う保険料（地方税法の規定による国民健康保険税を含む。以下このハにおいて「保険料等」という。）について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全て（当該処分を受けた者が、当該処分に係る保険料等の納付義務を負うことを定める法律によって納付義務を負う保険料等に限る。）を引き続き滞納している者

③ 截至做出该申请之日的前一天，就依据本法、国民健康保険法或国民年金法的规定负有缴纳义务的保险费（含地方税法规定的国民健康保険税。以下③中称“保险费等”），基于规定缴纳义务的法律规定被处以滞納处分，且在被处分之日起三个月以上时间内，无正当理由，在被处分之日后继续滞納全部已到期的保险费等（仅限被处分者因规定负有该处分涉及的保险费等的缴纳义务的法律而负有缴纳义务的保险费等）时。

ニ 第九十二条第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定により指定を取り消された特別養護老人ホームにおいて、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日前六十日以内にその開設者の役員又はその長であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないもの（当該指定の取消しが、指定介護老人福祉施設の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定介護老人福祉施設の開設者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定介護老人福祉施設の開設者が有していた責任の程度を考慮して、この号に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。）

④ 依据第九十二条第一款或第一百一十五条之三十五第六款的规定被取消指定的特别养护养老院中，在根据该取消处分涉及的《行政手続法》第十五条规定下达通知前的六十天内，其曾经的开办者的董事或长官中自该取消之日起未滿五年（在指定护理老人福利设施指定的取消中，需围绕导致该指定受到取消处理的事实及该指定护理老人福利设施的开办者为防止该事实的发生而制定的工作管理体制的运行状况及其他事实，考虑该指定护理老人福利设施的开办者承担的责任的程度，如果认为不应取消本项规定的指定，并符合厚生劳动省令的规定，则除外）

ホ 第五号に規定する期間内に第九十一条の規定による指定の辞退をした特別養護老人ホーム

ム（当該指定の辞退について相当の理由がある特別養護老人ホームを除く。）において、同号の通知の日前六十日以内にその開設者の役員又はその長であった者で当該指定の辞退の日から起算して五年を経過しないもの

⑤ 在第五项规定的期限内，根据第九十一条的规定拒绝指定的特别养护养老院（有充分理由拒绝该指定的特别养护养老院除外）中，在同项的通知之日前六十天内，其曾经的开办者的董事或长官自拒绝该指定之日起未满五年

3 都道府県知事は、第四十八条第一項第一号の指定をしようとするときは、関係市町村長に対し、厚生労働省令で定める事項を通知し、相当の期間を指定して、当該関係市町村の第百十七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画との調整を図る見地からの意見を求めなければならない。

3 都道府县知事拟做出第四十八条第一款第一项的指定时，应向相关市町村长通知厚生劳动省规定的事项，并指定相应的期限，要求其站在与该相关市町村第一百一十七条第一款规定的市町村护理保险事业计划相协调的角度提出意见。

（指定の更新）

（指定的更新）

第八十六条之二 第四十八条第一項第一号の指定は、六年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

第八十六条之二 第四十八条第一款第一项的指定应每六年更新一次，否则逾期将失效。

2 前項の更新の申請があった場合において、同項の期間（以下この条において「指定の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

2 提出前款的更新申请后，若在同款的期限（以下在本条中称“许可的有效期”）届满之日前尚未对申请作出处理，则之前的指定在指定的有效期届满后、更新申请被处理前依旧有效。

3 前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

3 在前款的情况下，更新后的指定的有效期自之前的指定有效期届满次日起计算。

4 前条の規定は、第一項の指定の更新について準用する。

4 前条的规定准用于第一款指定的更新。

（指定介護老人福祉施設の基準）

（指定护理老人福利设施的标准）

第八十七条 指定介護老人福祉施設の開設者は、次条第二項に規定する指定介護老人福祉施設の設備及び運営に関する基準に従い、要介護者の心身の状況等に応じて適切な指定介護福祉施設サービスを提供するとともに、自らその提供する指定介護福祉施設サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより常に指定介護福祉施設サービスを受ける者の立場に立ってこれを提供するように努めなければならない。

第八十七条 指定护理老人福利设施的开办者应按照下条第二款规定的指定护理老人福利设施设备及相关标准, 根据需要护理人员的身心状况等, 提供妥善的指定护理福利设施服务, 同时通过采取指定护理福利设施服务品质的自查及其他措施, 始终站在接受指定护理福利设施服务的人员的立场, 致力于提供服务。

2 指定介護老人福祉施設の開設者は、指定介護福祉施設サービスを受けようとする被保険者から提示された被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、当該被保険者に当該指定介護福祉施設サービスを提供するように努めなければならない。

2 拟接受指定护理福利设施服务的投保人出具的投保人证上写有认定审查会的意见时, 指定护理老人福利设施的开办者应考虑该认定审查会的意见, 努力向该投保人提供相应的指定护理福利设施服务。

第八十八条 指定介護老人福祉施設は、都道府県の条例で定める員数の介護支援専門員その他の指定介護福祉施設サービスに従事する従業者を有しなければならない。

第八十八条 指定护理老人福利设施应按照都道府县条例规定的名额, 配备护理援助专业人员及其他从事指定护理福利设施服务的从业人员。

2 前項に規定するもののほか、指定介護老人福祉施設の設備及び運営に関する基準は、都道府県の条例で定める。

2 除了前款规定的内容之外, 有关指定护理老人福利设施的设备及相关标准由都道府县条例规定。

3 都道府県が前二項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

3 都道府县在制定前两款的条例时, 关于下列事项应按照厚生劳动省令规定的标准制定, 关于其他事项应参考厚生劳动省令规定的标准。

一 指定介護福祉施設サービスに従事する従業者及びその員数

一 从事指定护理福利设施服务的从业人员及其名额

二 指定介護老人福祉施設に係る居室の床面積

二 指定护理老人福利设施涉及的居室的楼面面积

三 指定介護老人福祉施設の運営に関する事項であって、入所する要介護者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

三 与指定护理老人福利设施运营相关的事项中，厚生劳动省令规定与入住的需要护理人员适当利用服务、获得适当的待遇及安全保障以及保密密切相关的事项

4 厚生労働大臣は、前項に規定する厚生労働省令で定める基準（指定介護福祉施設サービスの取扱いに関する部分に限る。）を定めようとするときは、あらかじめ社会保障審議会の意見を聴かなければならない。

4 厚生劳动大臣拟制定前款规定的厚生劳动省令制定的标准（仅限有关指定护理福利设施服务的操作的部分）时，应事先听取社会保障审议会的意见。

5 指定介護老人福祉施設の開設者は、第九十一条の規定による指定の辞退をするときは、同条に規定する予告期間の開始日の前日に当該指定介護福祉施設サービスを受けていた者であって、当該指定の辞退の日以後においても引き続き当該指定介護福祉施設サービスに相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な居宅サービス等が継続的に提供されるよう、他の指定介護老人福祉施設の開設者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

5 指定护理老人福利设施的开办者根据第九十一条规定拒绝指定时，应与其他指定护理老人福利设施的开办者及其他相关人员进行联络协调及提供其他便利，确保为同条规定的预告期限开始之日的前一天接受该指定护理福利设施服务的人员中、希望在该指定被拒绝之日后继续获得与该指定护理福利设施服务相当的服务者，继续提供必要的居家服务等。

6 指定介護老人福祉施設の開設者は、要介護者の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、要介護者のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

6 指定护理老人福利设施的开办者在尊重需要护理人员的人格的同时，还应遵守本法及基于本法的命令，为了需要护理人员忠实履行职责。

（変更の届出）

（変更的申报）

第八十九条 指定介護老人福祉施設の開設者は、開設者の住所その他の厚生労働省令で定める事項に変更があったときは、厚生労働省令で定めるところにより、十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

第八十九条 指定护理老人福利设施的开办者变更开办者的地址及其他厚生劳动省令规定的项时，应依据厚生劳动省令的规定，在十天之内向都道府县知事申报。

(都道府県知事等による連絡調整又は援助)

(都道府县知事等的联络协调或援助)

第八十九条之二 都道府県知事又は市町村長は、指定介護老人福祉施設の開設者による第八十八条第五項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該指定介護老人福祉施設の開設者及び他の指定介護老人福祉施設の開設者その他の関係者相互間の連絡調整又は当該指定介護老人福祉施設の開設者及び当該関係者に対する助言その他の援助を行うことができる。

第八十九条之二 都道府县知事或市町村长认为，为了指定护理老人福利设施的开办者顺利提供第八十八条第五款规定的便利而有必要时，可在该指定护理老人福利设施的开办者及其他指定护理老人福利设施的开办者及其他相关人员之间进行联络协调，或向该指定护理老人福利设施的开办者及该相关人员提供建议及其他援助。

2 厚生労働大臣は、同一の指定介護老人福祉施設の開設者について二以上の都道府県知事が前項の規定による連絡調整又は援助を行う場合において、当該指定介護老人福祉施設の開設者による第八十八条第五項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該都道府県知事相互間の連絡調整又は当該指定介護老人福祉施設の開設者に対する都道府県の区域を超えた広域的な見地からの助言その他の援助を行うことができる。

2 厚生劳动大臣认为，两名以上的都道府县知事向同一指定护理老人福利设施的开办者提供前款规定的联络协调或援助的情况下，为了让该指定护理老人福利设施的开办者顺利提供第八十八条第五款规定的便利而有必要时，可协助在相应都道府县知事之间进行联络协调，或站在超出都道府县区域的广阔视角向该指定护理老人福利设施的开办者提供建议及其他援助。

(報告等)

(报告等)

第九十条 都道府県知事又は市町村長は、必要があると認めるときは、指定介護老人福祉施設若しくは指定介護老人福祉施設の開設者若しくはその長その他の従業者であった者（以下この項において「開設者であった者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、指定介護老人福祉施設の開設者若しくはその長その他の従業者若しくは開設者であった者等に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは指定介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設の開設者の事務所その他指定介護老人福祉施設の運営に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

第九十条 都道府县知事或市町村长认为有必要时，可以令指定护理老人福利设施或者指定护理老人福利设施的开办者或者长官及其他从业人员（以下在本款中称“曾经的开办者等”）提交或者出示报告或者账簿文件，要求指定护理老人福利设施的开办者或者长官及其他从业人员或

曾经的开办者等到场，或令其职员对相关人员进行提问，或者令其进入指定护理老人福利设施、指定护理老人福利设施的开办者的办公室及其他与指定护理老人福利设施运营有关的场所，检查其设备或者账簿文件及其他物品。

2 第二十四条第三項の規定は、前項の規定による質問又は検査について、同条第四項の規定は、前項の規定による権限について準用する。

2 第二十四条第三款の規定准用于前款规定的提问或检查，同条第四款的规定准用于前款规定的权限。

（指定の辞退）

（指定的拒绝）

第九十一条 指定介護老人福祉施設は、一月以上の予告期間を設けて、その指定を辞退することができる。

第九十一条 指定护理老人福利设施可在一个月以上的预告期内，拒绝该指定。

（勧告、命令等）

（劝告、命令等）

第九十一条之二 都道府県知事は、指定介護老人福祉施設が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該指定介護老人福祉施設の開設者に対し、期限を定めて、それぞれ当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。

第九十一条之二 都道府县知事认为指定护理老人福利设施符合下列各项情况时，可设定一定的期限，劝告该指定护理老人福利设施的开办者采取各项分别规定的措施。

一 その行う指定介護福祉施設サービスに従事する従業者の人員について第八十八条第一項の都道府県の条例で定める員数を満たしていない場合 当該都道府県の条例で定める員数を満たすこと。

一 从事指定护理福利设施服务的从业人员的人数无法满足第八十八条第一款都道府县条例规定的名额时 需满足该都道府县条例规定的名额。

二 第八十八条第二項に規定する指定介護老人福祉施設の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定介護老人福祉施設の運営をしていない場合 当該指定介護老人福祉施設の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定介護老人福祉施設の運営をすること。

二 未根据第八十八条第二款规定的指定护理老人福利机构设备及运营的相关标准妥善运营指定护理老人福利设施时 应依据该指定护理老人福利设施设备及运营的有关标准妥善运营指定护理老人福利设施。

三 第八十八条第五項に規定する便宜の提供を適正に行っていない場合 当該便宜の提供を適正に行うこと。

三 未妥善提供第八十八条第五款规定的便利措施时 需妥善提供该便利措施

2 都道府県知事は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた指定介護老人福祉施設の開設者が同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

2 都道府县知事提出前款规定的劝告后，接到劝告的指定护理老人福利设施的开办者在同款的期限内不予执行时，可予以公布。

3 都道府県知事は、第一項の規定による勧告を受けた指定介護老人福祉施設の開設者が、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該指定介護老人福祉施設の開設者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

3 接到第一款规定的劝告的指定护理老人福利设施的开办者无正当理由拒不采取劝告涉及的措施时，都道府县知事可设定一定的期限，要求该指定护理老人福利设施的开办者采取劝告涉及的措施。

4 都道府県知事は、前項の規定による命令をした場合においては、その旨を公示しなければならない。

4 都道府县知事下达前款规定的命令时，应予以公示。

5 市町村は、保険給付に係る指定介護福祉施設サービスを行った指定介護老人福祉施設について、第一項各号に掲げる場合のいずれかに該当すると認めるときは、その旨を当該指定介護老人福祉施設の所在地の都道府県知事に通知しなければならない。

5 市町村认为曾开展涉及保险给付的指定护理福利设施服务的指定护理老人福利设施符合第一款各项所列的任意一种情况时，应通知该指定护理老人福利设施所在地的都道府县知事。

(指定の取消し等)

(指定的取消等)

第九十二条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定介護老人福祉施設に係る第四十八条第一項第一号の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

第九十二条 符合下列任意一项时，都道府县知事均可取消该指定护理老人福利设施涉及的第四十八条第一款的指定，或设定期限，停止该指定的全部或部分效力。

一 指定介護老人福祉施設が、第八十六条第二項第三号、第三号の二又は第七号（ハに該当する者があるときを除く。）のいずれかに該当するに至ったとき。

一 指定护理老人福利设施符合第八十六条第二款第三项、第三项之二或第七项（有符合③的除外）中的任意一项时。

二 指定介護老人福祉施設が、その行う指定介護福祉施設サービスに従事する従業者の人員について、第八十八条第一項の都道府県の条例で定める員数を満たすことができなくなったとき。

二 指定护理老人福利设施中，从事指定护理福利设施服务的从业人员的人数无法继续满足第八十八条第一款都道府县条例规定的名额时。

三 指定介護老人福祉施設が、第八十八条第二項に規定する指定介護老人福祉施設の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定介護老人福祉施設の運営をすることができなくなったとき。

三 指定护理老人福利设施无法继续按照第八十八条第二款规定的指定护理老人福利设施设备及相关标准妥善运营指定护理老人福利设施时。

四 指定介護老人福祉施設の開設者が、第八十八条第六項に規定する義務に違反したと認められるとき。

四 可以认定指定护理老人福利设施的开办者违反第八十八条第六款规定的义务时。

五 第二十八条第五項の規定により調査の委託を受けた場合において、当該調査の結果について虚偽の報告をしたとき。

五 依据第二十八条第五款的规定接到调查委托的情况下，就该调查的结果提供虚假报告时。

六 施設介護サービス費の請求に関し不正があったとき。

六 在设施护理服务费的请款要求上存在不法行为时。

七 指定介護老人福祉施設が、第九十条第一項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

七 依据第九十条第一款的规定，被要求提交或者出示报告或账簿文件时，指定护理老人福利设施拒不执行，或提供虚假报告时。

八 指定介護老人福祉施設の開設者又はその長若しくは従業者が、第九十条第一項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定介護老人福祉施設の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定介護老人福祉施設の開設者又はその長が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。

八 依据第九十条第一款的规定被要求到场时，指定护理老人福利设施的开办者或长官或者从

业人员拒不执行，不对前款规定的提问进行答辩，或者进行虚假答辩，或抗拒、妨碍、逃避前款规定的检查时。但是，该指定护理老人福利设施的从业人员出现上述行为时，该指定护理老人福利设施的开办者或其长官为防止上述行为已尽到相应的提醒及监督职责时除外。

九 指定介護老人福祉施設の開設者が、不正の手段により第四十八条第一項第一号の指定を受けたとき。

九 指定护理老人福利设施的开办者通过不法手段获得第四十八条第一款第一项的指定时。

十 前各号に掲げる場合のほか、指定介護老人福祉施設の開設者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

十 除了上述各项所列情况之外，指定护理老人福利设施的开办者违反本法及其他国民保健医疗或者福利的相关法律政令的规定、或违反基于这些法律的命令或者处理时。

十一 前各号に掲げる場合のほか、指定介護老人福祉施設の開設者が、居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

十一 除了上述各项所列情况之外，指定护理老人福利设施的开办者在居家服务等方面做出不法或明显不当的行为时。

十二 指定介護老人福祉施設の開設者の役員又はその長のうちに、指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。

十二 在拟取消指定或停止指定的全部或部分效力前的五年内，指定护理老人福利设施的开办者的董事或其长官在居家服务等方面有不法或显著不当的行为时。

2 市町村は、保険給付に係る指定介護福祉施設サービス又は第二十八条第五項の規定により委託した調査を行った指定介護老人福祉施設について、前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、その旨を当該指定介護老人福祉施設の所在地の都道府県知事に通知しなければならない。

2 市町村认为曾开展涉及保险给付的指定护理福利设施服务或第二十八条第五款规定的委托调查的指定护理老人福利设施符合前款任意一项时，应通知该指定护理老人福利设施所在地的都道府县知事。

(公示)

(公示)

第九十三条 都道府県知事は、次に掲げる場合には、当該指定介護老人福祉施設の開設者の名称、当該指定介護老人福祉施設の所在地その他の厚生労働省令で定める事項を公示しな

ればならない。

第九十三条 在下列情况下，都道府县知事应公示该指定护理老人福利设施开办者的名称、该指定护理老人福利设施的所在地及其他厚生劳动省令规定的事项。

一 第四十八条第一項第一号の指定をしたとき。

一 授予第四十八条第一款第一項的指定時。

二 第九十一条の規定による第四十八条第一項第一号の指定の辞退があったとき。

二 根据第九十一条的规定拒绝第四十八条第一款第一項的指定時。

三 前条第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定により第四十八条第一項第一号の指定を取り消し、又は指定の全部若しくは一部の効力を停止したとき。

三 根据前条第一款或第一百一十五条之三十五第六款的规定，取消第四十八条第一款第一項的指定，或停止指定的全部或部分效力時。

第二款 介護老人保健施設

第二小节 护理老人保健设施

（開設許可）

（开办許可）

第九十四条 介護老人保健施設を開設しようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。

第九十四条 按厚生劳动省令的规定，拟开办护理老人保健设施者应获得都道府县知事的许可。

2 介護老人保健施設を開設した者（以下「介護老人保健施設の開設者」という。）が、当該介護老人保健施設の入所定員その他厚生労働省令で定める事項を変更しようとするときも、前項と同様とする。

2 开办护理老人保健设施者（以下称“护理老人保健设施的开办者”）拟更改该护理老人保健设施的入住名额及其他厚生劳动省令规定的事项时，亦需遵守前款规定。

3 都道府県知事は、前二項の許可の申請があった場合において、次の各号（前項の申請にあっては、第二号又は第三号）のいずれかに該当するときは、前二項の許可を与えることができない。

3 提出前两款许可的申请时，如果其符合下列各项（提出前款申请，为第二项或第三项）中的任一情况时，都道府县知事不得授予其前两款许可。

一 当該介護老人保健施設を開設しようとする者が、地方公共団体、医療法人、社会福祉法

人その他厚生労働大臣が定める者でないとき。

一 拟开办该护理老人保健设施者不是地方公共团体、医疗法人、社会福利法人及其他厚生劳动大臣规定的机构时。

二 当该介護老人保健施設が第九十七条第一項に規定する療養室、診察室及び機能訓練室並びに都道府県の条例で定める施設又は同条第二項の厚生労働省令及び都道府県の条例で定める人員を有しないとき。

二 该护理老人保健设施不具备第九十七条第一款规定的疗养室、诊察室及机能训练室以及都道府县条例规定的设施，或同条第二款厚生劳动省令及都道府县条例规定的人员。

三 第九十七条第三項に規定する介護老人保健施設の設備及び運営に関する基準に従って適正な介護老人保健施設の運営をすることができないと認められるとき。

三 认定无法按照第九十七条第三款规定的护理老人保健设施设备及运营相关标准妥善运营护理老人保健设施时。

四 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

四 申请者被处以监禁以上刑罚并执行完毕，或取消执行前。

五 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

五 申请者依据本法及其他国民保健医疗或者福利的相关法律、政令规定被处以缴纳罚金的刑罚并执行完毕，或取消执行之前。

五の二 申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

五之二 申請者依据劳动相关法律规定、政令规定被处以缴纳罚金的刑罚并执行完毕，或取消执行之前。

五の三 申請者が、保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全てを引き続き滞納している者であるとき。

五之三 申请者在提出该申请之日前一天之前，基于规定保险费等的缴纳义务的法律规定受到滞纳处分，且自受到处分之日起三个月以上时间内，无正当理由，继续滞纳自受到该处分之日后到达缴纳期限的全额保险费等时。

六 申請者が、第百四条第一項又は第百十五條の三十五第六項の規定により許可を取り消され、その取消の日から起算して五年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消の処分に係る行政手続法第十五條の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員又はその開設した介護老人保健施設を管理する者（以下「介護老人保健施設の管理者」という。）であった者で当該取消の日から起算して五年を経過しないものを含み、当該許可を取り消された者が第一号の厚生労働大臣が定める者のうち法人でないものである場合においては、当該通知があった日前六十日以内に当該者の開設した介護老人保健施設の管理者であった者で当該取消の日から起算して五年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該許可の取消しが、介護老人保健施設の許可の取消しのうち当該許可の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該介護老人保健施設の開設者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該介護老人保健施設の開設者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する許可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

六 申請者根据第一百零四条第一款或第一百一十五条之三十五第六款的规定被取消许可，自取消之日起未滿五年者（如果被取消许可者为法人，则在根据取消处分涉及的《行政手続法》第十五条的规定下达通知前的六十天内，该法人的董事或管理开办的护理老人保健设施的人员（以下称“护理老人保健设施的管理者”）自该取消之日起未滿五年者包括在内；若被取消许可者并非第一项厚生劳动大臣规定的法人，则自该通知下达日前的六十天内，管理相关机构开办的护理老人保健设施的管理者自该取消之日起未滿五年者包括在内）。但是，在护理老人保健设施许可的取消中，需围绕导致该许可受到取消处理的事实及该护理老人保健设施的开办者为防止该事实的发生而制定的工作管理体制的运行状况及其他事实，充分考虑该护理老人保健设施的开办者在这些问题上所承担的责任的程度，认为不符合本项正文规定的取消许可的处分，并符合厚生劳动省令的规定，则除外。

七 申請者が、第百四条第一項又は第百十五條の三十五第六項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第十五條の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第九十九条第二項の規定による廃止の届出をした者（当該廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

七 申請者依据第一百零四条第一款或第一百一十五条之三十五第六款的规定取消许可的处分涉及的《行政手続法》第十五条的规定下达通知之日起，至决定是否执行该处分之日期间，申請者依据第九十九条第二款的规定申报废止（有充分理由废止者除外），且自申报之日起未滿五年时。

七の二 申請者が、第百条第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第百四条第一項の規定による許可の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事

が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。)までの間に第九十九条第二項の規定による廃止の届出をした者(当該廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

七之二 申請者在依据第一百条第一款的规定执行检查之日起,至预计确定征询之日(指基于该检查的结果,预计将决定依据第一百零四条第一款规定做出的许可取消处分涉及的征询是否举行之日。即依据厚生劳动省令的规定,都道府县知事对该申请人执行该检查之日起十天之内通知特定日期时的该特定日期)止,且自申报之日起不满五年时。

八 第七号に規定する期間内に第九十九条第二項の規定による廃止の届出があった場合において、申請者が、同号の通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人(当該廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員若しくはその開設した介護老人保健施設の管理者又は当該届出に係る第一号の厚生労働大臣が定める者のうち法人でないもの(当該廃止について相当の理由がある者を除く。)の開設した介護老人保健施設の管理者であった者で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

八 在第七项规定的期限内,根据第九十九条第二款的规定申报废止的情况下,申请者为同项通知下达之日前六十天内与该申报有关的法人(有充分的废止理由的法人除外)的董事或其开办的护理老人保健设施的管理者,或该申报涉及的第一项厚生劳动大臣规定的非法人(有充分的废止理由者除外)开办的护理老人保健设施的管理者,且自该申报之日起未满五年。

九 申請者が、許可の申請前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

九 申请者在申请许可前五年以内,在居家服务等方面做出过不法或明显不当的行为时。

十 申請者が、法人で、その役員等のうちに第四号から前号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

十 申请者为法人,其董事等人员中有符合第四项至前项中的任意一项者时。

十一 申請者が、第一号の厚生労働大臣が定める者のうち法人でないもので、その事業所を管理する者その他の政令で定める使用人のうちに第四号から第九号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

十一 申请者并非第一项厚生劳动大臣规定的法人,管理其事业所的人员及其他政令规定的使用人当中,有符合第四项至第九项中的任意一项者时。

4 都道府県知事は、営利を目的として、介護老人保健施設を開設しようとする者に対しては、第一項の許可を与えないことができる。

4 都道府县知事可以不向以营利为目的拟开办理老人保健设施的人员授予第一款规定的许可。

5 都道府県知事は、第一項の許可又は第二項の許可（入所定員の増加に係るものに限る。以下この項及び次項において同じ。）の申請があった場合において、当該申請に係る施設の所在地を含む区域（第百十八条第二項の規定により当該都道府県が定める区域とする。）における介護老人保健施設の入所定員の総数が、同条第一項の規定により当該都道府県が定める都道府県介護保険事業支援計画において定めるその区域の介護老人保健施設の必要入所定員総数に既に達しているか、又は当該申請に係る施設の開設若しくは入所定員の増加によってこれを超えることになると認めるとき、その他の当該都道府県介護保険事業支援計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるときは、第一項の許可又は第二項の許可を与えないことができる。

5 申请第一款的许可或第二款的许可时（仅限与增加入住名额有关的情况，本款及下款同），需要判断包含该申请涉及的设施所在地的区域（该都道府县知事根据第一百一十八条第二款的规定划定的区域）内的护理老人保健设施的入住名额总数，是否达到了该都道府县知事根据同条第一款的规定制定的都道府县护理保险事业援助计划中规定的该区域护理老人保健设施的所需入住名额总数，或认为开办该申请涉及的设施或增加入住名额后会超过这一数额，以及认为可能给该实现都道府县护理保险事业援助计划造成其他障碍时，都道府县知事可以不批准第一款的许可或第二款的许可。

6 都道府県知事は、第一項の許可又は第二項の許可をしようとするときは、関係市町村長に対し、厚生労働省令で定める事項を通知し、相当の期間を指定して、当該関係市町村の第百十七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画との調整を図る見地からの意見を求めなければならない。

6 都道府县知事拟批准第一款或第二款的许可时，应向相关市町村长通知厚生劳动省令规定的事项，并指定相应的期限，要求其站在与该相关市町村第一百一十七条第一款规定的市町村护理保险事业计划相协调的角度提出意见。

（許可の更新）

（许可的更新）

第九十四条之二 前条第一項の許可は、六年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

第九十四条之二 前条第一款的许可应每六年更新一次，否则逾期将失效。

2 前項の更新の申請があった場合において、同項の期間（以下この条において「許可の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の許可は、許可の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

2 提出前款的更新申请后，若在同款的期限（以下在本条中称“许可的有效期”）届满之日前尚未对申请作出处理，则之前的许可在许可的有效期届满后、更新申请被处理前依旧有效。

3 前項の場合において、許可の更新がされたときは、その許可の有効期間は、従前の許可の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

3 在前款的情况下，更新后的许可的有效期自之前的许可有效期届满次日起计算。

4 前条の規定は、第一項の許可の更新について準用する。

4 前条的规定准用于第一款许可的更新。

(介護老人保健施設の管理)

(护理老人保健设施的管理)

第九十五条 介護老人保健施設の開設者は、都道府県知事の承認を受けた医師に当該介護老人保健施設を管理させなければならない。

第九十五条 护理老人保健设施的开办者应令获得都道府县知事批准的医生来管理该护理老人保健设施。

2 前項の規定にかかわらず、介護老人保健施設の開設者は、都道府県知事の承認を受け、医師以外の者に当該介護老人保健施設を管理させることができる。

2 不受前款规定之限，护理老人保健设施的开办者在获得都道府县知事批准后，可令医生之外的人士管理该护理老人保健设施。

(介護老人保健施設の基準)

(护理老人保健设施的标准)

第九十六条 介護老人保健施設の開設者は、次条第三項に規定する介護老人保健施設の設備及び運営に関する基準に従い、要介護者の心身の状況等に応じて適切な介護保健施設サービスを提供するとともに、自らその提供する介護保健施設サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより常に介護保健施設サービスを受ける者の立場に立ってこれを提供するように努めなければならない。

第九十六条 护理老人保健设施的开办者应按照下条第三款规定的护理老人保健设施设备及相关标准，根据需要护理人员的身心状况等，提供妥善的护理保健设施服务。同时，通过采取护理保健设施服务品质的自查及其他措施，始终站在接受护理保健设施服务的人员的立场，致力于提供服务。

2 介護老人保健施設の開設者は、介護保健施設サービスを受けようとする被保険者から提示された被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、当該被保険者に当該介護保健施設サービスを提供するように努めなければならない。

2 拟接受护理保健设施服务的受保人出示的受保人证上写有认定审查会的意见时，护理老人

保健施設の开办者应考虑该认定审查委员会的意见，努力向该受保人提供相应的护理保健设施服务。

第九十七条 介護老人保健施設は、厚生労働省令で定めるところにより療養室、診察室及び機能訓練室を有するほか、都道府県の条例で定める施設を有しなければならない。

第九十七条 除厚生劳动省令规定的疗养室、诊察室及机能训练室之外，护理老人保健设施还应配备都道府县条例规定的设施。

2 介護老人保健施設は、厚生労働省令で定める員数の医師及び看護師のほか、都道府県の条例で定める員数の介護支援専門員及び介護その他の業務に従事する従業者を有しなければならない。

2 除厚生劳动省令规定的医生及护士名额之外，护理老人保健设施还应具备都道府县条例规定名额的护理援助专业人员及从事护理及其他业务的从业人员。

3 前二項に規定するもののほか、介護老人保健施設の設備及び運営に関する基準は、都道府県の条例で定める。

3 除了前两款规定的内容之外，有关护理老人保健设施的设备及运营的标准由都道府县条例规定。

4 都道府県が前三項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

4 都道府县在制定前三款条例时，关于下列事项应按照厚生劳动省令规定的标准制定，关于其他事项应参考厚生劳动省令规定的标准。

一 介護支援専門員及び介護その他の業務に従事する従業者並びにそれらの員数

一 护理援助专业人员及从事护理及其他业务的从业人员以及人数

二 介護老人保健施設の運営に関する事項であって、入所する要介護者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

二 与护理老人保健设施运营相关的事项中，厚生劳动省令规定与入住的需要护理人员适当利用服务、获得适当的待遇及安全保障以及保密密切相关的事项

5 厚生労働大臣は、前項に規定する厚生労働省令で定める基準（介護保健施設サービスの取扱いに関する部分に限る。）を定めようとするときは、あらかじめ社会保障審議会の意見を聴かなければならない。

5 厚生劳动大臣拟制定前款规定的厚生劳动省令制定的标准（仅限有关护理保健设施服务的

操作的部分) 时, 应先听取社会保障审议会的意见。

6 介護老人保健施設の開設者は、第九十九条第二項の規定による廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日の前日に当該介護保健施設サービスを受けていた者であって、当該廃止又は休止の日以後においても引き続き当該介護保健施設サービスに相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な居宅サービス等が継続的に提供されるよう、他の介護老人保健施設の開設者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

6 护理老人保健设施的开办者依据第九十九条第二款的规定申报废止或停止事业时, 应与其他护理老人保健设施的开办者及其他相关人员进行联络协调及提供其他便利, 确保为截至该申报之日的前一天接受该护理保健设施服务的人员中、希望在该废止或停止之日后继续获得与该护理保健设施服务相当的服务者, 持续提供必要的居家服务等。

7 介護老人保健施設の開設者は、要介護者の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、要介護者のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

7 护理老人保健设施的开办者在尊重需要护理人员的人格的同时, 还应遵守本法或基于本法的命令, 为了需要护理人员忠实履行职责。

(広告制限)

(广告限制)

第九十八条 介護老人保健施設に関しては、文書その他いかなる方法によるを問わず、何人も次に掲げる事項を除くほか、これを広告してはならない。

第九十八条 除下列事项外, 任何人不得使用文件及其他任何方式宣传护理老人保健设施。

一 介護老人保健施設の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項

一 写有护理老人保健设施的名称、电话号码及所在地址的事项

二 介護老人保健施設に勤務する医師及び看護師の氏名

二 在护理老人保健设施工作的医生及护士姓名

三 前二号に掲げる事項のほか、厚生労働大臣の定める事項

三 除前两项所列事项外, 厚生劳动大臣规定的事项

四 その他都道府県知事の許可を受けた事項

四 其他得到都道府县知事许可的事项

2 厚生労働大臣は、前項第三号に掲げる事項の広告の方法について、厚生労働省令で定めるところにより、必要な定めをすることができる。

2 根据厚生劳动省令的规定，厚生劳动大臣可就前款第三项所列事项的宣传方法做出必要的规定。

(変更の届出等)

(変更的申报等)

第九十九条 介護老人保健施設の開設者は、第九十四条第二項の規定による許可に係る事項を除き、当該介護老人保健施設の開設者の住所その他の厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該介護老人保健施設を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

第九十九条 除根据第九十四条第二款规定做出的许可涉及的事项之外，该护理老人保健设施的开办者的地址及其他厚生劳动省令规定的事项发生变更时，或已停止的该护理老人保健设施重启时，应依据厚生劳动省令的规定，于十日内向都道府县知事申报。

2 介護老人保健施設の開設者は、当該介護老人保健施設を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2 护理老人保健设施的开办者拟废止或停止该护理老人保健设施时，应依据厚生劳动省令的规定，于废止或停止之日的一个月前向都道府县知事申报。

(都道府県知事等による連絡調整又は援助)

(都道府县知事等的联络协调或援助)

第九十九条之二 都道府県知事又は市町村長は、介護老人保健施設の開設者による第九十七条第六項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該介護老人保健施設の開設者及び他の介護老人保健施設の開設者その他の関係者相互間の連絡調整又は当該介護老人保健施設の開設者及び当該関係者に対する助言その他の援助を行うことができる。

第九十九条之二 都道府县知事或市町村长认为，为了护理老人保健设施的开办者顺利提供第九十七条第六款规定的便利而有必要时，可在该护理老人保健设施的开办者及其他护理老人保健设施的开办者及其他相关人员之间进行联络协调，或向该护理老人保健设施的开办者及该相关人员提供建议及其他援助。

2 厚生労働大臣は、同一の介護老人保健施設の開設者について二以上の都道府県知事が前項の規定による連絡調整又は援助を行う場合において、当該介護老人保健施設の開設者による第九十七条第六項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該都道府県知事相互間の連絡調整又は当該介護老人保健施設の開設者に対する都道府県の区域を超えた広域的な見地からの助言その他の援助を行うことができる。

2 厚生劳动大臣认为，两名以上的都道府县知事向同一护理老人保健设施的开办者提供前款规定的联络协调或援助的情况下，为了让该护理老人保健设施的开办者顺利提供第九十七条第六款规定的便利而有必要时，可协助在相应都道府县知事之间进行联络协调，或站在超出都道府县区域的广阔视角向该护理老人保健设施的开办者提供建议及其他援助。

（報告等）

（報告等）

第百条 都道府県知事又は市町村長は、必要があると認めるときは、介護老人保健施設の開設者、介護老人保健施設の管理者若しくは医師その他の従業者（以下「介護老人保健施設の開設者等」という。）に対し報告若しくは診療録その他の帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、介護老人保健施設の開設者等に対し出頭を求め、又は当該職員に、介護老人保健施設の開設者等に対して質問させ、若しくは介護老人保健施設、介護老人保健施設の開設者の事務所その他介護老人保健施設の運営に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは診療録、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

第一百条 都道府县知事或市町村长认为有必要时，可要求护理老人保健设施的开办者、护理老人保健设施的管理者或者医生及其他从业人员（以下称“护理老人保健设施的开办者等”）提交或者出示报告、诊疗记录或者其他账簿文件，要求护理老人保健设施的开办者等到场，或令职员对护理老人保健设施的开办者等提问，或者令其进入护理老人保健设施、护理老人保健设施的开办者的办公室及其他与护理老人保健设施的运营有关的场所，检查其设备或者诊疗记录、账簿文件及其他物品。

2 第二十四条第三項の規定は、前項の規定による質問又は立入検査について、同条第四項の規定は、前項の規定による権限について準用する。

2 第二十四条第三款の規定准用于前款规定的提问或现场检查，同条第四款的规定准用于前款规定的权限。

3 第一項の規定により、介護老人保健施設の開設者等に対し報告若しくは提出若しくは提示を命じ、若しくは出頭を求め、又は当該職員に介護老人保健施設の開設者等に対し質問させ、若しくは介護老人保健施設に立入検査をさせた市町村長は、当該介護老人保健施設につき次条、第百二条、第百三条第三項又は第百四条第一項の規定による処分が行われる必要があると認めるときは、理由を付して、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。

3 根据第一款的规定，令护理老人保健设施的开办者等报告或者提交或者出示文件、或者要求其到场、或令职员对该护理老人保健设施的开办者等提问，或令其对该护理老人保健设施进行现场检查的市町村长，认为有必要对该护理老人保健设施实施下一条、第一百零二条、第一百零三条第三款或第一百零四条第一款规定的处理时，应通知都道府县知事并说明理由。

（設備の使用制限等）

(设备的使用限制等)

第一百零一条 都道府県知事は、介護老人保健施設が、第九十七条第一項に規定する療養室、診察室及び機能訓練室並びに都道府県の条例で定める施設を有しなくなったとき、又は同条第三項に規定する介護老人保健施設の設備及び運営に関する基準（設備に関する部分に限る。）に適合しなくなったときは、当該介護老人保健施設の開設者に対し、期間を定めて、その全部若しくは一部の使用を制限し、若しくは禁止し、又は期限を定めて、修繕若しくは改築を命ずることができる。

第一百零一条 当护理老人保健设施不再具备第九十七条第一款规定的疗养室、诊察室及机能训练室以及都道府县条例规定的设施时，或不再符合同条第三款规定的护理老人保健设施设备及相关标准（仅限有关设备的部分）时，都道府县知事可设定一定的期限，限制或禁止其全部或部分使用，或设定一定的期限，要求其修缮或改建。

(変更命令)

(変更命令)

第一百零二条 都道府県知事は、介護老人保健施設の管理者が介護老人保健施設の管理者として不適当であると認めるときは、当該介護老人保健施設の開設者に対し、期限を定めて、介護老人保健施設の管理者の変更を命ずることができる。

第一百零二条 都道府县知事认为护理老人保健设施的管理者不合作为护理老人保健设施的管理者时，可设定一定的期限，要求该护理老人保健设施的开办者更换护理老人保健设施的管理者。

2 厚生労働大臣は、前項に規定する都道府県知事の権限に属する事務について、介護老人保健施設に入所している者の生命又は身体の安全を確保するため緊急の必要があると認めるときは、都道府県知事に対し同項の事務を行うことを指示することができる。

2 为保障入住护理老人保健设施的人员的生命或身体安全，当厚生劳动大臣认为情况紧急时，可指示都道府县知事履行前款规定的隶属于都道府县知事权限的事务。

(業務運営の勧告、命令等)

(业务运营的劝告、命令等)

第一百零三条 都道府県知事は、介護老人保健施設が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該介護老人保健施設の開設者に対し、期限を定めて、それぞれ当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。

第一百零三条 都道府县知事认为护理老人保健设施符合下列各项情况时，可设定期限，劝告该护理老人保健设施的开办者采取各项分别规定的措施。

一 その業務に従事する従業者の人員について第九十七条第二項の厚生労働省令又は都道府県の条例で定める員数を満たしていない場合 当該厚生労働省令又は都道府県の条例で定める員数を満たすこと。

一 从事该项业务的从业人员未满足第九十七条第二款的厚生劳动省令或都道府县条例规定的名额时 需满足该厚生劳动省令或都道府县条例规定的名额

二 第九十七条第三項に規定する介護老人保健施設の設備及び運営に関する基準（運営に関する部分に限る。）に適合していない場合 当該介護老人保健施設の設備及び運営に関する基準に適合すること。

二 不符合第九十七条第三款规定的护理老人保健设施设备及运营的相关标准（仅限运营相关部分）时 需符合该护理老人保健设施设备及运营的相关标准。

三 第九十七条第六項に規定する便宜の提供を適正に行っていない場合 当該便宜の提供を適正に行うこと。

三 未妥善提供第九十七条第六款规定的便利时 需妥善提供该便利。

2 都道府県知事は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた介護老人保健施設の開設者が、同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

2 都道府县知事提出前款规定的劝告后，接到劝告的护理老人保健设施开办者在同款的期限内不予执行时，可予以公布。

3 都道府県知事は、第一項の規定による勧告を受けた介護老人保健施設の開設者が、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該介護老人保健施設の開設者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命じ、又は期間を定めて、その業務の停止を命ずることができる。

3 接到第一款规定的劝告的护理老人保健设施的开办者无正当理由拒不采取劝告涉及的措施时，都道府县知事可设定一定的期限，要求该护理老人保健设施的开办者采取劝告涉及的措施。

4 都道府県知事は、前項の規定による命令をした場合においては、その旨を公示しなければならない。

4 都道府县知事下达前款规定的命令时应予以公布。

5 市町村は、保険給付に係る介護保健施設サービスを行った介護老人保健施設について、第一項各号に掲げる場合のいずれかに該当すると認めるときは、その旨を当該介護老人保健施設の所在地の都道府県知事に通知しなければならない。

5 市町村认为曾开展涉及保险给付的护理保健设施服务的护理老人保健设施符合第一款各项所列的任意一种情况时，应通知该护理老人保健设施所在地的都道府县知事。

(許可の取消し等)

(许可的取消等)

第百四条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該介護老人保健施設に係る第九十四条第一項の許可を取り消し、又は期間を定めてその許可の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

第一百零四条 符合下列任意一项时，都道府县知事均可取消该护理老人保健设施涉及第九十四条第一款的许可，或设定期限，停止该许可的全部或部分效力。

一 介護老人保健施設の開設者が、第九十四条第一項の許可を受けた後正当の理由がないのに、六月以上その業務を開始しないとき。

一 护理老人保健设施的开办者取得第九十四条第一款的许可后，在无正当理由的情况下，六个月之后仍未启动该业务时。

二 介護老人保健施設が、第九十四条第三項第四号から第五号の二まで、第十号（第五号の三に該当する者のあるものであるときを除く。）又は第十一号（第五号の三に該当する者のあるものであるときを除く。）のいずれかに該当するに至ったとき。

二 护理老人保健设施符合第九十四条第三款第四项至第五项之二、第十项（有符合第五项之三者除外）或第十一项（有符合第五项之三者除外）中的任意一项时。

三 介護老人保健施設の開設者が、第九十七条第七項に規定する義務に違反したと認められるとき。

三 可以认定护理老人保健设施的开办者违反第九十七条第七款规定的义务时。

四 介護老人保健施設の開設者に犯罪又は医事に関する不正行為があったとき。

四 护理老人保健设施的开办者做出犯罪或有关医事的不法行为时。

五 第二十八条第五項の規定により調査の委託を受けた場合において、当該調査の結果について虚偽の報告をしたとき。

五 依据第二十八条第五款的规定接到调查委托的情况下，就该调查的结果提供虚假报告时。

六 施設介護サービス費の請求に関し不正があったとき。

六 在设施护理费请款要求上存在不法行为时。

七 介護老人保健施設の開設者等が、第百条第一項の規定により報告又は診療録その他の帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

七 依据第一百条第一款的规定，被要求提交或者出示报告或诊疗记录及其他账簿文件，而护

理老人保健施設の开办者等拒不执行，或提供虚假报告时。

八 介護老人保健施設の開設者等が、第百条第一項の規定により出頭を求められてこれに
せず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定
による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該介護老人保健施設の従業者
がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該介護老人保健施設の開設者
又は当該介護老人保健施設の管理者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。

八 依据第一百条第一款的规定被要求到场时，护理老人保健施設の开办者等拒不执行，不对
同款规定的提问进行答辯，或者进行虚偽答辯，或抗拒、妨碍、逃避同款规定的检查时。但是，
该护理老人保健施設の从业人员出现上述行为时，该护理老人保健施設の开办者或该护理老人
保健施設の管理者为防止上述行为已尽到相应的提醒及监督职责时除外。

九 前各号に掲げる場合のほか、介護老人保健施設の開設者が、この法律その他国民の保健
医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは
処分に違反したとき。

九 除了上述各项所列情况之外，护理老人保健施設の开办者违反本法或其他国民保健医疗或
者福利的相关法律政令的规定、或基于这些法律的命令或处理时。

十 前各号に掲げる場合のほか、介護老人保健施設の開設者が、居宅サービス等に関し不正
又は著しく不当な行為をしたとき。

十 除了上述各项所列情况之外，护理老人保健施設の开办者在居家服务等方面做出不法或明
显不当的行为时。

十一 介護老人保健施設の開設者が法人である場合において、その役員又は当該介護老人保
健施設の管理者のうち許可の取消し又は許可の全部若しくは一部の効力の停止をしようと
するとき前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。

十一 护理老人保健施設の开办者为法人时，在拟取消许可或停止许可的全部或部分效力前的
五年内，其董事或该护理老人保健施設の管理者中有在居家服务等方面作出过不法或明显不当
的行为者时。

十二 介護老人保健施設の開設者が第九十四条第三項第一号の厚生労働大臣が定める者のう
ち法人でないものである場合において、その管理者が許可の取消し又は許可の全部若しくは
一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不
当な行為をした者であるとき。

十二 护理老人保健施設の开办者为第九十四条第三款第一项中厚生劳动大臣规定的非法人
人员时，在拟取消许可或停止许可的全部或部分效力前的五年内，其管理者为在居家服务等方面
作出过不法或明显不当行为者时。

2 市町村は、第二十八条第五項の規定により委託した調査又は保険給付に係る介護保健施設サービスを行った介護老人保健施設について、前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、その旨を当該介護老人保健施設の所在地の都道府県知事に通知しなければならない。

2 市町村认为曾开展第二十八条第五款规定的委托调查或涉及保险给付的护理保健设施服务的护理老人福利设施符合前款任意一项时，应通知该护理老人福利设施所在地的都道府县知事。

3 厚生労働大臣は、第一項に規定する都道府県知事の権限に属する事務について、介護老人保健施設に入所している者の生命又は身体の安全を確保するため緊急の必要があると認めるときは、都道府県知事に対し同項の事務を行うことを指示することができる。

3 为保障入住护理老人保健设施的人员的生命或身体安全，当厚生劳动大臣认为情况紧急时，可指示都道府县知事履行第一款规定的隶属于都道府县知事权限的事务。

(公示)

(公示)

第百四条之二 都道府県知事は、次に掲げる場合には、当該介護老人保健施設の開設者の名称又は氏名、当該介護老人保健施設の所在地その他の厚生労働省令で定める事項を公示しなければならない。

第一百零四条之二 在下列情况下，都道府县知事应公示该护理老人保健设施的开办者的名称或姓名、该护理老人保健设施地址及其他厚生劳动省令规定的事项。

一 第九十四条第一項の規定による許可をしたとき。

一 授予第九十四条第一款规定的许可时。

二 第九十九条第二項の規定による廃止の届出があったとき。

二 根据第九十九条第二款的规定申报废止时。

三 前条第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定により第九十四条第一項の許可を取り消し、又は許可の全部若しくは一部の効力を停止したとき。

三 根据前条第一款或第一百一十五条之三十五第六款的规定，取消第九十四条第一款的许可，或停止许可的全部或部分效力时。

(医療法の準用)

(《医疗法》的准用)

第百五条 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第九条第二項の規定は、介護老人保健施設の開設者について、同法第十五条第一項及び第三項の規定は、介護老人保健施設の管理者について、同法第三十条の規定は、第百一条から第百四条までの規定に基づく処分について

準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

第一百零五条 《医疗法》（1948 年法律第 205 号）第九条第二款的规定准用于护理老人保健设施的开办者，同法第十五条第一款及第三款的规定准用于护理老人保健设施的管理者，同法第三十条的规定准用于基于第一百零一条至第一百零四条规定的处理。此时，有关上述规定的必要技术性替换，由政令规定。

（医療法との関係等）

（与《医疗法》的关系等）

第一百零六条 介護老人保健施設は、医療法にいう病院又は診療所ではない。ただし、医療法及びこれに基づく命令以外の法令の規定（健康保険法、国民健康保険法その他の法令の政令で定める規定を除く。）において「病院」又は「診療所」とあるのは、介護老人保健施設（政令で定める法令の規定にあつては、政令で定めるものを除く。）を含むものとする。

第一百零六条 护理老人保健设施并非《医疗法》所称的医院或诊所。但是，在《医疗法》以及基于《医疗法》制定的命令之外的法律法规规定（《健康保险法》、《国民健康保险法》及其他法律法规、政令制定的规定除外）中，“医院”或“诊所”包括护理老人保健设施（在由政令制定的法律法规规定中，政令规定的设施除外）。

第一百七条から第百十五条まで 削除

第一百零七条至第一百一十五条 删除

第六節 指定介護予防サービス事業者

第六节 指定护理预防服务机构

（指定介護予防サービス事業者の指定）

（指定护理预防服务机构的指定）

第一百零五条之二 第五十三条第一項本文の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、介護予防サービス事業を行う者の申請により、介護予防サービスの種類及び当該介護予防サービスの種類に係る介護予防サービス事業を行う事業所（以下この節において「事業所」という。）ごとに行う。

第一百一十五条之二 依据厚生劳动省令的规定，第五十三条第一款正文的指定将按照开展护理预防服务事业者提出的申请，以护理预防服务的种类及运营该护理预防服务种类涉及的护理预防服务事业的事业所（以下在本节中称“事业所”）为单位进行。

2 都道府県知事は、前項の申請があつた場合において、次の各号（病院等により行われる介護予防居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション若しくは介護予防短期入所

療養介護に係る指定の申請にあっては、第六号の二、第六号の三、第十号の二及び第十二号を除く。)のいずれかに該当するときは、第五十三条第一項本文の指定をしてはならない。

2 提出前款申請的情况下，符合下列（如果是申请医院等运营的护理预防居家疗养管理指导或医院或者诊所运营的护理预防上门看护、护理预防上门康复治疗、护理预防日托康复治疗、护理预防短期入住疗养护理涉及的指定，则第六项之二、第六项之三、第十项之二及第十二项除外）任意一项时，都道府县知事均不得做出第五十三条第一款正文的指定。

一 申請者が都道府県の条例で定める者でないとき。

一 申請者不是都道府县条例规定的人员时。

二 当該申請に係る事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、第一百五條の四第一項の都道府県の条例で定める基準及び同項の都道府県の条例で定める員数を満たしていないとき。

二 该申请涉及的事业所的从业人员的知识及技能以及人员不满足第一百一十五條之四第一款都道府县条例规定的标准及同款都道府县条例规定的名额时。

三 申請者が、第一百五條の四第二項に規定する指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な介護予防サービス事業の運営をすることができないと認められるとき。

三 认定申请者无法按照第一百一十五條之四第二款规定的指定护理预防服务涉及的有效援助护理预防的方法的相关标准或指定护理预防服务事业的设备及运营的相关标准妥善运营护理预防服务事业时。

四 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

四 申請者被处以监禁以上刑罚并执行完毕，或取消执行之前。

五 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

五 申請者依据本法及其他国民保健医疗或者福利的相关法律、政令规定被处以缴纳罚金的刑罚并执行完毕，或取消执行之前。

五の二 申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

五之二 申請者依据劳动相关法律规定、政令规定被处以缴纳罚金的刑罚并执行完毕，或取消执行之前。

五之三 申請者が、保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全てを引き続き滞納している者であるとき。

五之三 申請者在提出该申请之日前一天之前，基于规定保险费等的缴纳义务的法律规定受到滞納処分，且自受到处分之日起三个月以上时间内，无正当理由，继续滞納自受到该处分之日后到达缴纳期限的全額保険費等時。

六 申請者（介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、第百十五条の九第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定により指定（介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定を除く。）を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前六十日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定介護予防サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定介護予防サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定介護予防サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

六 申請者（护理预防特定设施入住者生活护理涉及的指定申请者除外）依据第一百一十五条之九第一款或第一百一十五条之三十五第六款的规定被取消指定（护理预防特定设施入住者生活护理涉及的指定除外），且自取消之日起未滿五年（如果被取消该指定者为法人，依照该取消处分涉及的《行政手続法》第十五条规定下达通知前六十天内，该法人曾经的董事等自该取消之日起未滿五年者包含在内；如果被取消该指定者是事业所而非法人，则下达该通知之日前六十天内曾经是事业所管理者的人员在该取消之日起未滿五年者包含在内）时。但是，在指定护理预防服务机构指定的取消中，需围绕导致该指定受到取消处理的事实及该指定护理预防服务机构为防止该事实的发生而制定的工作管理体制的运转状况及其他相应事实，考虑该指定护理预防服务机构承担的责任的程度，如果认为不应取消本项正文规定的指定，并符合厚生劳动省令的规定，则除外。

六の二 申請者（介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、第百十五条の九第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定により指定（介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定に限る。）を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員等であった者で

当該取消の日から起算して五年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前六十日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消の日から起算して五年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定介護予防サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定介護予防サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定介護予防サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

六之二 申請者（仅限护理预防特定设施入住者生活护理涉及的指定的申请者）依据第一百一十五条之九第一款或第一百一十五条之三十五第六款的规定被取消指定（仅限护理预防特定设施入住者生活护理涉及的指定），且自取消之日起未满五年（如果被取消该指定者为法人，依照该取消处分涉及的《行政手続法》第十五条规定下达通知之日前六十天内，该法人曾经的董事等自该取消之日起未满五年者包含在内；如果被取消该指定者是事业所而非法人，则下达该通知之日前六十天内曾经是事业所管理者的人员在该取消之日起未满五年者包含在内）时。但是，在指定护理预防服务机构指定的取消中，需围绕导致该指定受到取消处理的事实及该指定护理预防服务机构为防止该事实的发生而制定的工作管理体制的运转状况及其他相应事实，考虑该指定护理预防服务机构承担的责任的程度，如果认为不应取消本项正文规定的指定，并符合厚生劳动省令的规定，则除外。

六之三 申請者と密接な関係を有する者が、第百十五条の九第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して五年を経過していないとき。ただし、当該指定の取消しが、指定介護予防サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定介護予防サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定介護予防サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

六之三 与申请者关系密切者，依据第一百一十五条之九第一款或第一百一十五条之三十五第六款的规定被取消指定，自取消之日起未满五年时。但是，在指定护理预防服务机构指定的取消中，需围绕导致该指定受到取消处理的事实及该指定护理预防服务机构为防止该事实的发生而制定的工作管理体制的运转状况及其他相应事实，考虑该指定居家护理援助机构承担的责任的程度，如果认为不应取消本项正文规定的指定，并符合厚生劳动省令的规定，则除外。

七 申請者が、第百十五条の九第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第百十五条の五第二項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日か

ら起算して五年を経過しないものであるとき。

七 申請者依据第一百一十五条之九第一款或第一百一十五条之三十五第六款的规定取消指定的处分涉及的《行政手続法》第十五条的规定下达通知之日起，至决定是否执行该处分之日期间，依据第一百一十五条之五第二款的规定申报废止事业（有充分理由废止该事业者除外），且自该申报之日起未满五年时。

七之二 申請者が、第百十五條の七第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第百十五條の九第一項の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第百十五條の五第二項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

七之二 申請者在依据第一百一十五条之七第一款的规定执行检查之日起，至预计确定征询之日（指基于该检查的结果，预计将决定依据第一百一十五条之九第一款规定做出的指定取消处分涉及的征询是否举行之日。即依据厚生劳动省令的规定，都道府县知事对该申请人执行该检查之日起十天之内通知特定日期时的该特定日期）止，依据第一百一十五条之五第二款规定申报废除事业（有充分理由废止该事业者除外），且自申报之日起未满五年时。

八 第七号に規定する期間内に第百十五條の五第二項の規定による事業の廃止の届出があった場合において、申請者が、同号の通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又は当該届出に係る法人でない事業所（当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。）の管理者であった者で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

八 在第七项规定的期限内，依据第一百一十五条之五第二款的规定申报废止事业时，申请者曾经是同项通知之日前六十天内涉及该申报的法人（有充分理由废止该事业的法人除外）的董事等，或该申报涉及的非法人事业所（有充分理由废止该事业者除外）的管理人员，自该申报之日起未满五年时。

九 申請者が、指定の申請前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

九 申請者在申請指定前五年内在居家服務等方面做出過不法或明顯不當的行為。

十 申請者（介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、法人で、その役員等のうちに第四号から第六号まで又は第七号から前号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

十 申請者（護理預防特定設施入住者生活護理涉及的指定的申請者除外）為法人，其董事等人員中有符合第四項至第六項或第七項至前項的任意一項者。

十の二 申請者(介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者に限る。)が、法人で、その役員等のうちに第四号から第五号の三まで、第六号の二又は第七号から第九号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

十之二 申请者(仅限护理预防特定设施入住者生活护理涉及的指定的申请者)为法人,其董事等人员中有符合第四项至第五项之三、第六项之二或第七项至第九项的任意一项者。

十一 申請者(介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者を除く。)が、法人でない事業所で、その管理者が第四号から第六号まで又は第七号から第九号までのいずれかに該当する者であるとき。

十一 申请者(护理预防特定设施入住者生活护理涉及的指定的申请者除外)为事业所而非法人,其管理人员符合第四项至第六项或第七项至第九项的任意一项时。

十二 申請者(介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者に限る。)が、法人でない事業所で、その管理者が第四号から第五号の三まで、第六号の二又は第七号から第九号までのいずれかに該当する者であるとき。

十二 申请者(仅限护理预防特定设施入住者生活护理涉及的指定的申请者)为事业所而非法人,其管理人员符合第四项至第五项、第六项之二或第七项至第九项的任意一项时。

3 都道府県が前項第一号の条例を定めるに当たっては、厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとする。

3 都道府县在制定前款第一项的条例时,需遵守厚生劳动省令规定的标准。

(指定介護予防サービスの事業の基準)

(指定护理预防服务事业的标准)

第百十五条之三 指定介護予防サービス事業者は、次条第二項に規定する指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従い、要支援者の心身の状況等に応じて適切な指定介護予防サービスを提供するとともに、自らその提供する指定介護予防サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより常に指定介護予防サービスを受ける者の立場に立ってこれを提供するように努めなければならない。

第一百一十五条之三 指定护理预防服务机构应按照下条第二款规定的旨在有效援助指定护理预防服务涉及的护理预防的方法的相关标准,以及指定护理预防服务事业设备及运营的相关标准,根据需要援助人员的身心状况等,提供妥善的指定护理预防服务。同时,通过采取指定护理预防服务品质的自查及其他措施,始终站在接受指定护理预防服务的人员的立场,致力于提供服务。

2 指定介護予防サービス事業者は、指定介護予防サービスを受けようとする被保険者から

提示された被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、当該被保険者に当該指定介護予防サービスを提供するように努めなければならない。

2 拟接受指定护理预防服务的受保人出示的受保人证上写有认定审查会的意见时，指定护理预防服务机构应考虑该认定审查委员会的意见，努力向该受保人提供相应的指定护理预防服务。

第百十五条の四 指定介護予防サービス事業者は、当該指定に係る事業所ごとに、都道府県の条例で定める基準に従い都道府県の条例で定める員数の当該指定介護予防サービスに従事する従業者を有しなければならない。

第一百一十五条之四 指定护理预防服务机构应依据都道府县条例规定的标准、按照都道府县条例规定的名额，在相应指定涉及的事业所分别配备从事该指定护理预防服务的从业人员。

2 前項に規定するもののほか、指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準は、都道府県の条例で定める。

2 除了前款规定的内容之外，指定护理预防服务涉及的护理预防有效援助方法的相关标准、以及有关指定护理预防服务事业的设备及运营的标准，由都道府县条例规定。

3 都道府県が前二項の条例を定めるに当たっては、第一号から第三号までに掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、第四号に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

3 都道府县在制定前两款条例时，关于第一项至第三项所列事项应按照厚生劳动省令规定的标准制定，关于第四项所列事项应以厚生劳动省令规定的标准为标准制定，关于其他事项应参考厚生劳动省令规定的标准。

一 指定介護予防サービスに従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数

一 从事指定护理预防服务的从业人员涉及的标准及该从业人员的数额

二 指定介護予防サービスの事業に係る居室、療養室及び病室の床面積

二 指定护理预防服务事业涉及的居室、疗养室及病房的楼面面积

三 指定介護予防サービスの事業の運営に関する事項であって、利用する要支援者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

三 与指定护理预防服务事业运营相关的事项中，厚生劳动省令规定与使用的需要援助人员适当利用服务、获得适当的待遇及安全保障以及保密等密切相关的事项

四 指定介護予防サービスの事業に係る利用定員

四 指定护理预防服务事业的利用名额

4 厚生労働大臣は、前項に規定する厚生労働省令で定める基準（指定介護予防サービスの取扱いに関する部分に限る。）を定めようとするときは、あらかじめ社会保障審議会の意見を聴かなければならない。

4 厚生劳动大臣拟制定前款规定的厚生劳动省令制定的标准（仅限有关指定护理预防服务的操作的部分）时，应事先听取社会保障审议会的意见。

5 指定介護予防サービス事業者は、次条第二項の規定による事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日前一月以内に当該指定介護予防サービスを受けていた者であって、当該事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き当該指定介護予防サービスに相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な居宅サービス等が継続的に提供されるよう、指定介護予防支援事業者、他の指定介護予防サービス事業者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

5 指定护理预防服务机构依据下一条第二款的规定申报废止或停止事业时，应与其他指定护理预防服务机构及其他相关人员进行联络协调及提供其他便利，确保为该申报之日前一个月内接受该指定护理预防服务的人员中、希望在该事业废止或停止之日后继续获得与该指定护理预防服务相当的服务者，持续提供必要的居家服务等。

6 指定介護予防サービス事業者は、要支援者の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、要支援者のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

6 指定护理预防服务机构在尊重需要援助人员的人格的同时，还应遵守本法及基于本法的命令，为了需要援助人员忠实履行职责。

（変更の届出等）

（変更的申报等）

第百十五条の五 指定介護予防サービス事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該指定介護予防サービスの事業を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

第一百一十五条之五 指定护理预防服务机构的该指定涉及的事业所的名称及所在地及厚生劳动省令规定的有关事项发生变更时，或重启已经停止的该指定护理预防服务事业时，应依据厚生劳动省令的规定，于十日之内向都道府县知事申报。

2 指定介護予防サービス事業者は、当該指定介護予防サービスの事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の一月前

までに、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2 指定护理预防服务机构拟废止或停止该指定涉及的护理预防服务事业时，应依据厚生劳动省令的规定，于废止或停止之日的一个月前，向都道府县知事申报。

（都道府県知事等による連絡調整又は援助）

（都道府县知事等的联络协调或援助）

第百十五条の六 都道府県知事又は市町村長は、指定介護予防サービス事業者による第百十五条の四第五項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該指定介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者、他の指定介護予防サービス事業者その他の関係者相互間の連絡調整又は当該指定介護予防サービス事業者及び当該関係者に対する助言その他の援助を行うことができる。

第一百一十五条之六 都道府县知事或市町村长认为，为了指定护理预防服务机构顺利提供第一百一十五条之四第五款规定的便利而有必要时，可在该指定护理预防服务机构及指定护理预防援助机构、其他指定护理预防服务机构及其他相关人员之间进行联络协调，或向该指定护理预防服务机构及该相关人员提供建议及其他帮助。

2 厚生労働大臣は、同一の指定介護予防サービス事業者について二以上の都道府県知事が前項の規定による連絡調整又は援助を行う場合において、当該指定介護予防サービス事業者による第百十五条の四第五項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該都道府県知事相互間の連絡調整又は当該指定介護予防サービス事業者に対する都道府県の区域を超えた広域的な見地からの助言その他の援助を行うことができる。

2 厚生劳动大臣认为，两名以上的都道府县知事向同一指定护理预防服务机构提供前款规定的联络协调或援助的情况下，为了让该指定护理预防服务机构顺利提供第一百一十五条之四第五款规定的便利而有必要时，可协助在相应都道府县知事之间进行联络协调，或站在超出都道府县区域的广阔视角向该指定护理预防服务机构提供建议及其他援助。

（報告等）

（报告等）

第百十五条の七 都道府県知事又は市町村長は、介護予防サービス費の支給に関して必要があると認めるときは、指定介護予防サービス事業者若しくは指定介護予防サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者（以下この項において「指定介護予防サービス事業者であった者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、指定介護予防サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者若しくは指定介護予防サービス事業者であった者等に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該指定介護予防サービス事業者の当該指定に係る事業所、事務所その他指定介護予防サービスの事業に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書

類その他の物件を検査させることができる。

第一百一十五条之七 关于护理预防服务费的支付，都道府县知事或市町村长认为有必要时，可令指定护理预防服务机构或者曾经的指定护理预防服务机构或者该指定涉及的事业所曾经的从业人员（以下在本款中称“曾经的指定护理预防服务机构等”）提交或者出示报告或者账簿文件，要求指定护理预防服务机构或者该指定涉及的事业所的从业人员或者原指定护理预防服务机构等到场，或令职员对相关人员进行提问，或者令其进入该指定护理预防服务机构中该指定涉及的事业所、办公室及其他与指定预防服务事业有关的场所，检查其设备或者账簿文件及其他物品。

2 第二十四条第三項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第四項の規定は前項の規定による権限について準用する。

2 第二十四条第三款の規定准用于前款规定的提问或检查，同条第四款的规定准用于前款规定的权限。

（勧告、命令等）

（勧告、命令等）

第百十五条の八 都道府県知事は、指定介護予防サービス事業者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該指定介護予防サービス事業者に対し、期限を定めて、それぞれ当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。

第一百一十五条之八 都道府县知事认为指定护理预防服务机构符合下列各项情况时，可设定一定的期限，劝告该指定护理预防服务机构采取各项分别规定的措施。

一 当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について第百十五条の四第一項の都道府県の条例で定める基準又は同項の都道府県の条例で定める員数を満たしていない場合 当該都道府県の条例で定める基準又は当該都道府県の条例で定める員数を満たすこと。

一 该指定涉及的事业所的从业人员的知识或者技能或人员不满足第一百一十五条之四第一款都道府县条例规定的标准或同款都道府县条例规定的名额时 需满足该都道府县条例规定的标准或该都道府县条例规定的名额。

二 第百十五条の四第二項に規定する指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定介護予防サービスの事業の運営をしていない場合 当該指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定介護予防サービスの事業の運営をすること。

二 未按照第一百一十五条第二款规定的指定护理预防服务涉及的护理预防的有效援助方法的

相关标准，或指定护理预防服务事业的设备及运营的相关标准，妥善运营指定护理预防服务事业时需按照该指定护理预防服务涉及的护理预防的有效援助方法的相关标准或指定护理预防服务事业的设备及运营的相关标准妥善运营指定护理预防服务事业。

三 第一百十五条之四第五項に規定する便宜の提供を適正に行っていない場合 当該便宜の提供を適正に行うこと。

三 未妥善提供第一百一十五条之四第五款规定的便利时 需妥善提供相应便利。

2 都道府県知事は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた指定介護予防サービス事業者が同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

2 都道府县提出前款规定的劝告后，接到劝告的指定护理预防服务机构在同款的期限内不予执行时，都道府县知事可予以公布。

3 都道府県知事は、第一項の規定による勧告を受けた指定介護予防サービス事業者が、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該指定介護予防サービス事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

3 接到第一款规定的劝告的指定护理预防服务机构无正当理由拒不采取劝告涉及的措施时，都道府县知事可设定一定的期限，要求该指定护理预防服务机构采取劝告涉及的措施。

4 都道府県知事は、前項の規定による命令をした場合においては、その旨を公示しなければならない。

4 都道府县知事下达前款规定的命令时，应予以公示。

5 市町村は、保険給付に係る指定介護予防サービスを行った指定介護予防サービス事業者について、第一項各号に掲げる場合のいずれかに該当すると認めるときは、その旨を当該指定に係る事業所の所在地の都道府県知事に通知しなければならない。

5 市町村认为曾开涉及保险给付的指定护理预防服务的指定护理预防服务机构符合第一款各项所列的任意一种情况时，应通知该指定涉及的事业所所在地的都道府县知事。

(指定の取消し等)

(指定的取消等)

第一百十五条之九 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該指定介護予防サービス事業者に係る第五十三条第一項本文の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

第一百一十五条之九 符合下列任意一项时，都道府县知事均可取消该指定护理预防服务机构涉及第五十三条第一款正文的指定，或设定期限，停止该指定的全部或部分效力。

一 指定介護予防サービス事業者が、第百十五条の二第二項第四号から第五号の二まで、第十号（第五号の三に該当する者のあるものであるときを除く。）、第十号の二（第五号の三に該当する者のあるものであるときを除く。）、第十一号（第五号の三に該当する者であるときを除く。）又は第十二号（第五号の三に該当する者であるときを除く。）のいずれかに該当するに至ったとき。

一 指定护理预防服务机构符合第一百一十五条之二第二款第四项至第五项之二、第十项（有符合第五项之三者的除外）、第十项之二（有符合第五项之三者的除外）、第十一项（符合第五项之三的除外）或第十二项（符合第五项之三的除外）中的任意一项时。

二 指定介護予防サービス事業者が、当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について、第百十五条の四第一項の都道府県の条例で定める基準又は同項の都道府県の条例で定める員数を満たすことができなくなったとき。

二 指定护理预防服务机构中，该指定涉及的事业所的从业人员的知识或者技能或人员无法继续满足第一百一十五条之四第一款的都道府县条例规定的标准或同款都道府县条例规定的名额时。

三 指定介護予防サービス事業者が、第百十五条の四第二項に規定する指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な介護予防サービスの事業の運営をすることができなくなったとき。

三 指定护理预防服务机构无法继续按照第一百一十五条之四第二款规定的指定护理预防服务涉及的有效援助护理预防的方法的相关标准，或指定护理预防服务事业的设备及运营的相关标准妥善运营护理预防服务事业时。

四 指定介護予防サービス事業者が、第百十五条の四第六項に規定する義務に違反したと認められるとき。

四 可以认定指定护理预防服务机构违反第一百一十五条之四第六款规定的义务时。

五 介護予防サービス費の請求に関し不正があったとき。

五 在护理预防服务费的请款要求上存在不法行为时。

六 指定介護予防サービス事業者が、第百十五条の七第一項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

六 依据第一百一十五条之七第一款的规定，被要求提交或者出示报告或账簿文件，而指定护理预防服务机构拒不执行，或提供虚假报告时。

七 指定介護予防サービス事業者又は当該指定に係る事業所の従業者が、第百十五条の七第

一項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係る事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定介護予防サービス事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。

七 依据第一百一十五条之七第一款的规定被要求到场时，指定护理预防服务机构或该指定涉及的事业所的从业人员拒不执行，不对前款规定的提问进行答辯，或者进行虚假答辯，或抗拒、妨碍、逃避前款规定的检查时。但是，该指定涉及的事业所的从业人员出现上述行为时，该指定护理预防服务机构为防止上述行为已尽到相应的提醒及监督职责时除外。

八 指定介護予防サービス事業者が、不正の手段により第五十三条第一項本文の指定を受けたとき。

八 指定护理预防服务机构通过不法手段获得第五十三条第一款正文的指定时。

九 前各号に掲げる場合のほか、指定介護予防サービス事業者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

九 除了上述各项所列情况之外，指定护理预防服务机构违反本法及其他国民保健医疗或者福利的相关法律政令规定、或基于这些法律的命令或者处理时。

十 前各号に掲げる場合のほか、指定介護予防サービス事業者が、居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

十 除了上述各项所列情况之外，指定护理预防服务机构在居家服务等方面做出不法或明显不当的行为时。

十一 指定介護予防サービス事業者が法人である場合において、その役員等のうちに指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。

十一 指定护理预防服务机构为法人时，在拟取消指定或停止指定的全部或部分效力前五年内，其董事等人员中有人在居家服务等方面做出不法或明显不当的行为时。

十二 指定介護予防サービス事業者が法人でない事業所である場合において、その管理者が指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

十二 指定护理预防服务机构为事业所而非法人时，在拟取消指定或停止指定的全部或部分效力前五年内，其管理者在居家服务等方面做出过不法或明显不当的行为时。

2 市町村は、保険給付に係る指定介護予防サービスを行った指定介護予防サービス事業者について、前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、その旨を当該指定に係る事業所

の所在地の都道府県知事に通知しなければならない。

2 市町村认为曾开涉及保险给付的指定护理预防服务的指定护理预防服务机构符合前款任意一项时，应通知该指定涉及该的事业所所在地的都道府县知事。

(公示)

(公示)

第百十五条の十 都道府県知事は、次に掲げる場合には、当該指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名、当該指定に係る事業所の所在地その他の厚生労働省令で定める事項を公示しなければならない。

第一百一十五条之十 在下列情况下，都道府县知事应公示该指定护理预防服务机构的名称或姓名、该指定涉及的事业所的所在地及其他厚生劳动省令规定的事项。

一 第五十三条第一項本文の指定をしたとき。

一 授予第五十三条第一款正文的指定时。

二 第百十五条の五第二項の規定による事業の廃止の届出があったとき。

二 根据第一百一十五条第二款的规定申报废止事业时。

三 前条第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定により第五十三条第一項本文の指定を取り消し、又は指定の全部若しくは一部の効力を停止したとき。

三 根据前条第一款或第一百一十五条之三十五第六款的规定，取消第五十三条第一款正文的指定，或停止指定的全部或部分效力时。

(準用)

(准用)

第百十五条の十一 第七十条の二、第七十一条及び第七十二条の規定は、第五十三条第一項本文の指定について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

第一百一十五条之十一 第七十条之二、第七十一条及第七十二条的规定准用于第五十三条第一款正文的指定。此时，有关上述规定的必要技术性替换，由政令规定。

第七節 指定地域密着型介護予防サービス事業者

第七节 指定地区紧密型护理预防服务机构

(指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定)

(指定地区紧密型护理预防服务机构的指定)

第百十五条の十二 第五十四条の二第一項本文の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、地域密着型介護予防サービス事業を行う者の申請により、地域密着型介護予防サービスの種類及び当該地域密着型介護予防サービスの種類に係る地域密着型介護予防サービス事業を行う事業所（以下この節において「事業所」という。）ごとに行い、当該指定をする市町村長がその長である市町村が行う介護保険の被保険者（特定地域密着型介護予防サービスに係る指定にあっては、当該市町村の区域内に所在する住所地特例対象施設に入所等をしている住所地特例適用居宅要支援被保険者を含む。）に対する地域密着型介護予防サービス費及び特例地域密着型介護予防サービス費の支給について、その効力を有する。

第一百一十五条之十二 依据厚生劳动省令的规定，第五十四条之二第一款正文的指定将按照开展地区紧密型护理预防服务事业者提出的申请，以地区紧密型护理预防服务的种类及运营该地区紧密型护理预防服务种类涉及的地区紧密型护理预防服务事业的事业所（以下在本节中称“事业所”）为单位进行。在做出该指定的市町村长向自己负责的市町村开展的、向护理保险的受保人（如果是特定地区紧密型护理预防服务涉及的指定，则包括入住位于该市町村区域内的地址特例对象设施等的适用地址特例的需要援助受保人）支付地区紧密型护理预防服务费及特例地区紧密型护理预防服务费上有效。

2 市町村長は、前項の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、第五十四条の二第一項本文の指定をしてはならない。

2 提出前款申请的情况下，符合下列任意一项时，市町村长不得做出第五十四条之二第一款正文的指定。

- 一 申請者が市町村の条例で定める者でないとき。
- 一 申请者不是市町村条例规定的人员时。

二 当該申請に係る事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、第百十五条の十四第一項の市町村の条例で定める基準若しくは同項の市町村の条例で定める員数又は同条第五項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者に関する基準を満たしていないとき。

二 该申请涉及的事业所的从业人员的知识及技能以及人员不满足第一百一十五条之十四第一款市町村条例规定的标准，或者同款市町村的条例规定的名额，或同条第五款规定的指定地区紧密型护理预防服务从业人员的相关标准。

三 申請者が、第百十五条の十四第二項又は第五項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な地域密着型介護予防サービス事業の運営をすることができないと認められるとき。

三 认定申请者无法按照第一百一十五条之十四第二款或第五款规定的指定地区紧密型护理预

防服务涉及的有效援助护理预防的方式的相关标准，或指定地区紧密型护理预防服务事业的设备及运营的相关标准，妥善经营地区紧密型护理预防服务事业时。

四 当該申請に係る事業所が当該市町村の区域の外にある場合であって、その所在地の市町村長の同意を得ていないとき。

四 该申请涉及的事业所位于该市町村区域之外，未征得所在地市町村长同意时。

四の二 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

四之二 申请者被处以监禁以上刑罚并执行完毕，或取消执行之前。

五 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

五 申请者依据本法及其他国民保健医疗或者福利的相关法律、政令规定被处以缴纳罚金的刑罚并执行完毕，或取消执行之前。

五の二 申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

五之二 申請者依据劳动相关法律规定、政令规定被处以缴纳罚金的刑罚并执行完毕，或取消执行之前。

五の三 申請者が、保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全てを引き続き滞納している者であるとき。

五之三 申请者在提出该申请之日前一天之前，基于规定保险费等的缴纳义务的法律规定受到滞納处分，且自受到处分之日起三个月以上时间内，无正当理由，继续滞納自受到该处分之日后到达缴纳期限的全额保险费等时。

六 申請者（介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、第百十五条の十九（第二号から第五号までを除く。）の規定により指定（介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定を除く。）を取り消され、その取消の日から起算して五年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前六十日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。）であるとき。た

だし、当該指定の取消しが、指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型介護予防サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型介護予防サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

六 申請者（护理预防老年痴呆症共同生活护理涉及的指定的申请者除外）依据第一百一十五条之十九（第二项至第五项除外）的规定被取消指定（护理预防老年痴呆症共同生活护理涉及的指定除外），且自取消之日起未满五年（如果被取消该指定者为法人，依照该取消处分涉及的《行政手続法》第十五条规定下达通知前六十天内，该法人曾经的董事等自该取消之日起未满五年者包含在内；如果被取消该指定者是事业所而非法人，则下达该通知之日前六十天内曾经是事业所管理者的人员在该取消之日起未满五年者包含在内）时。但是，在指定地区紧密型护理预防服务机构指定的取消中，需围绕导致该指定受到取消处理的事实及该指定地区紧密型护理预防服务机构为防止该事实的发生而制定的工作管理体制的运转状况及其他相应事实，考虑该指定地区紧密型护理预防服务机构承担的责任的程度，如果认为不应取消本项正文规定的指定，并符合厚生劳动省令的规定，则除外。

六の二 申請者（介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、第一百五十五条の十九（第二号から第五号までを除く。）の規定により指定（介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定に限る。）を取り消され、その取消の日から起算して五年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消の処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消の日から起算して五年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前六十日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消の日から起算して五年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型介護予防サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型介護予防サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

六之二 申請者（仅限护理预防老年痴呆症共同生活护理涉及的指定的申请者）依据第一百一十五条之十九（第二项至第五项除外）的规定，被取消指定（仅限护理预防老年痴呆症共同生活护理涉及的指定），且自取消之日起未满五年（如果被取消该指定者为法人，依照该取消处分涉及的《行政手続法》第十五条规定下达通知前六十天内，该法人曾经的董事等自该取消之日起未满五年者包含在内；如果被取消该指定者是事业所而非法人，则下达该通知之日前六十天内曾经是事业所管理者的人员在该取消之日起未满五年者包含在内）时。但是，在指定地区紧密型护理预防服务机构指定的取消中，需围绕导致该指定受到取消处理的事实及该指定地区

紧密型护理预防服务机构为防止该事实的发生而制定的工作管理体制的运转状况及其他相应事实，考虑该指定地区紧密型护理预防服务机构承担的责任的程度，如果认为不应取消本项正文规定的指定，并符合厚生劳动省令的规定，则除外。

六の三 申請者と密接な関係を有する者が、第百十五条の十九（第二号から第五号までを除く。）の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して五年を経過していないとき。ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型介護予防サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型介護予防サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

六之三 与申请者关系密切者，依据第一百一十五条之十九（第二项至第五项除外）的规定被取消指定，自取消之日起未满五年时。但是，在指定地区紧密型护理预防服务机构指定的取消中，需围绕导致该指定受到取消处理的事实及该指定地区紧密型护理预防服务机构为防止该事实的发生而制定的工作管理体制的运转状况及其他相应事实，考虑指定地区紧密型护理预防服务机构承担的责任的程度，如果认为不应取消本项正文规定的指定，并符合厚生劳动省令的规定，则除外。

七 申請者が、第百十五条の十九（第二号から第五号までを除く。）の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第百十五条の十五第二項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

七 申请者依据第一百一十五条之十九（第二项至第五项除外）的规定取消指定的处分涉及的《行政手続法》第十五条的规定下达通知之日起，至决定是否执行该处分之日期间，依据第一百一十五条之十五第二款的规定申报废止事业（有充分理由废止该事业者除外），且自该申报之日起未满五年时。

七の二 前号に規定する期間内に第百十五条の十五第二項の規定による事業の廃止の届出があった場合において、申請者が、同号の通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又は当該届出に係る法人でない事業所（当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。）の管理者であった者で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

七之二 在前项规定的期限内，依据第一百一十五条之十五第二款的规定申报废止事业时，申请者曾经是同项通知之日前六十天内该申报涉及的法人（有充分理由废止该事业的法人除外）的董事等，或该申报涉及的非法人事业所（有充分理由废止该事业者除外）的管理人员，自该申报之日起未满五年时。

八 申請者が、指定の申請前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

八 申请者在申请指定前五年内在居家服务等方面做出过不法或明显不当的行为。

九 申請者（介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、法人で、その役員等のうちに第四号の二から第六号まで又は前三号のいずれかに該当する者のあるものであるとき。

九 申请者（护理预防老年痴呆症共同生活护理涉及的指定的申请者除外）为法人，其董事等人员中有符合第四项之二至第六项或前三项的任意一项者时。

十 申請者（介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、法人で、その役員等のうちに第四号の二から第五号の三まで、第六号の二又は第七号から第八号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

十 申请者（仅限护理预防老年痴呆症共同生活护理涉及的指定的申请者）为法人，其董事等人员中有符合第四项之二至第五项之三、第六项之二或第七项至第八项的任意一项者时。

十一 申請者（介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、法人でない事業所で、その管理者が第四号の二から第六号まで又は第七号から第八号までのいずれかに該当する者であるとき。

十一 申请者（护理预防老年痴呆症共同生活护理涉及的指定的申请者除外）为事业所而非法法人，其管理人员符合第四项之二至第六项或第七项至第八项的任意一项时。

十二 申請者（介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、法人でない事業所で、その管理者が第四号の二から第五号の三まで、第六号の二又は第七号から第八号までのいずれかに該当する者であるとき。

十二 申请者（仅限护理预防老年痴呆症共同生活护理涉及的指定的申请者）为事业所而非法法人，其管理人员符合第四项之二至第五项之三、第六项之二或第七项至第八项的任意一项时。

3 市町村が前項第一号の条例を定めるに当たっては、厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとする。

3 市町村在制定前款第一项的条例时，需遵守厚生劳动省令规定的标准。

4 市町村長は、第一項の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、第五十四条の二第一項本文の指定をしないことができる。

4 市町村长在接到第一款的申请的情况下，当符合下列任意一项时，可以不做出第五十四条之二第一款正文的指定。

一 申請者（介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、第百十五条の十九第二号から第五号までの規定により指定（介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定を除く。）を取り消され、その取消の日から起算して五年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消の処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消の日から起算して五年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前六十日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消の日から起算して五年を経過しないものを含む。）であるとき。

一 申請者（护理预防老年痴呆症共同生活护理涉及的指定的申请者除外）依据第一百一十五条之十九第二款至第五款的规定，被取消指定（护理预防老年痴呆症共同生活护理涉及的指定除外），且自取消之日起未满五年（如果被取消该指定者为法人，依照该取消处分涉及的《行政手続法》第十五条规定下达通知前六十天内，该法人曾经的董事等自该取消之日起未满五年者包含在内；如果被取消该指定者是事业所而非法人，则下达该通知之日前六十天内曾经是该事业所管理者的人员在该取消之日起未满五年者包含在内）时。

一の二 申請者（介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、第百十五条の十九第二号から第五号までの規定により指定（介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定に限る。）を取り消され、その取消の日から起算して五年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消の処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消の日から起算して五年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前六十日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消の日から起算して五年を経過しないものを含む。）であるとき。

一之二 申請者（仅限护理预防老年痴呆症共同生活护理涉及的指定的申请者）依据第一百一十五条之十九第二款至第五款的规定，被取消指定（仅限护理预防老年痴呆症共同生活护理涉及的指定），且自取消之日起未满五年（如果被取消该指定者为法人，依照该取消处分涉及的《行政手続法》第十五条规定下达通知前六十天内，该法人曾经的董事等自该取消之日起未满五年者包含在内；如果被取消该指定者是事业所而非法人，则下达该通知之日前六十天内曾经是该事业所管理者的人员在该取消之日起未满五年者包含在内）时。

一の三 申請者と密接な関係を有する者が、第百十五条の十九第二号から第五号までの規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して五年を経過していないとき。

一之三 与申请者关系密切者，依据第一百一十五条之十九第二项至第五项的规定被取消指定，自取消之日起未满五年时。

二 申請者が、第百十五条の十九第二号から第五号までの規定による指定の取消の処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第百十五条の十五第二項の規定による事業の廃止の届出をし

た者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

二 申請者依据第一百一十五条之十九第二款至第五款的规定取消指定的处分涉及的《行政手続法》第十五条的规定下达通知之日起，至决定是否执行该处分之日期间，依据第一百一十五条之十五第二款的规定申报废止事业（有充分理由废止该事业者除外），且自该申报之日起未满五年时。

二の二 申請者が、第百十五條の十七第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第百十五條の十九の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより市町村長が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第百十五條の十五第二項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

二之二 申請者在依据第一百一十五条之七第一款的规定执行检查之日起，至预计确定征询之日（指基于该检查的结果，预计将决定依据第一百一十五条之十九规定做出的指定取消处分涉及的征询是否举行之日。即依据厚生劳动省令的规定，市町村长对该申请人执行该检查之日起十天之内通知特定日期时的该特定日期）止，依据第一百一十五条之五第二款规定申报废除事业（有充分理由废止该事业者除外），且自申报之日起未满五年时。

二の三 第二号に規定する期間内に第百十五條の十五第二項の規定による事業の廃止の届出があった場合において、申請者が、同号の通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又は当該届出に係る法人でない事業所（当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。）の管理者であった者で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

二之三 在第二款规定的期限内，依据第一百一十五条之十五第二款的规定申报废止事业的情况下，申请者曾经是同项通知之日前六十天内该申报涉及的法人（有充分理由废止该事业的法人除外）的董事等，或该申报涉及的非法人事业所（有充分理由废止该事业者除外）的管理人员，自该申报之日起未满五年时。

三 申請者（介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、法人で、その役員等のうちに第一号又は前三号のいずれかに該当する者のあるものであるとき。

三 申請者（护理预防老年痴呆症共同生活护理涉及的指定的申请者除外）为法人，其董事等人员中有符合第一项或前三项的任意一项者时。

四 申請者（介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、法人で、その役員等のうちに第一号の二又は第二号から第二号の三までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

四 申請者（仅限护理预防老年痴呆症共同生活护理涉及的指定的申请者）为法人，其董事等

人員中有符合第一項之二或第二項至第二項之三的任意一項者時。

五 申請者（介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、法人でない事業所で、その管理者が第一号又は第二号から第二号の三までのいずれかに該当する者であるとき。

五 申請者（护理预防老年痴呆症共同生活护理涉及的指定的申请者除外）为事业所而非法人，其管理人员符合第一项或第二项至第二项之三的任意一项时。

六 申請者（介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、法人でない事業所で、その管理者が第一号の二又は第二号から第二号の三までのいずれかに該当する者であるとき。

六 申請者（仅限护理预防老年痴呆症共同生活护理涉及的指定的申请者）为事业所而非法人，其管理人员符合第一项之二或第二项至第二项之三的任意一项时。

5 市町村長は、第五十四条の二第一項本文の指定を行おうとするときは、あらかじめ、当該市町村が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

5 市町村長拟做出第五十四条之二第一款正文的指定时，应事先采取必要的措施，以反映该市町村运行的护理保险的受保人及其他相关人员的意见。

6 市町村長は、第五十四条の二第一項本文の指定を行うに当たって、当該事業の適正な運営を確保するために必要と認める条件を付することができる。

6 市町村长在做出第五十四条之二第一款正文的指定时，可附加必要条件，以保障妥善运营该事业。

7 第七十八条の二第九項から第十一項までの規定は、第五十四条の二第一項本文の指定について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

7 第七十八条之二第九款至第十一款的规定准用于第五十四条之二第一款正文规定的指定事宜。此时，有关上述规定的必要技术性替换，由政令规定。

（指定地域密着型介護予防サービスの事業の基準）

（指定地区紧密型护理预防服务事业的标准）

第百十五条の十三 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、次条第二項又は第五項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従い、要支援者の心身の状況等に応じて適切な指定地域密着型介護予防サービスを提供するとともに、

自らその提供する指定地域密着型介護予防サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより常に指定地域密着型介護予防サービスを受ける者の立場に立ってこれを提供するように努めなければならない。

第一百一十五条之十三 指定地区紧密型护理预防服务机构应按照下一条第二款或第五款规定的旨在有效援助指定地区紧密型护理预防服务涉及的护理预防方法的相关标准，以及指定地区紧密型护理预防服务事业设备及运营的相关标准，根据需要援助人员的身心状况等，提供妥善的指定地区紧密型护理预防服务，同时通过采取指定地区紧密型护理预防服务品质的自查及其他措施，始终站在指定地区紧密型护理预防服务接受者的立场，致力于提供服务。

2 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、指定地域密着型介護予防サービスを受けようとする被保険者から提示された被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、当該被保険者に当該指定地域密着型介護予防サービスを提供するように努めなければならない。

2 拟接受指定地区紧密型护理预防服务的投保人出示的投保人证上写有认定审查会的意见时，指定地区紧密型护理预防服务机构应考虑该认定审查委员会的意见，努力向该投保人提供相应的指定地区紧密型护理预防服务。

第一百五十五条之十四 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、当該指定に係る事業所ごとに、市町村の条例で定める基準に従い市町村の条例で定める員数の当該指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者を有しなければならない。

第一百一十五条之十四 指定地区紧密型护理预防服务机构应依据市町村条例规定的标准、按照市町村条例规定的名额，在相应指定涉及的事业所分别配备从事该指定地区紧密型护理预防服务的从业人员。

2 前項に規定するもののほか、指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準は、市町村の条例で定める。

2 除了前款规定的内容之外，指定地区紧密型护理预防服务涉及的护理预防的有效援助方法的相关标准、以及有关指定护理预防服务事业的设备及运营的标准，由市町村条例规定。

3 市町村が前二項の条例を定めるに当たっては、第一号から第四号までに掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、第五号に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

3 市町村在制定前两款条例时，关于第一项至第四项所列事项应按照厚生劳动省令规定的标准制定，关于第五项所列事项应以厚生劳动省令规定的标准为标准制定，关于其他事项应参考厚生劳动省令规定的标准。

- 一 指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数
- 一 指定地区緊密型護理預防服務的从业人員涉及的标准及该从业人員的名額

- 二 指定地域密着型介護予防サービスの事業に係る居室の床面積
- 二 指定地区緊密型護理預防服務事業涉及的居室的樓面面積

- 三 介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型通所介護の事業に係る利用定員
- 三 護理預防小規模多功能居家護理及護理預防老年痴呆症日托護理事業的利用名額

- 四 指定地域密着型介護予防サービスの事業の運営に関する事項であって、利用する要支援者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの
- 四 与指定地区緊密型護理預防服務事業运营相关的事項中，厚生劳动省令规定与使用的需要援助人員适当利用服務、获得适当的待遇及安全保障以及保密密切相关的事項

- 五 指定地域密着型介護予防サービスの事業（第三号に規定する事業を除く。）に係る利用定員
- 五 指定地区緊密型護理預防服務事業（第三項規定的事業除外）的利用名額

- 4 厚生労働大臣は、前項に規定する厚生労働省令で定める基準（指定地域密着型介護予防サービスの取扱いに関する部分に限る。）を定めようとするときは、あらかじめ社会保障審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 厚生劳动大臣拟制定前款规定的厚生劳动省令制定的标准（仅限有关指定地区緊密型護理預防服務的操作的部分）时，应事先听取社会保障审议会的意见。

- 5 市町村は、第三項の規定にかかわらず、同項第一号から第四号までに掲げる事項については、厚生労働省令で定める範囲内で、当該市町村における指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者に関する基準並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準を定めることができる。
- 5 市町村不受第三款的规定之限，在同款第一项至第四项所列事項上，可在厚生劳动省令规定的范围内，制定该市町村指定地区緊密型護理預防服務从业人員的相关标准，以及指定地区緊密型護理預防服務涉及的有效援助護理預防的方法的相关标准，及指定地区緊密型護理預防服務事業设备及运营的相关标准。

- 6 市町村は、前項の当該市町村における指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者に関する基準並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支

援の方法に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準を定めようとするときは、あらかじめ、当該市町村が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させ、及び学識経験を有する者の知見の活用を図るために必要な措置を講じなければならない。

6 市町村擬制定前款规定的该市町村从事地区紧密型护理预防服务的从业人员的相关标准、以及指定地区紧密型护理预防服务涉及的有效援助的方法的相关标准、及指定地区紧密型护理预防服务事业设备及运营的相关标准时，应事先采取必要的措施，以反映该市町村运营的护理保险的投保人及其他相关人员的意见，并充分运用专家学者的见解。

7 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、次条第二項の規定による事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日前一月以内に当該指定地域密着型介護予防サービスを受けていた者であって、当該事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き当該指定地域密着型介護予防サービスに相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な居宅サービス等が継続的に提供されるよう、指定介護予防支援事業者、他の指定地域密着型介護予防サービス事業者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

7 指定地区紧密型护理预防服务机构依据下一条第二款的规定申报废止或停止事业时，应与其他指定地区紧密型护理预防服务机构及其他相关人员进行联络协调及提供其他便利，确保为该申报之日前一个月内接受该指定地区紧密型护理预防服务的人员中、希望在该事业废止或停止之日后继续获得与该指定地区紧密型护理预防服务相当的服务者，持续提供必要的居家服务等。

8 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、要支援者の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、要支援者のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

8 指定地区紧密型护理预防服务机构在尊重需要援助人员的人格的同时，还应遵守本法及基于本法的命令，为了需要援助人员忠实履行职责。

(変更の届出等)

(変更の申报等)

第百十五条の十五 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該指定地域密着型介護予防サービスの事業を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、十日以内に、その旨を市町村長に届け出なければならない。

第一百一十五条之十五 指定地区紧密型护理预防服务机构的该指定涉及的事业所的名称及所在地及其他厚生劳动省令规定的有关事项发生变更时，或重启已经停止的该指定地区紧密型护理预防服务事业时，应依据厚生劳动省令的规定，于十日之内向市町村长申报。

2 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、当該指定地域密着型介護予防サービスの事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を市町村長に届け出なければならない。

2 指定地区緊密型护理预防服务机构拟废止或停止该指定地区緊密型护理预防服务事业时，应依据厚生劳动省令的规定，于废止或停止之日的一个月之前，向市町村长申报。

（市町村長等による連絡調整又は援助）

（市町村长等的联络协调或援助）

第百十五条の十六 市町村長は、指定地域密着型介護予防サービス事業者による第百十五条の十四第七項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者、他の指定地域密着型介護予防サービス事業者その他の関係者相互間の連絡調整又は当該指定地域密着型介護予防サービス事業者及び当該関係者に対する助言その他の援助を行うことができる。

第一百一十五条之十六 市町村长认为，为了指定地区緊密型护理预防服务机构顺利提供第一百一十五条之十四第七款规定的便利而有必要时，可在该指定地区緊密型护理预防服务机构及护理预防援助机构、其他指定地区緊密型护理预防服务机构及其他相关人员之间进行联络协调，或向该指定地区緊密型护理预防服务机构及该相关人员提供建议及其他援助。

2 都道府県知事は、同一の指定地域密着型介護予防サービス事業者について二以上の市町村長が前項の規定による連絡調整又は援助を行う場合において、当該指定地域密着型介護予防サービス事業者による第百十五条の十四第七項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該市町村長相互間の連絡調整又は当該指定地域密着型介護予防サービス事業者に対する市町村の区域を超えた広域的な見地からの助言その他の援助を行うことができる。

2 都道府县知事认为，两名以上的市町村长向同一指定地区緊密型护理预防服务机构提供前款规定的联络协调或援助的情况下，为了让该指定地区緊密型护理预防服务机构顺利提供第一百一十五条之十四第七款规定的便利而有必要时，可协助在相应市町村长之间进行联络协调，或站在超出市町村区域的广阔视角向该指定地区緊密型护理预防服务机构提供建议及其他援助。

3 厚生労働大臣は、同一の指定地域密着型介護予防サービス事業者について二以上の都道府県知事が前項の規定による連絡調整又は援助を行う場合において、当該指定地域密着型介護予防サービス事業者による第百十五条の十四第七項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該都道府県知事相互間の連絡調整又は当該指定地域密着型介護予防サービス事業者に対する都道府県の区域を超えた広域的な見地からの助言その他の援助を行うことができる。

3 厚生劳动大臣认为，两名以上的都道府县知事向同一指定地区緊密型护理预防服务机构提供前款规定的联络协调或援助的情况下，为了让该指定地区緊密型护理预防服务机构顺利提供

第一百一十五条之十四第七款规定的便利而有必要时，可协助在相应都道府县知事之间进行联络协调，或站在超出都道府县区域的广阔视角向该指定地区紧密型护理预防服务机构提供建议及其他援助。

（報告等）

（報告等）

第百十五条の十七 市町村長は、地域密着型介護予防サービス費の支給に関して必要があると認めるときは、指定地域密着型介護予防サービス事業者若しくは指定地域密着型介護予防サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者（以下この項において「指定地域密着型介護予防サービス事業者であった者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、指定地域密着型介護予防サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者若しくは指定地域密着型介護予防サービス事業者であった者等に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該指定地域密着型介護予防サービス事業者の当該指定に係る事業所、事務所その他指定地域密着型介護予防サービスの事業に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

第一百一十五条之十七 关于地区紧密型护理预防服务费的支付，市町村长认为有必要时，可令指定地区紧密型护理预防服务机构或者曾经的指定地区紧密型护理预防服务机构或者该指定涉及的事业所曾经的从业人员（以下在本款中称“曾经的指定地区紧密型护理预防服务机构等”）提交或者出示报告或者账簿文件，要求指定地区紧密型护理预防服务机构或者该指定涉及的事业所的从业人员或者曾经的指定地区紧密型护理预防服务机构等到场，或令职员对相关人员进行提问，或者令其进入该指定地区紧密型护理预防服务机构中该指定涉及的事业所、办公室及其他与指定地区紧密型护理预防服务事业有关的场所，检查其设备或者账簿文件及其他物品。

2 第二十四条第三項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第四項の規定は前項の規定による権限について準用する。

2 第二十四条第三款的规定准用于前款规定的提问或检查，同条第四款的规定准用于前款规定的权限。

（勸告、命令等）

（勸告、命令等）

第百十五条の十八 市町村長は、指定地域密着型介護予防サービス事業者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該指定地域密着型介護予防サービス事業者に対し、期限を定めて、それぞれ当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。

第一百一十五条之十八 市町村长认为指定地区紧密型护理预防服务机构符合下列各项情况时，可设定一定的期限，劝告该指定地区紧密型护理预防服务机构采取各项分别规定的措施。

一 第十五条の十二第六項の規定により当該指定を行うに当たって付された条件に従わない場合 当該条件に従うこと。

一 未遵守根据第一百一十五条之十二第六款的规定进行该指定时附加的条件 需遵守该条件。

二 当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について第十五条の十四第一項の市町村の条例で定める基準若しくは同項の市町村の条例で定める員数又は同条第五項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者に関する基準を満たしていない場合 当該市町村の条例で定める基準若しくは当該市町村の条例で定める員数又は当該指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者に関する基準を満たすこと。

二 该指定涉及的事业所从业人员的知识或者技能或人员不满足第一百一十五条之十四第一款市町村条例规定的标准或者同款市町村条例规定的名额，或同条第五款规定的指定地区紧密型护理预防服务从业人员的相关标准时 需满足该市町村条例规定的标准或者该市町村条例规定的名额，或相关指定地区紧密型护理预防服务从业人员的相关标准。

三 第十五条の十四第二項又は第五項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定地域密着型介護予防サービスの事業の運営をしていない場合 当該指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定地域密着型介護予防サービスの事業の運営をすること。

三 未按照第一百一十五条之十四第二款或第五款规定的指定地区紧密型护理预防服务涉及的护理预防有效援助方法的相关标准、或指定地区紧密型护理预防服务事业设备及运营的相关标准，妥善运营指定地区紧密型护理预防服务事业时 需按照该指定地区紧密型护理预防服务涉及的护理预防有效援助方法的相关标准、或指定地区紧密型护理预防服务事业设备及运营的相关标准妥善运营指定地区紧密型护理预防服务事业

四 第十五条の十四第七項に規定する便宜の提供を適正に行っていない場合 当該便宜の提供を適正に行うこと。

四 未妥善提供第一百一十五条之十四第七款规定的便利时 需妥善提供相应便利。

2 市町村長は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた指定地域密着型介護予防サービス事業者が同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

2 市町村长提出前款规定的劝告后，接到劝告的指定地区紧密型护理预防服务机构在同款的期限内不予执行时，市町村长可予以公布。

3 市町村長は、第一項の規定による勧告を受けた指定地域密着型介護予防サービス事業者

が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該指定地域密着型介護予防サービス事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

3 接到第一款规定的劝告的指定地区紧密型护理预防服务机构无正当理由拒不采取劝告涉及的措施时，市町村长可设定一定的期限，要求该指定地区紧密型护理预防服务机构采取劝告涉及的措施。

4 市町村長は、前項の規定による命令をした場合においては、その旨を公示しなければならない。

4 市町村长下达前款规定的命令时，应予以公示。

(指定の取消し等)

(指定的取消等)

第百十五条の十九 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該指定地域密着型介護予防サービス事業者に係る第五十四条の二第一項本文の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

第一百一十五条之十九 符合下列任意一项时，市町村长均可取消该指定地区紧密型护理预防服务机构涉及第五十四条之二第一款正文的指定，或设定期限，停止该指定的全部或部分效力。

一 指定地域密着型介護予防サービス事業者が、第百十五条の十二第二項第四号の二から第五号の二まで、第九号（第五号の三に該当する者のあるものであるときを除く。）、第十号（第五号の三に該当する者のあるものであるときを除く。）、第十一号（第五号の三に該当する者であるときを除く。）又は第十二号（第五号の三に該当する者であるときを除く。）のいずれかに該当するに至ったとき。

一 指定地区紧密型护理预防服务机构符合第一百一十五条之十二第二款第四项之二至第五项之二、第九项（有符合第五项之三者除外）、第十项（有符合第五项之三者除外）、第十一项（符合第五项之三者除外）或第十二项（符合第五项之三者除外）中的任意一项时。

二 指定地域密着型介護予防サービス事業者が、第百十五条の十二第四項第三号から第六号までのいずれかに該当するに至ったとき。

二 指定地区紧密型护理预防服务机构符合第一百一十五条之十二第四款第三项至第六项中的任意一项时。

三 指定地域密着型介護予防サービス事業者が、第百十五条の十二第六項の規定により当該指定を行うに当たって付された条件に違反したと認められるとき。

三 可以认定指定地区紧密型护理预防服务机构依据第一百一十五条之十二第六款的规定进行该指定时，违反了附带条件时。

四 指定地域密着型介護予防サービス事業者が、当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について、第百十五条の十四第一項の市町村の条例で定める基準若しくは同項の市町村の条例で定める員数又は同条第五項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者に関する基準を満たすことができなくなったとき。

四 指定地区緊密型护理预防服务机构的该指定涉及的事业所的从业人员的知识或者技能或人员无法继续满足第一百一十五条之十四第一款市町村条例规定的标准、或者同款市町村条例规定的名额，或同条第五款规定的指定地区緊密型护理预防服务从业人员的相关标准时。

五 指定地域密着型介護予防サービス事業者が、第百十五条の十四第二項又は第五項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定地域密着型介護予防サービスの事業の運営をすることができなくなったとき。

五 指定地区緊密型护理预防服务机构无法继续按照第一百一十五条之十四第二款或第五款规定的指定地区緊密型护理预防服务涉及的护理预防有效援助方法的相关标准，或指定地区緊密型护理预防服务事业设备及运营的相关标准妥善运营指定地区緊密型护理预防服务事业时。

六 指定地域密着型介護予防サービス事業者が、第百十五条の十四第八項に規定する義務に違反したと認められるとき。

六 可以认定指定地区緊密型护理预防服务机构违反了第一百一十五条之十四第八款规定的义务时。

七 地域密着型介護予防サービス費の請求に関し不正があったとき。

七 在地区緊密型护理预防服务费的请款要求上存在不法行为时。

八 指定地域密着型介護予防サービス事業者が、第百十五条の十七第一項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

八 依据第一百一十五条之十七第一款的规定，被要求提交或者出示报告或账簿文件，而指定地区緊密型护理预防服务机构拒不执行，或提供虚假报告时。

九 指定地域密着型介護予防サービス事業者又は当該指定に係る事業所の従業者が、第百十五条の十七第一項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係る事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定地域密着型介護予防サービス事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。

九 依据第一百一十五条之十七第一款的规定被要求到场时，指定地区緊密型护理预防服务机构或该指定涉及的事业所的从业人员拒不执行，不对同款规定的提问进行答辨，或者进行虚假

答辯，或抗拒、妨碍、逃避同款规定的检查时。但是，该指定涉及的事业所的从业人员出现上述行为时，该指定地区紧密型护理预防服务机构为防止上述行为已尽到相应的提醒及监督职责时除外。

十 指定地域密着型介護予防サービス事業者が、不正の手段により第五十四条の二第一項本文の指定を受けたとき。

十 指定地区紧密型护理预防服务机构通过不法手段获得第五十四条之二第一款正文的指定时。

十一 前各号に掲げる場合のほか、指定地域密着型介護予防サービス事業者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

十一 除了上述各项所列情况之外，指定地区紧密型护理预防服务机构违反本法及其他国民保健医疗或者福利的相关法律政令规定、或基于这些法律的命令或者处理时。

十二 前各号に掲げる場合のほか、指定地域密着型介護予防サービス事業者が、居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

十二 除了上述各项所列情况之外，指定地区紧密型护理预防服务机构在居家服务等方面做出不法或明显不当的行为时。

十三 指定地域密着型介護予防サービス事業者が法人である場合において、その役員等のうちに指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。

十三 指定地区紧密型护理预防服务机构为法人时，在拟取消指定或停止指定的全部或部分效力前五年内，其董事等人员中有人在居家服务等方面做出过不法或明显不当的行为时。

十四 指定地域密着型介護予防サービス事業者が法人でない事業所である場合において、その管理者が指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

十四 指定地区紧密型护理预防服务机构为事业所而非法人时，在拟取消指定或停止指定的全部或部分效力前五年内，其管理者在居家服务等方面做出过不法或明显不当的行为时。

（公示）

（公示）

第百十五条の二十 市町村長は、次に掲げる場合には、遅滞なく、当該指定地域密着型介護予防サービス事業者の名称、当該指定に係る事業所の所在地その他の厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出るとともに、これを公示しなければならない。

第一百一十五条之二十 在下列情况下，市町村长应立即向都道府县知事申报该指定地区紧密

型护理预防服务机构的名称、该指定涉及的事业所的所在地及其他厚生劳动省令规定的事项，并进行公示。

一 第五十四条之二第一項本文の指定をしたとき。

一 授予第一百五十四条之二第一款正文的指定时。

二 第一百五十五条の十五第二項の規定による事業の廃止の届出があったとき。

二 根据第一百一十五条之十五第二款的规定申报废止事业时。

三 前条の規定により第五十四条之二第一項本文の指定を取り消し、又は指定の全部若しくは一部の効力を停止したとき。

三 根据前条规定取消第一百五十四条之二第一款正文的指定，或停止指定的全部或部分效力时。

(準用)

(准用)

第一百五十五条の二十一 第七十条の二の規定は、第五十四条之二第一項本文の指定について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第一百一十五条之二十一 第七十条之二的規定准用于第五十四条之二第一款正文的指定。此时，必要技术性替换，由政令规定。

第八節 指定介護予防支援事業者

第八节 指定护理预防援助机构

(指定介護予防支援事業者の指定)

(指定护理预防援助机构的指定)

第一百五十五条の二十二 第五十八条第一項の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、第一百五十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センターの設置者の申請により、介護予防支援事業を行う事業所（以下この節において「事業所」という。）ごとに行い、当該指定をする市町村長がその長である市町村が行う介護保険の被保険者（当該市町村が行う介護保険の住所地特例適用居宅要支援被保険者を除き、当該市町村の区域内に所在する住所地特例対象施設に入所等をしている住所地特例適用居宅要支援被保険者を含む。）に対する介護予防サービス計画費及び特例介護予防サービス計画費の支給について、その効力を有する。

第一百一十五条之二十二 依据厚生劳动省令的规定，第五十八条第一款的指定将按照第一百五十一条之四十六第一款规定的地区综合援助中心的成立者提出的申请，以运营护理预防援助事业的事业所（以下在本节中称“事业所”）为单位进行。在做出该指定的市町村长向自己负责

的市町村开展的、向护理保险的受保人（该市町村运营的护理保险的适用住址特例居家需要援助受保人除外，包括在位于该市町村区域内的住址特例对象设施入住等的适用住址特例居家需要援助受保人）支付护理预防服务计划费及特例护理预防服务计划费上有效。

2 市町村長は、前項の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、第五十八条第一項の指定をしてはならない。

2 提出前款申請的情况下，符合下列任意一项时，市町村長不得进行第五十八条第一款的指定。

一 申請者が市町村の条例で定める者でないとき。

一 申請者不是市町村条例规定的人员时。

二 当該申請に係る事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、第百十五条の二十四第一項の市町村の条例で定める基準及び同項の市町村の条例で定める員数を満たしていないとき。

二 该申請涉及的事业所的从业人员的知识及技能以及人员无法满足第一百一十五条之二十四第一款市町村条例规定的标准及同款市町村条例规定的名额时。

三 申請者が、第百十五条の二十四第二項に規定する指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定介護予防支援の事業の運営に関する基準に従って適正な介護予防支援事業の運営をすることができないと認められるとき。

三 认定申請者无法按照第一百一十五条之二十四第二款规定的指定护理预防援助涉及的有效援助护理预的方法的相关标准，或指定护理预防援助事业运营的相关标准，妥善运营护理预防援助事业时。

三之二 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

三之二 申請者被处以监禁以上刑罚并执行完毕，或取消执行之前。

四 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

四 申請者依据本法及其他国民保健医疗或者福利的相关法律、政令规定被处以缴纳罚金的刑罚并执行完毕，或取消执行之前。

四之二 申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

四之二 申請者依据劳动相关法律规定、政令规定被处以缴纳罚金的刑罚并执行完毕，或取消执行之前。

四の三 申請者が、保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全てを引き続き滞納している者であるとき。

四之三 申请者在提出该申请之日前一天之前，基于规定保险费等的缴纳义务的法律规定受到滞纳处分，且自受到处分之日起三个月以上时间内，无正当理由，继续滞纳自受到该处分之日后到达缴纳期限的全额保险费等时。

五 申請者が、第百十五条の二十九の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前六十日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定介護予防支援事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定介護予防支援事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定介護予防支援事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

五 申请者依据第一百一十五条之二十九的规定，被取消指定，且自取消之日起未满五年（如果被取消该指定者为法人，依照该取消处分涉及的《行政手续法》第十五条规定下达通知前六十天内，该法人曾经的董事等自该取消之日起未满五年者包含在内；如果被取消该指定者是事业所而非法人，则下达该通知之日前六十天内曾经是事业所管理者的人员在该取消之日起未满五年者包含在内）时。但是，在指定护理预防援助机构指定的取消中，需围绕导致该指定受到取消处理的事实及该指定护理预防援助机构为防止该事实的发生而制定的工作管理体制的运转状况及其他相应事实，考虑该指定护理预防援助机构承担的责任的程度，如果认为不应取消本项正文规定的指定，并符合厚生劳动省令的规定，则除外。

五の二 申請者と密接な関係を有する者が、第百十五条の二十九の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過していないとき。ただし、当該指定の取消しが、指定介護予防支援事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定介護予防支援事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定介護予防支援事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

五之二 与申请者关系密切者，依据第一百一十五条之二十九的规定被取消指定，自取消之日

起未滿五年時。但是，在指定護理預防援助機構指定的取消中，需圍繞導致該指定受到取消處理的事實及該指定護理預防援助機構為防止該事實的發生而制定的工作管理體制的運轉狀況及其他相應事實，考慮該指定護理預防援助機構承擔的責任的程度，如果認為不應取消本項正文規定的指定，並符合厚生勞動省令的規定，則除外。

六 申請者が、第百十五條の二十九の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第十五條の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第百十五條の二十五第二項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

六 申請者依据第一百一十五条之二十九的规定取消制定的处分涉及的《行政手続法》第十五条的规定下达通知之日起，至决定是否知性该处分期间，依据第一百一十五条之二十五第二款的规定申报废止事业（有充分理由废止该事业者除外），且自该申报之日起未滿五年時。

六の二 申請者が、第百十五條の二十七第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第百十五條の二十九の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより市町村長が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第百十五條の二十五第二項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

六之二 申請者在依据第一百一十五条之二十七第一款的规定执行检查之日起，至预计确定征询之日（指基于该检查的结果，预计将决定依据第一百一十五条之二十九的规定做出的制定取消处分涉及的征询是否举行之日。即依据厚生劳动省令的规定，市町村长对该申请人执行该检查之日起十天之内通知特定日期时的该特定日期）止，依据第一百一十五条之二十五第二款的规定申报废止事业（有充分理由废止该事业者除外），且自申报之日起未滿五年時。

六の三 第六号に規定する期間内に第百十五條の二十五第二項の規定による事業の廃止の届出があった場合において、申請者が、同号の通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又は当該届出に係る法人でない事業所（当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。）の管理者であった者で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

六之三 在第二项规定的期限内，依据第一百一十五条之二十五第二款的规定申报废止事业的情况下，申請者曾经是同項通知之日前六十天内該申報涉及的法人（有充分理由废止該事业的法人除外）的董事等，或該申報涉及的非法人事业所（有充分理由废止該事业者除外）的管理人員，且自該申報之日起未滿五年時。

七 申請者が、指定の申請前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為を

した者であるとき。

七 申請者在申請指定前五年内在居家服務等方面做出過不法或明顯不當的行為時。

八 申請者が、法人で、その役員等のうちに第三号の二から第五号まで又は第六号から前号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

八 申請者为法人，其董事等人员中有符合第三项之二至第五项或第六项至前项中的任意一项者时。

九 申請者が、法人でない事業所で、その管理者が第三号の二から第五号まで又は第六号から第七号までのいずれかに該当する者であるとき。

九 申請者为事业所而非法人，其管理人员符合第三项之二至第五项或第六项至第七项中的任意一项时。

3 市町村が前項第一号の条例を定めるに当たっては、厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとする。

3 市町村在制定前款第一項的条例時，需遵守厚生劳动省令规定的标准。

4 市町村長は、第五十八条第一項の指定を行おうとするときは、あらかじめ、当該市町村が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

4 市町村長拟进行第五十八条第一款的指定时，应预先采取必要措施，以反映该市町村运营的护理保险的投保人及其他相关人员的意见。

（指定介護予防支援の事業の基準）

（指定护理预防援助事业的标准）

第百十五条の二十三 指定介護予防支援事業者は、次条第二項に規定する指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定介護予防支援の事業の運営に関する基準に従い、要支援者の心身の状況等に応じて適切な指定介護予防支援を提供するとともに、自らその提供する指定介護予防支援の質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより常に指定介護予防支援を受ける者の立場に立ってこれを提供するように努めなければならない。

第一百一十五条之二十三 指定护理预防援助机构应按照下一条第二款规定的旨在有效援助指定护理预防援助涉及的护理预防方法的相关标准，以及指定护理预防援助事业运营的相关标准，根据需要援助人员的身心状况等，提供妥善的指定护理预防援助，同时通过采取指定护理预防援助品质的自查及其他措施，始终站在指定护理预防援助接受者的立场，致力于提供服务。

2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を受けようとする被保険者から提示され

た被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、当該被保険者に当該指定介護予防支援を提供するように努めなければならない。

2 拟接受指定护理预防援助的投保人出示的投保人证上写有认定审查会的意见时，指定护理预防援助机构应考虑该认定审查委员会的意见，努力向该投保人提供相应的指定护理预防援助。

3 指定介護予防支援事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、指定介護予防支援の一部を、厚生労働省令で定める者に委託することができる。

3 指定护理预防援助机构可依据厚生劳动省令的规定，将部分指定护理预防援助委托给厚生劳动省令规定的机构。

第十五条の二十四 指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに、市町村の条例で定める基準に従い市町村の条例で定める員数の当該指定介護予防支援に従事する従業者を有しなければならない。

第一百一十五条之二十四 指定护理预防援助机构应依据市町村条例规定的标准、按照市町村条例规定的名额，在相应指定涉及的事业所分别配备从事该指定护理预防援助的从业人员。

2 前項に規定するもののほか、指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定介護予防支援の事業の運営に関する基準は、市町村の条例で定める。

2 除了前款规定的内容之外，指定护理预防援助涉及的护理预防的有效援助方法的相关标准、以及有关指定护理预防援助事业的运营的标准，由市町村条例规定。

3 市町村が前二項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

3 市町村在制定前两款的条例时，关于下列事项应按照厚生劳动省令规定的标准制定，关于其他事项应参考厚生劳动省令规定的标准。

一 指定介護予防支援に従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数

一 从事指定护理预防援助的从业人员涉及的标准及该从业人员的名额

二 指定介護予防支援の事業の運営に関する事項であって、利用する要支援者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

二 与指定护理预防援助事业运营相关的事项中，厚生劳动省令规定与入住的需要援助人员适当利用服务、获得适当的待遇及安全保障以及保密等密切相关的事项

4 厚生労働大臣は、前項に規定する厚生労働省令で定める基準（指定介護予防支援の取扱

いに関する部分に限る。)を定めようとするときは、あらかじめ社会保障審議会の意見を聴かなければならない。

4 厚生労働大臣拟制定前款规定的厚生劳动省令制定的标准（仅限有关指定护理预防援助的操作的部分）时，应事先听取社会保障审议会的意见。

5 指定介護予防支援事業者は、次条第二項の規定による事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日前一月以内に当該指定介護予防支援を受けていた者であって、当該事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き当該指定介護予防支援に相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な居宅サービス等が継続的に提供されるよう、他の指定介護予防支援事業者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

5 指定护理预防援助机构依据下一条第二款的规定申报废止或停止事业时，应与其他指定护理预防援助机构及其他相关人员进行联络协调及提供其他便利，确保为该申报之日前一个月内接受该指定护理预防援助的人员中、希望在该事业废止或停止之日后继续获得与该指定护理预防援助相当的服务者，持续提供必要的居家服务等。

6 指定介護予防支援事業者は、要支援者の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、要支援者のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

6 指定护理预防援助机构在尊重需要援助人员的人格的同时，还应遵守本法及基于本法的命令，为了需要援助人员忠实履行职责。

（変更の届出等）

（変更的申报等）

第百十五条の二十五 指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該指定介護予防支援の事業を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、十日以内に、その旨を市町村長に届け出なければならない。

第一百一十五条之二十五 指定护理预防援助机构的该指定涉及的事业所的名称及所在地及其他厚生劳动省令规定的事项发生变更时，或重启已经停止的该指定护理预防援助事业时，应依据厚生劳动省令的规定，于十日之内向市町村长申报。

2 指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を市町村長に届け出なければならない。

2 指定护理预防援助机构拟废止或停止该指定护理预防援助事业时，应依据厚生劳动省令的规定，在废止或停止之日的一个月之前向市町村长申报。

（市町村長等による連絡調整又は援助）

（市町村長等の联络协调或援助）

第百十五条の二十六 市町村長は、指定介護予防支援事業者による第百十五条の二十四第五項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該指定介護予防支援事業者及び他の指定介護予防支援事業者その他の関係者相互間の連絡調整又は当該指定介護予防支援事業者及び当該関係者に対する助言その他の援助を行うことができる。

第一百一十五条之二十六 市町村長认为，为了指定护理预防援助机构顺利提供第一百一十五条之二十四第五款规定的便利而有必要时，可在该指定护理预防援助机构及其他指定护理援助机构及其他相关人员之间进行联络协调，或向该指定护理预防援助机构及该相关人员提供建议及其他援助。

2 都道府県知事は、同一の指定介護予防支援事業者について二以上の市町村長が前項の規定による連絡調整又は援助を行う場合において、当該指定介護予防支援事業者による第百十五条の二十四第五項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該市町村長相互間の連絡調整又は当該指定介護予防支援事業者に対する市町村の区域を超えた広域的な見地からの助言その他の援助を行うことができる。

2 都道府县知事认为，两名以上的市町村长向同一指定护理预防援助机构提供前款规定的联络协调或援助的情况下，为了让该指定护理预防援助机构顺利提供第一百一十五条之四第五款规定的便利而有必要时，可协助在相应市町村长之间进行联络协调，或站在超出市町村区域的广阔视角向该指定护理预防援助机构提供建议及其他援助。

3 厚生労働大臣は、同一の指定介護予防支援事業者について二以上の都道府県知事が前項の規定による連絡調整又は援助を行う場合において、当該指定介護予防支援事業者による第百十五条の二十四第五項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該都道府県知事相互間の連絡調整又は当該指定介護予防支援事業者に対する都道府県の区域を超えた広域的な見地からの助言その他の援助を行うことができる。

3 厚生劳动大臣认为认为，两名以上的都道府县知事向同一指定护理预防援助机构提供前款规定的联络协调或援助的情况下，为了让该指定护理预防援助机构顺利提供第一百一十五条之四第五款规定的便利而有必要时，可协助在相应都道府县知事之间进行联络协调，或站在超出都道府县区域的广阔视角向该指定护理预防援助机构提供建议及其他援助。

（報告等）

（报告等）

第百十五条の二十七 市町村長は、必要があると認めるときは、指定介護予防支援事業者若しくは指定介護予防支援事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者（以下この項において「指定介護予防支援事業者であった者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、指定介護予防支援事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者若しくは指定介護予防支援事業者であった者等に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該指定介護予防支援事業者の当該指定に係る

事業所、事務所その他指定介護予防支援の事業に関係のある場所に立ち入り、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

第一百一十五条之二十七 市町村長认为有必要时，可以令指定护理预防援助机构或者曾经的指定护理预防援助机构或者该指定涉及的事业所曾经的从业人员（以下在本款中称“曾经的指定护理预防援助机构等”）提交或者出示报告或者账簿文件，要求指定护理预防援助机构、该指定涉及的事业所的从业人员或者曾经的指定护理预防援助机构等到场，或令其职员对相关人员进行提问，或者令其进入该指定护理预防援助机构的该指定涉及的事业所、办公室及其他与指定护理预防援助事业有关的场所，检查其账簿文件及其他物品。

2 第二十四条第三項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第四項の規定は前項の規定による権限について準用する。

2 第二十四条第三款的规定准用于前款规定的提问或检查，同条第四款的规定准用于前款规定的权限。

（勧告、命令等）

（劝告、命令等）

第一百五十五条之二十八 市町村長は、指定介護予防支援事業者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該指定介護予防支援事業者に対し、期限を定めて、それぞれ当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。

第一百一十五条之二十八 指定护理预防援助机构符合下列各项情况时，市町村长可设置一定的期限，劝告该指定护理预防援助机构采取各项分别规定的措施。

一 当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について第一百五十五条之二十四第一項の市町村の条例で定める基準又は同項の市町村の条例で定める員数を満たしていない場合 当該市町村の条例で定める基準又は当該市町村の条例で定める員数を満たすこと。

一 该指定涉及的事业所的从业人员的知识或者技能或人员不满足第一百一十五条之二十四第一款市町村条例规定的标准或同款市町村条例规定的名额时 需满足该市町村条例规定的标准或该市町村条例规定的名额。

二 第一百五十五条之二十四第二項に規定する指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定介護予防支援の事業の運営に関する基準に従って適正な指定介護予防支援の事業の運営をしていない場合 当該指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定介護予防支援の事業の運営に関する基準に従って適正な指定介護予防支援の事業の運営をすること。

二 未按照第一百一十五条之二十四第二款规定的指定护理预防援助涉及的护理预防有效援助方法的相关标准、或指定护理预防援助事业运营的相关标准，妥善运营指定护理预防援助事业时 需按照该指定护理预防援助涉及的护理预防有效援助方法的相关标准，或指定护理预防援

助事业运营的相关标准妥善运营指定护理预防援助事业。

三 第十五条之二十四第五项に規定する便宜の提供を適正に行っていない場合 当該便宜の提供を適正に行うこと。

三 未妥善提供第一百一十五条之二十四第五款规定的便利时 需妥善提供相应便利。

2 市町村長は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた指定介護予防支援事業者が同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

2 市町村長提出前款规定的劝告后，接到劝告的指定护理预防援助机构在同款的期限内不予执行时，市町村长可予以公布。

3 市町村長は、第一項の規定による勧告を受けた指定介護予防支援事業者が、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該指定介護予防支援事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

3 接到第一款规定的劝告的指定护理预防援助机构无正当理由拒不采取劝告涉及的措施时，市町村长可设定一定的期限，要求该指定护理预防援助机构采取劝告涉及的措施。

4 市町村長は、前項の規定による命令をした場合においては、その旨を公示しなければならない。

4 市町村长下达前款规定的命令时，应予以公示。

（指定の取消し等）

（指定的取消等）

第十五条之二十九 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該指定介護予防支援事業者に係る第五十八条第一項の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

第一百一十五条之二十九 符合下列任意一项时，市町村长均可取消该指定护理预防援助机构涉及的第五十八条第一款的指定，或设定期限，停止该指定的全部或部分效力。

一 指定介護予防支援事業者が、第十五条之二十二第二项第三号之二から第四号之二まで、第八号（同項第四号之三に該当する者のあるものを除く。）又は第九号（同項第四号之三に該当する者であるときを除く。）のいずれかに該当するに至ったとき。

一 指定护理预防援助机构符合第一百一十五条之二十二第二款第三项之二至第四项之二、第八项（有符合同款第四项之三者除外）或第九项（符合同款第四项之三除外）中的任意一项时。

二 指定介護予防支援事業者が、当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能又は人

員について、第百十五条の二十四第一項の市町村の条例で定める基準又は同項の市町村の条例で定める員数を満たすことができなくなったとき。

二 指定护理预防援助机构中、该指定涉及的事业所的从业人员的知识或者技能或人员无法继续满足第一百一十五条之二十四第一款的市町村条例规定的标准，或同款市町村的条例规定的名额时。

三 指定介護予防支援事業者が、第百十五条の二十四第二項に規定する指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定介護予防支援の事業の運営に関する基準に従って適正な指定介護予防支援の事業の運営をすることができなくなったとき。

三 指定护理预防援助机构无法继续按照第一百一十五条之二十四第二款规定的指定护理预防援助涉及的有效援助护理预防的方法的相关标准，或指定护理预防援助事业运营的相关标准妥善运营指定护理预防援助事业时。

四 指定介護予防支援事業者が、第百十五条の二十四第六項に規定する義務に違反したと認められるとき。

四 可以认定指定护理预防援助机构违反了第一百一十五条之二十四第六款规定的义务时。

五 介護予防サービス計画費の請求に関し不正があったとき。

五 在护理预防服务计划费的请款要求上存在不法行为时。

六 指定介護予防支援事業者が、第百十五条の二十七第一項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

六 依据第一百一十五条之二十七第一款的规定，被要求提交或者出示报告或账簿文件，而指定护理预防援助机构拒不执行，或提供虚假报告时。

七 指定介護予防支援事業者又は当該指定に係る事業所の従業者が、第百十五条の二十七第一項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係る事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定介護予防支援事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。

七 依据第一百一十五条之二十七第一款的规定被要求到场时，指定护理预防援助机构或该指定涉及的事业所的从业人员拒不执行，不对同款规定的提问进行答辩，或者进行虚假答辩，或抗拒、妨碍、逃避同款规定的检查时。但是，该指定涉及的事业所的从业人员出现上述行为时，该指定护理预防援助机构为防止上述行为已尽到相应的提醒及监督职责时除外。

八 指定介護予防支援事業者が、不正の手段により第五十八条第一項の指定を受けたとき。

八 指定护理预防援助机构通过不法手段获得第五十八条第一款的指定时。

九 前各号に掲げる場合のほか、指定介護予防支援事業者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

九 除了上述各项所列情况之外，指定护理预防援助机构违反本法及其他国民保健医疗或者福利的相关法律政令规定、或基于这些法律的命令或者处理时。

十 前各号に掲げる場合のほか、指定介護予防支援事業者が、居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

十 除了上述各项所列情况之外，指定护理预防援助机构在居家服务等方面做出不法或明显不当的行为时。

十一 指定介護予防支援事業者の役員等のうちに、指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。

十一 拟取消指定或停止指定的全部或部分效力的前五年之内，指定护理预防援助机构的董事等人员中有人在居家服务等方面做出过不法或明显不当的行为时。

（公示）

（公示）

第百十五条の三十 市町村長は、次に掲げる場合には、当該指定介護予防支援事業者の名称、当該指定に係る事業所の所在地その他の厚生労働省令で定める事項を公示しなければならない。

第一百一十五条之三十 在下列情况下，市町村长应公示该指定护理预防援助机构的名称、该指定涉及的事业所的所在地及其他厚生劳动省令规定的事项。

一 第五十八条第一項の指定をしたとき。

一 授予第五十八条第一款的指定时。

二 第百十五条の二十五第二項の規定による事業の廃止の届出があったとき。

二 根据第一百一十五条之二十五第二款的规定申报废止事业时。

三 前条の規定により第五十八条第一項の指定を取り消し、又は指定の全部若しくは一部の効力を停止したとき。

三 根据前条规定取消第五十八条第一款的指定，或停止指定的全部或部分效力时。

（準用）

(准用)

第百十五條之三十一 第七十條之二の規定は、第五十八條第一項の指定について準用する。

この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第一百一十五條之三十一 第七十條之二の規定准用于第五十八條第一款の指定。

第九節 業務管理体制の整備

第九節 业务管理体制的建设

(業務管理体制の整備等)

(业务管理体制的建设等)

第百十五條之三十二 指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者並びに指定介護老人福祉施設及び介護老人保健施設の開設者（以下「介護サービス事業者」という。）は、第七十四條第六項、第七十八條の四第八項、第八十一條第六項、第八十八條第六項、第九十七條第七項、第百十五條の四第六項、第百十五條の十四第八項又は第百十五條の二十四第六項に規定する義務の履行が確保されるよう、厚生労働省令で定める基準に従い、業務管理体制を整備しなければならない。

第一百一十五條之三十二 指定居家服务机构、指定地区紧密型服务机构、指定居家护理援助机构、指定护理预防服务机构、指定地区紧密型护理预防服务机构及指定护理预防援助机构以及指定护理老人福利设施及护理老人保健设施的开办者（以下称“护理服务机构”）应按照厚生劳动省令规定的标准，建设业务管理体制，以确保履行第七十四條第六款、第七十八條之四第八款、第八十一條第六款、第八十八條第六款、第九十七條第七款、第一百一十五條之四第六款、第一百一十五條之十四第八款或第一百一十五條之二十四第六款规定的义务。

2 介護サービス事業者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、業務管理体制の整備に関する事項を届け出なければならない。

2 护理服务机构应按照下列各项分类，依据厚生劳动省令的规定，向各项规定者申报业务管理体制建设的有关事项。

一 次号から第五号までに掲げる介護サービス事業者以外の介護サービス事業者 都道府県知事

一 下一項至第五項所列的护理服务机构之外的护理服务机构 都道府县知事

二 次号から第五号までに掲げる介護サービス事業者以外の介護サービス事業者であって、当該指定に係る事業所又は当該指定若しくは許可に係る施設（当該指定又は許可に係る居宅

サービス等の種類が異なるものを含む。)が二以上の都道府県の区域に所在し、かつ、二以下の地方厚生局の管轄区域に所在するもの 当該介護サービス事業者の主たる事務所の所在地の都道府県知事

二 下一項至第五項所列の护理服务机构以外的护理服务机构中，该指定涉及的事业所或该指定或者许可涉及的设施（包括该指定或许可涉及的居家服务等种类不同时）位于两处以上都道府县区域，且位于两处以下地方厚生局の管轄区域 该护理服务机构的主要事务所所在地的都道府县知事

三 次号に掲げる介護サービス事業者以外の介護サービス事業者であって、当該指定に係る全ての事業所又は当該指定若しくは許可に係る全ての施設（当該指定又は許可に係る居宅サービス等の種類が異なるものを含む。）が一の地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域に所在するもの 指定都市の長

三 下一項所列の护理服务机构以外的护理服务机构中，该指定涉及的全部事业所或该指定或者许可涉及的全部设施（包括该指定或许可涉及的居家服务等种类不同时）位于一处《地方自治法》第二百五十二条之十九第一款规定的指定城市（以下称“指定城市”）区域内时 指定城市的长官

四 地域密着型サービス事業又は地域密着型介護予防サービス事業のみを行う介護サービス事業者であって、当該指定に係る全ての事業所（当該指定に係る地域密着型サービス又は地域密着型介護予防サービスの種類が異なるものを含む。）が一の市町村の区域に所在するもの 市町村長

四 仅运营地区紧密型服务事业或地区紧密型护理预防服务事业的护理服务机构中，该指定涉及的所有事业所（包括该指定涉及的地区紧密型服务或地区紧密型护理预防服务的种类不同时）位于一处市町村区域内时 市町村长

五 当該指定に係る事業所又は当該指定若しくは許可に係る施設（当該指定又は許可に係る居宅サービス等の種類が異なるものを含む。）が三以上の地方厚生局の管轄区域に所在する介護サービス事業者 厚生労働大臣

五 该指定涉及的事业所或该指定或者许可涉及的设施（包括该指定或许可涉及的居家服务等种类不同时）位于三处以上地方厚生局の管轄区域内时 厚生劳动大臣

3 前項の規定により届出を行った介護サービス事業者は、その届け出た事項に変更があったときは、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を当該届出を行った厚生労働大臣、都道府県知事、指定都市の長又は市町村長（以下この節において「厚生労働大臣等」という。）に届け出なければならない。

3 依据前款规定进行申报的护理服务机构在申报事项发生变更时，应依据厚生劳动省令的规定，立即向进行该申报的厚生劳动大臣、都道府县知事、指定城市长官或市町村长（以下在本节中称“厚生劳动大臣等”）申报。

4 第二項の規定による届出を行った介護サービス事業者は、同項各号に掲げる区分の変更により、同項の規定により当該届出を行った厚生労働大臣等以外の厚生労働大臣等に届出を行うときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を当該届出を行った厚生労働大臣等にも届け出なければならない。

4 依据第二款规定进行申报的护理服务机构，因同款各项所列分类变更，向依据同款规定进行过该申报的厚生劳动大臣等之外的厚生劳动大臣等进行申报时，应依据厚生劳动省令的规定，同时向进行该申报的厚生劳动大臣等进行申报。

5 厚生労働大臣等は、前三項の規定による届出が適正になされるよう、相互に密接な連携を図るものとする。

5 为确保依据前三款的规定妥善进行申报，厚生劳动大臣等应致力于实现相互间的紧密合作。

(報告等)

(報告等)

第百十五条之三十三 前条第二項の規定による届出を受けた厚生労働大臣等は、当該届出を行った介護サービス事業者（同条第四項の規定による届出を受けた厚生労働大臣等にあつては、同項の規定による届出を行った介護サービス事業者を除く。）における同条第一項の規定による業務管理体制の整備に関して必要があると認めるときは、当該介護サービス事業者に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、当該介護サービス事業者若しくは当該介護サービス事業者の従業者に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対し質問させ、若しくは当該介護サービス事業者の当該指定に係る事業所若しくは当該指定若しくは許可に係る施設、事務所その他の居宅サービス等の提供に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

第一百一十五条之三十三 接到前条第二款规定的申报的厚生劳动大臣等，就提出该申报的护理服务机构（接到同条第四款规定的申报的厚生劳动大臣等，则根据同款规定进行申报的护理服务机构除外）根据同条第一款的规定进行业务管理体制建设，认为有必要时，可令该护理服务机构提交或者出示报告或者账簿文件，要求该护理服务机构或者该护理服务机构的从业人员到场，或令其职员对相关人员进行提问，或者进入该护理服务机构中该指定涉及的事业所或者该指定或者许可涉及的设施、事务所及其他与提供居家服务等有关的场所，检查其设备或者账簿文件及其他物品。

2 厚生労働大臣又は前条第二項第二号に定める都道府県知事が前項の権限を行うときは当該介護サービス事業者に係る指定若しくは許可を行った都道府県知事（次条第五項において「関係都道府県知事」という。）又は当該介護サービス事業者に係る指定を行った市町村長（以下この項及び次条第五項において「関係市町村長」という。）と、前条第二項第一号に定める都道府県知事が前項の権限を行うときは関係市町村長と密接な連携の下に行うものとする。

2 厚生労働大臣或前条第二款第二项规定的都道府县知事在行使前款的权限时，需和做出该护理服务机构涉及的指定或者许可的都道府县知事（下一条第五款称“相关都道府县知事”）进行密切合作或做出该护理服务机构涉及的指定的市町村长（本款及下一条第五款称“相关市町村长”）进行密切合作；前条第二款第一项规定的都道府县知事行使前款的权限时，需和相关市町村长进行密切合作。

3 都道府県知事は、その行った又はその行おうとする指定又は許可に係る介護サービス事業者における前条第一項の規定による業務管理体制の整備に関して必要があると認めるときは、厚生労働大臣又は同条第二項第二号に定める都道府県知事に対し、市町村長は、その行った又はその行おうとする指定に係る介護サービス事業者における同条第一項の規定による業務管理体制の整備に関して必要があると認めるときは、厚生労働大臣又は同条第二項第一号若しくは第二号に定める都道府県知事に対し、第一項の権限を行うよう求めることができる。

3 都道府县知事认为有必要时，可就已进行或拟进行的指定或许可涉及的护理服务机构依据前条第一款规定建设业务管理体制，要求厚生劳动大臣或同条第二款第二项规定的都道府县知事履行第一款的权限；市町村长认为有必要时，可就已进行或拟进行的指定或许可涉及的护理服务机构依据同条第一款规定建设业务管理体制，要求厚生劳动大臣或同条第二款第一或者第二项规定的都道府县知事履行第一款的权限。

4 厚生労働大臣又は都道府県知事は、前項の規定による都道府県知事又は市町村長の求めに応じて第一項の権限を行ったときは、厚生労働省令で定めるところにより、その結果を当該権限を行うよう求めた都道府県知事又は市町村長に通知しなければならない。

4 厚生劳动大臣或都道府县知事应都道府县知事或市町村长依据前款规定提出的要求，行使第一款的权限时，应依据厚生劳动省令的规定，将结果通知要求行使该权限的都道府县知事或市町村长。

5 第二十四条第三項の規定は第一項の規定による質問又は検査について、同条第四項の規定は第一項の規定による権限について準用する。

5 第二十四条第三款的规定准用于第一款规定的提问或检查，同条第四款的规定准用于第一款规定的权限。

（勧告、命令等）

（劝告、命令等）

第百十五条の三十四 第百十五条の三十二第二項の規定による届出を受けた厚生労働大臣等は、当該届出を行った介護サービス事業者（同条第四項の規定による届出を受けた厚生労働大臣等にあつては、同項の規定による届出を行った介護サービス事業者を除く。）が、同条第一項に規定する厚生労働省令で定める基準に従って適正な業務管理体制の整備をしていない

と認めるときは、当該介護サービス事業者に対し、期限を定めて、当該厚生労働省令で定める基準に従って適正な業務管理体制を整備すべきことを勧告することができる。

第一百一十五条之三十四 当厚生劳动大臣等接到第一百一十五条之三十二第二款规定的申报后，认为进行该申报的护理服务机构（如果是根据同条第四款的规定受理申报的厚生劳动大臣等，则根据同条规定进行申报的护理服务机构除外）未能按照同条第一款规定的厚生劳动省令制定的标准妥善建立业务管理体制时，可设定一定的期限，劝告该护理服务机构按照相关厚生劳动省令规定的标准建立妥善的业务管理体制。

2 厚生労働大臣等は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた介護サービス事業者が同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

2 厚生劳动大臣等提出前款规定的劝告后，接到劝告的护理服务机构在同款的期限内不予执行时，可予以公布。

3 厚生労働大臣等は、第一項の規定による勧告を受けた介護サービス事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該介護サービス事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

3 接到第一款规定的劝告的护理服务机构无正当理由拒不采取劝告涉及的措施时，厚生劳动大臣等可设定一定的期限，要求该护理服务机构采取劝告涉及的措施。

4 厚生労働大臣等は、前項の規定による命令をした場合においては、その旨を公示しなければならない。

4 厚生劳动大臣等下达前款规定的命令时，应予以公示。

5 介護サービス事業者が第三項の規定による命令に違反したときは、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣又は第百十五條之三十二第二項第二号に定める都道府県知事は関係都道府県知事又は関係市町村長に対し、同項第一号に定める都道府県知事は関係市町村長に対し当該違反の内容を通知しなければならない。

5 护理服务机构违反依据第三款规定做出的命令时，依据厚生劳动省令的规定，厚生劳动大臣或第一百一十五条第二款第二项规定的都道府县知事可向相关都道府县知事或相关市町村长通知该违反的内容；同款第一项规定的都道府县知事可向相关市町村长通知该违反的内容。

第十節 介護サービス情報の公表

第十节 护理服务信息的公布

（介護サービス情報の報告及び公表）

（护理服务信息的报告及公布）

第百十五條之三十五 介護サービス事業者は、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護老人福祉施設、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者若しくは指定介護予防支援事業者の指定又は介護老人保健施設の許可を受け、訪問介護、訪問入浴介護その他の厚生労働省令で定めるサービス（以下「介護サービス」という。）の提供を開始しようとするときその他厚生労働省令で定めるときは、政令で定めるところにより、その提供する介護サービスに係る介護サービス情報（介護サービスの内容及び介護サービスを提供する事業者又は施設の運営状況に関する情報であって、介護サービスを利用し、又は利用しようとする要介護者等が適切かつ円滑に当該介護サービスを利用する機会を確保するために公表されることが必要なものとして厚生労働省令で定めるものをいう。以下同じ。）を、当該介護サービスを提供する事業所又は施設の所在地を管轄する都道府県知事に報告しなければならない。

第一百一十五條之三十五 护理服务机构获得指定居家服务机构、指定地区紧密型服务机构、指定居家护理援助机构、指定护理老人福利设施、指定护理预防服务机构、指定地区紧密型护理预防服务机构或者指定护理预防援助机构的指定或护理老人保健设施的许可，拟开展上门护理、上门入浴护理及其他厚生劳动省令规定的服务（以下称“护理服务”）时及其他厚生劳动省令规定的情况下，应依据政令规定，将所提供的护理服务涉及的护理服务信息（护理服务的内容及提供护理服务的机构或设施的运营状况的相关信息中，厚生劳动省令规定为了保障使用或拟使用护理服务的需要护理人员等妥善且顺利地使用该护理服务的机会而有必要公布的信息。下同）报告给提供该护理服务的事业所或设施所在地的主管都道府县知事。

2 都道府県知事は、前項の規定による報告を受けた後、厚生労働省令で定めるところにより、当該報告の内容を公表しなければならない。

2 都道府县知事收到前款规定的报告后，应依据厚生劳动省令的规定，公布该报告的内容。

3 都道府県知事は、第一項の規定による報告に関して必要があると認めるときは、当該報告をした介護サービス事業者に対し、介護サービス情報のうち厚生労働省令で定めるものについて、調査を行うことができる。

3 都道府县知事就第一款规定的报告认为有必要时，可针对护理服务信息中厚生劳动省令规定的部分，对提供该报告的护理服务机构展开调查。

4 都道府県知事は、介護サービス事業者が第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は前項の規定による調査を受けず、若しくは調査の実施を妨げたときは、期間を定めて、当該介護サービス事業者に対し、その報告を行い、若しくはその報告の内容を是正し、又はその調査を受けることを命ずることができる。

4 护理服务机构拒不提供第一款规定的报告，或者进行虚假报告，或拒不接受前款规定的调查，或者妨碍调查的实施时，都道府县知事可设定期限，要求该护理服务机构提供报告，或修正报告内容，或命其接受调查。

5 都道府県知事は、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者又は指定介護予防支援事業者に対して前項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その旨を、当該指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者又は指定介護予防支援事業者の指定をした市町村長に通知しなければならない。

5 都道府県知事向指定地区緊密型服务机构、指定居家护理援助机构、指定地区緊密型护理预防服务机构或指定护理预防援助机构做出前款规定的处理决定时，应立即通知向该指定地区緊密型服务机构、指定居家护理援助机构、指定地区緊密型护理预防服务机构或指定护理预防援助机构做出指定的市町村长。

6 都道府県知事は、指定居宅サービス事業者若しくは指定介護予防サービス事業者又は指定介護老人福祉施設若しくは介護老人保健施設の開設者が第四項の規定による命令に従わないときは、当該指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者若しくは指定介護老人福祉施設の指定若しくは介護老人保健施設の許可を取り消し、又は期間を定めてその指定若しくは許可の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

6 指定居家服务机构或者指定护理预防服务机构或指定护理老人福利设施或者护理老人保健设施的开办者不遵守第四款规定的命令时，都道府县知事可取消该指定居家服务机构、指定护理预防服务机构或指定护理老人福利设施的指定或护理老人保健设施的许可，或设定期限，停止该指定或者许可的全部或者部分效力。

7 都道府県知事は、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者又は指定介護予防支援事業者が第四項の規定による命令に従わない場合において、当該指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者又は指定介護予防支援事業者の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することが適当であると認めるときは、理由を付して、その旨をその指定をした市町村長に通知しなければならない。

7 指定地区緊密型服务机构、指定居家护理援助机构、指定地区緊密型护理预防服务机构或指定护理预防援助机构不遵守第四款规定的命令时，都道府县知事可取消该指定地区緊密型服务机构、指定居家护理援助机构、指定地区緊密型护理预防服务机构或指定护理预防援助机构的指定，或在认为可设定期限，停止该指定的全部或者部分效力时，通知作出该指定的市町村长，并附上原因。

（指定調査機関の指定）

（指定调查机构的指定）

第百十五条の三十六 都道府県知事は、その指定する者（以下「指定調査機関」という。）に、前条第三項の調査の実施に関する事務（以下「調査事務」という。）を行わせることができる。

第一百一十五条之三十六 都道府县知事可要求其指定机构（以下称“指定调查机构”）开展与

前条第三款调查的实施有关的事务（以下称“调查事务”）。

2 前項の指定は、都道府県の区域ごとに、その指定を受けようとする者の申請により、当該都道府県知事が行う。

2 前款的指定以都道府县区域为单位，在拟获得指定者提出申请后，由相应都道府县知事进行。

（調査員）

（调查员）

第百十五条之三十七 指定調査機関は、調査事務を行うときは、厚生労働省令で定める方法に従い、調査員に調査事務を実施させなければならない。

第一百一十五条之三十七 指定调查机构在开展调查事务时，应依据厚生劳动省令规定的方法，由调查员实施调查事务。

2 調査員は、調査事務に関する専門的知識及び技術を有するものとして政令で定める要件を備える者のうちから選任しなければならない。

2 调查员应在具备调查事务相关专业的知识及技术，在符合政令规定的要求的人员中选拔。

（秘密保持義務等）

（保密义务等）

第百十五条之三十八 指定調査機関（その者が法人である場合にあっては、その役員。次項において同じ。）若しくはその職員（調査員を含む。同項において同じ。）又はこれらの職にあった者は、調査事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

第一百一十五条之三十八 指定调查机构（如果是法人，则为其董事，下款亦同）或者其职员（包含调查员，同款同）或曾经的职员不得将在调查事务中获知的秘密泄露给他人。

2 指定調査機関及びその職員で調査事務に従事する者は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

2 指定调查机构及其职员中从事调查事务者在适用刑法及其他罚则上，视为依照法律法规从事公务的职员。

（帳簿の備付け等）

（账簿的备置等）

第百十五条之三十九 指定調査機関は、厚生労働省令で定めるところにより、調査事務に関する事項で厚生労働省令で定めるものを記載した帳簿を備え、保存しなければならない。

第一百一十五条之三十九 指定调查机构应依据厚生劳动省令的规定，配备写有厚生劳动省令规定的调查事务相关事项的账簿，并予以保存。

（報告等）

（报告等）

第百十五條の四十 都道府県知事は、調査事務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定調査機関に対し、調査事務に関し必要な報告を求め、又は当該職員に關係者に対して質問させ、若しくは指定調査機関の事務所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

第一百一十五条之四十 为确保公正、准确地实施调查工作，都道府县知事认为有必要时，可要求指定调查机构就调查事务提供必要的报告，或令其职员对相关人员进行提问，或者进入指定调查机构的办公室，检查其设备或者账簿文件及其他物品。

2 第二十四条第三項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第四項の規定は前項の規定による権限について準用する。

2 第二十四条第三款的规定准用于前款规定的提问或检查，同条第四款的规定准用于前款规定的权限。

（業務の休廃止等）

（业务的休止与废止等）

第百十五條の四十一 指定調査機関は、都道府県知事の許可を受けなければ、調査事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

第一百一十五条之四十一 指定调查机构未经都道府县知事许可，不得停止或废止全部或部分调查事务。

（指定情報公表センターの指定）

（指定信息公布中心的指定）

第百十五條の四十二 都道府県知事は、その指定する者（以下「指定情報公表センター」という。）に、介護サービス情報の報告の受理及び公表並びに指定調査機関の指定に関する事務で厚生労働省令で定めるもの（以下「情報公表事務」という。）の全部又は一部を行わせることができる。

第一百一十五条之四十二 都道府县知事可要求其指定机构（以下称“指定信息公布中心”）进行护理服务信息报告的受理及公布以及指定调查机构的指定的相关事务中厚生劳动省令规定（以下称“信息公布事务”）的全部或部分事务。

2 前項の指定は、都道府県の区域ごとに、その指定を受けようとする者の申請により、当該都道府県知事が行う。

2 前款的指定以都道府县区域为单位，在拟获得指定者提出申请后，由相应都道府县知事进行。

3 第百十五条の三十八から前条までの規定は、指定情報公表センターについて準用する。この場合において、これらの規定中「調査事務」とあるのは「情報公表事務」と、「指定調査機関」とあるのは「指定情報公表センター」と、「職員（調査員を含む。同項において同じ。）」とあるのは「職員」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 第一百一十五条之三十八至前条的规定准用于指定信息公布中心。此时，这些规定中除“调查事务”替换为“信息公布事务”，“指定调查机构”替换为“指定信息公布中心”，“职员（含调查员，同款中相同）”替换为“职员”之外，必要技术性替换，由政令规定。

（政令への委任）

（向政令委任）

第百十五条の四十三 この節に定めるもののほか、指定調査機関及び指定情報公表センターに関し必要な事項は、政令で定める。

第一百一十五条之四十三 除了本节规定的内容之外，有关指定调查机构及指定信息公布中心的必要事项由政令规定。

（都道府県知事による情報の公表の推進）

（都道府县知事推进信息的公布）

第百十五条の四十四 都道府県知事は、介護サービスを利用し、又は利用しようとする要介護者等が適切かつ円滑に当該介護サービスを利用する機会の確保に資するため、介護サービスの質及び介護サービスに従事する従業者に関する情報（介護サービス情報に該当するものを除く。）であって厚生労働省令で定めるものの提供を希望する介護サービス事業者から提供を受けた当該情報について、公表を行うよう配慮するものとする。

第一百一十五条之四十四 都道府县知事为有助于确保使用或拟使用护理服务的需要护理人员等妥善且顺利地使用该护理服务的机会，对于从希望提供护理服务质量及护理服务从业人员的相关信息（符合护理服务信息的除外）中厚生劳动省令规定的内容的护理服务机构得到的相应信息，需考虑予以公布。

第六章 地域支援事業等

第六章 地区援助事业等

（地域支援事業）

(地区援助事业)

第百十五条の四十五 市町村は、被保険者（当該市町村が行う介護保険の住所地特例適用被保険者を除き、当該市町村の区域内に所在する住所地特例対象施設に入所等をしている住所地特例適用被保険者を含む。第三項第三号及び第百十五条の四十九を除き、以下この章において同じ。）の要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び地域における自立した日常生活の支援のための施策を総合的かつ一体的に行うため、厚生労働省令で定める基準に従って、地域支援事業として、次に掲げる事業（以下「介護予防・日常生活支援総合事業」という。）を行うものとする。

第一百一十五条之四十五 为防止受保人（该市町村运营的护理保险的适用住址特例的受保人除外，包括在位于该市町村区域内的住址特例对象设施入住等的适用住址特例受保人。第三款第三项及第一百一十五条之四十九除外，本章下同）陷入需要护理的状态等、或减轻需要护理的状态等、防止需要护理的状态恶化、以及支援其在所生活地区实现日常生活自理而由市町村综合实施一体化政策。为此，市町村需按照厚生劳动省令规定的标准，作为地区援助事业，开展下列事业（以下称“护理预防和日常生活援助综合事业”）。

一 居宅要支援被保険者その他の厚生労働省令で定める被保険者（以下「居宅要支援被保険者等」という。）に対して、次に掲げる事業を行う事業（以下「第一号事業」という。）

一 对居家需要援助受保人及其他厚生劳动省令规定的受保人（以下称“居家需要援助受保人等”）开展下列事业的事业（以下称“第一项事业”）。

イ 居宅要支援被保険者等の介護予防を目的として、当該居宅要支援被保険者等の居宅において、厚生労働省令で定める基準に従って、厚生労働省令で定める期間にわたり日常生活上の支援を行う事業（以下この項において「第一号訪問事業」という。）

① 为了对居家需要援助受保人等开展护理预防，按照厚生劳动省令规定的标准，在厚生劳动省令规定的期限内，于该居家需要援助受保人等的家中开展日常生活上的援助事业（以下在本款中称“第一项上门事业”）。

ロ 居宅要支援被保険者等の介護予防を目的として、厚生労働省令で定める施設において、厚生労働省令で定める基準に従って、厚生労働省令で定める期間にわたり日常生活上の支援又は機能訓練を行う事業（以下この項において「第一号通所事業」という。）

② 为了对居家需要援助受保人等开展护理预防，按照厚生劳动省令规定的标准，在厚生劳动省令规定的期限内，于厚生劳动省令规定的设施内开展日常生活援助或机能训练的事业（以下在本款中称“第一项日托事业”）。

ハ 厚生労働省令で定める基準に従って、介護予防サービス事業若しくは地域密着型介護予防サービス事業又は第一号訪問事業若しくは第一号通所事業と一体的に行われる場合に効果があると認められる居宅要支援被保険者等の地域における自立した日常生活の支援として厚

生労働省令で定めるものを行う事業（二において「第一号生活支援事業」という。）

③ 按照厚生労働省令规定的标准，认为对综合开展护理预防服务事业、地区紧密型护理预防服务事业、第一项上门事业或第一项目托事业有效，为援助居家需要援助受保人等在其生活的地区实现日常生活自理而开展的厚生労働省令规定的事业（在④中称“第一项生活援助事业”）。

二 居宅要支援被保険者等（指定介護予防支援又は特例介護予防サービス計画費に係る介護予防支援を受けている者を除く。）の介護予防を目的として、厚生労働省令で定める基準に従って、その心身の状況、その置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、第一号訪問事業、第一号通所事業又は第一号生活支援事業その他の適切な事業が包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行う事業（以下「第一号介護予防支援事業」という。）

④ 以居家需要援助受保人等（接受指定护理预防援助或特例护理预防服务计划费涉及的护理预防援助的人员除外）的护理预防为目的，按照厚生労働省令规定的标准，根据其身心状况、所处环境及其他情况，基于其选择，为综合且有效地提供第一项上门事业、第一项目托事业、第一项生活援助事业及其他适当的事业提供必要的援助的事业（以下称“第一项护理预防援助事业”）。

二 被保険者（第一号被保険者に限る。）の要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止のため必要な事業（介護予防サービス事業及び地域密着型介護予防サービス事業並びに第一号訪問事業及び第一号通所事業を除く。）

二 为防止受保人（仅限第一项受保人）陷入需要护理的状态等或减轻其需要护理的状态等、或防止恶化所需的事业（护理预防服务事业及地区紧密型护理预防服务事业以及第一项上门事业及第一项目托事业除外）。

2 市町村は、介護予防・日常生活支援総合事業のほか、被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、地域支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

2 除了护理预防和日常生活援助综合事业外，在防止受保人陷入需要护理的状态等同时，在已经陷入需要护理的状态等时，作为地区援助事业，市町村也需尽可能开展下列事业，以援助受保人能够在所生活的地区实现日常生活自理。

一 被保険者の心身の状況、その居宅における生活の実態その他の必要な実情の把握、保健医療、公衆衛生、社会福祉その他の関連施策に関する総合的な情報の提供、関係機関との連絡調整その他の被保険者の保健医療の向上及び福祉の増進を図るための総合的な支援を行う事業

一 致力于了解受保人的身心状况、居家生活的实际状态及其他必要的真实情况，提供与保健医疗、公共卫生、社会福利及其他相关措施有关的综合信息，与相关机构进行联络协调及其他提高受保人的保健医疗水平和增进福利的综合援助的事业。

二 被保険者に対する虐待の防止及びその早期発見のための事業その他の被保険者の権利擁護のため必要な援助を行う事業

二 防止或尽早发现投保人遭受虐待的事业及其他为维护投保人的权利而开展必要的援助的事业

三 保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者による被保険者の居宅サービス計画及び施設サービス計画の検証、その心身の状況、介護給付等対象サービスの利用状況その他の状況に関する定期的な協議その他の取組を通じ、当該被保険者が地域において自立した日常生活を営むことができるよう、包括的かつ継続的な支援を行う事業

三 由具备保健医疗及福利相关专业知识的人员对投保人的居家服务计划及设施服务计划进行查证，定期就其身心状况、护理给付等对象服务的使用状况及其他状况进行协商，及采取其他措施，从而提供完整且持续的援助，使得该投保人能够在所生活的地区实现日常生活自理的事业。

四 医療に関する専門的知識を有する者が、介護サービス事業者、居宅における医療を提供する医療機関その他の関係者の連携を推進するものとして厚生労働省令で定める事業（前号に掲げる事業を除く。）

四 具备医疗相关专业知识者为推进护理服务机构、提供居家医疗的医疗机构及其他相关人员的合作，开展的厚生劳动省令规定的事业（前项所列事业除外）。

五 被保険者の地域における自立した日常生活の支援及び要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止に係る体制の整備その他のこれらを促進する事業

五 为援助投保人在所生活的地区实现日常生活自理，防止其陷入需要护理的状态等、减轻需要护理的状态或防止需要护理的状态等恶化，建立相应的体制及促进上述行动的事业。

六 保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者による認知症の早期における症状の悪化の防止のための支援その他の認知症である又はその疑いのある被保険者に対する総合的な支援を行う事業

六 援助在保健医疗及福利方面具备专业知识的人员早期防止老年痴呆症的症状恶化，及其他对患有或疑似患有老年痴呆症的投保人提供综合援助的事业

3 市町村は、介護予防・日常生活支援総合事業及び前項各号に掲げる事業のほか、厚生労働省令で定めるところにより、地域支援事業として、次に掲げる事業を行うことができる。

3 除了护理预防和日常生活援助综合事业及前项所列事业之外，市町村可依据厚生劳动省令的规定，开展下列事业作为地区援助事业。

一 介護給付等に要する費用の適正化のための事業

一 护理给付等所需费用公正化事业

二 介護方法の指導その他の要介護被保険者を現に介護する者の支援のため必要な事業

二 指导护理方法及其他援助需要护理受保人的护理人员所需的事业

三 その他介護保険事業の運営の安定化及び被保険者（当該市町村の区域内に所在する住所地特例対象施設に入所等をしている住所地特例適用被保険者を含む。）の地域における自立した日常生活の支援のため必要な事業

三 其他使护理保险事业稳定运营，以及使受保人（包括在位于该市町村区域内的住址特例对象设施入住等的适用住址特例受保人）在所生活地区实现日常生活自理的援助事业

4 地域支援事業は、当該市町村における介護予防に関する事業の実施状況、介護保険の運営の状況、七十五歳以上の被保険者の数その他の状況を勘案して政令で定める額の範囲で行うものとする。

4 地区援助事业需结合该市町村护理预防相关事业的实施状况、护理保险的运营情况、七十五岁以上受保人的数量及其他情况，在政令规定的名额范围内开展。

5 市町村は、地域支援事業の利用者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、利用料を請求することができる。

5 市町村可根据厚生劳动省令的规定，要求地区援助事业的使用者支付使用费。

（介護予防・日常生活支援総合事業の指針等）

（护理预防和日常生活援助综合事业的方针等）

第百十五条の四十五の二 厚生労働大臣は、市町村が行う介護予防・日常生活支援総合事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

第一百一十五条之四十五之二 厚生劳动大臣需公布必要的方针，以确保妥善且有效地实施市町村开展的护理预防和日常生活援助综合事业。

2 市町村は、定期的に、介護予防・日常生活支援総合事業の実施状況について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、その結果に基づき必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市町村在努力定期就护理预防和日常生活援助综合事业的开展情况就行调查、分析及评价的同时，根据其结果采取必要的措施。

（指定事業者による第一号事業の実施）

（指定机构实施第一项事业）

第百十五條の四十五の三 市町村は、第一号事業（第一号介護予防支援事業にあつては、居宅要支援被保険者に係るものに限る。）については、居宅要支援被保険者等が、当該市町村の長が指定する者（以下「指定事業者」という。）の当該指定に係る第一号事業を行う事業所により行われる当該第一号事業を利用した場合において、当該居宅要支援被保険者等に対し、当該第一号事業に要した費用について、第一号事業支給費を支給することにより行うことができる。

第一百一十五條之四十五之三 在第一项事业（如果是第一项护理预防援助事业，则仅限居家需要援助投保人）上，居家需要援助投保人等使用了该市町村长官指定者（以下称“指定机构”）的运营该指定涉及的第一项事业的事业所提供的该第一项事业时，市町村长可就该第一项事业所需的费用，向该居家需要援助投保人等支付第一项事业支付费。

2 前項の第一号事業支給費（以下「第一号事業支給費」という。）の額は、第一号事業に要する費用の額を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより算定する額とする。

2 前款的第一项事业支付费（以下称“第一项事业支付费”）的金额应依据厚生劳动省令的规定，结合第一项事业所需费用的金额制定。

3 居宅要支援被保険者等が、指定事業者の当該指定に係る第一号事業を行う事業所により行われる当該第一号事業を利用したときは、市町村は、当該居宅要支援被保険者等が当該指定事業者を支払うべき当該第一号事業に要した費用について、第一号事業支給費として当該居宅要支援被保険者等に対し支給すべき額の限度において、当該居宅要支援被保険者等に代わり、当該指定事業者を支払うことができる。

3 居家需要援助投保人等使用了指定机构的运营该指定涉及的第一项事业的事业所开展的该第一项事业时，针对该居家需要援助投保人等应向该指定机构支付的该第一项事业所需费用，在应当向该居家需要援助投保人等支付的第一项事业支付费的限额内，市町村可代替该居家需要援助投保人等向该指定机构支付。

4 前項の規定による支払があつたときは、居宅要支援被保険者等に対し第一号事業支給費の支給があつたものとみなす。

4 依据前款规定支付后，视为向居家需要援助投保人等支付了第一项事业支付费。

5 市町村は、指定事業者から第一号事業支給費の請求があつたときは、厚生労働省令で定めるところにより審査した上、支払うものとする。

5 当指定机构提出第一项事业支付费的请款要求时，市町村应依据厚生劳动省令的规定进行审查，在此基础上予以支付。

6 市町村は、前項の規定による審査及び支払に関する事務を連合会に委託することができる。

6 市町村可将前款规定的审查及支付的相关业务委托给联合会。

7 前項の規定による委託を受けた連合会は、当該委託をした市町村の同意を得て、厚生労働省令で定めるところにより、当該委託を受けた事務の一部を、営利を目的としない法人であって厚生労働省令で定める要件に該当するものに委託することができる。

7 依据前款规定接受委托的联合会在征得做出该委托的市町村同意后，可依据厚生劳动省令的规定，将接受委托的部分事务委托给不以盈利为目的的法人中，符合厚生劳动省令规定者。

（租税その他の公課の禁止）

（租税及其他公共费的禁止）

第百十五条の四十五の四 租税その他の公課は、第一号事業支給費として支給を受けた金銭を標準として、課することができない。

第一百一十五条之四十五之四 租税及其他公共费不得以第一项事业支付费受领的财物为标准来进行征收。

（指定事業者の指定）

（指定机构的指定）

第百十五条の四十五の五 第百十五条の四十五の三第一項の指定（第百十五条の四十五の七第一項を除き、以下この章において「指定事業者の指定」という。）は、厚生労働省令で定めるところにより、第一号事業を行う者の申請により、当該事業の種類及び当該事業の種類に係る当該第一号事業を行う事業所ごとに行う。

第一百一十五条之四十五之五 依据厚生劳动省令的规定，第一百一十五条之四十五之三第一款的指定（除第一百一十五条之四十五之七第一款外，以下在本章中称“指定机构的指定”）将按照开展第一项事业者提出的申请，以该事业的种类及运营该事业种类涉及的该第一项事业的事业所为单位进行。

2 市町村長は、前項の申請があった場合において、申請者が、厚生労働省令で定める基準に従って適正に第一号事業を行うことができないと認められるときは、指定事業者の指定をしてはならない。

2 提出前款申请的情况下，市町村长认为申请者无法按照厚生劳动省令规定的标准妥善运营第一项事业时，不得将其指定为指定机构。

（指定の更新）

（指定的更新）

第百十五条の四十五の六 指定事業者の指定は、厚生労働省令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

第一百一十五条之四十五之六 指定机构的指定应在厚生劳动省令规定的期限内办理更新，否则逾期将失效。

2 前項の更新の申請があった場合において、同項の期間（以下この条において「有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の指定事業者の指定は、有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

2 提出前款的更新申請后，若在同款的期限（以下在本条中称“许可的有效期”）届满之日前尚未对申请作出处理，则之前的指定机构的指定在的有效期届满后、更新申请被处理前依旧有效。

3 前項の場合において、指定事業者の指定の更新がされたときは、その有効期間は、従前の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

3 在前款的情况下，更新后的指定机构的指定的有效期自之前的许可有效期届满次日起计算。

4 前条の規定は、指定事業者の指定の更新について準用する。

4 前条の規定准用于指定机构的指定更新。

（報告等）

（報告等）

第百十五条の四十五の七 市町村長は、第一号事業支給費の支給に必要があると認めるときは、指定事業者若しくは指定事業者であった者若しくは当該第百十五条の四十五の三第一項の指定に係る事業所の従業者であった者（以下この項において「指定事業者であった者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、指定事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者若しくは指定事業者であった者等に対し出頭を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくは当該指定事業者の当該指定に係る事業所、事務所その他当該指定事業者が行う第一号事業に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

第一百一十五条之四十五之七 关于第一项事业支付费的支付，市町村长认为有必要时，可以令指定机构或者曾经的指定机构或者涉及第一百一十五条之四十五之三第一款的指定的事业所曾经的从业人员（以下在本款中称“曾经的指定机构等”）提交或者出示报告或者账簿文件，要求指定机构或者该指定涉及的事业所的从业人员或者曾经的指定机构等到场，或令其职员对相关人员进行提问，或者令其进入该指定机构的该指定涉及的事业所、办公室及其他该指定机构运营的与第一项事业有关的场所，检查其设备或者账簿文件及其他物品。

2 第二十四条第三項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第四項の規定は前項の規定による権限について、それぞれ準用する。

2 第二十四条第三款的规定准用于前款规定的提问或检查，同条第四款的规定准用于前款规

定的权限。

(勧告、命令等)

(勧告、命令等)

第百十五条の四十五の八 市町村長は、指定事業者が、第百十五条の四十五第一項第一号イからニまで又は第百十五条の四十五の五第二項の厚生労働省令で定める基準に従って第一号事業を行っていないと認めるときは、当該指定事業者に対し、期限を定めて、これらの厚生労働省令で定める基準に従って第一号事業を行うことを勧告することができる。

第一百一十五条之四十五之八 市町村长认为指定机构无法按照第一百一十五条之四十五第一款第一项①至④的规定或第一百一十五条之四十五之五第二款厚生劳动省令规定的标准运营第一项的事业时，可设定一定的期限，劝告该指定机构按照厚生劳动省令规定的标准运营第一项的事业。

2 市町村長は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた指定事業者が同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

2 市町村长提出前款规定的劝告后，接到劝告的指定机构在同款的期限内不予执行时，市町村长可予以公布。

3 市町村長は、第一項の規定による勧告を受けた指定事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該指定事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

3 接到第一款规定的劝告的指定机构无正当理由拒不采取劝告涉及的措施时，市町村长可设定一定的期限，要求该指定机构采取劝告涉及的措施。

4 市町村長は、前項の規定による命令をした場合においては、その旨を公示しなければならない。

4 市町村长下达前款规定的命令时，应予以公示。

(指定事業者の指定の取消し等)

(指定机构的指定的取消等)

第百十五条の四十五の九 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該指定事業者に係る指定事業者の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定事業者の指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

第一百一十五条之四十五之九 符合下列任意一项时，市町村长均可取消该指定机构涉及的指定机构的指定，或设定期限，停止该指定机构的指定的全部或部分效力。

一 指定事業者が、第百十五条の四十五第一項第一号イからニまで又は第百十五条の四十五の五第二項の厚生労働省令で定める基準に従って第一号事業を行うことができなくなったとき。

一 指定机构无法继续按照第一百一十五条之四十五第一款第一项①至④或第一百一十五条之四十五第二款厚生劳动省令规定的标准运营第一项事业时。

二 第一号事業支給費の請求に関し不正があったとき。

二 在第一项事业支付费用的请款要求上存在不法行为时。

三 指定事業者が、第百十五条の四十五の七第一項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

三 依据第一百一十五条之四十五之七第一款的规定，被要求提交或者出示报告或账簿文件，而指定机构拒不执行，或提供虚假报告时。

四 指定事業者又は当該指定事業者の指定に係る事業所の従業者が、第百十五条の四十五の七第一項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定事業者の指定に係る事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。

四 依据第一百一十五条之四十五之七第一款的规定被要求到场时，指定机构或该指定机构的指定涉及的事业所的从业人员拒不执行，不对前款规定的提问进行答辩，或者进行虚假答辩，或抗拒、妨碍、逃避前款规定的检查时。但是，该指定机构的指定涉及的事业所的从业人员出现上述行为时，该指定机构为防止上述行为已尽到相应的提醒及监督职责时除外。

五 指定事業者が、不正の手段により指定事業者の指定を受けたとき。

五 指定机构通过不法手段获得指定机构的指定时。

六 前各号に掲げる場合のほか、指定事業者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分違反したとき。

六 除了上述各项所列情况之外，指定机构违反本法及其他国民保健医疗或者福利的相关法律政令规定、或基于这些法律的命令或者处理时。

七 前各号に掲げる場合のほか、指定事業者が、地域支援事業又は居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

七 除了上述各项所列情况之外，指定机构在地区援助事业或居家服务等方面做出不法或明显不当的行为时。

(市町村の連絡調整等)

(市町村的联络协调等)

第百十五条の四十五の十 市町村は、第百十五条の四十五第二項第四号に掲げる事業の円滑な実施のために必要な関係者相互間の連絡調整を行うことができる。

第一百一十五条之四十五之十 市町村为顺利实施第一百一十五条之四十五第二款第四项所列事业，可在必要的相关人员之间进行联络协调。

2 市町村が行う第百十五条の四十五第二項第四号に掲げる事業の関係者は、当該事業に協力するよう努めなければならない。

2 市町村运营の第一百一十五条之四十五第二款第四项所列事业的相关人员应尽力协助该事业。

3 都道府県は、市町村が行う第百十五条の四十五第二項第四号に掲げる事業に関し、情報の提供その他市町村に対する必要な協力をすることができる。

3 就市町村运营の第一百一十五条之四十五第二款第四项所列事业，都道府县可为其他市町村提供信息及其他必要的协助。

(政令への委任)

(向政令委任)

第百十五条の四十五の十一 第百十五条の四十五から前条までに規定するもののほか、地域支援事業の実施に関し必要な事項は、政令で定める。

第一百一十五条之四十五之十一 除了第一百一十五条之四十五至前条规定的内容之外，有关地区援助事业实施的必要事项由政令规定。

(地域包括支援センター)

(地区综合援助中心)

第百十五条の四十六 地域包括支援センターは、第一号介護予防支援事業（居宅要支援被保険者に係るものを除く。）及び第百十五条の四十五第二項各号に掲げる事業（以下「包括的支援事業」という。）その他厚生労働省令で定める事業を実施し、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設とする。

第一百一十五条之四十六 地区综合援助中心是指开展第一项护理预防援助事业（与居家需要援助受保人有关的除外）及第一百一十五条之四十五第二款各项所列事业（以下称“综合援助事业”）及其他厚生劳动省令规定的事业，通过为保持地区居民的身心健康和生活稳定提供必要的援助，最终为提高保健医疗水平、增进福利开展综合援助的设施。

2 市町村は、地域包括支援センターを設置することができる。

2 市町村可设置地区综合援助中心。

3 次条第一項の規定による委託を受けた者（第百十五条の四十五第二項第四号から第六号までに掲げる事業のみの委託を受けたものを除く。）は、包括的支援事業その他第一項の厚生労働省令で定める事業を実施するため、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を市町村長に届け出て、地域包括支援センターを設置することができる。

3 依据下一条第一款的规定接受委托者（仅接受第一百一十五条之四十五第二款第四项至第六项规定的事业委托者除外），为开展综合援助事业及其他第一款中厚生劳动省令规定的事业，可根据厚生劳动省令的规定，事先向市町村长申报厚生劳动省令规定的事项，并成立地区综合援助中心。

4 地域包括支援センターの設置者は、自らその実施する事業の質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、その実施する事業の質の向上に努めなければならない。

4 地区综合援助中心的成立者应通过自行评估其开展的事业的质量及采取其他措施，致力于提高其开展的事业的质量。

5 地域包括支援センターの設置者は、包括的支援事業を実施するために必要なものとして市町村の条例で定める基準を遵守しなければならない。

5 地区综合援助中心的成立者应遵守市町村条例就开展综合援助事业的必要事项而制定的标准。

6 市町村が前項の条例を定めるに当たっては、地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

6 市町村在制定前款的条例时，地区综合援助中心的职员涉及的标准及该职员的名额应按照厚生劳动省令规定的标准制定，其他事项应参考厚生劳动省令规定的标准。

7 地域包括支援センターの設置者は、包括的支援事業の効果的な実施のために、介護サービス事業者、医療機関、民生委員法（昭和二十三年法律第百九十八号）に定める民生委員、被保険者の地域における自立した日常生活の支援又は要介護状態等となることの予防若しくは要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止のための事業を行う者その他の関係者との連携に努めなければならない。

7 地区综合援助中心的成立者为有效开展综合援助事业，需致力于和护理服务机构、医疗机构、《民生委员法》（1938年法律第198号）规定的民生委员、援助受保人在地区实现日常生活自理或预防进入需要护理状态等或者减轻需要护理状态等或者防止恶化的事业的运营者及其他

相关人员进行合作。

8 地域包括支援センターの設置者（設置者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員又はこれらの職にあった者は、正当な理由なしに、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

8 地区综合援助中心成立者（如果成立者为法人，则为其董事）或者其职员或曾经从事相关职位者，无正当理由，不得将在工作中获知的秘密泄露给他人。

9 市町村は、定期的に、地域包括支援センターにおける事業の実施状況について、点検を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、次条第一項の方針の変更その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

9 市町村在定期努力对地区综合援助中心的事业开展情况进行检查的同时，认为有必要时，应采取更改下一条第一款的方针及其他必要的措施。

10 市町村は、地域包括支援センターが設置されたとき、その他厚生労働省令で定めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該地域包括支援センターの事業の内容及び運営状況に関する情報を公表するよう努めなければならない。

10 市町村在地区综合援助中心成立时，及其他厚生劳动省令规定的时间，应依据厚生劳动省令的规定，尽力公布该地区综合援助中心的事业内容及运营情况的相关信息。

11 第六十九条の十四の規定は、地域包括支援センターについて準用する。この場合において、同条の規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

11 第六十九条之十四的规定准用于地区综合援助中心。此时，有关同条规定的必要技术性替换，由政令规定。

12 前各項に規定するもののほか、地域包括支援センターに関し必要な事項は、政令で定める。

12 除了上述各款规定的内容之外，与地区综合援助中心有关的必要事项由政令规定。

（実施の委託）

（实施的委托）

第百十五条の四十七 市町村は、老人福祉法第二十条の七の二第一項に規定する老人介護支援センターの設置者その他の厚生労働省令で定める者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、包括的支援事業の実施に係る方針を示して、当該包括的支援事業を委託することができる。

第一百一十五条之四十七 针对《老人福祉法》第二十条之七之二第一款规定的老人护理援助中心的成立者及其他厚生劳动省令规定的人员，市町村可根据厚生劳动省令的规定，出示开展

综合援助事业的实施涉及的方针，委托相应的综合援助事业。

2 前項の規定による委託は、包括的支援事業（第十五条の四十五第二項第四号から第六号までに掲げる事業を除く。）の全てにつき一括して行わなければならない。

2 依据前款规定进行的委托应统一开展全部综合援助事业（第一百一十五条之四十五第二款第四项至第六项所列事业除外）。

3 前条第七項及び第八項の規定は、第一項の規定による委託を受けた者について準用する。

3 前条第七款及第八款的规定准用于接受依据第一款规定进行的受托者。

4 市町村は、介護予防・日常生活支援総合事業（第一号介護予防支援事業にあつては、居宅要支援被保険者に係るものに限る。）については、当該介護予防・日常生活支援総合事業を適切に実施することができるものとして厚生労働省令で定める基準に適合する者に対して、当該介護予防・日常生活支援総合事業の実施を委託することができる。

4 市町村在护理预防和日常生活援助综合事业（如果是第一项护理预防援助事业，则仅限居家需要援助投保人涉及的内容）上，可以将该护理预防和日常生活援助综合事业的实施委托给妥善开展护理预防和日常生活援助综合事业者中，符合厚生劳动省令规定的标准者。

5 前項の規定により第一号介護予防支援事業の実施の委託を受けた者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該委託を受けた事業の一部を、厚生労働省令で定める者に委託することができる。

5 依据前款规定，接受第一项护理预防援助事业实施委托者，可依据厚生劳动省令的规定，将受托事业的一部分委托给厚生劳动省令规定者。

6 市町村長は、介護予防・日常生活支援総合事業について、第一項又は第四項の規定により、その実施を委託した場合には、当該委託を受けた者（第八項、第一百八十条第一項並びに第一百八十一条第二項及び第三項において「受託者」という。）に対する当該実施に必要な費用の支払決定に係る審査及び支払の事務を連合会に委託することができる。

6 市町村长，依据第一款或第四款的规定委托实施护理预防和日常生活援助综合事业时，将决定向接受委托者（第八款、第一百八十条第一款及第一百八十一条第二款及第三款中称“受托者”）支付该实施所需的费用时的审查及支付事务委托给联合会。

7 前項の規定による委託を受けた連合会は、当該委託をした市町村長の同意を得て、厚生労働省令で定めるところにより、当該委託を受けた事務の一部を、営利を目的としない法人であつて厚生労働省令で定める要件に該当するものに委託することができる。

7 依据前款规定接受委托的联合会在得到委托方市町村长的同意后，可依据厚生劳动省令的规定，将该受托事务的一部分委托给不以盈利为目的的法人，且该法人需满足厚生劳动省令规定的条件。

8 受託者は、介護予防・日常生活支援総合事業の利用者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、利用料を請求することができる。

8 受托者可依据厚生劳动省令的规定，要求护理预防与日常生活援助综合事业使用者支付使用费。

9 市町村は、第百十五条の四十五第三項各号に掲げる事業の全部又は一部について、老人福祉法第二十条の七の二第一項に規定する老人介護支援センターの設置者その他の当該市町村が適当と認める者に対し、その実施を委託することができる。

9 市町村可将第一百一十五条之四十五第三款各项所列事业的全部或部分委托给《老人福祉法》第二十条之七之二第一款规定的老人护理援助中心的成立者及其他该市町村认为恰当者。

(会議)

(会议)

第百十五条の四十八 市町村は、第百十五条の四十五第二項第三号に掲げる事業の効果的な実施のために、介護支援専門員、保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者、民生委員その他の関係者、関係機関及び関係団体（以下この条において「関係者等」という。）により構成される会議（以下この条において「会議」という。）を置くように努めなければならない。

第一百一十五条之四十八 为有效开展第一百一十五条之四十五第二款第三项所列事业，市町村应致力于组织护理援助专业人员、具备保健医疗及福利专业知识者、民生委员及其他相关人员、相关机构及相关团体（以下在本条中称“相关人员等”）参与的会议（以下在本条中称“会议”）。

2 会議は、要介護被保険者その他の厚生労働省令で定める被保険者（以下この項において「支援対象被保険者」という。）への適切な支援を図るために必要な検討を行うとともに、支援対象被保険者が地域において自立した日常生活を営むために必要な支援体制に関する検討を行うものとする。

2 会议上在探讨向需要护理受保人及其他厚生劳动省令规定的受保人（以下在本款中称“援助对象受保人”）提供妥善的援助的同时，还应探讨建立必要的援助体制，以帮助援助对象受保人在地区实现日常生活自理。

3 会議は、前項の検討を行うため必要があると認めるときは、関係者等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

3 会议认为为开展前款的探讨而有必要时，可要求相关人员等提供资料或信息，陈述意见，及提供其他必要的协助。

4 関係者等は、前項の規定に基づき、会議から資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに協力するよう努めなければならない。

4 相关人员等基于前款规定,要求提供会议资料或信息、陈述意见及提供其他必要的协助时,应尽力予以协助。

5 会議の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

5 现在或曾经从事会议事务的人员,无正当理由,不得将在会议事务中获知的秘密泄露给他人。

6 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、会議が定める。

6 除了前述各款规定的内容之外,与会议组织及运营有关的必要事项由会议规定。

(保健福祉事業)

(保健福利事业)

第百十五条の四十九 市町村は、地域支援事業のほか、要介護被保険者を現に介護する者の支援のために必要な事業、被保険者が要介護状態等となることを予防するために必要な事業、指定居宅サービス及び指定居宅介護支援の事業並びに介護保険施設の運営その他の保険給付のために必要な事業、被保険者が利用する介護給付等対象サービスのための費用に係る資金の貸付けその他の必要な事業を行うことができる。

第一百一十五条之四十九 除地区援助事业之外,市町村还可开展援助需要护理受保人的护理人员所需的事业、为防止受保人陷入需要护理状态等所需的事业、指定居家服务及指定居家护理援助事业以及护理保险设施的运营及其他保险给付所需的事业、受保人使用的护理给付等对象服务的费用涉及的资金借贷及其他所的事业。

第七章 介護保険事業計画

第七章 护理保险事业计划

(基本指針)

(基本方针)

第百十六条 厚生労働大臣は、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第三条第一項に規定する総合確保方針に即して、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

第一百一十六条 厚生劳动大臣需遵照《关于促进地区医疗及护理综合保障的法律》（1989 年法律第 64 号）第三条第一款规定的综合保障方针,制定旨在确保保险给付顺利实施的基本方针

(以下称“基本方針”)。

- 2 基本指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 2 在基本方針中需規定下列事項。
 - 一 介護給付等対象サービスを提供する体制の確保及び地域支援事業の実施に関する基本的事項
 - 一 与提供护理给付等对象服务的体制保障及地区援助事业的实施有关的基本事项
 - 二 次条第一項に規定する市町村介護保険事業計画において同条第二項第一号の介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込みを定めるに当たって参酌すべき標準その他当該市町村介護保険事業計画及び第百十八条第一項に規定する都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する事項
 - 二 下一条第一款规定的市町村护理保险事业计划中制定每类同条第二款第一项护理给付等对象服务的预估量时应参考的标准，及其他编制该市町村护理保险事业计划及第一百一十八条第一款规定的都道府县护理保险事业援助计划的相关事项
 - 三 その他介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するために必要な事項
 - 三 其他涉及护理保险事业、为保障保险给付顺利实施所需的事项
- 3 厚生労働大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更するに当たっては、あらかじめ、総務大臣その他関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 3 厚生劳动大臣制定或修改基本方针时，应事先与总务大臣及其他相关行政机构长官协商。
- 4 厚生労働大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 厚生劳动大臣制定或修改基本方针时，应立即公布。

(市町村介護保険事業計画)

(市町村护理保险事业计划)

第百十七条 市町村は、基本指針に即して、三年を一期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画(以下「市町村介護保険事業計画」という。)を定めるものとする。

第一百一十七条 市町村需遵照基本方針，以三年为一期，制定保障该市町村运营的护理保险事业涉及的保险给付顺利实施的相关计划(以下称“市町村护理保险事业计划”)。

- 2 市町村介護保険事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

2 市町村护理保险事业计划需规定下列事项。

一 当该市町村が、その住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域ごとの当該区域における各年度の認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る必要利用定員総数その他の介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み

一 该市町村作为居民经营日常生活的地区，综合考虑地理条件、人口、交通情况及其他社会条件、提供护理给付等对象服务的设施的建设情况及其他条件划定的各个相应区域在各年度的老年痴呆症共同生活护理、地区紧密型特定设施入住者生活护理及地区紧密型护理老人福利设施入住者生活护理涉及的必要使用名额总数及其他各类护理给付等对象服务的预估量

二 各年度における地域支援事業の量の見込み

二 各年度地区援助事业的预估量

3 市町村介護保険事業計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

3 市町村护理保险事业计划中，除上述各项所列事项之外，还需规定下列事项。

一 前項第一号の必要利用定員総数その他の介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策

一 保障前款第一項の必要使用名额总数及其他各类护理给付等对象服务的预估量的对策

二 各年度における地域支援事業に要する費用の額及び地域支援事業の見込量の確保のための方策

二 保障各年度地区援助事业所需费用的金额及地区援助事业预估量的政策

三 介護給付等対象サービスの種類ごとの量、保険給付に要する費用の額、地域支援事業の量、地域支援事業に要する費用の額及び保険料の水準に関する中長期的な推計

三 与各类护理给付等对象服务的数量、保险给付所需费用的金额、地区援助事业的数量、地区援助事业所需费用的金额、保险费水平有关的中长期推算

四 指定居宅サービスの事業、指定地域密着型サービスの事業又は指定居宅介護支援の事業を行う者相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービス（介護給付に係るものに限る。）の円滑な提供を図るための事業に関する事項

四 顺利提供与保障运营指定居家服务事业、指定地区紧密型服务事业或指定居家护理援助事业的机构之间的相互合作有关的事业、及其他护理给付等对象服务（仅限涉及护理给付的内容）的事业的发展的相关事项

五 指定介護予防サービスの事業、指定地域密着型介護予防サービスの事業又は指定介護予防支援の事業を行う者相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービス（予防給付に係るものに限る。）の円滑な提供及び地域支援事業の円滑な実施を図るための事業に関する事項

五 順利提供与保障运营指定护理预防服务事业、指定地区紧密型护理预防服务事业或指定护理预防援助事业的机构之间的相互合作有关的事业、及其他护理给付等对象服务（仅限涉及预防给付的服务）及順利实施地区援助事业的事业的相关事项

六 認知症である被保険者の地域における自立した日常生活の支援に関する事項、居宅要介護被保険者及び居宅要支援被保険者に係る医療その他の医療との連携に関する事項、高齢者の居住に係る施策との連携に関する事項その他の被保険者の地域における自立した日常生活の支援のため必要な事項

六 帮助老年痴呆症受保人在所生活地区实现日常生活自理的相关事项、居家需要援助受保人及居家需要援助受保人涉及的医疗及其他医疗之间的合作的相关事项、与老年人居住涉及的政策之间的合作的相关事项、及其他援助受保人在所生活地区实现日常生活自理的必要事项

4 市町村介護保険事業計画は、当該市町村の区域における要介護者等の人数、要介護者等の介護給付等対象サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。

4 市町村护理保险事业计划应结合该市町村区域内需要护理者等的人数、需要护理者等的使用护理给付等对象服务的意向及其他情况制定。

5 市町村は、第二項第一号の規定により当該市町村が定める区域ごとにおける被保険者の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村介護保険事業計画を作成するよう努めるものとする。

5 市町村需依据第二款第一项的规定，在准确掌握各个相应市町村划定区域内受保人的身心状况、所处的生活环境及其他情况的基础上，编制市町村护理保险事业计划。

6 市町村介護保険事業計画は、老人福祉法第二十条の八第一項に規定する市町村老人福祉計画と一体のものとして作成されなければならない。

6 市町村护理保险事业计划应编制成与《老人福祉法》第二十条之八第一款规定的市町村老人福利计划形成一体的计划。

7 市町村介護保険事業計画は、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第五条第一項に規定する市町村計画との整合性の確保が図られたものでなければならない。

7 市町村护理保险事业计划应与《关于促进地区医疗及护理的综合保障的法律》第五条第一

款规定的市町村计划保持一致。

8 市町村介護保険事業計画は、社会福祉法第一百七条に規定する市町村地域福祉計画、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第四条の二第一項に規定する市町村高齢者居住安定確保計画その他の法律の規定による計画であって要介護者等の保健、医療、福祉又は居住に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

8 市町村护理保险事业计划应与《社会福祉法》第一百零七条规定的市町村地区福利计划、《关于保障老年人居住稳定的法律》（2001年法律第26号）第四条之二第一款规定的市町村老年人居住稳定保障计划及其他法律规定制定的计划中对需要护理人员等的保健、医疗、福利或居住的有关事项作出的规定保持协调。

9 市町村は、市町村介護保険事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、被保険者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

9 市町村拟制定或修改市町村护理保险事业计划时，需事先采取必要的措施，以反映受保人的意见。

10 市町村は、市町村介護保険事業計画（第二項各号に掲げる事項に係る部分に限る。）を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県の意見を聴かなければならない。

10 市町村拟制定或修改市町村护理保险事业计划（仅限第二款各项所列事项涉及的部分）时，应事先听取都道府县的意见。

11 市町村は、市町村介護保険事業計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

11 市町村制定或修改市町村护理保险事业计划时，应立即提交给都道府县知事。

（都道府県介護保険事業支援計画）

（都道府县护理保险事业援助计划）

第一百八条 都道府県は、基本指針に即して、三年を一期とする介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施の支援に関する計画（以下「都道府県介護保険事業支援計画」という。）を定めるものとする。

第一百一十八条 都道府县需遵照基本方针，以三年为一期，制定援助护理保险事业涉及的保险给付顺利实施的相关计划（以下称“都道府县护理保险事业援助计划”）。

2 都道府県介護保険事業支援計画においては、当該都道府県が定める区域ごとに当該区域における各年度の介護専用型特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る必要利用定員総数、介護保険施設の種類ごとの必要入所定員総数その他の介護給付等対象サービスの量の見込みを定めるものと

する。

2 都道府县护理保险事业援助计划中需规定，各相应都道府县划定区域中相应区域内各年度护理专用型特定设施入住者生活护理、地区紧密型特定设施入住者生活护理及地区紧密型护理老人福利设施入住者生活护理涉及的必要的使用名额总数、各类护理保险设施的必要的入住名额总数，及其他护理给付等对象服务的预估量。

3 都道府县介護保険事業支援計画においては、前項に規定する事項のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

3 除前款规定的事项之外，都道府县护理保险事业援助计划中还需规定下列事项。

一 介護保険施設その他の介護給付等対象サービスを提供するための施設における生活環境の改善を図るための事業に関する事項

一 提供护理保险设施及其他提供护理给付等对象服务的设施中以改善生活环境为目的的事业的相关事项

二 介護サービス情報の公表に関する事項

二 护理服务信息的公开的相关事项

三 介護支援専門員その他の介護給付等対象サービス及び地域支援事業に従事する者の確保又は資質の向上に資する事業に関する事項

三 护理援助专业人员及其他从事护理给付等对象服务及地区援助事业的人员保障或资质增强事业的相关事项

四 介護保険施設相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービスの円滑な提供を図るための事業に関する事項

四 护理保险设施之间的合作保障的相关事业及其他以顺利提供护理给付等对象服务为目的的事业的相关事项

五 第百十五条の四十五第二項第四号に掲げる事業に関する市町村相互間の連絡調整を行う事業に関する事項

五 第一百一十五条之四十五第二款第四项所列事业相关市町村之间的联络协调事业的相关事项

4 都道府县介護保険事業支援計画においては、第二項に規定する事項及び前項各号に掲げる事項のほか、第二項の規定により当該都道府県が定める区域ごとに当該区域における各年度の混合型特定施設入居者生活介護に係る必要利用定員総数を定めることができる。

4 除了第二款规定事项及前款各项所列事项之外，都道府县护理保险事业援助计划中还可规定以相应都道府县依据第二款规定划定各个区域为单位，相应区域内各年度混合型特定设施入

住者生活护理涉及的必要的使用名额总数。

5 都道府県介護保険事業支援計画は、老人福祉法第二十条の九第一項に規定する都道府県老人福祉計画と一体のものとして作成されなければならない。

5 都道府县护理保险事业援助计划应编制成与《老人福祉法》第二十条之九第一款规定的都道府县老人福利计划形成一体的计划。

6 都道府県介護保険事業支援計画は、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第四条第一項に規定する都道府県計画及び医療法第三十条の四第一項に規定する医療計画との整合性の確保が図られたものでなければならない。

6 都道府县护理保险事业援助计划应与《关于促进地区医疗及护理的综合保障的法律》第四条第一款规定的都道府县计划及《医疗法》第三十条之四第一款规定的医疗计划保持一致。

7 都道府県介護保険事業支援計画は、社会福祉法第百八条に規定する都道府県地域福祉支援計画、高齢者の居住の安定確保に関する法律第四条第一項に規定する都道府県高齢者居住安定確保計画その他の法律の規定による計画であって要介護者等の保健、医療、福祉又は居住に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

7 都道府县护理保险事业援助计划应与《社会福祉法》第一百零八条规定的都道府县地区福利援助计划、《关于保障老年人居住稳定的法律》第四条第一款规定的都道府县老年人居住稳定保障计划及其他法律规定制定的计划中需要护理人员等的保健、医疗、福利或居住的相关事项的规定保持协调。

8 都道府県は、都道府県介護保険事業支援計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

8 都道府县制定或修改都道府县护理保险事业援助计划时，应立即提交给厚生劳动大臣。

（都道府県知事の助言等）

（都道府县知事的建议等）

第百十九条 都道府県知事は、市町村に対し、市町村介護保険事業計画の作成上の技術的事項について必要な助言をすることができる。

第一百一十九条 都道府县知事可就市町村护理保险事业计划编制方面的技术性事项，向市町村提供必要的建议。

2 厚生労働大臣は、都道府県に対し、都道府県介護保険事業支援計画の作成の手法その他都道府県介護保険事業支援計画の作成上重要な技術的事項について必要な助言をすることができる。

2 厚生劳动大臣可就都道府县护理保险事业援助计划的编制方法及其他都道府县护理保险事

业援助计划编制上的重要技术性事项，向都道府县提供必要的建议。

（国の援助）

（国家的援助）

第一百二十条 国は、市町村又は都道府県が、市町村介護保険事業計画又は都道府県介護保険事業支援計画に定められた事業を実施しようとするときは、当該事業が円滑に実施されるように必要な情報の提供、助言その他の援助の実施に努めるものとする。

第一百二十条 国家在市町村或都道府县拟实施市町村护理保险事业计划或都道府县护理保险事业援助计划规定的事业时，为保障该事业顺利开展，需尽力提供必要的信息、建议及其他帮助。

第八章 費用等

第八章 费用等

第一節 費用の負担

第一节 费用的负担

（国の負担）

（国家的负担）

第一百二十一条 国は、政令で定めるところにより、市町村に対し、介護給付及び予防給付に要する費用の額について、次の各号に掲げる費用の区分に応じ、当該各号に定める割合に相当する額を負担する。

第一百二十一条 国家依据政令规定，就护理给付及预防给付所需费用的金额，按照下列各项所列费用分类，为市町村承担相应各项规定比例的金额。

一 介護給付（次号に掲げるものを除く。）及び予防給付（同号に掲げるものを除く。）に要する費用 百分の二十

一 护理给付（下一项所列内容除外）及预防给付（同项所列内容除外）所需费用 20%

二 介護給付（介護保険施設及び特定施設入居者生活介護に係るものに限る。）及び予防給付（介護予防特定施設入居者生活介護に係るものに限る。）に要する費用 百分の十五

二 护理给付（仅限护理保险设施及特定设施入住者生活护理涉及的）及预防给付（仅限护理预防特定设施入住者生活护理涉及的）所需费用 15%

2 第四十三条第三項、第四十四条第六項、第四十五条第六項、第五十五条第三項、第五十六条第六項又は第五十七条第六項の規定に基づき条例を定めている市町村に対する前項の規

定の適用については、同項に規定する介護給付及び予防給付に要する費用の額は、当該条例による措置が講ぜられないものとして、政令で定めるところにより算定した当該介護給付及び予防給付に要する費用の額に相当する額とする。

2 在基于第四十三条第三款、第四十四条第六款、第四十五条第六款、第五十五条第三款、第五十六条第六款或第五十七条第六款规定制定条例的市町村适用前款规定上，如果无法依据相应条例采取措施，则同款规定的护理给付及预防给付所需费用的金额相当于依据政令规定计算的相应护理给付及预防给付所需费用的金额。

（調整交付金等）

（調整交付金等）

第二百二十二条 国は、介護保険の財政の調整を行うため、第一号被保険者の年齢階級別の分布状況、第一号被保険者の所得の分布状況等を考慮して、政令で定めるところにより、市町村に対して調整交付金を交付する。

第一百二十二条 国家为协调护理保险财政，将在考虑对第一号受保人的年龄层别分布状况、第一号受保人的收入分布状况等，依据政令规定，向市町村交付调整交付金。

2 前項の規定による調整交付金の総額は、各市町村の前条第一項に規定する介護給付及び予防給付に要する費用の額（同条第二項の規定の適用がある場合にあっては、同項の規定を適用して算定した額。次項において同じ。）の総額の百分の五に相当する額とする。

2 前款规定的调整交付金的总额为各市町村前条第一款规定的护理给付及预防给付所需费用的金额（适用同条第二款规定时，为适用同款规定计算的金额，下款亦同）总额的5%。

3 毎年度分として交付すべき調整交付金の総額は、当該年度における各市町村の前条第一項に規定する介護給付及び予防給付に要する費用の額の見込額の総額の百分の五に相当する額に当該年度の前年度以前の年度における調整交付金で、まだ交付していない額を加算し、又は当該前年度以前の年度において交付すべきであった額を超えて交付した額を当該見込額の総額の百分の五に相当する額から減額した額とする。

3 每个年度应交付的调整交付金的总额为，在该年度各市町村的前条第一款规定的护理给付及预防给付所需费用的预估额总额的5%的基础上，加上该年度的上一年度之前的年度的调整交付金中尚未交付的部分；或从该预估额总额的5%中减去上一年度之前年度中超出应交付金额而交付的金额后得到的金额。

第二百二十二条之二 国は、政令で定めるところにより、市町村に対し、介護予防・日常生活支援総合事業に要する費用の額の百分の二十に相当する額を交付する。

第一百二十二条之二 国家应依据政令规定，向市町村交付护理预防和日常生活援助综合事业所需费用的20%。

2 国は、介護保険の財政の調整を行うため、市町村に対し、介護予防・日常生活支援総合事業に要する費用の額について、第一号被保険者の年齢階級別の分布状況、第一号被保険者の所得の分布状況等を考慮して、政令で定めるところにより算定した額を交付する。

2 国家为协调护理保险财政，可就护理预防和日常生活援助综合事业所需费用的金额，在考虑第一号受保人的年龄层别分布状况、第一号受保人的收入分布状况等的基础上，向市町村交付依据政令计算的金额。

3 前項の規定により交付する額の総額は、各市町村の介護予防・日常生活支援総合事業に要する費用の額の総額の百分の五に相当する額とする。

3 依据前款规定交付的金额总额为各市町村护理预防和日常生活援助综合事业所需费用总额的5%。

4 国は、政令で定めるところにより、市町村に対し、地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業を除く。）に要する費用の額に、第二百五条第一項の第二号被保険者負担率に百分の五十を加えた率を乗じて得た額（以下「特定地域支援事業支援額」という。）の百分の五十に相当する額を交付する。

4 国家依据政令规定，可向市町村交付地区援助事业（护理预防和日常生活援助综合事业除外）所需费用乘以第二百五条第一款的第二号受保人负担率加50%后的比率得出的金额（以下称“特定地区援助事业援助额”）的50%。

（都道府県の負担等）

（都道府县的负担等）

第二百二十三条 都道府県は、政令で定めるところにより、市町村に対し、介護給付及び予防給付に要する費用の額について、次の各号に掲げる費用の区分に応じ、当該各号に定める割合に相当する額を負担する。

第二百二十三条 都道府县依据政令规定，就护理给付及预防给付所需费用金额，按照下列各项所列费用分类，为市町村负担相应各项规定的比例的金額。

一 介護給付（次号に掲げるものを除く。）及び予防給付（同号に掲げるものを除く。）に要する費用 百分の十二・五

一 护理给付（下一项所列内容除外）及预防给付（同项所列内容除外）所需费用 12.5%

二 介護給付（介護保険施設及び特定施設入居者生活介護に係るものに限る。）及び予防給付（介護予防特定施設入居者生活介護に係るものに限る。）に要する費用 百分の十七・五

二 护理给付（仅限护理保险设施及特定设施入住者生活护理涉及的内容）及预防给付（仅限护理预防特定设施入住者生活护理涉及的内容）所需费用 17.5%

2 第二百一十一条第二項の規定は、前項に規定する介護給付及び予防給付に要する費用の額について準用する。

2 第一百二十一条第二款の規定准用于前款规定的护理给付及预防给付所需的费用。

3 都道府県は、政令で定めるところにより、市町村に対し、介護予防・日常生活支援総合事業に要する費用の額の百分の十二・五に相当する額を交付する。

3 都道府県依据政令规定，向市町村交付护理预防和日常生活援助综合事业所需费用金额的 12.5%。

4 都道府県は、政令で定めるところにより、市町村に対し、特定地域支援事業支援額の百分の二十五に相当する額を交付する。

4 都道府县依据政令规定，向市町村交付相当于特定地区援助事业援助额的 25%的费用。

（市町村の一般会計における負担）

（市町村在一般会計中的負担）

第二百二十四条 市町村は、政令で定めるところにより、その一般会計において、介護給付及び予防給付に要する費用の額の百分の十二・五に相当する額を負担する。

第一百二十四条 市町村依据政令规定，在一般会計中，负担护理给付及预防给付所需费用金额的 12.5%。

2 第二百一十一条第二項の規定は、前項に規定する介護給付及び予防給付に要する費用の額について準用する。

2 第一百二十一条第二款の規定准用于前款规定的护理给付及预防给付所需的费用。

3 市町村は、政令で定めるところにより、その一般会計において、介護予防・日常生活支援総合事業に要する費用の額の百分の十二・五に相当する額を負担する。

3 市町村依据政令规定，在一般会計中，负担护理预防和日常生活援助综合事业所需费用金额的 12.5%。

4 市町村は、政令で定めるところにより、その一般会計において、特定地域支援事業支援額の百分の二十五に相当する額を負担する。

4 市町村依据政令规定，在一般会計中，负担特定地区援助事业援助额的 25%。

（市町村の特別会計への繰入れ等）

（市町村負担转入特別会計等）

第二百二十四条の二 市町村は、政令で定めるところにより、一般会計から、所得の少ない者

について条例の定めるところにより行う保険料の減額賦課に基づき第一号被保険者に係る保険料につき減額した額の総額を基礎として政令で定めるところにより算定した額を介護保険に関する特別会計に繰り入れなければならない。

第一百二十四条之二 市町村依据政令规定，基于条例规定对收入较少者实施保险费减额征收，以第一号受保人涉及的保险费降低额的总额为基础，应将依据政令的规定计算的金额转入与护理保险相关特殊会计中。

2 国は、政令で定めるところにより、前項の規定による繰入金の二分の一に相当する額を負担する。

2 国家依据政令规定，负担依据前款规定转入的金额的二分之一。

3 都道府県は、政令で定めるところにより、第一項の規定による繰入金の四分の一に相当する額を負担する。

3 都道府县依据政令规定，负担依据第一款规定转入的金额的四分之一。

（住所地特例適用被保険者に係る地域支援事業に要する費用の負担金）

（涉及适用住址特例受保人の地区援助事业所需费用的负担金额）

第一百二十四条之三 市町村は、政令で定めるところにより、当該市町村が行う介護保険の住所地特例適用被保険者に対して、当該住所地特例適用被保険者が入所等をしている住所地特例対象施設の所在する施設所在市町村が行う地域支援事業に要する費用について、政令で定めるところにより算定した額を、地域支援事業に要する費用として負担するものとする。

第一百二十四条之三 市町村依据政令规定，针对相应市町村运行的护理保险中适用住址特例的受保人，就该适用住址特例受保人入住等的住址特例对象设施所在的市町村运行的地区援助事业所需的费用，需负担依据政令规定计算的金额，作为地区援助事业所需费用。

（介護給付費交付金）

（护理给付费交付金）

第一百二十五条 市町村の介護保険に関する特別会計において負担する費用のうち、介護給付及び予防給付に要する費用の額に第二号被保険者負担率を乗じて得た額（以下「医療保険納付対象額」という。）については、政令で定めるところにより、社会保険診療報酬支払基金法（昭和三十二年法律第二十九号）による社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）が市町村に対して交付する介護給付費交付金をもって充てる。

第一百二十五条 市町村的护理保险相关的特殊会计的负担费用中，护理给付及预防给付所需费用金额乘以第二号受保人负担率得出的金额（以下称“医疗保险缴纳对象额”），依据政令规定，将使用《社会保险医疗费用支付基金法》（1938年法律第129号）规定的社会保险医疗费用支付基金（以下称“支付基金”）向市町村交付的护理给付费交付金。

2 前項の第二号被保険者負担率は、すべての市町村に係る被保険者の見込数の総数に対するすべての市町村に係る第二号被保険者の見込数の総数の割合に二分の一を乗じて得た率を基準として設定するものとし、三年ごとに、当該割合の推移を勘案して政令で定める。

2 前款的第二号受保人負担率以所有市町村涉及的第二号受保人的预估总数在所有市町村涉及的受保人的预估总数中的占比除以二得出的比率为标准设定，每三年需结合该比例的变动由政令规定。

3 第二百一十一条第二項の規定は、第一項に規定する介護給付及び予防給付に要する費用の額について準用する。

3 第一百二十一条第二款的规定准用于第一款规定的护理给付及预防给付所需的费用。

4 第一項の介護給付費交付金は、第百五十条第一項の規定により支払基金が徴収する納付金をもって充てる。

4 第一款的护理给付费交付金将使用支付基金根据第一百五十一条第一款规定征收的缴纳金。

(地域支援事業支援交付金)

(地区援助事业援助交付金)

第二百二十六条 市町村の介護保険に関する特別会計において負担する費用のうち、介護予防・日常生活支援総合事業に要する費用の額に前条第一項の第二号被保険者負担率を乗じて得た額(以下「介護予防・日常生活支援総合事業医療保険納付対象額」という。)については、政令で定めるところにより、支払基金が市町村に対して交付する地域支援事業支援交付金をもって充てる。

第一百二十六条 市町村护理保险相关的特殊会计的负担费用中，护理预防和日常生活援助综合事业所需费用金额乘以前条第一款的第二号受保人负担率得出的金额(以下称“护理预防和日常生活援助综合事业医疗保险缴纳对象额”)依据政令规定，将使用支付基金向市町村交付的地区援助事业援助交付金。

2 前項の地域支援事業支援交付金は、第百五十条第一項の規定により支払基金が徴収する納付金をもって充てる。

2 前款地区援助事业援助交付金将使用支付基金依据第一百五十一条第一款规定征收的缴纳金。

(国の補助)

(国家的补助)

第二百二十七条 国は、第二百一十一条、第二百二十二条、第二百二十二条の二及び第二百二十四条の二に規定するもののほか、予算の範囲内において、介護保険事業に要する費用の一部を補助

することができる。

第一百二十七条 除第一百二十一条、第一百二十二条、第一百二十二条之二及第一百二十四条之二规定的内容之外，国家可在预算范围内，向护理保险事业所需费用提供部分补助。

（都道府県の補助）

（都道府县的補助）

第一百二十八条 都道府県は、第一百二十三条及び第一百二十四条の二に規定するもののほか、介護保険事業に要する費用の一部を補助することができる。

第一百二十八条 除第一百二十三条及第一百二十四条之二规定的内容之外，都道府县可向护理保险事业所需费用提供部分补助。

（保険料）

（保险费）

第一百二十九条 市町村は、介護保険事業に要する費用（財政安定化基金拠出金の納付に要する費用を含む。）に充てるため、保険料を徴収しなければならない。

第一百二十九条 市町村应征收保险费，用于护理保险事业所需费用（包括用于缴纳财政稳定基金筹措金所需的费用）。

2 前項の保険料は、第一号被保険者に対し、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより算定された保険料率により算定された保険料額によって課する。

2 前款的保险费向第一号受保人征收，按照政令规定的标准，依据条例规定计算保险费，再计算出保险费金额。

3 前項の保険料率は、市町村介護保険事業計画に定める介護給付等対象サービスの見込量等に基づいて算定した保険給付に要する費用の予想額、財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の予想額、第一百四十七条第一項第二号の規定による都道府県からの借入金の償還に要する費用の予定額並びに地域支援事業及び保健福祉事業に要する費用の予定額、第一号被保険者の所得の分布状況及びその見通し並びに国庫負担等の額等に照らし、おおむね三年を通じ財政の均衡を保つことができるものでなければならない。

3 前款规定的保险费应参照基于市町村护理保险事业计划规定的护理给付等对象服务的预估量等计算的保险给付所需费用预想额、用于缴纳财政稳定基金筹措金的费用预想额、偿还根据第一百四十七条第一款第二项的规定借自都道府县的借款所需费用的预计额以及地区援助事业及保健福利事业所需费用的预计额、第一号受保人收入分布状况及其预测以及国库负担等的金额等，且需保证财政情况在三年左右维持均衡。

4 市町村は、第一項の規定にかかわらず、第二号被保険者からは保険料を徴収しない。

4 不受第一款规定之限，市町村不向第二号受保人征收保险费。

（賦課期日）

（征收日期）

第百三十条 保険料の賦課期日は、当該年度の初日とする。

第一百三十条 保险费的征收日期为该年度第一天。

（保険料の徴収の方法）

（保険费的征收方法）

第百三十一条 第百二十九条の保険料の徴収については、第百三十五条の規定により特別徴収（国民年金法による老齢基礎年金その他の同法又は厚生年金保険法による老齢、障害又は死亡を支給事由とする年金たる給付であって政令で定めるもの及びその他これらの年金たる給付に類する老齢若しくは退職、障害又は死亡を支給事由とする年金たる給付であって政令で定めるもの（以下「老齢等年金給付」という。）の支払をする者（以下「年金保険者」という。）に保険料を徴収させ、かつ、その徴収すべき保険料を納入させることをいう。以下同じ。）の方法による場合を除くほか、普通徴収（市町村が、保険料を課せられた第一号被保険者又は当該第一号被保険者の属する世帯の世帯主若しくは当該第一号被保険者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）に対し、地方自治法第二百三十一条の規定により納入の通知をすることによって保険料を徴収することをいう。以下同じ。）の方法によらなければならない。

第一百三十一条 关于第一百二十九条的保险费征收，除依据第一百三十五条采用特别征收（向《国民年金法》规定的老齡基础年金及其他同法或《厚生年金保險法》规定的將老齡、殘障或死亡作为支付事由的年金給付中政令规定的給付，及其他类似于上述年金給付的、以老齡、失業、殘障或死亡为支付事由的年金給付中政令规定的給付（以下称“老齡等年金給付”）的支付者（以下称“年金承保人”）征收并要求其交納應繳保險費的行為，下同）方法的情況之外，应采用普通征收（市町村依据《地方自治法》第二百三十一条的规定，向繳納保險費的第一号受保人、该第一号受保人所属家庭的户主或该第一号受保人的配偶（包括未申請結婚但事实上处于婚姻關係者，下同）发出繳納通知以征收保險費，下同）方法进行。

（普通徴収に係る保険料の納付義務）

（普通征收涉及的保險費的繳納義務）

第百三十二条 第一号被保険者は、市町村がその者の保険料を普通徴収の方法によって徴収しようとする場合においては、当該保険料を納付しなければならない。

第一百三十二条 市町村拟使用普通征收方法征收第一号受保人的保險費時，第一号受保人應繳納該保險費。

2 世帯主は、市町村が当該世帯に属する第一号被保険者の保険料を普通徴収の方法によって徴収しようとする場合において、当該保険料を連帯して納付する義務を負う。

2 市町村が使用普通徴収方法で徴収する第一号被保険者の保険料を、戸主が連帯して納付する義務を負う。

3 配偶者の一方は、市町村が第一号被保険者たる他方の保険料を普通徴収の方法によって徴収しようとする場合において、当該保険料を連帯して納付する義務を負う。

3 市町村が使用普通徴収方法で徴収する配偶者一方の保険料を、另一方が連帯して納付する義務を負う。

(普通徴収に係る保険料の納期)

(普通徴収に連帯して納付する義務を負う)

第百三十三条 普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期は、当該市町村の条例で定める。

第百三十三条 使用普通徴収方法で徴収する保険料の納期は、当該市町村の条例で定める。

(年金保険者の市町村に対する通知)

(年金承継人向市町村发出通知)

第百三十四条 年金保険者は、毎年厚生労働省令で定める期日までに、当該年の四月一日現在において当該年金保険者から老齢等年金給付の支払を受けている者であつて六十五歳以上のもの(次に掲げるものを除く。)の氏名、住所その他厚生労働省令で定める事項を、その者が同日現在において住所を有する市町村(第十三条第一項又は第二項の規定によりその者が他の市町村が行う介護保険の第一号被保険者であるときは、当該他の市町村とする。次項(第三号を除く。)から第六項まで及び第九項において同じ。)に通知しなければならない。

第百三十四条 年金承継人は、毎年厚生労働省令で定める期日までに、当該年の四月一日实际从该年金承継人处领取老齡等年金的人员中六十五岁以上者(下列人员除外)的姓名、住址及其他厚生労働省令规定的事项通知其同日居住的市町村(依据第十三条第一款或第二款的规定,该人为其他市町村运行的护理保险第一号受保人时,则通知其他其他相应市町村。下款(第三项除外)至第六款及第九款同)。

一 当該年の六月一日から翌年の五月三十一日までの間に支払を受けるべき当該老齡等年金給付の額の総額が、当該年の四月一日の現況において政令で定める額未満である者

一 当年六月一日至次年五月三十一日之间应领取的该老齡等年金给付额的总额低于当年四月一日当时政令规定的金额者

二 当該老齡等年金給付を受ける権利を別に法律で定めるところにより担保に供していることその他の厚生労働省令で定める特別の事情を有する者

二 依据其他法律的规定，该老齡等年金的领取权利用于提供担保者，或存在厚生劳动省令规定的其他特别事由者

2 年金保険者は、毎年厚生労働省令で定める期日までに、当該年の四月二日から六月一日までの間に次の各号のいずれかに該当するに至った者（当該年の三月一日から四月一日までの間に第一号に該当するに至った者であって、当該年の四月一日現在において当該年金保険者から老齡等年金給付の支払を受けていないものを含み、当該年の八月一日から翌年の五月三十一日までの間に支払を受けるべき当該老齡等年金給付の額の総額を基礎として厚生労働省令で定めるところにより算定した年金額の見込額が、当該年の六月一日の現況において政令で定める額未満である者及び前項第二号に該当する者を除く。）の氏名、住所その他厚生労働省令で定める事項を、その者が当該年の六月一日現在において住所を有する市町村に通知しなければならない。

2 年金承保人应于每年厚生劳动省令规定的日期前，将当年四月二日至六月一日之间符合下列任意一项者（包括当年三月一日至四月一日之间符合第一项者中当年四月一日未从相关年金承保人处领取老齡等年金给付的人员；以当年八月一日至次年五月三十一日之间应该领取的该老齡等年金给付总额为基础，依据厚生劳动省令的规定计算的年金预估额低于当年六月一日当时政令规定的金额者及符合前款第二项者除外）的姓名、住址及其他厚生劳动省令规定的事项通知其当年六月一日居住的市町村。

一 老齡等年金給付を受ける権利の裁定を受け、当該年金保険者から当該老齡等年金給付の支払を受けることとなった六十五歳以上の者

一 裁定获得老齡等年金給付的领取权利，已从相应年金承保人处领取相应老齡等年金給付的六十五岁以上者

二 当該年金保険者から老齡等年金給付の支払を受けている者のうち六十五歳に達したものの（六十五歳以後も引き続き当該老齡等年金給付の受給権を有する者に限る。）

二 从相应年金承保人处领取老齡等年金給付者中，达到六十五岁者（仅限六十五岁之后继续有权领取该老齡等年金給付者）

三 当該年金保険者から老齡等年金給付の支払を受けている者のうち、当該年金保険者に対し市町村の区域を越える住所の変更の届出を行った六十五歳以上のもの

三 从相应年金承保人处领取老齡等年金給付者中，向该年金承保人申报跨市町村区域的地址变更的六十五岁以上者

3 年金保険者は、毎年厚生労働省令で定める期日までに、当該年の六月二日から八月一日までの間に前項各号のいずれかに該当するに至った者（当該年の十月一日から翌年の五月三

十一日までの間に支払を受けるべき当該老齢等年金給付の額の総額を基礎として厚生労働省令で定めるところにより算定した年金額の見込額が、当該年の八月一日の現況において政令で定める額未満である者及び第一項第二号に該当する者を除く。)の氏名、住所その他厚生労働省令で定める事項を、その者が当該年の八月一日現在において住所を有する市町村に通知しなければならない。

3 年金承保人应于每年厚生劳动省令规定的日期前，将当年六月二日至八月一日之间符合前款任意一项者（以当年十月一日至次年五月三日之间应领取的该老齡等年金给付总额为基礎，依据厚生劳动省令的规定计算的年金額预估額，低于当年八月一日当时政令规定金額者及符合第一款第二项者除外）的姓名、地址及其他厚生劳动省令规定的事项通知其当年八月一日居住的市町村。

4 年金保険者は、毎年厚生労働省令で定める期日までに、当該年の八月二日から十月一日までの間に第二項各号のいずれかに該当するに至った者（当該年の十二月一日から翌年の五月三十一日までの間に支払を受けるべき当該老齡等年金給付の額の総額を基礎として厚生労働省令で定めるところにより算定した年金額の見込額が、当該年の十月一日の現況において政令で定める額未満である者及び第一項第二号に該当する者を除く。）の氏名、住所その他厚生労働省令で定める事項を、その者が当該年の十月一日現在において住所を有する市町村に通知しなければならない。

4 年金承保人应于每年厚生劳动省令规定的日期前，将当年八月二日至十月一日之间符合第二款任意一项者（以当年十二月一日至次年五月三十一日之间应该领取的相应老齡等年金给付总额为基礎，依据厚生劳动省令规定计算的金额预估額低于当年十月一日当时政令规定金額者及符合第一款第二项者除外）的姓名、住址及其他厚生劳动省令规定的事项通知其当年十月一日居住的市町村。

5 年金保険者は、毎年厚生労働省令で定める期日までに、当該年の前年の十月二日から十二月一日までの間に第二項各号のいずれかに該当するに至った者（当該年の二月一日から五月三十一日までの間に支払を受けるべき当該老齡等年金給付の額の総額を基礎として厚生労働省令で定めるところにより算定した年金額の見込額が、当該年の前年の十二月一日の現況において政令で定める額未満である者及び第一項第二号に該当する者を除く。）の氏名、住所その他厚生労働省令で定める事項を、その者が当該年の前年の十二月一日現在において住所を有する市町村に通知しなければならない。

5 年金承保人应于每年厚生劳动省令规定的日期前，将当年十月二日至十二月一日之间符合第二款任意一项者（以当年二月一日至五月三十一日之间应该领取的相应老齡等年金给付总额为基礎，依据厚生劳动省令规定计算的金额预估額低于当年之前一年十二月一日当时政令规定金額者及符合第一款第二项者除外）的姓名、住址及其他厚生劳动省令规定的事项通知其当年之前一年十二月一日居住的市町村。

6 年金保険者は、毎年厚生労働省令で定める期日までに、当該年の前年の十二月二日から

当該年の二月一日までの間に第二項各号のいずれかに該当するに至った者（当該年の四月一日から五月三十一日までの間に支払を受けるべき当該老齢等年金給付の額の総額を基礎として厚生労働省令で定めるところにより算定した年金額の見込額が、当該年の二月一日の現況において政令で定める額未満である者及び第一項第二号に該当する者を除く。）の氏名、住所その他厚生労働省令で定める事項を、その者が当該年の二月一日現在において住所を有する市町村に通知しなければならない。

6 年金投保人应于每年厚生劳动省令规定的日期前，将当年之前一年十二月二日至当年二月一日之间符合第二款任意一项者（以当年四月一日至五月三十一日之间应该领取的相应老齡等年金给付总额为基础，依据厚生劳动省令的规定计算的金额预估额低于当年二月一日当时政令规定金额者及符合第一款第二项者除外）的姓名、住址及其他厚生劳动省令规定的事项通知其当年二月一日居住的市町村。

7 年金保険者(厚生労働大臣に限る。)は、前各項の規定による通知を行う場合においては、政令で定めるところにより、連合会及び国民健康保険法第四十五条第六項に規定する厚生労働大臣が指定する法人（以下「指定法人」という。）を經由して行うものとする。

7 年金投保人（仅限厚生劳动大臣）发出上述各款规定的通知时，需依据政令规定，经联合会及《国民健康保险法》第四十五条第六款规定的厚生劳动大臣指定的法人（以下称“指定法人”）进行。

8 年金保険者（厚生労働大臣及び地方公務員共済組合（全国市町村職員共済組合連合会を含む。第十項、第一百三十六条第三項及び第六項並びに第一百三十七条第二項において同じ。）を除く。）は、第一項から第六項までの規定による通知を行う場合においては、厚生労働大臣の同意を得て、当該年金保険者が行う当該通知の全部を厚生労働大臣を經由して行うことができる。

8 年金投保人(厚生劳动大臣及地方公务员共済组合(包括全国市町村职员共済组合联合会,第十款、第一百三十六条第三款及第六款以及第一百三十七条第二款同)除外)依据第一款至第六款的规定发出通知时,经厚生劳动大臣的同意,可将该年金投保人的全部通知经由厚生劳动大臣发出。

9 前項において、厚生労働大臣を經由して市町村に通知を行う場合においては、政令で定めるところにより、連合会及び指定法人を經由して行うものとする。

9 前款中,经厚生劳动大臣通知市町村时,依据政令规定,需通过联合会及指定法人发出。

10 地方公務員共済組合は、第一項から第六項までの規定による通知を行う場合においては、政令で定めるところにより、連合会、指定法人及び地方公務員共済組合連合会を經由して行うものとする。

10 地方公务员共済组合发出第一款至第六款规定的通知时,依据政令规定,需经由联合会、指定法人及地方公务员共済组合联合会发出。

11 厚生労働大臣は、第八項の同意をしたときは、当該同意に係る年金保険者（第三十六条において「特定年金保険者」という。）を公示しなければならない。

11 厚生劳动大臣同意第八款时，应公示该同意涉及的年金承保人（第三十六条中称“特定年金承保人”）。

12 年金保険者（厚生労働大臣に限る。）は、日本年金機構に、第一項から第六項までの規定による通知に係る事務（第八項の規定による経由に係る事務を含み、当該通知を除く。）を行わせるものとする。

12 年金承保人（仅限厚生劳动大臣）需将第一款至第六款规定的通知事务（包括第八款规定的经由涉及的事务，相应通知除外）交给日本年金机构实施。

13 厚生年金保険法第百条の十第二項及び第三項の規定は、前項に規定する事務について準用する。

13 《厚生年金保险法》第一百条之十第二款及第三款的规定准用于前款规定的事务。

（保険料の特別徴収）

（保险费的特别征收）

第三十五条 市町村は、前条第一項の規定による通知が行われた場合においては、当該通知に係る第一号被保険者（災害その他の特別の事情があることにより、特別徴収の方法によって保険料を徴収することが著しく困難であると認めるものその他政令で定めるものを除く。次項及び第三項において同じ。）に対して課する当該年度の保険料の全部（厚生労働省令で定める場合にあっては、その一部）を、特別徴収の方法によって徴収するものとする。ただし、当該通知に係る第一号被保険者が少ないことその他の特別の事情があることにより、特別徴収を行うことが適当でないと認められる市町村においては、特別徴収の方法によらないことができる。

第三十五条 依据前条第一款规定发出通知后，市町村需使用特别征收方法，向该通知涉及的第一号受保人（因灾害或存在其他特殊情况，导致明显难以使用特别征收方法征收保险费及其他政令规定者除外。下一款及第三款同）征收该年度全部保险费（厚生劳动省令有规定时，征收一部分）。但是，因该通知涉及的第一号受保人较少，及存在其他特殊情况，导致不适宜开展特别征收的市町村可不采用特别征收方法。

2 市町村（前項ただし書に規定する市町村を除く。次項において同じ。）は、前条第二項又は第三項の規定による通知が行われた場合においては、当該通知に係る第一号被保険者に対して課する当該年度の保険料の一部を、特別徴収の方法によって徴収することができる。

2 市町村（前款但书规定的市町村除外，下款同）依据前条第二款或第三款规定发出通知后，可采用特别征收方法向该通知涉及的第一号受保人征收该年度的一部分保险费。

3 市町村は、前条第二項若しくは第三項の規定による通知が行われた場合（前項の規定により当該通知に係る第一号被保険者に対して課する当該年度の保険料の一部を特別徴収の方法によって徴収する場合を除く。）又は同条第四項から第六項までの規定による通知が行われた場合において、当該通知に係る第一号被保険者について、翌年度の初日から九月三十日までの間において当該通知に係る老齢等年金給付が支払われるときは、その支払に係る保険料額として、支払回数割保険料額の見込額（当該額によることが適当でないと認められる特別な事情がある場合においては、所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額とする。）を、厚生労働省令で定めるところにより、特別徴収の方法によって徴収するものとする。

3 市町村依据前条第二款或者第三款的规定发出通知后（使用特别征收方法向依据前款规定发出的通知涉及的第一号投保人征收该年度一部分保险费的情况除外）或依据第四款至第六款的规定发出通知后，关于该通知涉及的第一号投保人，在下一年度首日至九月三十日之间支付相应通知涉及的老龄等年金给付时，作为该项支付涉及的保险费金额，市町村可依据厚生劳动省令的规定，采用特别征收方法征收支付次数分摊保险费金额的预估额（存在特殊情况不宜依据该金额征收时，结合收入及其他情况，采用市町村另行确定的金额）。

4 前項の支払回数割保険料額の見込額は、当該第一号被保険者につき、当該年度の保険料額を基礎として厚生労働省令で定めるところにより算定した額を、当該年度の翌年度の初日（前条第五項の規定による通知に係る第一号被保険者については同年度の六月一日とし、同条第六項の規定による通知に係る第一号被保険者については同年度の八月一日とする。）から九月三十日までの間における当該老齢等年金給付の支払の回数で除して得た額とする。

4 前款的支付次数分摊保险费金额的预估额为，针对该第一号投保人，依据厚生劳动省令的规定、以该年度保险费金额为基础计算的金额，除以当年之次年度首日（如果是前条第五款规定的通知涉及的第一号投保人，则为六月一日；如果是同条第六款规定的通知涉及的第一号投保人，则为同年度八月一日）至九月三十日之间支付该老龄等年金给付的次数得到的金额。

5 市町村は、第一項本文、第二項又は第三項の規定により特別徴収の方法によって保険料を徴収しようとする場合においては、第一項本文、第二項又は第三項に規定する第一号被保険者（以下「特別徴収対象被保険者」という。）について、当該特別徴収対象被保険者に係る年金保険者（以下「特別徴収義務者」という。）に当該保険料を徴収させなければならない。

5 市町村拟依据第一款正文、第二款或第三款的规定，采用特别征收方法征收保险费时，针对第一款正文、第二款或第三款规定的第一号投保人（以下称“特别征收对象投保人”），市町村应向该特别征收对象投保人涉及的年金承保人（以下称“特别征收义务者”）征收该保险费。

6 市町村は、同一の特別徴収対象被保険者について前条第一項から第六項までの規定による通知に係る老齢等年金給付（以下「特別徴収対象年金給付」という。）が二以上ある場合においては、政令で定めるところにより一の特別徴収対象年金給付について保険料を徴収させるものとする。

6 同一特別征收対象受保人存在两种以上与前条第一款至第六款规定的通知有关的老齡等年金给付（以下称“特別征收対象年金给付”）时，市町村需依据政令规定，就一种特別征收対象年金给付令其征收保险费。

（特別徴収額の通知等）

（特別征收額の通知等）

第百三十六条 市町村は、第百三十四条第一項の規定による通知が行われた場合において、前条第一項並びに第五項及び第六項（同条第一項に係る部分に限る。）の規定により特別徴収の方法によって保険料を徴収しようとするときは、特別徴収対象被保険者に係る保険料を特別徴収の方法によって徴収する旨、当該特別徴収対象被保険者に係る支払回数割保険料額その他厚生労働省令で定める事項を、特別徴収義務者及び特別徴収対象被保険者に通知しなければならない。

第百三十六条 依据第百三十四条第一款规定发出通知时，市町村拟依据前条第一款以及第五款及第六款（仅限同条第一款涉及的部分）规定，采用特別征收方法征收保险费时，应将采用特別征收方法征收特別征收対象受保人涉及的保险费、该特別征收対象受保人涉及的支付次数分摊保险费金额及其他厚生劳动省令规定的事项通知特別征收义务者及特別征收対象受保人。

2 前項の支払回数割保険料額は、厚生労働省令で定めるところにより、当該特別徴収対象被保険者につき、特別徴収の方法によって徴収する保険料額（以下「特別徴収対象保険料額」という。）から、前条第三項並びに第百四十条第一項及び第二項の規定により当該年の四月一日から九月三十日までの間に徴収される保険料額の合計額を控除して得た額を、当該年の十月一日から翌年三月三十一日までの間における当該特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額とする。

2 前款的支付次数分摊保险费金额为，针对该特別征收対象受保人，依据厚生劳动省令的规定，从采用特別征收方法征收的保险费金额（以下称“特別征收対象保险费金额”）中，减去依据前条第三款以及第百四十条第一款及第二款规定于当年四月一日至九月三十日之间征收的保险费金额的合计额，将得到的金额除以当年十月一日至次年三月三十一日之间该特別征收対象年金給付的支付次数后得到的金额。

3 第一項の規定による特別徴収義務者に対する通知（厚生労働大臣及び特定年金保険者並びに地方公務員共済組合に係るものを除く。）は、当該年度の初日の属する年の八月三十一日までにしなければならない。

3 向第一款规定的特別征收义务者发出的通知（厚生劳动大臣及特定年金受保人以地方公务员共済組合涉及的通知除外）应在该年度首日所属年份的八月三十一日之前发出。

4 第一項の規定による特別徴収義務者に対する通知（厚生労働大臣に係るものに限る。）は、

当該年度の初日の属する年の七月三十一日までに、政令で定めるところにより、連合会及び指定法人を経由してしなければならない。

4 向第一款规定的特别征收义务者发出的通知（仅限厚生劳动大臣涉及的通知）应在该年度首日所属年份的七月三十一日之前，依据政令规定，经由联合会及指定法人发出。

5 第一項の規定による特別徴収義務者に対する通知（特定年金保険者に係るものに限る。）は、当該年度の初日の属する年の七月三十一日までに、政令で定めるところにより、連合会、指定法人及び厚生労働大臣を経由してしなければならない。

5 向第一款规定的特别征收义务者发出的通知（仅限特定年金承保人涉及的通知）应在该年度首日所属年份七月三十一日之前，依据政令规定，经由联合会、指定法人及厚生劳动大臣发出。

6 第一項の規定による特別徴収義務者に対する通知（地方公務員共済組合に係るものに限る。）は、当該年度の初日の属する年の七月三十一日までに、政令で定めるところにより、連合会、指定法人及び地方公務員共済組合連合会を経由してしなければならない。

6 向第一款规定的特别征收义务者发出的通知（仅限地方公务员共済組合涉及的通知）应在当年首日所属年份的七月三十一日之前，依据政令规定，经由联合会、指定法人及地方公务员共済組合联合会发出。

7 厚生労働大臣は、日本年金機構に、第一項の規定による通知の受理に係る事務（第五項の規定による経由に係る事務を含み、当該受理を除く。）を行わせるものとする。

7 厚生劳动大臣需将受理第一款规定的通知涉及的事务（包括第五款规定的经由涉及的事务，该受理除外）交由日本年金机构处理。

8 厚生年金保険法第百条の十第二項及び第三項の規定は、前項に規定する事務について準用する。

8 《厚生年金保険法》第一百之十第二款及第三款的规定准用于前款规定的事务。

（特別徴収の方法によって徴収した保険料額の納入の義務等）

（采用特别征收方法征收的保险费金额的缴纳义务等）

第百三十七条 特別徴収義務者は、前条第一項の規定による通知を受けた場合においては、同項に規定する支払回数割保険料額を、厚生労働省令で定めるところにより、当該年の十月一日から翌年三月三十一日までの間において特別徴収対象年金給付の支払をする際徴収し、その徴収した日の属する月の翌月の十日までに、これを当該市町村に納入する義務を負う。

第百三十七条 特别征收义务者收到前条第一款规定的通知后，有义务依据厚生劳动省令的规定，在当年十月一日至次年三月三十一日间支付特别征收对象年金给付时征收同款规定的支付次数分摊保险费金额，并在征收日所属月的次月十日前将其缴纳给相应市町村。

2 地方公務員共済組合は、前項の規定により市町村に納入する場合においては、地方公務員共済組合連合会を経由して行うものとする。

2 地方公務員共済組合依据前款规定向市町村缴纳时，需经由地方公務員共済組合联合会进行。

3 特別徴収義務者が、特別徴収対象年金給付の支払をする際特別徴収対象被保険者から徴収しなかった保険料額に相当する額を第一項の規定により市町村に納入した場合においては、その徴収しなかった保険料額に相当する額を、当該納入をしたとき以後に当該特別徴収対象被保険者に支払うべき当該特別徴収対象年金給付から控除することができる。

3 特別征收义务者将支付特别征收对象年金给付时未能从特别征收对象受保人处征收的保险费金额，依据第一款规定缴纳给了市町村时，可将未能征收的保险费金额从该缴纳完成后应支付给该特别征收对象受保人的该特别征收对象年金给付中扣除。

4 特別徴収義務者は、第一百三十五条の規定により当該特別徴収義務者が徴収すべき保険料に係る特別徴収対象被保険者が当該特別徴収義務者から特別徴収対象年金給付の支払を受けないこととなった場合その他厚生労働省令で定める場合においては、その事由が発生した日の属する月の翌月以降徴収すべき保険料額は、これを徴収して納入する義務を負わない。

4 依据第一百三十五条的规定，该特别征收义务者应征收的保险费涉及的特别征收对象受保人未能从该特别征收义务者处领取特别征收对象年金给付或其他厚生劳动省令规定的情况下，特别征收义务者不再有义务征收缴纳该事由发生之日所属月次月之后应予征收的保险费金额。

5 前項に規定する場合においては、特別徴収義務者は、厚生労働省令で定めるところにより、特別徴収対象年金給付の支払を受けないこととなった特別徴収対象被保険者その他厚生労働省令で定める者の氏名、当該特別徴収対象被保険者に係る保険料徴収の実績その他必要な事項を、特別徴収に係る納入金を納入すべき市町村に通知しなければならない。

5 前款规定的情况下，特别征收义务者应依据厚生劳动省令的规定，将未能领取特别征收对象年金给付的特别征收对象受保人及其他厚生劳动省令规定者的姓名、该特别征收对象受保人涉及的保险费征收的成果及其他必要事项通知给特别征收涉及的缴纳金应缴纳的市町村。

6 特別徴収義務者は、厚生労働省令で定めるところにより、第一項の規定により徴収する支払回数割保険料額を、特別徴収対象被保険者に対し通知するものとする。

6 依据厚生劳动省令的规定，特别征收义务者需将依据第一款规定征收的支付次数分摊保险费金额通知给特别征收对象受保人。

7 特別徴収義務者（厚生労働大臣に限る。）は、日本年金機構に、第一項及び第四項の規定による徴収及び納入に係る事務（当該徴収及び納入を除く。）を行わせるものとする。

7 特别征收义务者（仅限厚生劳动大臣）需安排日本年金机构实施第一款及第四款规定的征

收及缴纳涉及的事务（该征收及缴纳除外）。

8 厚生年金保険法第百条の十第二項及び第三項の規定は、前項に規定する事務について準用する。

8 《厚生年金保険法》第一百条之十第二款及第三款的规定准用于前款规定事务。

9 第一百三十四条第七項から第十三項までの規定は第五項の規定による通知について、同条第十二項及び第十三項の規定は第六項の規定による特別徴収義務者（厚生労働大臣に限る。）の通知について準用する。

9 第一百三十四条第七款至第十三款的规定准用于第五款规定的通知，同条第十二款及第十三款的规定准用于第六款规定的特别征收义务者（仅限厚生劳动大臣）的通知。

（被保険者資格喪失等の場合の市町村の特別徴収義務者等に対する通知）

（喪失受保人資格等情况下向市町村の特別征收义务者等发出的通知）

第一百三十八条 市町村は、第一百三十六条第一項の規定により支払回数割保険料額を特別徴収義務者に通知した後に当該通知に係る特別徴収対象被保険者が被保険者資格を喪失した場合その他厚生労働省令で定める場合においては、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を当該特別徴収義務者及び当該特別徴収対象被保険者に通知しなければならない。

第一百三十八条 市町村依据第一百三十六条第一款的规定，将支付次数分摊保险费金额通知特别征收义务者后，与该通知有关的特别征收对象受保人失去受保人资格时及其他厚生劳动省令规定的情况下，依据厚生劳动省令的规定，应通知该特别征收义务者及该特别征收对象受保人。

2 第一百三十六条第四項から第八項までの規定は、前項の規定による特別徴収義務者に対する通知について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 第一百三十六条第四款至第八款的规定准用于前款规定的向特别征收义务者发出的通知。此时，有关上述规定的必要技术性替换，由政令规定。

3 特別徴収義務者は、第一項の規定による通知を受けた場合においては、その通知を受けた日以降特別徴収対象保険料額を徴収して納入する義務を負わない。この場合において、特別徴収義務者は、直ちに当該通知に係る特別徴収対象被保険者に係る保険料徴収の実績その他必要な事項を当該通知をした市町村に通知しなければならない。

3 特别征收义务者收到第一款规定的通知时，自收到通知日之后将不再承担特别征收对象保险费金额的征收缴纳义务。此时，特别征收义务者应立即将该通知涉及的特别征收对象受保人的涉及的保险费征收成果及其他必要事项通知发出上述通知的市町村。

4 第一百三十四条第七項から第十三項までの規定は、前項の規定による通知について準用する。

4 第一百三十四条第七款至第十三款的规定准用于前款规定的通知事宜。

(普通徴収保険料額への繰入)

(转入普通征收保险费金额)

第一百三十九条 市町村は、第一号被保険者が特別徴収対象年金給付の支払を受けなくなったこと等により保険料を特別徴収の方法によって徴収されないこととなった場合においては、特別徴収の方法によって徴収されないこととなった額に相当する保険料額を、その特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後において到来する第一百三十三条の納期がある場合においてはそのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同条の納期がない場合においては直ちに、普通徴収の方法によって徴収しなければならない。

第一百三十九条 由于第一号受保人不再继续领取特别征收对象年金给付等，导致无法继续使用特别征收方法征收保险费时，对于无法通过特别征收方法征收的金额相应的保险额，市町村应改为普通征收方法征收。如果使用特别征收方法无法继续征收之日后，第一百三十三条规定了缴纳期的情况下，则应分别在缴纳期征收，如果该日之后到来的同条未规定缴纳期，则应立即征收。

2 特別徴収義務者から当該市町村に納入された第一号被保険者についての保険料額の合計額が当該第一号被保険者について特別徴収の方法によって徴収すべき保険料額を超える場合（特別徴収の方法によって徴収すべき保険料額がない場合を含む。）においては、市町村は、当該過納又は誤納に係る保険料額（当該過納又は誤納に係る保険料額が当該第一号被保険者が死亡したことにより生じたものであるときは、当該過納又は誤納に係る保険料額から厚生労働省令で定めるところにより算定した額を控除した額とする。次項において「過誤納額」という。）を当該第一号被保険者に還付しなければならない。

2 特别征收义务者向该市町村缴纳的该第一号受保人的保险费金额的合计金额高于应使用特别征收方法向该第一号受保人征收的保险费金额的情况下（包括没有应采用特别征收方法征收的保险费金额时），则市町村应将该多缴或误缴涉及的保险费金额（该多缴或误缴涉及的保险费金额因该第一号受保人死亡而产生时，则该金额为该多缴或误缴涉及的保险费金额中减去依据厚生劳动省令的规定计算的金额后的金额。下款称“多误缴纳额”）返还给该第一号受保人。

3 市町村は、前項の規定により過誤納額を還付すべき場合において、当該第一号被保険者の未納に係る保険料その他この法律の規定による徴収金があるときは、同項の規定にかかわらず、厚生労働省令で定めるところにより、当該過誤納額をこれに充当することができる。

3 依据前款规定应返还多误缴纳额的情况下，存在该第一号受保人未缴纳的保险费及其他本法规定的收费，不受前款规定之限，市町村可将该多误缴纳额用于该未缴纳的保险费或收费。

(仮徴収)

(临时征收)

第百四十条 市町村は、前年度の初日の属する年の十月一日から翌年の三月三十一日までの間における特別徴収対象年金給付の支払の際第百三十六条第一項に規定する支払回数割保険料額を徴収されていた第一号被保険者について、当該年度の初日からその日の属する年の五月三十一日までの間において当該支払回数割保険料額の徴収に係る老齢等年金給付が支払われるときは、その支払に係る保険料額として、当該支払回数割保険料額に相当する額を、厚生労働省令で定めるところにより、特別徴収の方法によって徴収するものとする。

第百四十条 上年度首日所属年份的十月一日至次年三月三十一日期间，支付特别征收对象年金给付时被征收第一百三十六条第一款规定的支付次数分摊保险额的的第一号受保人，如果当年首日起至该日所属年份五月三十一日期间需支付与该支付次数分摊保险费金额的征收有关的老龄等年金给付时，则依据厚生劳动省令的规定，市町村需采用特别征收方法征收与该支付次数分摊保险费金额相当的金额，作为该项支付涉及的保险费金额。

2 市町村は、前項に規定する第一号被保険者について、当該年度の初日の属する年の六月一日から九月三十日までの間において同項に規定する老齢等年金給付が支払われるときは、それぞれの支払に係る保険料額として、当該第一号被保険者に係る同項に規定する支払回数割保険料額に相当する額（当該額によることが適当でないと認められる特別な事情がある場合においては、所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額とする。）を、厚生労働省令で定めるところにより、特別徴収の方法によって徴収するものとする。

2 前款规定的的第一号受保人，在该年度首日所属年份的六月一日至九月三十日期间支付同款规定的老龄等年金给付时，市町村需依据厚生劳动省令的规定，采用特别征收方法征收与该第一号受保人涉及的同款规定的支付次数分摊保险费金额相当的金额（如果由于特殊情况导致该金额不妥时，则采用以市町村结合收入及其他情况规定的金额），分别作为与该项支付有关的保险费金额。

3 第百三十六条から前条まで（第百三十六条第二項を除く。）の規定は、前二項の規定による特別徴収について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 第一百三十六条至前条（第一百三十六条第二款除外）的规定准用于前两款规定的特别征收。此时，有关上述规定的必要技术性替换，由政令规定。

4 第一項の規定による特別徴収については、前項において準用する第百三十六条の規定による通知があったものとみなし、第二項の規定による特別徴収については、前項において準用する同条の規定による通知が期日までに行われなときは、第一項に規定する老齢等年金給付のそれぞれの支払に係る保険料額として、第二項に規定する支払回数割保険料額に相当する額を特別徴収の方法によって徴収する旨の同条の規定による通知があったものとみなす。

4 第一款规定的特别征收视为准用于前款的第一百三十六条规定的通知；第二款规定的特别征收，在准用于前款的同条规定的通知在到期前未发出时，作为第一款规定的老龄等年金给付的各项支付所涉及的保险费金额，视为已依据同条规定采用特别征收方法征收与第二款规定的支付次数分摊保险费金额相当的金额，发出了通知。

（住所地特例対象施設に入所等中の被保険者の特例に係る特別徴収義務者への通知）
（向住址特例対象施設入住等の受保人の特例涉及的特別征收義務者发出的通知）

第四百十一条 市町村は、その行う介護保険の特別徴収対象被保険者が住所地特例適用被保険者に該当するに至ったときは、速やかに、当該特別徴収対象被保険者に係る特別徴収義務者に、その旨を通知するものとする。

第一百四十一条 市町村运行的护理保险的特别征收对象受保人为适用住址特例受保人时，该市町村需立即通知与该特别征收对象受保人有关的特别征收义务者。

2 第一百三十六条第四項から第八項までの規定は、前項の規定による特別徴収義務者に対する通知について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 第一百三十六条第四款至第八款的规定准用于依据前款规定向特别征收义务者发出的通知。此时，有关上述规定的必要技术性替换，由政令规定。

（政令への委任）
（向政令委任）

第四百十一条之二 第一百三十四条第二項から第六項までの規定により通知が行われた場合において、市町村が第三十五条第二項から第六項までの規定により特別徴収の方法によって保険料を徴収しようとするときの特別徴収額の通知、特別徴収の方法によって徴収した保険料額の納入の義務その他の取扱いについては、政令で定める。

第一百四十一条之二 依据第一百三十四条第二款至第六款的规定发出通知后，市町村拟依据第三十五条第二款至第六款的规定使用特别征收方法征收保险费时发出的特别征收金额通知、使用特别征收的方法征收的保险费的缴纳义务及其他工作由政令规定。

（保険料の減免等）
（保险费的减免等）

第四百十二条 市町村は、条例で定めるところにより、特別の理由がある者に対し、保険料を減免し、又はその徴収を猶予することができる。

第一百四十二条 依据条例规定，市町村可减免或延期征收有特殊情况者的保险费。

(地方税法の準用)

(地方税法的准用)

第四百四十三条 保険料その他この法律の規定による徴収金(第一百五十一条第一項に規定する納付金及び第一百五十七条第一項に規定する延滞金を除く。)については、地方税法第九条、第十三条之二、第二十条、第二十条之二及び第二十条之四の規定を準用する。

第一百四十三条 保险费及其他本法规定的收费(第一百五十一条第一款规定的缴纳款项及第一百五十七条第一款规定的滞纳金除外)准用《地方税法》第九条、第十三条之二、第二十条、第二十条之二及第二十条之四的规定。

(滞納処分)

(滞納処分)

第四百四十四条 市町村が徴収する保険料その他この法律の規定による徴収金は、地方自治法第二百三十一条之三第三項に規定する法律で定める歳入とする。

第一百四十四条 市町村征收的保险费及其他本法规定的收费将作为《地方自治法》第二百三十一条之三第三款规定的法律所规定的年收入。

(保険料の収納の委託)

(缴纳保险费的委托)

第四百四十四条之二 市町村は、普通徴収の方法によって徴収する保険料の収納の事務については、収入の確保及び第一号被保険者の便益の増進に寄与すると認める場合に限り、政令で定めるところにより、私人に委託することができる。

第一百四十四条之二 仅在保障收入及有利于增进第一号受保人的便利的情况下，通过普通征收方法征收的保险费的缴纳事务可依据政令规定，委托给私人。

(保険料納付原簿)

(保险费缴纳底账)

第四百四十五条 市町村は、保険料納付原簿を備え、これに第一号被保険者の氏名、住所、保険料の納付状況その他厚生労働省令で定める事項を記録するものとする。

第一百四十五条 市町村需存留保险费缴纳底账，记录第一号受保人的姓名、地址、保险费的缴纳状况及其他厚生劳动省令规定的事项。

(条例等への委任)

(向条例等委任)

第四百四十六条 この節に規定するもののほか、保険料の賦課及び徴収等に関する事項（特別徴収に関するものを除く。）は政令で定める基準に従って条例で、特別徴収に関して必要な事項は政令又は政令で定める基準に従って条例で定める。

第四百四十六条 除了本节规定的内容之外，保险费的分派及征收等的相关事项（与特别征收有关的除外）按照政令规定的标准由条例制定；特别征收相关的必要事项按照政令或政令规定的标准由条例制定。

第二節 財政安定化基金等

第二节 财政稳定基金等

（財政安定化基金）

（財政稳定基金）

第四百四十七条 都道府県は、次に掲げる介護保険の財政の安定化に資する事業に必要な費用に充てるため、財政安定化基金を設けるものとする。

第四百四十七条 为筹措下列有助于护理保险财政稳定的事业所需费用，都道府县需设置财政稳定基金。

一 実績保険料収納額が予定保険料収納額に不足すると見込まれ、かつ、基金事業対象収入額が基金事業対象費用額に不足すると見込まれる市町村に対し、政令で定めるところにより、イに掲げる額（イに掲げる額がロに掲げる額を超えるときは、ロに掲げる額とする。）の二分の一に相当する額を基礎として、当該市町村及びその他の市町村における保険料の収納状況を勘案して政令で定めるところにより算定した額を交付すること。

一 对于实际保险费缴纳额可能低于预计保险费缴纳额，且基金事业对象收入额可能低于基金事业对象费用额的市町村，可依据政令规定，以①所列费用（如果①所列费用高于②所列费用，则以②所列费用为准）二分之一的金额为基础，结合该市町村及其他市町村的保险缴纳情况，向其交付依据政令规定计算的金额。

イ 実績保険料収納額が予定保険料収納額に不足すると見込まれる額

① 实际保险费缴纳额可能低于预计保险费缴纳额的部分

ロ 基金事業対象収入額が基金事業対象費用額に不足すると見込まれる額

② 基金事业对象收入额可能低于基金事业对象费用额的部分

二 基金事業対象収入額及び基金事業交付額の合計額が、基金事業対象費用額に不足すると見込まれる市町村に対し、政令で定めるところにより、当該不足すると見込まれる額を基礎として、当該市町村及びその他の市町村における保険料の収納状況を勘案して政令で定めるところにより算定した額の範囲内の額を貸し付けること。

二 对于基金事业对象收入额及基金事业交付额的合计金额可能低于基金事业对象费用额的市町村，可依据政令规定，以该可能不足的部分为基础，结合该市町村及其他市町村保险费的缴纳状况，向该市町村借贷依据政令规定计算的金额范围内的金额。

2 前項において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

2 前款中下列各项用语的含义以各项规定为准。

一 予定保険料収納額 市町村において当該市町村が定める市町村介護保険事業計画の計画期間（以下「計画期間」という。）中に収納が見込まれた保険料の額の合計額のうち、介護給付及び予防給付に要する費用の額、地域支援事業に要する費用の額、財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額並びに前項第二号の規定による都道府県からの借入金（以下この項及び次条において「基金事業借入金」という。）の償還に要する費用の額に充てるものとして政令で定めるところにより算定した額

一 预计保险费缴纳额 在相关市町村制定的市町村护理保险事业计划的计划期限（以下称“计划期限”）内预计缴纳的保险费合计额中，作为护理给付及预防给付所需费用的金额、地区援助事业所需费用的金额、缴纳财政稳定基金筹措金所需费用的金额、以及偿还前款第二项规定的借自都道府县的借款（以下在本款及下条称“基金事业借款”）所需费用的金额，依据政令规定计算的金额

二 実績保険料収納額 市町村において計画期間中に収納した保険料の額の合計額のうち、介護給付及び予防給付に要した費用の額、地域支援事業に要した費用の額、財政安定化基金拠出金の納付に要した費用の額並びに基金事業借入金の償還に要した費用の額に充てるものとして政令で定めるところにより算定した額

二 实际保险费缴纳额 市町村计划期限内缴纳的保险费金额合计额中，作为护理给付及预防给付所需费用的金额、地区援助事业所需费用的金额、缴纳财政稳定基金筹措金所需费用的金额以及偿还基金事业借款所需费用的金额，依据政令规定计算的金额

三 基金事業対象収入額 市町村の介護保険に関する特別会計において計画期間中に収入した金額（第五号の基金事業交付額及び基金事業借入金の額を除く。）の合計額のうち、介護給付及び予防給付に要した費用の額、地域支援事業に要した費用の額、財政安定化基金拠出金の納付に要した費用の額並びに基金事業借入金の償還に要した費用の額に充てるものとして政令で定めるところにより算定した額

三 基金事业对象收入额 市町村护理保险的相关特别付款的计划期限内收入的金额（第五项基金事业交付额及基金事业借款除外）中，作为护理给付及预防给付所需费用的金额、地区援助事业所需费用的金额、缴纳财政稳定基金筹措金所需费用的金额、偿还基金事业借款所需费用的金额，依据政令规定计算的金额

四 基金事業対象費用額 市町村において計画期間中に介護給付及び予防給付に要した費用

の額、地域支援事業に要した費用の額、財政安定化基金拠出金の納付に要した費用の額並びに基金事業借入金の償還に要した費用の額の合計額として政令で定めるところにより算定した額

四 基金事業対象費用額 市町村計画期限内、作为护理给付及预防给付所需费用的金额、地区援助事业所需费用的金额、缴纳财政稳定基金筹措金所需费用的金额、偿还基金事业借款所需费用的金额的合计金额，依据政令规定计算的金额

五 基金事業交付額 市町村が計画期間中に前項第一号の規定により交付を受けた額

五 基金事業交付額 市町村計画期限内、依据前款第一项规定领取的金额

3 都道府県は、財政安定化基金に充てるため、政令で定めるところにより、市町村から財政安定化基金拠出金を徴収するものとする。

3 为筹措财政稳定基金，都道府县需依据政令规定，从市町村征收财政稳定基金筹措金。

4 市町村は、前項の規定による財政安定化基金拠出金を納付する義務を負う。

4 市町村有义务缴纳前款规定的财政稳定基金筹措金。

5 都道府県は、政令で定めるところにより、第三項の規定により市町村から徴収した財政安定化基金拠出金の総額の三倍に相当する額を財政安定化基金に繰り入れなければならない。

5 依据政令规定，都道府县应将相当于依据第三款规定从市町村征收的财政稳定基金筹措金总额三倍的金额转入财政稳定基金。

6 国は、政令で定めるところにより、前項の規定により都道府県が繰り入れた額の三分之一に相当する額を負担する。

6 依据政令的规定，国家负担相当于依据前款规定从都道府县转入金额的三分之一的金额。

7 財政安定化基金から生ずる収入は、すべて財政安定化基金に充てなければならない。

7 财政稳定基金产生的收入应全部用于财政稳定基金。

8 第二百一十一条第二項の規定は、第二項第一号に規定する介護給付及び予防給付に要する費用の額並びに同項第二号から第四号までに規定する介護給付及び予防給付に要した費用の額について準用する。

8 第一百二十一条第二款的规定准用于第二款第一项规定的护理给付及预防给付所需费用的金额以及同款第二项至第四项规定的护理给付及预防给付所需费用。

(市町村相互財政安定化事業)

(市町村互助財政稳定事业)

第四百四十八条 市町村は、介護保険の財政の安定化を図るため、その介護保険に関する特別会計において負担する費用のうち介護給付及び予防給付に要する費用（第四十三条第三項、第四十四条第六項、第四十五条第六項、第五十五条第三項、第五十六条第六項又は第五十七条第六項の規定に基づき条例を定めている市町村に係る当該介護給付及び予防給付に要する費用については、当該条例による措置が講じられないものとして政令で定めるところにより算定した当該介護給付及び予防給付に要する費用とする。次項において同じ。）、地域支援事業に要する費用、財政安定化基金拠出金の納付に要する費用並びに基金事業借入金の償還に要する費用の財源について、政令で定めるところにより、他の市町村と共同して、調整保険料率に基づき、市町村相互間において調整する事業（以下この条及び次条において「市町村相互財政安定化事業」という。）を行うことができる。

第一百四十八条 为实现护理保险财政稳定，依据政令规定，就护理保险相关特别会计的负担费用中的护理给付及预防给付所需费用（关于依据第四十三条第三款、第四十四条第六款、第四十五条第六款、第五十五条第三款、第五十六条第六款或第五十七条第六款的规定制定条例的市町村涉及的相关护理给付及预防给付所需费用，作为未根据相关条例采取措施的情况，以依据政令计算的相关护理给付及预防给付所需费用为准。下款同）、地区援助事业所需费用、缴纳财政稳定基金筹措金所需费用及偿还基金事业借款的所需费用的财政来源，市町村可与其他市町村基于调整保险费率，共同开展市町村间的协调事业（本条及下条称“市町村互助财政稳定事业”）。

2 前項の調整保険料率は、市町村相互財政安定化事業を行う市町村（以下この条及び次条第二項において「特定市町村」という。）のそれぞれが、それぞれの第一号被保険者に対し、当該調整保険料率により算定した保険料額によって保険料を課するとしたならば、当該特定市町村につき事業実施期間（市町村相互財政安定化事業を実施する期間として特定市町村が次項の規約により定める三年を一期とする期間をいう。以下この項及び第四項において同じ。）において収納される保険料の額の合計額が、当該事業実施期間における当該特定市町村の介護給付及び予防給付に要する費用の額（当該介護給付及び予防給付に要する費用の額につき第二百一十一条第一項、第二百二十二条第一項、第二百二十三条第一項、第二百二十四条第一項及び第二百五条第一項の規定により、国、都道府県、市町村の一般会計及び支払基金が負担し、又は交付する額を除く。）、地域支援事業に要する費用の額（当該地域支援事業に要する費用の額につき第二百二十二条の二第一項、第二項及び第四項、第二百二十三条第三項及び第四項、第二百二十四条第三項及び第四項並びに第二百二十六条第一項の規定により、国、都道府県、市町村の一般会計及び支払基金が負担し、又は交付する額を除く。）、財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額並びに基金事業借入金の償還に要する費用の額の合計額と均衡を保つことができるものであって、当該特定市町村が政令で定める基準に従い定めるものとする。

2 市町村需依据政令规定的标准制定前款的调整保险费率，如果开展市町村互助财政稳定事业的各市町村（本条及下条第二款称“特定市町村”）依据该调整保险费率计算的保险费金额向各个第一号投保人征收保险费，则该特定市町村在事业实施期限内（特定市町村根据下款规约确定的三年为一期的开展市町村互助财政稳定事业的期限，本款及第四款同）征收的保险费金

额合计值和该事业实施期限内该特定市町村的护理给付及预防给付所需费用金额（关于该护理给付及预防给付所需费用，依据第一百二十一条第一款、第一百二十二条第一款、第一百二十三条第一款、第一百二十四条第一款及第一百二十五条第一款的规定，国家、都道府县、市町村的一般会计及支付基金负担或支付的金额除外）、地区援助事业所需费用的金额（关于该地区援助事业所需费用金额，依据第一百二十二条之二第一款、第二款及第四款、第一百二十三条第三款及第四款、第一百二十四条第三款及第四款以及第一百二十六条第一款的规定，国家、都道府县、市町村的一般会计及支付基金负担或支付的费用除外）、缴纳财政稳定基金筹措金所需费用金额以及偿还基金事业借款所需费用的总额保持均衡。

3 市町村は、市町村相互財政安定化事業を行おうとするときは、その議会の議決を経てする協議により規約を定め、これを都道府県知事に届け出なければならない。

3 市町村拟开展市町村互助财政稳定事业时，应依据议会决议制定协商制定规约，并将其申报给都道府县知事。

4 前項の規約には、次に掲げる事項につき規定を設けなければならない。

4 前款规约应就下列事项作出规定。

一 特定市町村

一 特定市町村

二 調整保険料率

二 调整保险费率

三 事業実施期間

三 事业实施期限

四 市町村相互財政安定化事業に係る資金の負担及び交付の方法

四 市町村互助财政稳定事业涉及的资金的负担及交付方法

五 前各号に掲げる事項のほか、市町村相互財政安定化事業の実施に関し必要な事項

五 除上述各项所列事项之外，开展市町村互助财政稳定事业的相关必要事项

5 第三項の規定は、同項の規約を変更し、又は市町村相互財政安定化事業をとりやめようとする場合について準用する。

5 第三款规定准用于变更同款规约或取消市町村互助财政稳定事业。

6 特定市町村が第百二十九条第二項の規定によりその条例で定める保険料率について同条第三項の規定を適用する場合においては、同項中「償還に要する費用の予定額」とあるのは

「償還に要する費用の予定額、第四百四十八条第一項に規定する市町村相互財政安定化事業により負担する額の予想額」と、「並びに国庫負担等の額等に照らし、おおむね三年」とあるのは「、国庫負担等の額並びに同項に規定する市町村相互財政安定化事業により交付される額の予想額等に照らし、おおむね第四百四十八条第二項に規定する事業実施期間」とする。

6 特定市町村依据第一百二十九条第二款的规定于其条例中明确的保险费率适用同条第三款规定时，同款中的“偿还所需费用的预计金额”替换为“偿还所需费用的预计金额、依据第四百四十八条第一款规定的市町村互助财政稳定事业负担金额的预想金额”和，“以及结合国庫負担等の金額等，大致三年”替换为“结合国庫負担等金額及依据同款规定的市町村互助财政稳定事业交付的金额的预想金額等，大致为第四百四十八条第二款规定的事业实施期限”。

7 特定市町村について前条第二項の規定を適用する場合においては、同項第一号中「並びに前項第二号の規定による都道府県からの借入金（以下「基金事業借入金」という。）の償還に要する費用の額」とあるのは「、前項第二号の規定による都道府県からの借入金（以下「基金事業借入金」という。）の償還に要する費用の額並びに市町村相互財政安定化事業（次条第一項に規定する市町村相互財政安定化事業をいう。以下この項において同じ。）により負担する額」と、同項第二号中「並びに基金事業借入金の償還に要した費用の額」とあるのは「、基金事業借入金の償還に要した費用の額並びに市町村相互財政安定化事業により負担した額」と、同項第三号中「収入した金額（第五号の基金事業交付額及び基金事業借入金の額を除く。）」とあるのは「収入した金額（市町村相互財政安定化事業により交付された額を含み、第五号の基金事業交付額及び基金事業借入金の額を除く。）」と、「並びに基金事業借入金の償還に要した費用の額」とあるのは「、基金事業借入金の償還に要した費用の額並びに市町村相互財政安定化事業により負担した額」とする。

7 特定市町村适用前条第二款规定时，同款第一项中“以及偿还依据前款第二项规定来自都道府县的借款（以下称“基金事业借款”）所需费用的金额”替换为“，偿还依据前款第二项的规定来自都道府县的借款（以下称“基金事业借款”）所需费用金额及市町村互助财政稳定事业（下条第一款规定的市町村互助财政稳定事业，本款下同）负担金额”和同款第二项中“以及偿还基金事业借款所需费用的金额”替换为“，偿还基金事业借款所需费用的金额及市町村互助财政稳定事业负担金额”，同款第三项中“收入金额（第五项的基金事业交付金额及基金事业借款除外）”替换为“收入金额（包括因市町村互助财政稳定事业交付的金额，第五项的基金事业交付金额及基金事业借款除外）”和，“以及偿还基金事业借款所需费用的金额”替换为“，偿还基金事业借款所需费用的金额及市町村互助财政稳定事业负担金额”和，同款第四项中“以及偿还基金事业借款所需费用的金额”替换为“，偿还基金事业借款所需费用的金额以及市町村互助财政稳定事业负担金额”。

8 特定市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村相互財政安定化事業のうち資金の負担及び交付に関する事務の一部を、当該特定市町村が出資者又は構成員となってい

る営利を目的としない法人であって、厚生労働省令で定める要件に該当するものに委託することができる。

8 依据厚生劳动省令的规定，特定市町村可将市町村互助财政稳定事业中有关资金负担及交付的部分事务委托给该特定市町村作为出资者或成员的、不以盈利为目的的法人，该法人需满足厚生劳动省令规定的条件。

第一百四十九条 都道府県は、市町村相互財政安定化事業を行おうとする市町村の求めに応じ、市町村相互間における必要な調整を行うものとする。

第一百四十九条 拟开展市町村互助财政稳定事业的市町村提出请求时，都道府县需在市町村之间进行必要的协调。

2 都道府県は、特定市町村の求めに応じ、当該市町村相互財政安定化事業に係る調整保険料率についての基準を示す等必要な助言又は情報の提供をすることができる。

2 特定市町村提出要求时，都道府县可提供必要的建议或信息，告知该市町村互助财政稳定事业涉及的调整保险费率的的标准等。

第三節 医療保険者の納付金

第三节 医疗承保人缴纳款项

（納付金の徴収及び納付義務）

（缴纳款项的征收及缴纳义务）

第一百五十条 支払基金は、第一百六十条第一項に規定する業務に要する費用に充てるため、年度（毎年四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下この節及び次章において同じ。）ごとに、医療保険者（国民健康保険にあっては、都道府県。次項及び第一百六十一条を除き、以下同じ。）から、介護給付費・地域支援事業支援納付金（以下「納付金」という。）を徴収する。

第一百五十条 为筹措第一百六十条第一款规定的业务所需费用，支付基金将在每个年度（每年四月一日至次年三月三十一日，本节及下章同）向医疗承保人（如果是国民健康保险，则为都道府县。下款及第一百六十一条除外，下同）征收护理给付费和地区援助事业援助缴纳款项（以下称“缴纳款项”）。

2 医療保険者（国民健康保険にあっては、市町村）は、納付金の納付に充てるため医療保険各法又は地方税法の規定により保険料若しくは掛金又は国民健康保険税を徴収する義務を負う。

2 为安排缴纳款项的缴纳，医疗承保人（如果是国民健康保险，则为市町村）有义务依据各项医疗保险法规或地方税法的规定，征收保险费或者欠款或国民健康保险税。

- 3 医療保険者は、納付金を納付する義務を負う。
- 3 医疗承保人负有缴纳款项的缴纳义务。

(納付金の額)

(缴纳款项的金额)

第五十一条 前条第一項の規定により各医療保険者から徴収する納付金の額は、当該年度の概算納付金の額とする。ただし、前々年度の概算納付金の額が前々年度の確定納付金の額を超えるときは、当該年度の概算納付金の額からその超える額とその超える額に係る調整金額との合計額を控除して得た額とするものとし、前々年度の概算納付金の額が前々年度の確定納付金の額に満たないときは、当該年度の概算納付金の額にその満たない額とその満たない額に係る調整金額との合計額を加算して得た額とする。

第一百五十一条 依据前条第一款的规定向各医疗承保人征收的缴纳款项的金额为相应年度的概算缴纳款项的金额。但是，上上年度的概算缴纳款项的金额超出上上年度的确定缴纳款项的金额时，则缴纳款项的金额为该年度概算缴纳款项的金额中扣除该超出额及该超出额涉及的调整金额的合计金额后得到的金额；上上年度的概算缴纳款项的金额低于上上年度的确定缴纳款项的金额时，则缴纳款项的金额为该年度的概算缴纳款项的金额与该不足额及该不足额涉及的调整金额的合计值相加后得到的金额。

2 前項ただし書の調整金額は、前々年度におけるすべての医療保険者に係る概算納付金の額と確定納付金の額との過不足額につき生ずる利子その他の事情を勘案して厚生労働省令で定めるところにより各医療保険者ごとに算定される額とする。

2 前款但书的调整金额为，结合上上年度所有医疗承保人涉及的概算缴纳款项的金额与确定缴纳款项的金额的超出或不足额所产生的利息及其他情况，依据厚生劳动省令的规定，以各医疗承保人为单位计算的金额。

(概算納付金)

(概算缴纳款项)

第五十二条 前条第一項の概算納付金の額は、次の各号に掲げる医療保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

第一百五十二条 按照下列各项的医疗承保人分类，前条第一款的概算缴纳款项的金额为相应各项规定的金额。

一 被用者保険等保険者（高齢者の医療の確保に関する法律第七条第三項に規定する被用者保険等保険者をいう。以下同じ。） 当該年度における全ての市町村の医療保険納付対象額及び介護予防・日常生活支援総合事業医療保険納付対象額の見込額の総額を厚生労働省令で定めるところにより算定した同年度における全ての医療保険者に係る第二号被保険者の見込数

の総数で除して得た額に、厚生労働省令で定めるところにより算定した同年度における全ての被用者保険等保険者に係る第二号被保険者の見込数の総数を乗じて得た額を同年度におけるイに掲げる額で除して得た数に、同年度におけるロに掲げる額を乗じて得た額

一 受雇者保険等承保人（《关于老年人医疗保障的法律》第七条第三款规定的受雇者保险等承保人，下同） 用该年度所有市町村的医疗保险缴纳对象金额及护理预防和日常生活援助综合事业医疗保险缴纳对象金额的预计额的总额，除以依据厚生劳动省令的规定计算的该年度所有医疗承保人涉及的第二号受保人的预估总数，用得到的金额乘以依据厚生劳动省令的规定计算的同年度所有受雇者保险等承保人涉及的第二号受保人的预估总数，用得到的数额除以同年度①所列金额，用得到的数值乘以同年度②所列的金额后得到的金额

イ 全ての被用者保険等保険者に係る第二号被保険者標準報酬総額の見込額（第二号被保険者標準報酬総額の見込額として厚生労働省令で定めるところにより算定される額をいう。ロにおいて同じ。）の合計額

① 所有受雇者保険等承保人涉及的第二号受保人标准报酬总额的预估额（作为第二号受保人标准报酬总额，依据厚生劳动省令的规定计算的金额，②项同）的合计金额

ロ 当該被用者保険等保険者に係る第二号被保険者標準報酬総額の見込額

② 该受雇者保险等承保人涉及的第二号受保人标准报酬总额的预估额

二 被用者保険等保険者以外の医療保険者 当該年度における全ての市町村の医療保険納付対象額及び介護予防・日常生活支援総合事業医療保険納付対象額の見込額の総額を厚生労働省令で定めるところにより算定した同年度における全ての医療保険者に係る第二号被保険者の見込数の総数で除して得た額に、厚生労働省令で定めるところにより算定した同年度における当該医療保険者に係る第二号被保険者の見込数を乗じて得た額

二 受雇者保険等承保人以外の医療承保人 用当年度所有市町村医疗保险缴纳对象金额及护理预防和日常生活援助综合事业医疗保险缴纳对象仅额的预估总额，除以依据厚生劳动省令的规定计算的同年度所有医疗承保人涉及的第二号受保人预估总数，用得到的金额乘以依据厚生劳动省令的规定计算的同年度该医疗承保人涉及的第二号受保人的预估数得到的金额

2 前項第一号イの第二号被保険者標準報酬総額は、次の各号に掲げる被用者保険等保険者の区分に応じ、各年度の当該各号に定める額の合計額の総額を、それぞれ政令で定めるところにより補正して得た額とする。

2 按照下列各项受雇者保险等承保人的分类，前款第一项①中的受保人标准报酬总额为依据不同政令的规定，对各年度相关的相应各项规定的金额合计额的总额进行补充修正得到的金额。

一 全国健康保険協会及び健康保険組合 第二号被保険者である被保険者ごとの健康保険法又は船員保険法に規定する標準報酬月額及び標準賞与額

一 全国健康保险协会及健康保健组合 《健康保险法》或《船员保险法》规定的每位第二号

受保人の月度標準報酬額及標準獎金額

二 共済組合 第二号被保険者である組合員ごとの国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法に規定する標準報酬の月額及び標準期末手当等の額

二 共済組合 《国家公務員共済組合法》或《地方公務員等共済組合法》规定的每位第二号受保人的成员的月度标准报酬及标准期末补贴等的金额

三 日本私立学校振興・共済事業団 第二号被保険者である加入者ごとの私立学校教職員共済法に規定する標準報酬月額及び標準賞与額

三 日本私立学校振兴与共济事业团 《私立学校教职员共済法》规定的每位第二号受保人的参与者的月度标准报酬及标准奖金額

四 国民健康保険組合（被用者保険等保険者であるものに限る。） 第二号被保険者である組合員ごとの前三号に定める額に相当するものとして厚生労働省令で定める額

四 国民健康保险组合（仅限受雇者保险等承保人） 每位身为第二号受保人的组合成员由厚生劳动省令规定的相当于前三项规定额的金额

（確定納付金）

（确定缴纳款项）

第一百五十三条 第一百五十一条第一項ただし書の確定納付金の額は、次の各号に掲げる医療保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

第一百五十三条 第一百五十一条第一款但书的确定缴纳款项的金额，按照下列各项医疗承保人的分类，为相应各项规定的金额。

一 被用者保険等保険者 前々年度における全ての市町村の医療保険納付対象額及び介護予防・日常生活支援総合事業医療保険納付対象額の総額を厚生労働省令で定めるところにより算定した同年度における全ての医療保険者に係る第二号被保険者の総数で除して得た額に、厚生労働省令で定めるところにより算定した同年度における全ての被用者保険等保険者に係る第二号被保険者の総数を乗じて得た額を同年度におけるイに掲げる額で除して得た数に、同年度におけるロに掲げる額を乗じて得た額

一 受雇者保険等承保人 用上上年度所有市町村の医疗保险缴纳对象金额及护理预防和日常生活援助综合事业医疗保险缴纳对象金额的总额，除以依据厚生劳动省令的规定计算的同年度所有医疗承保人涉及的第二号受保人总数得到的金额，乘以依据厚生劳动省令的规定计算的同年度所有受雇者保险等承保人涉及的第二号受保人的总数，将得到的金额除以①所列金额，用得到的数值乘以同年度②所列金额后得到的金额

イ 全ての被用者保険等保険者に係る第二号被保険者標準報酬総額（前条第二項に規定する

第二号被保険者標準報酬総額をいう。ロにおいて同じ。)の合計額

① 所有受雇者保険等承保人涉及的第二号受保人标准报酬总额（前条第二款规定的第二号受保人标准报酬总额，②同）の合計金額

ロ 当該被用者保険等保険者に係る第二号被保険者標準報酬総額

② 該受雇者保険等承保人涉及的第二号受保人标准报酬总额

二 被用者保険等保険者以外の医療保険者 前々年度における全ての市町村の医療保険納付対象額及び介護予防・日常生活支援総合事業医療保険納付対象額の総額を厚生労働省令で定めるところにより算定した同年度における全ての医療保険者に係る第二号被保険者の総数で除して得た額に、厚生労働省令で定めるところにより算定した同年度における当該医療保険者に係る第二号被保険者の数を乗じて得た額

二 受雇者保険等承保人以外の医療承保人 用上上年度所有市町村の医疗保险缴纳对象金额及护理预防和日常生活援助综合事业医疗保险缴纳对象金额的总额，除以依据厚生劳动省令的规定计算的同年度所有医疗承保人涉及的第二号受保人总数，将得到的金额乘以依据厚生劳动省令规定计算的同年度该医疗承保人涉及的第二号受保人人数得到的金额

（医療保険者が合併、分割及び解散をした場合における納付金の額の特例）

（医療承保人合併、分割及解散時の缴纳款项金额の特例）

第一百五十四条 合併又は分割により成立した医療保険者、合併又は分割後存続する医療保険者及び解散をした医療保険者の権利義務を承継した医療保険者に係る納付金の額の算定の特例については、政令で定める。

第一百五十四条 因合并或分割而成立的医疗承保人、合并或分割后存续的医疗承保人及继承已解散医疗承保人权利义务的医疗承保人涉及的缴纳款项的金额的计算特例由政令规定。

（納付金の額の決定、通知等）

（缴纳款项金额的确定、通知等）

第一百五十五条 支払基金は、各年度につき、各医療保険者が納付すべき納付金の額を決定し、当該各医療保険者に対し、その者が納付すべき納付金の額、納付の方法及び納付すべき期限その他必要な事項を通知しなければならない。

第一百五十五条 支付基金需在各年度确定各医疗承保人应缴纳的缴纳款项的金额，并向各相应医疗承保人通知其应缴纳的缴纳款项的金额、缴纳方法及缴纳期限及其他必要事项。

2 前項の規定により納付金の額が定められた後、納付金の額を変更する必要があるときは、支払基金は、当該各医療保険者が納付すべき納付金の額を変更し、当該各医療保険者に対し、変更後の納付金の額を通知しなければならない。

2 依据前款规定确定缴纳款项后，需要更改缴纳款项的金额时，支付基金应更改各医疗承保人应缴纳的缴纳款项的金额，并将更改后的缴纳款项的金额通知各相应医疗承保人。

3 支払基金は、医療保険者が納付した納付金の額が、前項の規定による変更後の納付金の額に満たない場合には、その不足する額について、同項の規定による通知とともに納付の方法及び納付すべき期限その他必要な事項を通知し、同項の規定による変更後の納付金の額を超える場合には、その超える額について、未納の納付金その他この法律の規定による支払基金の徴収金があるときはこれに充当し、なお残余があれば還付し、未納の徴収金がないときはこれを還付しなければならない。

3 医疗承保人已缴纳的缴纳款项金额低于依据前款规定更改后的缴纳款项的金额时，支付基金应在发出同款规定的通知的同时，通知不足的金额的缴纳方法、缴纳期限及其他必要事项。反之，超出依据同款规定更改后的缴纳款项的金额时，如果存在未缴纳的缴纳款项及本法规定的支付基金的收费，则超出部分将与这些金额相抵，如果仍有剩余，支付基金应当返还；如果不存在未缴纳的缴纳款项，应返还超出的金额。

（督促及び滞納処分）

（督促及滞納処分）

第五十六条 支払基金は、医療保険者が、納付すべき期限までに納付金を納付しないときは、期限を指定してこれを督促しなければならない。

第一百五十六条 医疗承保人在缴纳期限截止前未缴纳缴纳款项时，支付基金应指定期限并进行督促。

2 支払基金は、前項の規定により督促をするときは、当該医療保険者に対し、督促状を発する。この場合において、督促状により指定すべき期限は、督促状を発する日から起算して十日以上経過した日でなければならない。

2 支付基金依据前款规定进行督促时，应向相应医疗承保人发出督促书。此时，督促书中应指定的期限必须为自督促书发出之日起的十天之后。

3 支払基金は、第一項の規定による督促を受けた医療保険者がその指定期限までにその督促状に係る納付金及び次条の規定による延滞金を完納しないときは、政令で定めるところにより、その徴収を、厚生労働大臣又は都道府県知事に請求するものとする。

3 收到第一款规定的督促的医疗承保人在该指定期限截止前，未清缴督促书规定的缴纳款项及下条规定的滞納金时，支付基金需依据政令规定，请求厚生劳动大臣或都道府县知事进行征收。

4 前項の規定による徴収の請求を受けたときは、厚生労働大臣又は都道府県知事は、国税滞納処分の例により処分することができる。

4 收到前款规定的征收请求时，厚生劳动大臣或都道府县知事可依据国税滞纳处分判例进行处分。

(延滞金)

(滞纳金)

第一百五十七条 前条第一項の規定により納付金の納付を督促したときは、支払基金は、その督促に係る納付金の額につき年十四・五パーセントの割合で、納付期日の翌日からその完納又は財産差押えの日の前日までの日数により計算した延滞金を徴収する。ただし、督促に係る納付金の額が千円未満であるときは、この限りでない。

第一百五十七条 依据前条第一款的规定督促缴纳缴纳款项后，支付基金将以每年 14.5%的比例，就该督促涉及的缴纳款项的金额征收滞纳金，滞纳金的计算按照缴纳日次日起至全部缴纳完毕或财产抵押前一天为止的天数计算。但是，督促涉及的缴纳款项金额不足一千日元时，不在此限。

2 前項の場合において、納付金の額の一部につき納付があったときは、その納付の日以降の期間に係る延滞金の額の計算の基礎となる納付金の額は、その納付のあった納付金の額を控除した額とする。

2 前款的情况下，已缴纳部分缴纳款项时，该缴纳之日后，作为滞纳金的计算基础的缴纳款项金额为扣除已缴纳款项额后的金额。

3 延滞金の計算において、前二項の納付金の額に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

3 在滞纳金的计算中，当前两款的缴纳款项的金额有不足一千日元的零数时，舍去该零数。

4 前三項の規定によって計算した延滞金の額に百円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

4 依据前三款的规定计算的滞纳金金额有不足一百日元的零数时，舍去该零数。

5 延滞金は、次の各号のいずれかに該当する場合には、徴収しない。ただし、第三号の場合には、その執行を停止し、又は猶予した期間に対応する部分の金額に限る。

5 符合下列任意一项时，不征收滞纳金。但是，第三项的情况下，仅限停止执行或缓期期间对应部分的金額。

一 督促状に指定した期限までに納付金を完納したとき。

一 督促书指定的期限之前清缴缴纳款项时。

二 延滞金の額が百円未満であるとき。

二 滞納金金額不足一百日元時。

三 納付金について滞納処分の執行を停止し、又は猶予したとき。

三 停止执行缴纳款项的滞納処分，或延期時。

四 納付金を納付しないことについてやむを得ない理由があると認められるとき。

四 有不得已的理由而未繳納繳納款項時。

(納付の猶予)

(延期繳納)

第百五十八條 支払基金は、やむを得ない事情により、医療保険者が納付金を納付することが著しく困難であると認められるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該医療保険者の申請に基づき、厚生労働大臣の承認を受けて、その納付すべき期限から一年以内の期間を限り、その一部の納付を猶予することができる。

第一百五十八條 支付基金认为，由于不得已的事由导致医疗承保人明显难以缴纳缴纳款項時，依据厚生劳动省令的规定，基于该医疗承保人的申请，并获得厚生劳动大臣批准的基础上，可对将部分繳納延期，期限为应繳納期限起一年以内。

2 支払基金は、前項の規定による猶予をしたときは、その旨、猶予に係る納付金の額、猶予期間その他必要な事項を医療保険者に通知しなければならない。

2 支付基金依据前款规定延期時，应将该情况、延期涉及的繳納款項金額、缓期期限及其他必要事項通知医疗承保人。

3 支払基金は、第一項の規定による猶予をしたときは、その猶予期間内は、その猶予に係る納付金につき新たに第百五十六條第一項の規定による督促及び同條第三項の規定による徴収の請求をすることができない。

3 支付基金依据第一款的规定延期后，在缓期期限内，不得再依据第一百五十六條第一款的规定对延期的繳納款項进行督促及依据同條第三款的规定要求征收。

(通知)

(通知)

第百五十九條 市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、支払基金に対し、各年度における医療保険納付対象額その他厚生労働省令で定める事項を通知しなければならない。

第一百五十九條 市町村应依据厚生劳动省令的规定，将各年度的医疗保险繳納对象金額及其他厚生劳动省令规定的事項通知支付基金。

- 2 市町村は、前項の規定による通知の事務を連合会に委託することができる。
- 2 市町村可将前款规定的通知事务委托给联合会。

第九章 社会保険診療報酬支払基金の介護保険関係業務

第九章 社会保険医疗费用支付基金护理保险相关业务

(支払基金の業務)

(支付基金的业务)

第一百六十条 支払基金は、社会保険診療報酬支払基金法第十五条に規定する業務のほか、第一条に規定する目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

第一百六十条 除了《社会保険医疗费用支付基金法》第十五条规定业务之外，为实现第一条规定的目的，支付基金还将开展下列业务。

- 一 医療保険者から納付金を徴収すること。
 - 一 向医疗保险者征收缴纳款项。

 - 二 市町村に対し第二百五条第一項の介護給付費交付金を交付すること。
 - 二 向市町村支付第二百五条第一款的护理给付费缴纳款项。

 - 三 市町村に対し第二十六条第一項の地域支援事業支援交付金を交付すること。
 - 三 向市町村支付第二十六条第一款的地区援助事业援助缴纳款项。

 - 四 前三号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
 - 四 开展前三项所列业务的附带业务。
- 2 前項に規定する業務は、介護保険関係業務という。
 - 2 前款规定的业务被称为“护理保险相关业务”。

(業務の委託)

(业务的委托)

第一百六十一条 支払基金は、厚生労働大臣の認可を受けて、介護保険関係業務の一部を医療保険者が加入している団体で厚生労働大臣が定めるものに委託することができる。

第一百六十一条 经厚生劳动大臣认可，支付基金可将部分护理保险相关业务委托给医疗承保人加入的团体中厚生劳动大臣规定者。

(業務方法書)

(業務方法書)

第六十二条 支払基金は、介護保険関係業務に関し、当該業務の開始前に、業務方法書を作成し、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更するときも、同様とする。

第一百六十二条 支付基金就护理保险相关业务开展相应业务之前，应编制业务方法书并获得厚生劳动大臣认可。变更时亦同。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、厚生労働省令で定める。

2 前款业务方法书应写明的事项由厚生劳动省令规定。

(報告等)

(報告等)

第六十三条 支払基金は、医療保険者に対し、毎年度、医療保険加入者（四十歳以上六十五歳未満のものに限る。）の数その他の厚生労働省令で定める事項に関する報告を求めるほか、第六十条第一項第一号に掲げる業務に関し必要があると認めるときは、文書その他の物件の提出を求めることができる。

第一百六十三条 除要求医疗承保人就各年度加入医疗保险者（四十岁以上六十五岁以下）的数量及其他厚生劳动省令规定的事项进行报告外，关于第一百六十条第一款第一项所列业务，认为有必要时，也可要求医疗承保人提交文件及其他物品。

(区分経理)

(财务分类)

第六十四条 支払基金は、介護保険関係業務に係る経理については、その他の業務に係る経理と区分して、特別の会計を設けて行わなければならない。

第一百六十四条 支付基金应将护理保险相关业务涉及的财务与其他业务涉及的财务区分，并设置特殊的会计。

(予算等の認可)

(预算等的认可)

第六十五条 支払基金は、介護保険関係業務に関し、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更するときも、同様とする。

第一百六十五条 支付基金应在每个事业年度编制护理保险相关业务的预算、事业计划及资金计划，并在相应事业年度开始前获得厚生劳动大臣的认可。变更时亦同。

(財務諸表等)

(财务报表等)

第百六十六条 支払基金は、介護保険関係業務に関し、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下この条において「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に厚生労働大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

第一百六十六条 支付基金应在每个事业年度编制财产目录、资产负债表及损益表（以下在本条中称“财务报表”），在相应事业年度结束后的三个月内提交给厚生劳动大臣，并获得批准。

2 支払基金は、前項の規定により財務諸表を厚生労働大臣に提出するときは、厚生労働省令で定めるところにより、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添付しなければならない。

2 支付基金依据前款规定将财务报表提交给厚生劳动大臣时，依据厚生劳动省的规定，应附上相应事业年度的事业报告、及根据预算分类制作的决算报告以及财务报表及决算报告的相关监事意见书作为附件。

3 支払基金は、第一項の規定による厚生労働大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表又はその要旨を官報に公告し、かつ、財務諸表及び附属明細書並びに前項の事業報告書、決算報告書及び監事の意見書を、各事務所に備えて置き、厚生労働省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

3 支付基金依据第一款规定得到厚生劳动大臣的批准后，应立即将财务报表或其要旨发布公告，并将财务报表及附带明细书以及前款的事业报告、决算报告及监事意见书备置于各事务所，在厚生劳动省令规定的期限内供平常阅览。

(利益及び損失の処理)

(利润及损失的处理)

第百六十七条 支払基金は、介護保険関係業務に関し、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

第一百六十七条 关于护理保险相关业务，每个事业年度的损益计算中产生利润时，支付基金应将其填补上一事业年度的损失，如还有剩余，应将余额用为公积金。

2 支払基金は、介護保険関係業務に関し、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は繰越欠損金として整理しなければならない。

2 关于护理保险相关业务，每个事业年度的损益计算中产生亏损时，支付基金应提取前款规定的公积金进行弥补，如还有不足，应将不足额滚入亏损金。

3 支払基金は、予算をもって定める金額に限り、第一項の規定による積立金を第百六十条第一項第二号及び第三号に掲げる業務に要する費用に充てることができる。

3 支付基金可以预算划定的金额为上限，将第一款规定的公积金用于第一百六十条第一款第二项及第三项所列业务所需费用。

(借入金及び債券)

(借款及債券)

第百六十八条 支払基金は、介護保険関係業務に関し、厚生労働大臣の認可を受けて、長期借入金若しくは短期借入金をし、又は債券を発行することができる。

第一百六十八条 经厚生劳动大臣认可，支付基金可就护理保险相关业务发行长期借款、短期借款或债券。

2 前項の規定による長期借入金及び債券は、二年以内に償還しなければならない。

2 前款规定的长期借款及债券应在两年内偿还。

3 第一項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、厚生労働大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 第一款规定的短期借款应在相应事业年度内偿还。但是，当资金不足导致无法偿还时，可以无法偿还的金额为限，经厚生劳动大臣认可后，可还旧债借新债。

4 前項ただし書の規定により借り換えられた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

4 依据前款但书的规定借入的短期借款应在一年之内偿还。

5 支払基金は、第一項の規定による債券を発行する場合には、割引の方法によることができる。

5 支付基金发行第一款规定的债券时，可使用折扣方式。

6 第一項の規定による債券の債権者は、支払基金の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

6 关于支付基金的财产，第一款规定的债券的债权人有权较其他债权人优先清偿自己的债权。

7 前項の先取特権の順位は、民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

7 前款规定的率先取得特权的顺序仅次于《民法》（1896年法律第89号）规定的一般率先取

得特权。

8 支払基金は、厚生労働大臣の認可を受けて、第一項の規定による債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

8 经厚生劳动大臣认可，支付基金可将全部或部分第一款规定的债券发行相关事务委托给银行或信托公司。

9 会社法（平成十七年法律第八十六号）第七百五条第一項及び第二項並びに第七百九条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

9 《公司法》（2005年法律第86号）第七百零五条第一款、第二款以及第七百零九条的规定准用于依据前款规定接受委托的银行或信托公司。

10 第一項及び第二項並びに第五項から前項までに定めるもののほか、第一項の規定による債券に関し必要な事項は、政令で定める。

10 除第一款及第二款以及第五款至前款的规定的内容之外，第一款规定的债券相关必要事项由政令规定。

（政府保証）

（政府担保）

第一百六十九条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内で、支払基金による第二百五条第一項の介護給付費交付金及び第二十六条第一項の地域支援事業支援交付金の円滑な交付のために必要があると認めるときは、前条の規定による支払基金の長期借入金、短期借入金又は債券に係る債務について、必要と認められる期間の範囲において、保証することができる。

第一百六十九条 不受《关于政府对法人的财政援助限制的法律》（1946年法律第24号）第三条规定之限，在经国会决议的金额范围内，为了保障通过支付基金顺利交付第二百五条第一款的护理给付费交付金及第二十六条第一款的地区援助事业援助交付金，政府认为有必要时，可在认为必要的期限范围内，就前条规定的支付基金的长期借款、短期借款或债权涉及的债务提供担保。

（余裕金の運用）

（余款的运用）

第一百七十条 支払基金は、次の方法によるほか、介護保険関係業務に係る業務上の余裕金を運用してはならない。

第一百七十条 支付基金仅可通过如下方法使用护理保险相关业务涉及的业务上的余款。

- 一 国債、地方債その他厚生労働大臣が指定する有価証券の保有
- 一 保有国債、地方債及其他厚生労働大臣指定的有价证券

- 二 銀行その他厚生労働大臣が指定する金融機関への預金
- 二 在银行及其他厚生労働大臣指定的金融机构存款

三 信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。）への金銭信託

三 购买经营信托业务的金融机构（获得《关于金融机构兼营信托业务等的法律》（1943 年法律第 43 号）第一条第一款的认可的金融机构）的金钱信托

（協議）

（协商）

第七十条之二 厚生労働大臣は、次の場合には、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

第七十二条之二 下列情况下，厚生劳动大臣应事先与财务大臣进行协商。

- 一 第六十八条第一項、第三項又は第八項の認可をしようとするとき。
- 一 拟授予第一百六十八条第一款、第三款或第八款的认可时。

- 二 前条第一号又は第二号の指定をしようとするとき。
- 二 拟做出前条第一项或第二项的指定时。

（厚生労働省令への委任）

（向厚生劳动省令委任）

第七十一条 この章に定めるもののほか、介護保険関係業務に係る支払基金の財務及び会計に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第七十一条 除了本章规定的内容之外，护理保险相关业务涉及的支付基金的财务及会计的相关必要事项，由厚生劳动省令规定。

（報告の徴収等）

（报告的征收等）

第七十二条 厚生労働大臣又は都道府県知事は、支払基金又は第六十一条の規定による委託を受けた者（以下この項及び第二百七条第二項において「受託者」という。）について、

介護保険関係業務に関し必要があると認めるときは、その業務又は財産の状況に関する報告を徴し、又は当該職員に実地にその状況を検査させることができる。ただし、受託者に対しては、当該受託業務の範囲内に限る。

第一百七十二条 厚生労働大臣或都道府県知事认为就护理保险相关业务有必要时，可向支付基金或依据第一百六十一条规定接受委托者（本款及第二百零七条第二款称“受托者”）征收有关其业务或财产状况的报告，或令相关职员前往实地调查情况。但是，针对受托者的工作仅限在相应受托业务范围内进行。

2 第二十四条第三項の規定は、前項の規定による検査について、同条第四項の規定は、前項の規定による権限について準用する。

2 第二十四条第三款の規定准用于前款规定的检查，同条第四款的规定准用于前款规定的权限。

3 都道府県知事は、支払基金につき介護保険関係業務に関し社会保険診療報酬支払基金法第二十九条の規定による処分が行われる必要があると認めるとき、又は支払基金の理事長、理事若しくは監事につき介護保険関係業務に関し同法第十一条第二項若しくは第三項の規定による処分が行われる必要があると認めるときは、理由を付して、その旨を厚生労働大臣に通知しなければならない。

2 都道府県知事认为有必要就护理保险相关业务向支付基金下达《社会保険医疗费用支付基金法》第二十九条规定的处理决定时，或有必要就护理保险相关业务向支付基金的理事长、理事或监事下达同法第十一条第二款或者第三款规定的处理决定时，应通知厚生労働大臣，并附上原因。

（社会保険診療報酬支払基金法の適用の特例）

（适用《社会保険医疗费用支付基金法》の特例）

第一百七十三条 介護保険関係業務は、社会保険診療報酬支払基金法第三十二条第二項の規定の適用については、同法第十五条に規定する業務とみなす。

第一百七十三条 在护理保险相关业务在适用《社会保険医疗费用支付基金法》第三十二条第二款的规定上，视为同法第十五条规定业务。

（審査請求）

（审查请求）

第一百七十四条 この法律に基づく支払基金の処分又はその不作為に不服のある者は、厚生労働大臣に対し、審査請求をすることができる。この場合において、厚生労働大臣は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、支払基金の上級

行政庁とみなす。

第一百七十四条 对基于本法的支付基金处理决定或对其不作为不服者，可向厚生劳动大臣提出审查请求。此时，在《行政不服审查法》（2014 年法律第六十八号）第二十五条第二款及第三款、第四十六条第一款及第二款、第四十七条以及第四十九条第三款规定的适用上，将厚生劳动大臣视为支付基金的上级行政厅。

第一百七十五条 削除

第一百七十五条 删除

第十章 国民健康保険団体連合会の介護保険事業関係業務

第十章 国民健康保险团体联合会护理保险事业相关业务

（連合会の業務）

（联合会的业务）

第一百七十六条 連合会は、国民健康保険法の規定による業務のほか、次に掲げる業務を行う。

第一百七十六条 除了《国民健康保险法》规定的业务之外，联合会还开展下列业务。

一 第四十一条第十項（第四十二条の二第九項、第四十六条第七項、第四十八条第七項、第五十一条の三第八項、第五十三条第七項、第五十四条の二第九項、第五十八条第七項及び第六十一条の三第八項において準用する場合を含む。）の規定により市町村から委託を受けて行う居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費、居宅介護サービス計画費、施設介護サービス費、特定入所者介護サービス費、介護予防サービス費、地域密着型介護予防サービス費、介護予防サービス計画費及び特定入所者介護予防サービス費の請求に関する審査及び支払

一 依据第四十一条第十款（包括准用于第四十二条之二第九款、第四十六条第七款、第四十八条第七款、第五十一条之三第八款、第五十三条第七款、第五十四条之二第九款、第五十八条第七款及第六十一条之三第八款的情况）的规定，从市町村接受委托的居家护理费、地区紧密型护理费、居家护理服务计划费、设施护理费、特定入住者护理费、护理预防服务费、地区紧密型护理预防服务费、护理预防服务计划费及特定入住者护理预防服务费的请款要求的相关审查及支付

二 第十五条の四十五の三第六項の規定により市町村から委託を受けて行う第一号事業支給費の請求に関する審査及び支払並びに第十五条の四十七第六項の規定により市町村から委託を受けて行う介護予防・日常生活支援総合事業の実施に必要な費用の支払決定に係る審査及び支払であって、前号に掲げる業務の内容との共通性その他の事情を勘案して厚生労働省令で定めるもの

二 依据第一百一十五条之四十五之三第六款的规定从市町村接受委托的第一号事项支付费请

款要求的相关审查及支付，以及依据第一百一十五条之四十七第六款的规定从市町村接受委托的护理预防和日常生活援助综合事业的实施所需费用的支付决定涉及的审查及支付中，考虑到与前项所列业务内容的共通性及其他情况，由厚生劳动省令规定的业务

三 指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定施設サービス等、指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス及び指定介護予防支援の質の向上に関する調査並びに指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者に対する必要な指導及び助言

三 与提高指定居家服务、指定地区紧密型服务、指定居家护理援助、指定设施服务等、指定护理预防服务、指定地区紧密型护理预防服务及指定护理预防援助的质量有关的调查，以及对指定居家服务机构、指定地区紧密型服务机构、指定居家护理援助机构、护理保险设施、指定护理预防服务机构、指定地区紧密型护理预防服务机构及指定护理预防援助机构进行的必要的指导及建议

2 連合会は、前項各号に掲げる業務のほか、介護保険事業の円滑な運営に資するため、次に掲げる業務を行うことができる。

2 除前款各项所列业务之外，为推进护理保险事业顺利运营，联合会还可开展下列业务。

一 第二十一条第三項の規定により市町村から委託を受けて行う第三者に対する損害賠償金の徴収又は収納の事務

一 依据第二十一条第三款的规定从市町村接受委托并开展的针对第三方的损害赔偿金征收或收缴事务

二 指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定介護予防サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業並びに介護保険施設の運営

二 指定居家服务、指定地区紧密型服务、指定居家护理援助、指定护理预防服务、指定地区紧密型护理预防服务事业以及护理保险设施的运营

三 第百十五条の四十七第六項の規定により市町村から委託を受けて行う介護予防・日常生活支援総合事業の実施に必要な費用の支払決定に係る審査及び支払（前項第二号に掲げるものを除く。）

三 依据第一百一十五条之四十七第六款的规定从市町村接受委托的护理预防和日常生活援助综合事业的实施所需费用的支付决定涉及的审查及支付（前款第二项所列事务除外）

四 前三号に掲げるもののほか、介護保険事業の円滑な運営に資する事業

四 除前三项所列事务之外，有助于护理保险事业顺利运营的事业

(議決権の特例)

(決議権的特例)

第一百七十七条 連合会が前条の規定により行う業務(以下「介護保険事業関係業務」という。)については、国民健康保険法第八十六条において準用する同法第二十九条の規定にかかわらず、厚生労働省令で定めるところにより、規約をもって議決権に関する特段の定めをすることができる。

第一百七十七条 不受准用于《国民健康保险法》第八十六条的同法第二十九条规定之限，依据厚生劳动省令的规定，联合会在开展前条规定的业务(以下称“护理保险事业相关业务”)时，可通过规约就决议权制定特殊规定。

(区分経理)

(财务分类)

第一百七十八条 連合会は、介護保険事業関係業務に係る経理については、その他の経理と区分して整理しなければならない。

第一百七十八条 联合会应将护理保险事业相关业务涉及的财务与其他财务分类整理。

第十一章 介護給付費等審査委員会

第十一章 护理给付费等审查委员会

(給付費等審査委員会)

(给付费等审查委员会)

第一百七十九条 第四十一条第十項(第四十二条の二第九項、第四十六条第七項、第四十八条第七項、第五十一条の三第八項、第五十三条第七項、第五十四条の二第九項、第五十八条第七項及び第六十一条の三第八項において準用する場合を含む。)並びに第百十五条の四十五の三第六項及び第百十五条の四十七第六項の規定による委託を受けて介護給付費請求書及び介護予防・日常生活支援総合事業費請求書の審査を行うため、連合会に、介護給付費等審査委員会(以下「給付費等審査委員会」という。)を置く。

第一百七十九条 为接受第四十一条第十款(包括准用于第四十二条之二第九款、第四十六条第七款、第四十八条第七款、第五十一条之三第八款、第五十三条第七款、第五十四条之二第九款、第五十八条第七款及第六十一条之三第八款的情况)以及第一百一十五条之四十五之三第六款及第一百一十五条之四十七第六款规定的委托，开展护理给付费请款单及护理预防和日常生活援助综合事业费请款单的审查，联合会将成立护理给付费等审查委员会(以下称“给付费等审查委员会”)。

(給付費等審査委員会の組織)

(給付費等審査委員会の组织机构)

第一百八十条 給付費等審査委員会は、規約で定めるそれぞれ同数の介護給付等対象サービス担当者（指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定施設サービス等、指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス又は指定介護予防支援を担当する者をいう。第三項並びに次条第一項及び第二項において同じ。）又は介護予防・日常生活支援総合事業担当者（指定事業者において第一号事業を担当する者又は受託者において介護予防・日常生活支援総合事業を担当する者をいう。第三項及び次条第二項において同じ。）を代表する委員、市町村を代表する委員及び公益を代表する委員をもって組織する。

第一百八十条 給付費等審査委員会由分別代表規約規定的相同数量的護理給付等對象服務負責人（指定居家服務、指定地區緊密型服務、指定居家護理援助、指定設施服務等、指定護理預防服務、指定地區緊密型護理預防服務或指定護理預防援助負責人。第三款以及下條第一款及第二款同）或護理預防和日常生活援助綜合事業負責人（指定機構中負責第一號事業者或受託者中負責護理預防和日常生活援助綜合事業者，第三款及下條第二款同）的委員、代表市町村的委員及代表公益的委員構成。

2 委員は、連合会が委嘱する。

2 委員由联合会委托。

3 前項の委嘱は、介護給付等対象サービス担当者又は介護予防・日常生活支援総合事業担当者を代表する委員及び市町村を代表する委員については、それぞれ関係団体の推薦によって行わなければならない。

3 对于代表護理給付等對象服務負責人或護理預防和日常生活援助綜合事業負責人的委員及代表市町村的委員，前款委托应分別通過相關團體的推薦進行。

(給付費等審査委員会の権限)

(給付費等審査委員会の权限)

第一百八十一条 給付費等審査委員会は、介護給付費請求書の審査を行うため必要があると認めるときは、都道府県知事の承認を得て、当該指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者若しくは介護保険施設に対して、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を求め、又は当該指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者若しくは介護保険施設の開設者若しくは管理者若しくはその長若しくは当該指定居宅サービスの事業者若しくは指定介護予防サービスの事業に係る事業所若しくは介護保険施設における介護給付等対象サービス担当者に対して、出頭若しくは説明を求めることができる。

第一百八十一条 为進行護理給付費請款單的審查，給付費等審査委員會認為有必要時，經都道府縣知事批准，可要求相關指定居家服務機構、指定護理預防服務機構或護理保險設施提交或者出示報告或者帳簿文件，或要求相關指定居家服務機構、指定護理預防服務機構、護理保

险设施的开办者、管理者或长官或者与相关指定居家服务的事业或者指定护理预防服务事业有关的事業所、或者护理保险设施中的护理给付等对象服务负责人出面或进行说明。

2 給付費等審査委員会は、介護給付費請求書又は介護予防・日常生活支援総合事業費請求書の審査を行うため必要があると認めるときは、市町村長の承認を得て、当該指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者若しくは指定介護予防支援事業者若しくは指定事業者若しくは受託者に対して、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を求め、又は当該指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者若しくは指定介護予防支援事業者若しくは指定事業者若しくは受託者若しくは当該指定地域密着型サービスの事業、指定地域密着型介護予防サービスの事業若しくは指定介護予防支援の事業に係る事業所における介護給付等対象サービス担当者若しくは指定事業者若しくは受託者における介護予防・日常生活支援総合事業担当者に対して、出頭若しくは説明を求めることができる。

2 为进行护理给付费请款单或护理预防和日常生活援助综合事业费请款单的审查，给付费等审查委员会认为有必要时，经市町村长批准，可要求相关指定地区紧密型服务机构、指定居家护理援助机构、指定地区紧密型护理预防服务机构或者指定护理预防援助机构或者指定机构或者受托者提交或者出示报告或者账簿文件，或要求与相关指定地区紧密型服务机构、指定居家护理援助机构、指定地区紧密型护理预防服务机构或者指定护理预防援助机构或者指定机构或者受托者或者相关指定地区紧密型服务事业、指定地区紧密型护理预防服务事业或者指定护理预防援助事业有关的事業所の护理给付等对象服务负责人或者指定机构或者受托者中的护理预防和日常生活援助综合事业负责人出面或进行说明。

3 連合会は、前二項の規定により給付費等審査委員会に出頭した者に対し、旅費、日当及び宿泊料を支給しなければならない。ただし、当該指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者、介護保険施設、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者若しくは指定介護予防支援事業者又は指定事業者若しくは受託者が提出した介護給付費請求書若しくは介護予防・日常生活支援総合事業費請求書又は帳簿書類の記載が不備又は不当であったため出頭を求められて出頭した者に対しては、この限りでない。

3 联合会应向依据前两款的规定前往给付费等审查委员会的人员支付差旅费、补贴及住宿费。但是，因相关指定居家服务机构、指定护理预防服务机构、护理保险设施、指定地区紧密型服务机构、指定居家护理援助机构、指定地区紧密型护理预防服务机构或者指定护理预防援助机构或指定机构或者受托者提交的护理给付费请款单或者护理预防和日常生活援助综合事业费请款单或账簿文件的内容不完善或不当而应要求前往的人员，不在此限。

(厚生労働省令への委任)

(向厚生劳动省令委任)

第百八十二条 この章に規定するもののほか、給付費等審査委員会に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第百八十二条 除了本章规定的内容之外，给付费等审查委员会的相关必要事项由厚生劳动省令规定。

第十二章 審査請求

第十二章 审查请求

（審査請求）

（审查请求）

第百八十三条 保険給付に関する処分（被保険者証の交付の請求に関する処分及び要介護認定又は要支援認定に関する処分を含む。）又は保険料その他この法律の規定による徴収金（財政安定化基金拠出金、納付金及び第百五十七条第一項に規定する延滞金を除く。）に関する処分に不服がある者は、介護保険審査会に審査請求をすることができる。

第百八十三条 对保险给付相关处理决定（包括与要求提交投保人证有关的处理决定及与需要护理认定或需要援助认定有关的处理决定）或保险费及其他本法规定的收费（财政稳定基金筹措金、缴纳款项及第百五十七条第一款规定的滞纳金除外）的相关处理决定不服者，可向护理保险审查会提出审查请求。

2 前項の審査請求は、時効の中断に関しては、裁判上の請求とみなす。

2 在时效中断上，前款的审查请求视为审判上的请求。

（介護保険審査会の設置）

（成立护理保险审查会）

第百八十四条 介護保険審査会（以下「保険審査会」という。）は、各都道府県に置く。

第百八十四条 各都道府县分别成立护理保险审查会（以下称“保险审查会”）。

（組織）

（组织机构）

第百八十五条 保険審査会は、次の各号に掲げる委員をもって組織し、その定数は、当該各号に定める数とする。

第百八十五条 保险审查会的组织机构中需包括下列各项所列委员，其名额为相应各项规定的人数。

一 被保険者を代表する委員 三人

一 代表受保人的委員 三人

二 市町村を代表する委員 三人

二 代表市町村的委員 三人

三 公益を代表する委員 三人以上であって政令で定める基準に従い条例で定める員数

三 代表公益的委員 三人以上，按照政令规定的标准，由条例规定的名额

2 委員は、都道府県知事が任命する。

2 委員由都道府县知事任命。

3 委員は、非常勤とする。

3 委員为兼职。

(委員の任期)

(委員的任期)

第八十六条 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第一百八十六条 委員的任期为三年。但是，候补委员的任期为前任委员的剩余任期。

2 委員は、再任されることができる。

2 委員可以连任。

(会長)

(会长)

第八十七条 保険審査会に、公益を代表する委員のうちから委員が選挙する会長一人を置く。

第一百八十七条 保险审查会需设一名会长，由委员从代表公益的委员中选举产生。

2 会長に事故があるときは、前項の規定に準じて選挙された者が、その職務を代行する。

2 会长出现事故时，根据前款规定选出的人员代行会长职务。

(専門調査員)

(专业调查员)

第八十八条 保険審査会に、要介護認定又は要支援認定に関する処分に対する審査請求の

事件に関し、専門の事項を調査させるため、専門調査員を置くことができる。

第一百八十八条 与需要援助认定或需要援助认定的处理决定有关的审查请求事件需调查专业事项，因此保险审查会需设专业调查员。

2 専門調査員は、要介護者等の保健、医療又は福祉に関する学識経験を有する者のうちから、都道府県知事が任命する。

2 专业调查员由都道府县任命，从具备需要护理者等的保健、医疗或福利的相关知识经验者中选出。

3 専門調査員は、非常勤とする。

3 专业调查员为兼职。

(合議体)

(合议体)

第一百八十九条 保険審査会は、会長、被保険者を代表する委員及び市町村を代表する委員の全員並びに会長以外の公益を代表する委員のうちから保険審査会が指名する二人をもって構成する合議体で、審査請求（要介護認定又は要支援認定に関する処分に対するものを除く。）の事件を取り扱う。

第一百八十九条 保险审查会是从会长、代表受保人的委员及代表市町村的委员全员、以及会长之外的代表公益的委员中指定二人构成的合议体，处理审查请求（针对与需要护理认定或需要援助认定有关的处理决定的除外）案件。

2 要介護認定又は要支援認定に関する処分に対する審査請求の事件は、公益を代表する委員のうちから、保険審査会が指名する者をもって構成する合議体で取り扱う。

2 对需要护理认定或需要援助认定相关的处理决定提出的审查请求的案件，将由保险审查会从代表公益的委员中指定的人员构成的合议体办理。

3 前項の合議体を構成する委員の定数は、都道府県の条例で定める数とする。

3 构成前款合议体的委员名额为都道府县条例规定的人数。

第一百九十条 前条第一項の合議体は、被保険者を代表する委員、市町村を代表する委員及び公益を代表する委員各一人以上を含む過半数の委員の、同条第二項の合議体は、これを構成するすべての委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

第一百九十条 只有代表受保人的委员、代表市町村的委员及代表公益的委员各有一人以上出席，委员数过半数时，前条第一款的合议体方能召开会议并表决；只有成员委员全部出席时，同条第二款的合议体方能召开会议并表决。

2 前条第一項の合議体の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

2 前条第一款の合議体的の議程由過半数出席委員表決，当賛成与反対数相同时，由会长裁決。

3 前条第二項の合議体の議事は、その合議体を構成する委員の過半数をもって決する。

3 前条第二款の合議体的の議程由過半数構成合議体的委員表決決定。

(管轄保険審査会)

(管轄保険审查会)

第九十一条 審査請求は、当該処分をした市町村をその区域に含む都道府県の保険審査会に対してしなければならない。

第一百九十一条 审查请求应向包括下达相关处理决定的市町村的都道府县内的保险审查会提出。

2 審査請求が管轄違いであるときは、保険審査会は、速やかに、事件を所轄の保険審査会に移送し、かつ、その旨を審査請求人に通知しなければならない。

2 审查请求出现管辖范围错误时，保险审查会应立即将其移送至案件管辖保险审查会，并通知提出审查请求人。

3 事件が移送されたときは、はじめから、移送を受けた保険審査会に審査請求があったものとみなす。

3 案件移送时，视为最初即向接受移送的保险审查会提出了审查请求。

(審査請求の期間及び方式)

(审查请求的期限及方式)

第九十二条 審査請求は、処分があったことを知った日の翌日から起算して三月以内に、文書又は口頭でしなければならない。ただし、正当な理由により、この期間内に審査請求をすることができなかったことを疎明したときは、この限りでない。

第一百九十二条 审查请求应在知晓处理决定的次日起的三个月之内通过文件或口头的方式提出。但是，有正当理由，能够证明在此期间无法提出审查请求时，不在此限。

(市町村に対する通知)

(向市町村发出通知)

第九十三条 保険審査会は、審査請求がされたときは、行政不服審査法第二十四条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、原処分をした市町村及びその他の利害関係人に

通知しなければならない。

第一百九十三条 除依据《行政不服审查法》第二十四条的规定驳回该审查请求的情况之外，保险审查会应将收到的审查请求通知做出原处理决定的市町村及其他利害关系人。

（審理のための処分）

（以审理为目的的处理决定）

第一百九十四条 保険審査会は、審理を行うため必要があると認めるときは、審査請求人若しくは関係人に対して報告若しくは意見を求め、その出頭を命じて審問し、又は医師その他保険審査会の指定する者（次項において「医師等」という。）に診断その他の調査をさせることができる。

第一百九十四条 保險审查会认为为推进审理而有必要时，可要求审查请求人或相关人士进行报告或者提出意见，要求其出面以进行询问，或安排医生及其他保险审查会指定人员（下款称“医生等”）进行诊断及其他调查。

2 都道府県は、前項の規定により保険審査会に出頭した関係人又は診断その他の調査をした医師等に対し、政令で定めるところにより、旅費、日当及び宿泊料又は報酬を支給しなければならない。

2 都道府县应依据政令的规定，向依据前款规定前往保险审查会的相关人员或进行诊断及其他调查的医生等支付差旅费、补贴及住宿费或报酬。

（政令への委任）

（向政令委任）

第一百九十五条 この章及び行政不服審査法に規定するもののほか、審査請求の手續及び保険審査会に関して必要な事項は、政令で定める。

第一百九十五条 除了本章及《行政不服审查法》规定内容之外，有关审查请求的手续及保险审查会的必要事项由政令规定。

（審査請求と訴訟との関係）

（审查请求与诉讼的关系）

第一百九十六条 第一百八十三条第一項に規定する処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ、提起することができない。

第一百九十六条 取消第一百八十三第一款规定的处理决定的起诉在对相应处理决定相关审查请求进行裁决之后方可提出。

第十三章 雜則

第十三章 杂则

(報告の徴収等)

(報告的征收等)

第九百九十七条 厚生労働大臣又は都道府県知事は、市町村に対し、保険給付の効果に関する評価のためその他必要があると認めるときは、その事業の実施の状況に関する報告を求めることができる。

第九百九十七条 厚生劳动大臣或都道府县知事认为有必要对保险给付的效果进行评价,或认为有其他必要时,可要求市町村提交有关其事业实施状况的报告。

2 厚生労働大臣は、都道府県知事又は市町村長に対し、当該都道府県知事又は市町村長が第五章の規定により行う事務に関し必要があると認めるときは、報告を求め、又は助言若しくは勧告をすることができる。

2 厚生劳动大臣认为,针对相关都道府县知事或市町村长依据第五章规定开展的事务有必要时,可要求都道府县知事或市町村长进行报告,或对其提供建议或者劝告。

3 都道府県知事は、市町村長（指定都市及び地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（第二百三条の二において「中核市」という。）の長を除く。以下この項において同じ。）に対し、当該市町村長が第五章の規定により行う事務に関し必要があると認めるときは、報告を求め、又は助言若しくは勧告をすることができる。

3 都道府县知事认为,针对相应市町村长依据第五章规定开展的事务有必要时,可要求市町村长（指定城市及《地方自治法》第二百五十二条之二十二第一款的中心城市（第二百零三条之二中的“中心城市”）的长官除外,本款下同）进行报告,或对其提供建议或劝告。

4 厚生労働大臣又は都道府県知事は、医療保険者に対し、納付金の額の算定に関して必要があると認めるときは、その業務に関する報告を徴し、又は当該職員に実地にその状況を検査させることができる。

4 厚生劳动大臣或都道府县知事认为,针对缴纳款项的计算有必要时,可向医疗承保人征收其业务相关报告,或要求相关职员实地检查其情况。

5 第二十四条第三項の規定は、前項の規定による検査について、同条第四項の規定は、前項の規定による権限について準用する。

5 第二十四条第三款的规定准用于前款规定的检查,同条第四款的规定准用于前款规定的权限。

第九百九十七条の二 市町村長は、政令で定めるところにより、その事業の実施の状況を厚生労働大臣に報告しなければならない。

第一百九十七条之二 市町村长应依据政令规定，将其事业实施的状况报告给厚生劳动大臣。

（連合会に対する監督）

（对联合会的監督）

第九十八条 連合会について国民健康保険法第六條及び第八條の規定を適用する場合において、これらの規定中「事業」とあるのは、「事業（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十七條に規定する介護保険事業関係業務を含む。）」とする。

第九十八条 聯合会在适用《国民健康保險法》第一百零六條及第一百零八條の規定時，這些規定中的“事業”替換為“事業（包括《護理保險法》（1997年法律第123號）第一百二十三條規定的護理保險事業相關業務）”。

（先取特権の順位）

（率先取得特权的顺序）

第九十九条 保険料その他この法律の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

第九十九条 保險費及其他本法規定的收費的率先取得特权的顺序仅次于国税及地方税。

（時効）

（时效）

第二百条 保険料、納付金その他この法律の規定による徴収金を徴収し、又はその還付を受ける権利及び保険給付を受ける権利は、二年を経過したときは、時効によって消滅する。

第二百条 繳納或返還保險費、繳納款項及其他本法規定的收費的權利及接受保險給付的權利在兩年後將失去時效。

2 保険料その他この法律の規定による徴収金の督促は、民法第一百五十三條の規定にかかわらず、時効中断の効力を生ずる。

2 督促保險費及其他本法規定的收費，不受《民法》第一百五十三規定之限，會產生時效中斷的效力。

（賦課決定の期間制限）

（征收決定的期限限制）

第二百条之二 保険料の賦課決定は、当該年度における最初の保険料の納期（この法律又はこれに基づく条例の規定により保険料を納付し、又は納入すべき期限をいい、当該納期後に保険料を課することができることとなった場合にあっては、当該保険料を課することができることとなつた場合）

ることとなった日とする。)の翌日から起算して二年を経過した日以後においては、することができない。

第二百条之二 在相应年度最初的保险费缴纳期限（依据本法或基于本法的条例应该缴纳或交纳保险费的期限，该缴纳期限后可征收保险费的情况下，以可征收该保险费的日期为准）次日起算的两年之后，不可再作出征收保险费的決定。

（期間の計算）

（期限的計算）

第二百一条 この法律又はこの法律に基づく命令に規定する期間の計算については、民法の期間に関する規定を準用する。

第二百零一条 本法或基于本法的命令规定的期限计算准用《民法》中有关期限的规定。

（被保険者等に関する調査）

（与受保人等有关的调查）

第二百二条 市町村は、被保険者の資格、保険給付、地域支援事業及び保険料に関して必要があると認めるときは、被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

第二百零二条 关于受保人的资格、保险给付、地区援助事业及保险费，市町村认为有必要时，可要求受保人、受保人配偶或者受保人所属家庭的户主及其他该家庭成员或曾经具备上述身份者提交或者出示文件及其他物品，或令相关职员进行提问。

2 第二十四条第三項の規定は、前項の規定による質問について、同条第四項の規定は、前項の規定による権限について準用する。

2 第二十四条第三款的规定准用于前款规定的提问，同条第四款的规定准用于前款规定的权限。

（資料の提供等）

（资料的提供等）

第二百三条 市町村は、保険給付、地域支援事業及び保険料に関して必要があると認めるときは、被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の資産若しくは収入の状況又は被保険者に対する老齢等年金給付の支給状況につき、官公署若しくは年金保険者に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは被保険者の雇用主その他の関係人に報告を求めることができる。

第二百零三条 关于保险给付、地区援助事业及保险费，市町村认为有必要时，可向政府公务部门或年金承保人要求阅览必要的文件或请其提供资料，或要求银行、信托公司及其他机构或者受保人的雇主或其他相关人员提供报告，以了解受保人、受保人配偶或者受保人所属家庭的户主及其他该家庭成员的资产或者收入状况或向受保人给付老龄等年金的支付状况。

2 都道府県知事又は市町村長は、第四十一条第一項本文、第四十二条の二第一項本文、第四十六条第一項、第四十八条第一項第一号、第五十三条第一項本文、第五十四条の二第一項本文、第五十八条第一項若しくは第百十五条の四十五の三第一項の指定又は第九十四条第一項の許可に関し必要があると認めるときは、これらの指定又は許可に係る申請者若しくはその役員等若しくは開設者若しくはその役員又は病院等の管理者、特別養護老人ホームの長若しくは同条第三項第十一号に規定する使用人の保険料等の納付状況につき、当該保険料等を徴収する者に対し、必要な書類の閲覧又は資料の提供を求めることができる。

2 关于第四十一条第一款正文、第四十二条之二第一款正文、第四十六条第一款、第四十八条第一款第一项、第五十三条第一款正文、第五十四条之二第一款正文、第五十八条第一款或者第一百一十五条之四十五之三第一款的指定或第九十四条第一款的许可，都道府县知事或市町村长认为有必要时，可向该保险费等的征收者要求阅览必要的文件或请其提供资料，以了解这些指定或许可涉及的申请者或者其董事等或者开办者或者其董事或医院等的管理者、特别养护养老院院长或者同条第三款第十一项规定的使用人的保险费等的缴纳状况。

（大都市等の特例）

（大城市等的特例）

第二百三条の二 この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、指定都市及び中核市においては、政令の定めるところにより、指定都市又は中核市（以下「指定都市等」という。）が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市等に関する規定として、指定都市等に適用があるものとする。

第二百零三条之二 政令规定在本法中由都道府县处理的事务在指定城市及中心城市，依据政令规定，将由指定城市或中心城市（以下称“指定城市等”）处理。此时，本法中都道府县的相关规定将作为指定城市等的相关规定，适用于指定城市等。

（緊急時における厚生労働大臣の事務執行）

（紧急情况下厚生劳动大臣的事务执行）

第二百三条の三 第百条第一項の規定により都道府県知事又は市町村長の権限に属するものとされている事務は、介護老人保健施設に入所している者の生命又は身体の安全を確保するため緊急の必要があると厚生労働大臣が認める場合にあっては、厚生労働大臣又は都道府県知事若しくは市町村長が行うものとする。この場合において、この法律の規定中都道府県知事に関する規定（当該事務に係るものに限る。）は、厚生労働大臣に関する規定として厚生労働

働大臣に適用があるものとする。

第二百零三条之三 为了保障入住护理老人保健设施者的生命或人身安全，当厚生劳动大臣认为情况紧急时，依据第一百条第一款规定属于都道府县知事或市町村长的权限的事务将由厚生劳动大臣或都道府县知事或者市町村长执行。此时，本法规定中有关都道府县知事的规定（仅限相应事务涉及的）将作为厚生劳动大臣的有关规定，适用于厚生劳动大臣。

2 前項の場合において、厚生労働大臣又は都道府県知事若しくは市町村長が当該事務を行うときは、相互に密接な連携の下に行うものとする。

2 前款情況下，厚生劳动大臣或都道府县知事或者市町村长需在相互紧密合作之下开展相应工作。

（事務の区分）

（事務分類）

第二百三条の四 第一百五十六条第四項、第一百七十二条第一項及び第三項並びに第九十七条第四項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第二百零三条之四 依据第一百五十六条第四款、第一百七十二条第一款及第三款以及第一百九十七条第四款的规定，由都道府县处理的事务将作为《地方自治法》第二条第九款第一项规定的第一号法定受托事务。

（権限の委任）

（权限的委任）

第二百三条の五 この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

第二百零三条之五 本法规定的厚生劳动大臣的权限依据厚生劳动省令的规定，可委任给地方厚生局长。

2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

2 依据前款规定委任给地方厚生局长的权限依据厚生劳动省令的规定，可委任给地方厚生分局长。

（実施規定）

（实施规定）

第二百四条 この法律に特別の規定があるものを除くほか、この法律の実施のための手続そ

の他その執行について必要な細則は、厚生労働省令で定める。

第二百零四条 除本法有特殊规定的情况外，与本法实施手续及执行有关的必要细则将由厚生劳动省令规定。

第十四章 罰則

第十四章 罰則

第二百五条 認定審査会、都道府県介護認定審査会、給付費等審査委員会若しくは保険審査会の委員、保険審査会の専門調査員若しくは連合会若しくは連合会から第四十一条第十一项（第四十二条の二第九項、第四十六条第七項、第四十八条第七項、第五十一条の三第八項、第五十三条第七項、第五十四条の二第九項、第五十八条第七項及び第六十一条の三第八項において準用する場合を含む。）、第百十五条の四十五の三第七項若しくは第百十五条の四十七第七項の規定により第四十一条第九項、第四十二条の二第八項、第四十六条第六項、第四十八条第六項、第五十一条の三第七項、第五十三条第六項、第五十四条の二第八項、第五十八条第六項、第六十一条の三第七項、第百十五条の四十五の三第五項若しくは第百十五条の四十七第六項に規定する審査及び支払に関する事務の委託を受けた法人の役員若しくは職員又はこれらの者であった者が、正当な理由がなく、職務上知り得た指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設の開設者、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者、指定介護予防支援事業者若しくは居宅サービス等を行った者若しくは第一号事業を行う者の業務上の秘密又は個人の秘密を漏らしたときは、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第二百零五条 認定審査会、都道府県护理认定审查会、给付费等审查会委员会或者保险审查会委员、保险审查会的专业调查员或者联合会或者依据第四十一条第十一款（包括准用于第四十二条之二第九款、第四十六条第七款、第四十八条第七款、第五十一条之三第八款、第五十三条第七款、第五十四条之二第九款、第五十八条第七款及第六十一条之三第八款的情况）、第一百一十五条之四十五之三第七款或者第一百一十五条之四十七第七款的规定，从联合会接受第四十一条第九款、第四十二条之二第八款、第四十六条第六款、第四十八条第六款、第五十一条之三第七款、第五十三条第六款、第五十四条之二第八款、第五十八条第六款、第六十一条之三第七款、第一百一十五条之四十五之三第五款或第一百一十五条之四十七第六款规定的审查及支付相关事务委托的法人的董事或者员工或曾经具备这些身份的人员，无正当理由，将工作中得知的指定居家服务机构、指定地区紧密型服务机构、指定居家护理援助机构、护理保险设施的开办者、指定护理预防服务机构、指定地区紧密型护理预防服务机构、指定护理预防援助机构或者居家服务等曾经的经营者或第一号事业经营者的业务机密或个人信息泄露给他人时，将被处以一年以下徒刑或一百万日元以下罚款。

2 第二十四条の二第三項、第二十四条の三第二項、第二十八条第七項（第二十九条第二項、第三十条第二項、第三十一条第二項、第三十三条第四項、第三十三条の二第二項、第三十三条の三第二項及び第三十四条第二項において準用する場合を含む。）、第六十九条の十七第一

項、第六十九条の二十八第一項、第六十九条の三十七、第一百五十五条の三十八第一項（第一百五十五条の四十二第三項において準用する場合を含む。）、第一百五十五条の四十六第八項（第一百五十五条の四十七第三項において準用する場合を含む。）又は第一百五十五条の四十八第五項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 違反第二十四条之二第三款、第二十四条之三第二款、第二十八条第七款（包括准用于第二十九条第二款、第三十条第二款、第三十一条第二款、第三十三条第四款、第三十三条之二第二款、第三十三条之三第二款及第三十四条第二款的情况）、第六十九条之十七第一款、第六十九条之二十八第一款、第六十九条之三十七、第一百一十五条之三十八第一款（包括准用于第一百一十五条之四十二第三款的情况）、第一百一十五条之四十六第八款（包括准用于第一百一十五条之四十七第三款的情况）、第一百一十五条之四十八第五款的规定者，将被处以一年以下徒刑或一百万日元以下罚款。

第二百五条之二 第六十九条の二十四第二項の規定による命令に違反したときは、その違反行為をした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第二百零五条之二 違反依据第六十九条之二十四第二款规定做出的命令时，做出违反行为者将被处以一年以下徒刑或一百万日元以下罚款。

第二百六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二百零六条 符合下列任意一项时，做出违反行为者将被处以六个月以下徒刑或五十万日元以下罚款。

一 第九十八条第一項各号に掲げる事項以外の事項を広告し、同項各号に掲げる事項に関し虚偽の広告をし、又は同項第三号に掲げる事項の広告の方法が同条第二項の規定による定め

に違反したとき。

一 就第九十八条第一款各项所列事项之外的事项发布广告，就同款各项所列事项发布虚假广告，或同款第三项所列事项的广告方式违反同条第二款的规定时。

二 第一百一条又は第一百零二条の規定に基づく命令に違反したとき。

二 違反基于第一百零一条或第一百零二条规定做出的命令时。

第二百六条之二 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

第二百零六条之二 符合下列任意一项时，做出违反行为者将被处以五十万日元以下罚款。

一 第六十九条の二十又は第一百五十五条の三十九（第一百五十五条の四十二第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかったとき。

一 违反第六十九条之二十或第一百一十五条之三十九（包括准用于第一百一十五条之四十二第三款的情况）的规定，未编制账簿、账簿上未予以记录，或者在账簿进行虚假记载，或未保存账簿时。

二 第六十九条の二十二第一項若しくは第二項、第六十九条の三十第一項（第六十九条の三十三第二項において準用する場合を含む。）又は第百十五条の四十第一項（第百十五条の四十二第三項において準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくはこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

二 未按照第六十九条之二十二第一款或者第二款、第六十九条之三十第一款（包括准用于第六十九条之三十三第二款的的情况）或第一百一十五条之四十第一款（包括准用于第一百一十五条之四十二第三款的的情况）的规定进行报告，或者进行虚假报告，或对依据这些规定提出的提问不予答辯，或者进行虚假答辯，或者拒绝、妨碍或逃避这些规定中的检查时。

三 第六十九条の二十三第一項の規定による許可を受けないで試験問題作成事務の全部を廃止し、第百十五条の四十一の規定による許可を受けないで調査事務の全部を廃止し、又は第百十五条の四十二第三項において準用する第百十五条の四十一の規定による許可を受けないで情報公表事務の全部を廃止したとき。

三 未获得第六十九条之二十三第一款规定的许可，废止全部考试出题事务；未获得第一百一十五条之四十一规定的许可，废止全部调查事务，或未获得准用于第一百一十五条之四十二第三款的第一百一十五之四十一规定的许可，废止全部信息公布事务时。

第二百七条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした健康保険組合、国民健康保険組合、共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団の役員、清算人又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

第二百零七条 符合下列任意一项时，做出违反行为的健康保险组合、国民健康保险组合、共済组合或日本私立学校振兴与共済事业团的董事、清算人或员工将被处以三十万日元以下罚款。

一 第六十三條の規定による報告若しくは文書その他の物件の提出をせず、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の記載をした文書を提出したとき。

一 拒绝提供第六十三條规定的报告、文件及其他物品，或进行虚假报告，或者提供写有虚假记载的文件时。

二 第九十七條第四項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

二 拒绝提供第九十七條第四款规定的报告，或进行虚假报告，或拒绝、妨碍、逃避同款规定的检查时。

2 第七十二条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした支払基金又は受託者の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

2 拒绝提供第一百七十二条第一款规定的报告，或者进行虚假报告，或拒绝、妨碍或逃避同条款规定的检查时，做出违反行为的支付基金或受托者的董事或员工将被处以三十万日元以下罚款。

第二百八条 介護給付等を受けた者が、第二十四条第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による当該職員の質問若しくは第二十四条の三第一項の規定により委託を受けた指定都道府県事務受託法人の職員の第二十四条第二項の規定による質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、三十万円以下の罰金に処する。

第二百零八条 领取护理给付等的人员拒绝提供第二十四条第二款规定的报告，或进行虚假报告，或对同条款规定的相关职员的提问或者依据第二十四条之三第一款的规定接受委托的指定都道府县事务受托法人的职员依据第二十四条第二款的规定提出的提问不予答辨，或者进行虚假答辨时，将被处以三十万日元以下罚款。

第二百九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

第二百零九条 符合下列任意一项时，做出违反行为者将被处以三十万日元以下罚款。

一 第九十五条の規定に違反したとき。

一 违反第九十五条的规定时。

二 第四十二条第四項、第四十二条の三第三項、第四十五条第八項、第四十七条第四項、第四十九条第三項、第五十四条第四項、第五十四条の三第三項、第五十七条第八項、第五十九条第四項、第七十六条第一項、第七十八条の七第一項、第八十三条第一項、第九十条第一項、第一百条第一項、第一百五條の七第一項、第一百五條の十七第一項、第一百五條の二十七第一項又は第一百五條の三十三第一項の規定による報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の帳簿書類の提出若しくは提示をし、又はこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくはこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

二 拒不提交或者出示第四十二条第四款、第四十二条之三第三款、第四十五条第八款、第四十七条第四款、第四十九条第三款、第五十四条第四款、第五十四条之三第三款、第五十七条第八款、第五十九条第四款、第七十六条第一款、第七十八条之七第一款、第八十三条第一款、第九十条第一款、第一百条第一款、第一百一十五条之七第一款、第一百一十五条之十七第一款、第一百一十五条之二十七第一款或第一百一十五条之三十三第一款规定的报告或者账簿文件，或者提交或者出示虚假的报告或者账簿文件，或对上述条款规定的提问不予答辨或者进行虚假答辨，或者抗拒、妨碍、逃避上述条款规定的检查时。

三 第九十九条第二項又は第百五条において準用する医療法第九条第二項の規定に違反したとき。

三 违反准用于第九十九条第二款或第一百零五条的《医疗法》第九条第二款的规定时

第二百十条 正当な理由なしに、第百九十四条第一項の規定による処分に違反して、出頭せず、陳述をせず、報告をせず、若しくは虚偽の陳述若しくは報告をし、又は診断その他の調査をしなかった者は、二十万円以下の罰金に処する。ただし、保険審査会の行う審査の手續における請求人又は第百九十三条の規定により通知を受けた市町村その他の利害関係人は、この限りでない。

第二百十一条 无正当理由，违反第一百九十四条第一款规定的处理决定，不予出面、陈述、报告，或者进行虚假的陈述或者报告，或不开展诊断及调查者，将被处以二十万日元以下罚款。但是，保险审查会进行审查的手续中的请求人或依据第一百九十三条的规定获取通知的市町村及其他利害关系人，不在此限。

第二百十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第二百五条の二から第二百六条の二まで又は第二百九条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第二百一十一条 法人代表或法人或者自然人的代理人、使用人及其他从业人员就该法人或自然人的业务做出了违反第二百零五条之二至第二百零六条之二或第二百零九条的行为时，除了对行为人进行处罚之外，还将对法人或自然人处以本条各项规定的罚款。

第二百一十一条の二 第六十九条の十九第一項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同条第二項各号の規定による請求を拒んだ者は、二十万円以下の過料に処する。

第二百一十一条之二 违反第六十九条之十九第一款的规定，未备置财务报表等，未在财务报表等上记录应记录事项，或者进行虚假记载，或无正当理由拒绝同条第二款各项规定的请求者，将被处以二十万日元以下过失罚款。

第二百十二条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした支払基金の役員は、二十万円以下の過料に処する。

第二百一十二条 符合下列任意一项时，做出违反行为的支付基金的董事将被处以二十万日元以下过失罚款。

一 この法律により厚生労働大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。

一 依据本法必须获得厚生劳动大臣的许可或批准时，未能获得该许可或批准。

- 二 第七十条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。
- 二 違反第七十条の規定、挪用业务上の余款时。

第二百十三條 居宅サービス等を行った者又はこれを使用する者が、第二十四条第一項の規定による報告若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による当該職員の質問若しくは第二十四条の三第一項の規定により委託を受けた指定都道府県事務受託法人の職員の第二十四条第一項の規定による質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、十万円以下の過料に処する。

第二百一十三條 提供或使用居家服务等的人员拒不进行或者出示第二十四条第一款规定的报告，或者进行虚假报告，或对同款规定的相关职员的提问，或者依据第二十四条第一款规定做出委托的指定都道府县事务受托法人的职员依据第二十四条之三第一款规定进行的提问不予答辨，或者进行虚假答辨时，将被处以十万日元以下过失罚款。

- 2 第六十九条の七第六項又は第七項の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。
- 2 違反第六十九条之七第六款或第七款规定者将被处以十万元以下过失罚款。

第二百十四條 市町村は、条例で、第一号被保険者が第十二条第一項本文の規定による届出をしないとき（同条第二項の規定により当該第一号被保険者の属する世帯の世帯主から届出がなされたときを除く。）又は虚偽の届出をしたときは、十万円以下の過料を科する規定を設けることができる。

第二百一十四條 市町村可在条例中规定，第一号受保人不按照第十二条第一款正文规定进行申报（依据同条第二款的規定，该第一号受保人所属家庭的户主已进行申报的情况除外）或进行虚假申报时，将被处以十万日元以下过失罚款。

2 市町村は、条例で、第三十条第一項後段、第三十一条第一項後段、第三十三条の三第一項後段、第三十四条第一項後段、第三十五条第六項後段、第六十六条第一項若しくは第二項又は第六十八条第一項の規定により被保険者証の提出を求められてこれに応じない者に対し十万円以下の過料を科する規定を設けることができる。

2 市町村可在条例中规定，依据第三十条第一款后段、第三十一条第一款后段、第三十三条之三第一款后段、第三十四条第一款后段、第三十五条第六款后段、第六十六条第一款或者第二款或第六十八条第一款的规定，受保人被要求提交受保人证时拒不配合，将被处以十万日元以下过失罚款。

3 市町村は、条例で、被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が正当な理由なしに、第二百二条第一項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、十万円以

下の過料を科する規定を設けることができる。

3 市町村可在条例中規定，无正当理由，受保人、受保人配偶或者受保人所属家庭的户主及其他该家庭成员或曾经具备上述身份者依据第二百零二条第一款规定被要求提交或者出示文件及其他物品时不予配合，或对同款规定的相关职员的提问不予答辯，或者进行虚假答辯时，将被处以十万日元以下过失罚款。

4 市町村は、条例で、偽りその他不正の行為により保険料その他この法律の規定による徴収金（納付金及び第一百五十七条第一項に規定する延滞金を除く。）の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の五倍に相当する金額以下の過料を科する規定を設けることができる。

4 市町村可在条例中規定，采取造假及其他不法行为免除缴纳保险费及其他本法规定的收费（缴纳款项及第一百五十七条第一款规定的滞纳金除外）者，最高将被处以相当于免征收额五倍的过失罚款。

5 地方自治法第二百五十五条の三の規定は、前各項の規定による過料の処分について準用する。

5 《地方自治法》第二百五十五条之三的规定准用于上述各款规定的过失罚款处分。

第二百十五条 連合会は、規約の定めるところにより、その施設（介護保険事業関係業務に限る。）の使用に関し十万円以下の過怠金を徴収することができる。

第二百一十五条 联合会可依据规约规定，就相关设施（仅限护理保险事业相关业务）的使用征收十万日元以下的失责罚款。